

平成23年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成23年12月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 1日	木	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 2日	金		○休 会（一般質問通告午前11時まで）
3	12月 3日	土		○休 会
4	12月 4日	日		○休 会
5	12月 5日	月		○休 会
6	12月 6日	火		○休 会
7	12月 7日	水		○休 会
8	12月 8日	木		○休 会
9	12月 9日	金	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月10日	土		○休 会
11	12月11日	日		○休 会
12	12月12日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
13	12月13日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 ・総務産業、社会文教
14	12月14日	水		○休 会
15	12月15日	木	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

12月1日上程

議案第55号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	12月15日	可決
議案第56号	坂城町税条例等の一部を改正する条例について	12月15日	可決
議案第57号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例について	12月15日	可決
議案第58号	坂城町公の施設の指定管理者の指定について	12月15日	可決
議案第59号	平成23年度坂城町一般会計補正予算(第6 号)について	12月15日	可決
議案第60号	平成23年度坂城町有線放送電話特別会計 補正予算(第2号)について	12月15日	可決
議案第61号	平成23年度坂城町国民健康保険特別会計 補正予算(第2号)について	12月15日	可決
議案第62号	平成23年度坂城町下水道事業特別会計補 正予算(第2号)について	12月15日	可決
議案第63号	平成23年度坂城町介護保険特別会計補正 予算(第2号)について	12月15日	可決

12月15日上程

発委第5号	TPP(環太平洋連携協定)参加への撤回を 求める意見書について	12月15日	可決
発委第6号	「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める 意見書について	12月15日	可決
発委第7号	生活の安心と福祉向上を図る各種基金事業の 継続を求める意見書について	12月15日	可決
発委第8号	ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求め る意見書について	12月15日	可決

平成23年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日	12月1日(木)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○議案第55号～議案第63号の上程、提案理由の説明	10
第2日	12月9日(金)	
○議事日程	16
○一般質問	山崎 正志 議員.....	16
	塩入 弘文 議員.....	26
	窪田 英子 議員.....	39
	大森 茂彦 議員.....	51
	吉川まゆみ 議員.....	65
第3日	12月12日(月)	
○議事日程	78
○一般質問	塚田 忠 議員.....	78
	塚田 正平 議員.....	89
	柳澤 澄 議員.....	101
	西沢 悦子 議員.....	113
	塩野入 猛 議員.....	126

第4日 12月13日(火)

○議事日程	142
○一般質問 中嶋 登 議員	142
入日 時子 議員	155

第5日 12月15日(火)

○議事日程	172
○請願・陳情採決	173
○議案第55号～議案第63号の質疑、討論、採決	173
○追加議案上程、提案理由の説明	191
○発委第5号～発委第8号の質疑、採決	195
○町長閉会あいさつ	195

平成23年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年12月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 清 子 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	宮 崎 義 也 君
まちづくり推進室長	青 木 昌 也 君
住 民 環 境 課 長	塚 田 陽 一 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	小 奈 千 秋 君
建 設 課 長	荒 川 正 朋 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	中 村 淳 君
財 政 係 長	大 橋 房 夫 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 町長招集あいさつ

第 4 諸報告

第 5 議案第 5 5 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 6 議案第 5 6 号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について

第 7 議案第 5 7 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 5 8 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第 9 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について

第 1 0 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 2 号）について

第 1 1 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

第 1 2 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 1 3 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 3 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（宮島君） 会議規則第 1 2 0 条の規定により、1 3 番 柳澤澄君、1 番 塩入弘文君、2

番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（宮島君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間といたしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月15日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願ひます。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（宮島君） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（山村君） 皆様、おはようございます。

平成23年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、世界の金融問題としてギリシャの財政危機が深刻化し、イタリアの財政危機、スペインの高失業率と債務危機、またIMF国際通貨基金と欧州連合は非ユーロ圏のハンガリーから金融支援を求める打診を受けたなど発表があり、またさらにはドイツ国債の札割れなども起こりました。欧州の経済危機はユーロを導入していない国にも広がり、一層深刻化を増しているところであります。今後の世界経済の動向が懸念されるところであります。

昨日、日米欧の中央銀行6行でドル資金の供給について協調するというニュースがありましたので、短期的には若干落ち着きがあるものと思ひますが、長期的には先行き不安については変わりありません。

一方、日本では東日本大震災の本格復興策をもち込んだ第3次補正予算が成立し、復興への足掛かりができました。総務産業常任委員会におかれましても、11月1日、2日と陸前高田市を表敬訪問され、被災の状況を目の当たりにし、各位がそれぞれの感慨を持たれたことと存じます。この国の補正予算が本格的な復興への足掛かりになることを強く望むところであります。

昨日も東京のNHKホールで全国町村長大会が開催され、東日本大震災からの迅速な復興、原発事故の早期収拾などにつきまして野田総理初め出席各大臣に訴えたところであります。

私も出席させていただきました。

さて、長野県を取り巻く経済情勢は、日本銀行松本支店の発表によりますと、持ち直しの動きが鈍化しているという観測であり、依然として厳しい状況にあり、景気回復を実感できるまでには、まだまだ相当の時間を要するものと考えられます。

町内企業の経済動向につきましては、前回は申し上げましたが、今年6月から始めております町内の主だった企業からの第2回目のアンケート調査を実施し、回答率は95%と前回は上回る企業の皆さんにご協力いただきました。この調査に対して企業の皆さんの強い関心が伺えます。

町内企業の状況を申し上げますと、生産量では前回に比べて2.84%のプラスという状況であります。町全体としては堅調な生産状況が続いているということが伺われます。売り上げにつきましては、3カ月前と比較して3.26%のプラスとなり、全体としては生産量と同様、堅調な伸びをしております。

ただし、3カ月前にマイナスと予想した企業がプラスに転じた一方で、プラスと予想した企業がマイナスになる結果があり、企業にとって先行き不透明な景気動向であることが伺えます。

また、タイの洪水災害が坂城町から進出した企業に直接または間接的に被害が出ております。工場内が2m以上の浸水が起きている、部品調達ができないなど現地の状況から、町といたしましても今後引き続き関係機関からの情報収集に努め、企業の皆さんに情報の提供をしていきたいと考えております。

次に、大型店舗の撤退などによる買い物の不便さを訴える町民の皆様により明るい報告をさせていただきます。

坂城町は60歳以上の人口比率が37.5%と全国平均の36.1%、県平均の34%より高く、さらに身近な小売店舗が減少していることから、高齢等により買い物に困っている方への対応が必要と考えておりました。

そのようなとき、イトーヨーカドー上田店、セブンイレブン・ジャパンが坂城町におきまして車両による移動販売を実施したい旨のお話をいただきました。その後、販売展開箇所や必要商品類を調査し、町商工会、商業部会の皆さんへの説明、移動販売実施箇所の区長さん等との話し合いなどを進め、先月24日からイトーヨーカドーでは全国初3t車により「イトーヨーカドーあんしんお届け便」として、また同日、セブンイレブンでは全国では8番目、県下初の試みとして軽車両により「セブンあんしんお届け便」として移動販売が開始されました。

住民の方々から「思ったより品数の取り揃えがある」「歩いて買い物ができる」「久しぶりに近所の交流の場となった」との声をお聞きました。大変好評の中でスタートとなり、安

堵しております。今後も高齢等により買い物に困っている方の支援策として応援していきたいと思っております。

ビジネスというものは人が動き、物が動き、消費が発生することによって活性化します。今回の試みは、決まった時間、決まった場所に人が集まってくるわけでございます。例えばイトーヨーカドーの移動店舗の近くにほかの町の商店の方々も臨時の店を開くこともできるわけでございます。いろいろな施策を考えながらビジネス活性化の取り組みとしていきたいと思っております。

先の臨時議会で補正予算をお認めいただきましたスマートコミュニティ構想普及支援事業につきましては、先月末に調査業務委託を契約し、商工業、農林業の代表の方や区長会長さん、女性団体の代表の方による第1回坂城町スマートコミュニティ推進委員会を開催いたしました。町議会からも総務産業常任委員長にご出席いただき、同事業の今後の進め方等についてご議論をいただきました。今後、進捗状況に応じて開催し、あわせて調査の取りまとめを行ってまいります。

平成24年度からの実施計画につきましては、8月より策定作業を進めてまいりました。私の選挙公約や全職員にアンケートを実施し、取りまとめたチャレンジSAKAKIでの提案との調整を図り、素案を取りまとめました。今までの実施計画は役場組織内のみで策定しておりましたが、坂城町第5次長期総合計画の中で唯一具体的な数値目標を定めたものとなりますので、町民の代表の方や有識者の皆さんの意見を聞く会を新たに設け、先月9日に実施計画策定懇話会を開催いたしました。そこで出されました意見も参考にさせていただきながら、今後平成24年度当初予算策定作業との調整も図りながら策定をしてまいりたいと考えております。

さて、3月11日の東日本大震災により、学校の耐震化が急務の課題と位置づけられております。坂城町におきましても、6月補正予算で2校の耐震補強工事についての実施設計委託をお認めいただきました。

小学校の今後のあり方については、役場庁舎内の委員会、町教育委員会と検討を進めてまいりました。

南条小学校につきましては、普通教室棟、渡り廊下と合わせ9棟の複雑な構造のため、防災防犯面での課題も多くあり、棟数の多い校舎を維持していくためには過大な投資も必要となります。そこで改築の整備方針にしていきたいというふうに考えております。今後、体制が整いましたら校舎検討委員会を立ち上げ、検討を進めてまいりたいと考えております。

村上小学校につきましては、構造的には子どもたちに目が届きやすく校舎の管理的にも比較的問題はないと思われまますので、耐震補強とともに大規模な改修をしたいと考え、今議会におきまして、村上小学校の大規模改修の実施設計予算を計上いたしました。

また障害のある方や高齢の皆さんが町体育館を利用しやすくするため、県の補助事業、自立支援対策特別対策事業を活用し、玄関部分のバリアフリー工事を行います。工事期間中は町民の皆様にご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、今回の工事とあわせて福祉センターとの動線を考慮して玄関西側にスロープ設置工事もお願いいたしたく、今議会に関係工事の予算を計上させていただきました。

坂城駅へのエレベーター設置につきましては、駅前の活性化や交通弱者と言われる方、高齢者の支援等のまちづくりの全体的な象徴的課題として取り組みたいと考えてまいりました。私も、しなの鉄道に出向き、浅海社長を初め幹部の方々に直接お願いをいたしました。打ち合わせを進める中、全体事業費の算出や国庫補助事業としての取り組むための概略設計が求められ、今議会に坂城駅エレベーター設置工事概略設計関連予算を計上いたしました。今後しなの鉄道と協定を締結し、事業化に向けて具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、松くい虫の防除につきましては、県で一定の考え方、農薬空中散布についてのあり方が提示されました。また一昨日、上平区松くい虫被害対策協議会からも要望書をいただいたところでもあります。町といたしましては、松くい虫の被害拡大、防災上の観点、健康被害に対する対処等十分に勘案し、方向性を示してまいりたいと考えております。

町の特産品振興では先月19日、ねずみ大根祭りを開催し、あいにくの雨にもかかわらず、収穫体験イベントに約250名、メイン会場である坂城地場産直売所あいさいには約800人の方々においでいただき、盛大に開催することができました。今後も引き続き地産地消を推進してまいりたいと考えます。

なお、開会にあわせてキャラクターの名前を決定し、発表いたしました「ねずこん」という親しみやすい名前ですので、着ぐるみとあわせて今後町の宣伝に活用してまいりたいと思っております。

指定ごみ袋の販売につきましては、本日12月1日より町内10店舗により販売を開始いたしました。利便性の向上を目的に町内小売店のご理解をいただき、開始することができました。従来の販売所とあわせてご利用いただければと思っております。これはまさに今日からスタート、チャレンジSAKAKIの成果のひとつでもあります。

先月26日には第18回ライフ・ステージエコーが坂城テクノセンターにおいて開催されました。今年は琴奏者の宮西さんとお仲間による楽しい演奏となっており、約200名の方のご入場をいただく中で開催できたこと、また前日の25日におきましては、宮西さんとギタリストのお2人による坂城中学校での演奏も行われました。中学生も普段味わうことのできない生の演奏に感激しておりました。

さて、文部科学省の補助事業、地域における子どもたちを対象とした高度ICT事業につ

きましては、来年1月から事業開始の予定で準備を進めております。プログラムといたしましては、子どもたちの視点で町特産のウェブページを作成、発信し、岡山県の真庭市の子どもたちと意見交換を行うものであります。21世紀を生きる子どもたちに求められる力として、確かな学力、豊かな心、健やかな体力等の生きる力とともに必要な情報を子どもたちが主体的に集め、処理し、発信伝達する情報活用能力を身につけてもらう取り組みであります。今後の教育行政に反映させていくことを目的とする事業でもあります。

また公益財団法人理想教育財団のはがき新聞事業にも町内3小学校が取り組んでまいります。この事業は授業で学習したことや行事で体験したことなどはがきの大きさという限られた中に文章やイラストで表現するもので、子どもたちの言語力、表現力、コミュニケーション力の向上が図られるものと期待しております。

これから新年度予算の編成期に入ります。24年度の財政見通しについて町税収入は景気の先行きが不透明なことに加え、固定資産税の評価替えによる減収も懸念されます。限られた財政でのさらなる事業の重点化、現事業課の事業の徹底した取捨選択を行いながら予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上、町を取り巻く経済状況、町政の動向を中心に申し上げましたが、今議会に審議をお願いする案件は、条例の制定が1件、条例の改正が2件、指定管理者の指定が1件、一般会計・特別会計補正予算5件でございます。

最後になりますが、楽しい大変うれしい話がありますので、ちょっとご披露したいと思っております。

先日、坂城の小学校、中学校に私が、今から約120年前、明治23年に発生したエルトゥール号遭難事件に絡みまして日本とトルコにまつわるお話をいたしましたところ、坂城の子どもたちからトルコの子どもたち、あるいはトルコの皆さん、頑張れという応援のメッセージをたくさんいただきました。この紙で10枚近くつくっていただきました。早速日本トルコ文化交流協会経由でトルコ政府へお渡しすることになりました。先の3月の東日本大震災、長野県北部大地震に引き続いてこのような行動を起こしてくれる坂城の子どもたちに多いに敬意を表したいと思っております。

以上るる申し上げましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（宮島君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期事務監査が実施され、監査委員より意見書の提出がありました。監査委員の監査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたし

ました坂城町定期事務監査の結果についてご報告いたします。

お手元の報告書ですけれども、1、監査の概要、2として事務及び事業の状況、3として監査の所見としてまとめてあります。

去る11月29日ですけれども、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長、議長に提出いたしました。

まず監査の概要について申し上げます。

この定期監査は地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づくものであります。

監査の対象は、次の7つの会計であります。坂城町一般会計、坂城町有線放送電話特別会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて平成23年度の歳入歳出の執行状況を監査いたしました。

監査の方法は、各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め、次の事項を主眼にして実施しました。

なお、例月監査の結果も参考しております。

その4つの事項であります。これは地方自治法に規定されている期日を引用してあります。

①として住民福祉の増進に役立っているか、②最少の経費で最大の効果を上げているか、③執行機関の組織や運営が合理的・効率的に行われているか、④予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかであります。

監査の期間は平成23年10月25日から11月2日にかけて実施いたしました。

監査の結果でございます。

各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して適正に処理されているものと認めました。

以上が定期監査の概要と結果についてのご報告であります。

次のページになりますが、2として、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。

今回の定期監査にあたりまして、平成23年度の歳入歳出の予算執行の状況、それから町税の賦課徴収の状況を数値として取りまとめたものを表にして記述してあります。前年比との比率分析は、るる言葉で記載してありますが、ご高覧いただきたいと思います。

3番目の主要事業とその執行状況については、事務事業の年間計画に従い、ほぼ計画的に執行されております。

4の工事執行状況についてですが、報告書の末尾に綴られております工事等検査箇所調査書

に記載されている箇所をそれぞれ実地に見聞して、おおむね予定どおり執行されていることを確認いたしました。この項は報告ということで所見を差し控えてあります。

次のページにいけますが、3として監査の所見であります。

関係各課等より事業内容を聴取する中で今後の課題として認識するものについて取りまとめてあります。

共通事項として2つ、各課の指摘事項としてそれぞれ課ごとにまとめてあります。また特別会計については会計ごとに記述してあります。個々の内容については触れませんが、お目通しいただきたいと思っております。

以上がこの報告書に記載されている内容についてのご報告となります。

次に、この報告書には記載されておきませんが、私がこの6月に監査委員に就任して6カ月たつわけですけれども、その間、例月監査と決算審査、定期監査と経験いたしました。私なりに感じるどころがありましたので、引き続き所見としてお聞きいただきたいと思っております。

まず監査制度についてであります。

昭和38年の地方自治法の改正によって市町村にも監査委員制度が導入されました。しかし、その監査の方法は各自治体に任されておりまして、統一された基準は現在でもありません。坂城町の監査委員制度は少なくとも48年の歴史を経て今の制度になっています。私としては、その歴史を重く受け止めておりますけれども、また、その時代に即応した制度に変えていかなければならない必要性も感じております。

次に、監査委員の職務であります。

町の行政を預かる職員の皆様には、日々、法令、条例、規則等を遵守しつつ業務に専念されております。その結果として町民への説明責任を果たしていることにはなりますが、監査委員の監査というのは、その業務の遂行結果の妥当性を確認することにあります。その行為というのは、いろいろな角度から質問して始まっていきますけれども、いわゆる調査とか検査を行うものではないことをご理解いただきたいと思っております。私ども監査委員は業務を批判する立場ではなくて、より効果的に効率的になるよう提言していくのが職務と考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、これはご報告にもなるんですけれども、過日、三重県の東員町の監査委員お2人と議会事務局の方が監査制度について懇談したいということで坂城町に視察に参りました。それぞれの町の監査の状況について情報交換いたしました。大いに参考となり、坂城町にも取り入れるような事案もありました。言い換えれば各自治体によって、その手法は種々異なるということでありまして、それだけに他の市町村の状況を知って研究する必要があるということを感じました。

次に、このたびの定期監査についてであります。

決算審査は会計期間が過ぎて実施されますけれども、この定期監査は会計期間の中で実施されます。指摘事項について、その年度に対応しようとするれば、それが可能となります。また実施の時期を10月にすることによって、ちょうど半年の執行状況の確認にもなります。坂城町の定期監査が長年この時期に実施されているということは、そのような意味合いがあるものと認識しております。私としては、この定期監査を企業に例えれば中間決算と考えますので、そのような目線で資料を確認したわけですが、結果として事務処理の未済が目につきました。報告書の監査の所見に触れているところでもありますけれども、中間決算と考えると、この時期にいったん締められるものは締めて、チェックしてみるのも必要ではないかと思えます。

以上ですが、監査委員の所見を述べまして今回の定期事務監査の結果のご報告といたします。

議長（宮島君） 監査の所見の報告が終わりました。

また監査委員から例月現金出納検査の報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査の付託をいたしましたので報告をいたします。

議長（宮島君） 次に、日程第5「議案第55号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第13「議案第63号 平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの9件を一括議題として提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案説明をさせていただきます。

議案第55号から第63号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第55号「スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございます。

本案は、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことに伴う当町の関係条例の整理でございます。

関係する条例は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、次に、坂城町立学校施設の開放に関する条例であります。

主な改正点は「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、議案第56号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令の改正に伴い、坂城町税条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、個人住民税においての寄附金税額控除の対象の見直し及び適用加減額の引き下げ、上場株式等の配当、譲渡所得に対する軽減税率の適用期限の延長、また個人住民税等の秩序犯にかかわる過料の上限の引き上げによる改正でございます。

次に、議案第57号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の一部施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布施行されたことに伴い、坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正いたすものでございます。

改正内容は、坂城町消防団員等公務災害補償条例において引用する障害者自立支援法施行令の一部が改正されたことに伴う項ずれに対応し、整備を行うものでございます。

次に、議案第58号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

本案は、平成18年4月1日より指定管理者による管理運営を行っている8施設に関して、平成24年3月31日をもって指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からの当該施設に関する指定管理者を指定することについて議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第59号「平成23年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,673万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億1,352万3千円といたすものでございます。

歳入の主なものにつきましては、震災支援にかかわる特別交付税などの地方交付税620万6千円、障害者自立支援給付費負担金などの国庫支出金75万2千円、自立支援対策等補助金などの県支出金282万2千円、財政調整基金などからの繰入金5,432万1千円、消防団員安全装備品等助成金などの諸収入213万6千円をそれぞれ増額いたし、歳出の主なものにつきましては、町税等のコンビニ収納導入委託350万円、コンビニ収納にかかわる稼動テスト経費335万円、びんぐし湯さん館改修工事設計管理委託400万円、法改正に伴う住民基本台帳システムの改修委託840万円、消防団員公務災害共済掛金など非常備消防経費607万2千円、除雪委託、道路改修工事などの道路維持経費502万5千円、坂

城駅エレベーター概略設計にかかわる負担金730万円、震災に伴う座標変換委託などの地籍調査事業241万8千円、坂城小学校の焼却炉撤去等工事469万3千円、村上小学校の耐震化に伴う大規模改修設計委託586万円をそれぞれ増額をいたすものでございます。あわせて職員の人事異動に伴う人件費の組み替え等を行うものであります。また平成24年度において、びんぐし湯さん館改修工事設計管理業務、一般廃棄物収集運搬等業務、小・中学校英語指導講師配置業務を行うための債務負担行為補正につきましても、あわせてご審議を賜るようお願い申し上げます。

議案第60号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算のうち歳出予算を補正するものであります。

内容は、歳出につきまして有線放送電話更新検討にあたり実施する住民アンケート調査のための経費として、財産管理一般経費の役務費のうち通信運搬費を20万円増額し、工事請負費を20万円減額いたすものでございます。

議案第61号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千万円を追加し、歳入歳出の総額を16億8,374万1千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入の主なものにつきましては、療養給付費交付金2,750万円、基本繰入金1,250万円をそれぞれ増額いたし、歳出の主なものにつきましては、退職被保険者等療養給付費2千万円、一般被保険者療養費150万円、退職被保険者等療養費50万円、一般被保険者高額療養費1,100万円、退職被保険者等高額療養費700万円をそれぞれ増額いたすものでございます。

続きまして、議案第62号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,896万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,947万2千円といたすものでございます。

歳入の主なものにつきましては、受益者負担金1,364万円、町債290万円、諸収入として平成22年度分の千曲川流域下水道上流処理区維持管理費の返還金1,128万6千円を増額し、歳出の主なものにつきましては、公共下水道事業費2,341万9千円を増額いたすものでございます。

また今年度下水道工事につきまして、適正な事業執行を行うため、国への翌債承認とあわせて繰越明許費の計上をいたしました。

議案第63号「平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」でご

ございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出の総額を12億398万4千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、主に介護サービスの利用の増加等に伴い、保険給付の内容等について組み替えを行うものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金27万5千円、県支出金37万5千円をそれぞれ増額し、歳出の主なものにつきましては、一般管理事業費65万円、施設介護サービス等費750万円をそれぞれ増額し、居宅介護サービス等費750万円を減額いたすものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から12月8日までの7日間は議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から12月8日までの7日間は議案調査等のため休会することに決定いたしました。

今回は12月9日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時49分）

1 2 月 9 日 本 会 議 再 開 (第 2 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩 入 弘 文 君 | 8 番議員 | 入 日 時 子 君 |
| 2 " | 吉 川 まゆみ 君 | 9 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 3 " | 西 沢 悦 子 君 | 10 " | 中 嶋 登 君 |
| 4 " | 塩野入 猛 君 | 11 " | 塚 田 忠 君 |
| 5 " | 窪 田 英 子 君 | 12 " | 池 田 弘 君 |
| 6 " | 塚 田 正 平 君 | 13 " | 柳 澤 澄 君 |
| 7 " | 山 崎 正 志 君 | 14 " | 宮 島 祐 夫 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|---------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 清 子 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 一 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| まちづくり推進室長 | 青 木 昌 也 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 天 田 民 男 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 小 奈 千 秋 君 |
| 建 設 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 白 井 洋 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 平成24年度予算編成について | 山崎正志 議員 |
| (2) TPP参加で、住民の生活はどう変わるかほか | 塩入弘文 議員 |
| (3) 少子化対策についてほか | 窪田英子 議員 |
| (4) 24年度予算編成についてほか | 大森茂彦 議員 |
| (5) 健康長寿の町づくりへほか | 吉川まゆみ 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、企画調整係長、中村淳君から不幸のため本日から13日まで欠席する旨の届出があります。これを許可してあります。

また本日から3日間、カメラ等の使用の届出がなされておりますが、これを許可してあります。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 質問者はお手元に配付しました通告書のとおり、12名であります。質問時間は答弁を含め、1人1時間以内であります。理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに7番 山崎正志君の質問を許します。

7番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

12月議会のトップバッターとして重責を感じ、いつも以上に緊張しております。まず今議会の1番くじを引いたということで町民が最も聞きたいと思っている来年度の予算編成についてお伺いいたします。

1. 平成24年度予算編成について

イ. 特徴と重点施策は

町民を筆頭とし、町議会議員、町職員も来年度の予算編成に注目しております。今議会初日の山村町長の招集あいさつにおいて、来年度から3年間の実施計画が取りまとめられたと

報告がありました。そこで今回初めて予算編成をされる山村町長の来年度予算に対する特徴と重点施策をお伺いいたします。

続きまして、緊急雇用創出事業補助金の運用により現在行われている小・中学校への臨時職員の加配が継続されるのか、お伺いいたします。

緊急雇用創出事業補助金が今年度3年間の期限が終了の予定でありましたが、来年度補助金の金額は減少する可能性があります。この補助金は、労働費県補助金として本年度当初には3,045万4千円支出されております。そのうち490万4千円の予算で小・中学校の臨時職員が加配されております。不登校対策、特別支援児童対策、理科支援、少人数学級、学力向上支援と学童、生徒の学校生活において重要な役割を果たしております。

そこで来年度の予算に計上できるか、お伺いいたしたいと思えます。

次に、A01号線について来年度予算において、どの区間の事業に着手するのか、お伺いいたします。

9月議会において、若草橋南の歩道がない区間はいつ着工するのか質問いたしました。その後グリーンベルトが敷かれ、以前よりは運転者が注意を払って通行しているように思われます。長年にわたり南条小学校PTAは危険箇所に取り上げ、町へ改善の申請を行っております。

そこで来年度、若草橋南の歩道がない区間に着手できるのか、お伺いいたします。

また現在仮設のガードレールが置かれている南条小学校東側の大木久保団地入り口付近の完成はいつになるのか、お伺いいたします。

続いて、公共下水道の来年度の予算について質問いたします。

今12月議会において2,896万7千円の追加があり、総額9億4,947万2千円が計上された補正予算の提出がありました。そのうち公共下水道事業費は本年度当初予算3億6,647万円から5億1,395万円に約1億5千万円の増額になりました。今回の補正予算も含め、下水道の早期供用に向けての姿勢をかいま見ることができました。

そこで来年度は、どの程度の予算を計上できるのか。また、どの地域の整備を優先して工事を行うのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） おはようございます。

では、山崎議員のご質問にお答えします。私の方からは、平成24年度の予算編成について、現在の段階でのお話しできるところをしたいと思います。

招集あいさつでも申し上げましたけれども、長野県内の経済動向は日本銀行松本支店の発表によりますと、持ち直しの動きが鈍化しているという観測であります。景気回復を実感で

きるまでには、まだまだ相当の時間が要するのではないかなというふうに思っております。住民生活や地域経済情勢は依然厳しい環境に置かれていると判断しております。

当町におきましても、本年6月から主だった企業にアンケート調査を実施するなど、その動向を注視しているところですが、生産量、売り上げとも全体としてはわずかながら上昇しているという一方ですが、個々の状況ではプラス予想の企業がマイナスに転じるなど先行きの動向は不透明であるということが伺えます。

そうした状況下における本年度の町税収入につきましては、東日本大震災やタイの洪水といった自然災害の影響などによる町内企業の業績回復の遅れや個人所得の低下等により前年度と比較しても減収は避けられない状況となっており、23億200万円の当初予算計上額を何とか確保はできる見通しは立てつつも、欧州の経済危機や円高の動向など予断を許さない状況にあります。

そういった中で新年度の予算編成の基本理念といたしましては、本年度を初年度とする第5次長期総合計画を念頭にし、町政の基本的な方向を自律のまちづくりに据えて事業の重点化、取捨選択を図りながら、より坂城町らしい予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

総合計画の基本構想は議会のご議決をいただき、基本計画につきましても町民の皆様のご意見を伺いながら策定しております。しかしながら、これまで実施計画につきましては行政側のみで策定するという仕組みになっておりました。

私としましては、実施計画は総合計画の中で3年間の数値目標を掲げている大事な計画であると認識しております。これに対してもご意見をいただきたいということで、先月9日に第5次長期総合計画策定にあたってご尽力いただきましたさまざまな委員の皆様へ平成24年度からの3カ年の実施計画の素案をお示しし、ご意見を伺う機会を設けました。委員の皆様にご苦勞をいただきまして策定した総合計画の内容が具体的な事業計画として、こういった形で示されたということをご評価いただけたのではないかなと思っております。

第5次長期総合計画は大変包括的な計画ということもありまして、私の公約やチャレンジSAKAKIの内容を十分カバーしていると認識していますが、重要なのは優先順位であろうというふうに思っております。つまりこれから来年度新たにつくる3年間の実施計画の中で私の公約や職員一同がつくったチャレンジSAKAKIに対する事業等を示していけるものではないかと思っております。予算編成はこれから始まるわけですので、詳細について申し上げる段階ではございません。また実施計画につきましても策定途上、途中であります。ですから、項目として、こんなことを考えている、主なものを申し上げさせていただきます。

まずハード事業といたしましては、坂城駅のエレベーターの設置事業を考えております。これは単にエレベーターをつけるということではなくて、駅前の活性化や交通弱者と言われ

ているような不便な方あるいはご高齢の方の支援として国の補助金も同時に要望する中で設計作業を進め、平成26年度までにおいて設置が完了するよう進めていきたいというふうに思っております。

それから次には学校耐震化事業、また南条小学校の改築事業等についてでございますが、今後3カ年度の中で構造あるいは管理的にも比較的問題のない村上小学校に関しましては、耐震補強とともに大規模改修を進める計画であります。また南条小学校に関しましては、構造面や費用面を考慮し、改築を視野に入れ、検討委員会を立ち上げる中で進めていこうというふうに考えております。

次に、坂城ワイナリー形成事業でございます。これは事業者や専門家の方も含めて協議会をこれから立ち上げる中で、その体制づくりや検討を進めていきながら試験圃場による研究、栽培も行っていき、将来的にひとつの事業として展開していきたいと計画しております。

それからA01号線にかかわる道路改良事業、これまでも進めてきておりますが、A01号線の早期完成と若草橋前後区間の歩道整備等を進めてまいります。

それから項目としましては、下水道事業の促進普及の向上、それから湯さん館が来年10周年になります。いろいろ手を入れなければいけないところがあります。湯さん館の大規模改修工事も必要となると思います。

一方、ソフト事業としましては、乳幼児の福祉医療給付事業、これは外来分の給付対象を現在の小学校就学前から小学校6年生まで拡大を計画しております。

それから乳幼児健診事業、これは5歳児を対象とした発達障害に関する行動観察、検査を実施し、その結果に基づく相談と連携した支援の実施を計画したいというふうに思っております。

それから小・中学校の英語力向上事業ですが、今年度からいろいろ手を打っておりますけれども、グローバル社会における小・中学校の英語力を向上させていくためのネイティブスピーカーを交えた授業の充実や小学校の英語活動の実施支援などを実施していきたいと考えております。

それからコンビニ収納事業、納税者の皆さんの利便性の向上を目的としまして、これはシステム等の改変が必要ですが、コンビニエンスストアにおいても納税ができるというような仕組みを考えております。

それから、これは長期的な取り組みになると思いますが、スマートコミュニティの構想事業です。地域での、つまり坂城町でのエネルギーのセキュリティー、エネルギーの確保を図るスマートタウン坂城の構築を目標に本年度の調査事業の結果を踏まえて引き続き調査研究を進めていきたいと考えております。このような事業を項目としてはベースに考えております。

各所管課には計画をつくる上でお金ばかりといいますか、予算の前にというより、よりよい坂城の将来像をまず考えて、思い切った、思いを込めた計画をつくってくれというふうに依頼をして今、一緒に作業をしております。これから実際の予算編成において金額を精査していくわけですが、今申し上げたように予算が前提であるにしても、できる限り思いを反映したものをつくっていきたいというふうに思っております。現段階で予算については、こんなふうに思い、項目ごとにこんなことを考えておりますので、以上答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

教育文化課長（柳澤君） 私からは緊急雇用創出事業の小・中学校の臨時職員関係について答弁申し上げます。

雇用創出関係基金事業につきましては、当初、平成23年度をもって事業終了の予定でありましたが、東日本大震災への復興支援等への対応も考慮され、先の国の第3次補正により予算が認められ、一部平成24年度まで事業が可能という状況になりました。

当町において24年度の事業費配分額は23年度の9月末時点での緊急雇用創出事業の事業費3,300万円の3分の1相当額、およそ1,100万円とされております。事業期間の延長にあたっては、震災対応という点が強く打ち出されており、これまでと補助金を受けるための要件が一部変更になる点があり、細かな点の確認等が必要となります。県と情報交換しながら来年度予算編成に向けて、今後、補助金の窓口であります産業振興課を中心に調整を進めていくこととなります。

24年度の小・中学校の臨時職員の配置につきましては、この補助金を活用しないと取り組みが困難な事業ですので、町全体の緊急雇用の事業規模や補助要件を確認しながら当初予算編成の中で検討してまいります。

建設課長（荒川君） 私からはA01号線及び公共下水道の事業推進についてご答弁申し上げます。

まずA01号線ですが、南条地区国道18号鼠橋通りから坂城県道新田坂城停車場線に至る通称産業道路と呼ばれます町の主要幹線で、現在この中でお尋ねにございました南条小学校東側の山金井交差点から宇佐八幡宮交差点北側までの270m区間、そして今年度が最終年度となります坂城インター線交差点から谷川までの489mの2カ所で事業を進めています。インター交差点から南側180m区間につきましては、去る12月7日に入札を行い、またお尋ねの南条小学校東側の約100m区間の道路改良工事につきましても、年内に発注を予定しており、いずれも来年3月末までの工期で事業を進めてまいります。工事施工に際しましては、冬期間の道路改良で片側交互通行や交通制限などご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、ご質問の若草橋南の歩道がない部分につきましては、早期整備の要望が多い中で次

期の事業化区間として計画しております。新規に事業化する場合には、おおむね5年ほどで完成する区間を設定する基準となっており、これを事業認可と申しますが、若草橋の架け替えや沿線の建物補償等見込まれる事業費を踏まえ、谷川南側交差点までのおおむね100m区間を事業区域と計画をしているところです。

事業の認可を得るにあたりまして、橋の概略設計はもとより1級河川谷川を横断する関係から県との河川協議も必要となっており、来年度以降、事業化に向けて必要な諸協議が進められますよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、公共下水道の事業推進についてですが、平成6年度から進めております町の公共下水道は、22年度末で全体計画面積612haのおおむね3分の2が完了となりました。

本年度の下水道事業費につきましては、先ほどお話をいただいたとおりでございますけれども、当市の事業の関係からいきますと、当初予算では国の交付金事業、そして起債事業を合わせまして3億円の投資事業としていったところですが、9月の補正におきまして、さらに1億円を追加し、現在4億円の予算枠により事業推進を図っています。

下水道の事業の実施につきましては、先ほどの道路整備と同様におおむね5年間に整備できる区域を定め、これにより事業区域を拡大し、順次工事に結びつけております。現在の事業認可区域の拡大は平成22年度に行ったもので、千曲川左岸では網掛、上平地区のほぼ全域を、また千曲川の右岸につきましては、1級河川谷川を境とする南条地区の町横尾、泉、入横尾地区を認可区域として定め、順次工事を進めています。

これから新年度の予算編成に入る段階で来年度の予算規模について申し上げられる時期にはございませんが、ただいま申し上げました事業認可区域を早期に完了できますよう、実施計画の位置づけに基づきまして推進を図ってまいりたいと考えています。以上です。

7番（山崎君） それぞれご答弁いただいたわけですが、それでは、まず来年度予算について、町長から答弁願いたい部分がありますので、そこから伺いたいと思います。

チャレンジSAKAKIにより、それぞれ職員さんのお話を聞いた中で意見を取りまとめ、来年から実施計画をされると。実施計画策定懇話会を設けられたと、そこでいろいろな部分要望として出てきていると思います。そこにおいて町長は先ほどチャレンジSAKAKI、エレベーター設置あるいは学校の耐震化、南条小学校においては改築、ワイナリーの部分、A01号線に関してもいろいろ、湯さん館、いろいろ出てきています。その中で、やはり町長として今までとは私は違うんだぞという部分を私たちも見たいと。確かに今この段階で予算、どのくらいの規模になるかというのはわからないとしても、そういうところはやはり町民としては期待している部分はあると思うんですね。そこをもうちょっと詳しく聞きたいなと思います。

もうひとつ、学校教育、さっきの加配の話ですけれども、それも含めて町長のお話を聞き

たいのですが、今までは緊急雇用の創出金において出されている、加配されている先生方を、町長としてはそれができるのかどうなのかという部分を、先生をそうやって教育に関してどう思われているかという部分も町長からひとつお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（山村君） 先ほどご説明いたしましたけれども、まず実施計画の懇話会といいますか、場の話ですけれども、山崎議員から実施計画が策定されたというようなお話がさっき質問の中にありましたけれども、つくるのは、まだ3月まで。ですから途中の段階でご意見を伺うということで伺いました。

その中の項目で私が先ほど申し上げた取り組みというのは、恐らく今まで取り組んでいなかったものがほとんどだと思っております。ですから、これは全部やりたいというふうに思っております。ただ、時間のかかるものもあります。例えばワイナリーといってもいきなりワインができるわけではありませんので、まず来年は試験圃場を確保して、まずテストをやるということを考えております。私、春から坂城にはぜひとも、食用のぶどうはもう歴史があるし、伝統があるんだけれども、有名な坂城巨峰とかブランドはあるけれども、やはりそれを製造、加工、流通する1次から6次まで、1次産業、2次産業、3次産業、それから6次産業をやるには、ぜひとも坂城ブランドのワインをやったらどうかと。ワインのぶどうをつくるだけではなくて、製造してレストランもできると、そういう大きな夢を、多分10年がかりになると思いますがけれども、まずその第一歩を来年度から進めたいというふうに考えております。

従いまして、どれが重点項目かのご質問ですけれども、いずれも全部やろうというふうに思っております。

それから先生の加配について話がありましたけれども、これはできるものだと、そのつもりで予算を計上して、先ほど課長から話がありましたように、やろうと思っております。以上答弁でございます。

7番（山崎君） それではA01号線について、まずお伺いしたいと思います。

若草橋南の歩道のない部分、そこをまだあそこは建物が住居とされている方が何軒かあります。そこで結局、立ち退きというか、そういう移転の補償、いろいろそこから交渉が始まると思うのですが、認可された後、どのくらいの期間でできるのか。まず着手した場合にはどのくらいの期間でできるのか、お伺いしたいと思います。

建設課長（荒川君） 道路事業を行う場合に、国の事業、財源等を確保する中でおおむね5年ほどにできる範囲を定めて、それを事業認可区間という決定を受けて財源を確保し、工事を進めていきます。ですから、先ほどのお答え申し上げましたとおり、谷川から南側約100m区間、これは橋梁の整備、建物補償、そして用地のお願い、工事、こういったことを考えて、

大体概略の事業費がこのぐらいのオーダーになるのかなと、それを踏まえて5年間に整備できる区域というもので今申し上げた100m区間というものを想定をしています。

ただ、具体的に事業の認可区域となりまして測量設計、諸協議、そしてまた用地の交渉等のお話が出てまいりますので、実際の進捗のお話と当初計画は、ただいま申し上げました5年という中で進めてまいりたいとするものであります。

7番（山崎君） もうひとつ、下水道に関してですけれども、今年度、実質的には約4億円ぐらいまでの工事をされております。来年度も当初予算ほどのくらいになるかわかりませんが、行う、当然ながらそうやって下水道工事を行っていく、国の補助金あるいは県の補助金等も含めてどの程度になるのかという部分で今はまだ言えないかもしれませんが、私も今日、いつもどおり産業道路を自転車で回ってきました。ちょうど酒玉神社と産業道路の交差点、あそこにたまたま工事している方がいらっしゃったから「何ですか」と聞いたら下水道ではなくて上水道の関係の工事でしたね。下水道が上水道と何か兼ね合いの関係で今、上水道を布設、入れ替えをしているという工事をやっている方がいらっしゃいました。

その後、それは当然その先もそういう関係が出てくると思いますけれども、この後当然ながらそうやって産業道路を越えて泉区あるいは入横尾区の方へ上がっていくと、それはわかります。そして、その場合、そこが終わってから次の方へいくというのも前回の質問のときにも答えとして出ていました。来年度、じゃあ、どこまで、今年の予算はどこまで、これだけ増えたからどこまでいけるのか。来年度は入横尾のどこら辺までいけるのか。じゃあ、そしたら次の日精の駐車場のところから国道を越えていく、その部分で見通しとして、いつになったらその辺の入横尾の面整備が終わって日精の駐車場から国道を越えてそちらに行けるのかという見通しを聞きたいんですけれども、答弁をお願いしたいと思います。

建設課長（荒川君） 先ほどの道路事業と同様に下水も事業認可という5年の区間におおむね整備のできる範囲、これを定めて工事を進めています。現在は、先ほどの繰り返しになりますが、南条側では町横尾、泉、入横尾、それから千曲川の左岸では網掛、上平地区、これが合計で約90haの事業認可区域を持っています。

現在かなりの進捗で実は進んでおりまして、今進んでいる、実際に現場が動いている数で申し上げますと、22年度からの繰り越しで持っている、発注をしている仕事、そして現年で発注している仕事を合わせまして現在8カ所で工事を進めています。また年内中にさらにもう4カ所の工事発注を今、計画をしています。加えて年明けには9月補正で計上いたしましたものも含めまして、今お尋ねにございました産業道路から東側に向けての環境整備の工事も計画を進めています。

一番のお尋ねの日精のところから、いわゆる谷川の南側、金井、鼠、新地のエリアの区域の拡大のお話かと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、今現在持っている事業

認可区域がほぼ完了の目処をつけて、さらに認可区域の拡大をして谷川の以南の方へ進めていくというのが事業の推進のひとつの手順になるということをご理解をいただきたいと思います。以上です。

7番（山崎君） まだ下水道は鼠、新地、谷川南の区域には時間がかかるかなという部分はわかるんですけども、では、ちょっと関連した質問ですけども、下水道がどうしても来ない地域、場所が幾つかあります。私の知っているところでは最近布設工事された旧道から、金井区とか町横尾区、旧道から若草橋から南の部分の何軒かの部分が、そうやって下水が来ないところがありますよね。本管が来ないというところが。そういうお宅には多分お知らせしていると思います。そういう方たちには合併浄化槽の補助金等の優遇はできるのか。あるいは、これからそうやって公共下水道を進めていく上において恐らくどうしても河川法とかいろいろな法律上で本管が通らない場所が出てくると思うんですよね。そういうお宅に対しては、どのように対処していて、あとそうやってできないところに対しては、そういう合併浄化槽の補助金は出せるシステムになっているのか、お伺いいたします。

建設課長（荒川君） 下水の整備につきまして、やはり構造的に、また地形的に幹線管渠の布設ができない箇所もどうしても出てまいります。今ご質問にございました、多分谷川沿いで、実際には町道にはなっておりますが、河川の堤防の中に幹線の埋設をしなければならない、そういったところは河川法の制約から堤防敷、土手の中に縦断的に幹線管路、土手の構造を弱体化させるようなものは埋設ができない、こういったことから下水の環境整備ができない、そういったところがございます。

そういう箇所の救済というお話で浄化槽の補助はというお尋ねですけども、それにつきまして本年3月までは国の補助制度の中で、国、県、そして町の助成による合併処理浄化槽の設置がございましたが、やはり下水の整備区域という総体のお話の中と補助制度が廃止になった中では現状、浄化槽の設置というものもないということで、これにつきまして広報等ではご案内を申し上げてきたところです。そんな状況でございますので、おさめをいただきたいと思います。

7番（山崎君） 来年度予算と関係ないと言われてしまうのかというと、そうではないと思うんですよね。合併浄化槽、どうしてもなければ、公共下水が来ないという場所には合併浄化槽を補助金を出すべきだと思います。いろいろな策があつて私も今年の6月議会において合併浄化槽の補助金制度が、国の補助金制度がなくなった、それは質問して答弁として返ってきますからわかっております。実際に、だから5年でできる、10年でできる、どうしてもエリアになったから打ち切りではない、エリアになったから打ち切ってもらってしまうと、じゃあ、10年も待つのかと、20年待つのかという形になってしまうと、やはり住民としては不公平感が生まれてしまうというのは事実ですよね。ですから、エリアになったのではな

くて町独自でもうちょっと待ってくれという部分で、その部分ではそういう配慮が欲しいと思うんですけども、それを予算として計上していただくということができないのかということをお聞きしているわけです。

実際にエリアとしてなっているけれども、このお宅はもう合併浄化槽で処理できないと、公共下水道では無理だと、そうやって初めから知らしめておいた場合には、じゃあ、うちは合併浄化槽にしますという方は当然ながら出てくるわけですよ。そういう方たちには補助金を出さず、合併浄化槽を補助金を出して合併浄化槽をやってもらおうと、そういう形にしてほしいんですけども、その部分で予算を計上してほしいという、私は言っているんです。それは誰が答弁してもらったらいいんでしょうかね。お願いいたします。

建設課長（荒川君） 合併処理浄化槽、そして公共下水道あわせまして水洗化率の向上ということで町はこれまでも努めてまいりました。ただ、浄化槽の助成制度については国の交付金制度の見直しによって本年3月で廃止となった、そんな状況でございます。どうしても個々それぞれのお宅の水洗化というお話になりますと、こういった下水の整備の具合、浄化槽の補助制度、一番はそれぞれのご家庭で費用負担が当然伴ってまいりますので、そのお宅での改築であったり、ご事情もその時期というのは左右される状況にあるかと思っております。

しかしながら、浄化槽の助成制度自体もこの3月で打ち切られたということにはなりますが、制度といたしますと、逆にそれまでの間、まだ下水の整備が滞ってきた、遅れてきたエリアにつきましては、それだけ長い期間、浄化槽の助成が受けられた地区にもなるということでは、方策といたしますと、水洗化の選択肢はかなりあったのではなかろうかなということでございます。現状、町単独で浄化槽の助成制度を設けていくということには至っておりませんので、1点そういったことは現状の中では制度としては持っていないということをご理解をいただきたいと思います。以上です。

7番（山崎君） ちょっと歯切れが悪いというか、国の方の補助金がない、それは確かにその部分で出せないというのはわかるんですが、エリアは別にしても公共下水道というのはやはりそういう町全体ですよ、それぞれの流域から含めて。そうすると、全く来ないお宅に対しての何もないのかということをお聞きしているわけです。全く下水道が来ないお宅をどうするのかという部分を私お聞きしているんですから、そこをちょっとお答えいただきたいんですけども。予算として組み込めないかということなんです。

建設課長（荒川君） 下水道の整備によって町内の水洗化を図っていくというのはもちろん基本の形でございますし、それ以前に水洗化を図りたいという需要に応じていくために合併浄化槽の助成制度というものも並行してあったというのが今までの形です。

今のお話の中で下水が来ない箇所に助成制度をとってお話でございますけれども、河川の、先ほど申し上げた縦断的な占用という箇所、本当に特殊なエリアになりますが、その箇所

についても、これまで浄化槽の助成というものは受けられた仕組みはあったかと思います。今後進めていく中で下水の設計、地形状況を見ながら管路の設計を組んでいく中で、どうしても水洗化が図り得ない地区も出てくるというのは今、課題としては認識をしております。

ただ、それをもって直ちに単独の助成制度を設けられるかという点と、まだその状況には至っていないということをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

7番（山崎君） 何か堂々巡りのようですから、ちょっと、その部分はまた。今私が知っている範囲でも何件かそういう公共下水が来ないお宅があります。これから村上地区あるいは入横尾、これから泉区、南条では泉区、入横尾と上がっていきます。その先になって日精から国道を越えたときには新地、鼠と金井区の方に上がっていきます。そのときにも多分そういう箇所は幾つか出てくると思うんですよ。そういうときに「お宅は来ないから、じゃあ」というのは早く知らしめておかなかつたら合併浄化槽入れるといたって入れられないじゃないですか。もともと来れないんだとわかっていれば合併浄化槽を入れて補助金があるときに入れたかもしれないけれども、今から「お宅は来ないんです」と言われたときに、どうすればいいんですかということになるから、そこで合併浄化槽に対して、そういう来ないお宅には補助金の制度を設けるようにしてほしいと言っているのが私の話なんですよ。その分はまたいろいろ考えていただいて、予算計上していただく部分も出てくると思っておりますから、考えていただきたいと思っております。いろいろここでやっても何かまだ埒があかないものから、ここでその話は検討していただけるということをやめておきます。

来年度、町長が行う3カ年の実施計画、私も楽しみにしております。いろいろな部分で特徴が出ていますけれども、この後町民皆さんが注目している中でどのような予算編成をされるのか、私も楽しみにしながら今回の質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時58分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、1番 塩入弘文君の質問を許します。

1番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をします。

第一に私は、今、全国で問題になっているTPPについて質問します。

TPPについては農協団体が中心になり、全国的に反対運動が広がっております。TPPに参加すれば米を初め例外なくすべての農産物の関税を撤廃することが原則であり、参加の条件になっています。そうすると日本の農林水産業を初め壊滅的な打撃を受けることが予想されます。

もうひとつ重要なことは、非関税障壁の撤廃の名のもとに食品の安全、医療、金融、投資、政府調達、労働など24の分野で規制緩和をします。わかりやすく言えば、アメリカなど日

本に輸出するための邪魔になる制度、規則などを全部なくしてしまうということです。こうなると農林水産業だけでなく、日本の国民の命と健康、暮らしが守れなくなります。日本の国のあり方を根本的に問われる問題です。初めは農林水産業と工業が対立して争われているように報じられましたけれども、国会でT P Pの本質がだんだん明らかになるにつれて農業団体だけでなく、全国医師会、消費者団体、婦人団体を初め各地方自治体も反対もしくは慎重に対応すべきだという声が上がってきております。既に42都道府県議会でも国に意見書を提出しています。長野県議会でも阿部知事も反対もしくは慎重に対応すべきだと表明しております。与党民主党初め野党議員の多くが同じように態度表明をしてきました。にもかかわらず野田首相はアメリカとの約束を優先し、国民の意見を無視してT P P参加の表明をしました。民主主義政治を根本から危うくし、独裁政治への危険さえ感じます。

そもそもT P P問題はアメリカの強い要求に基づいて日本に持ちかけられました。日本の市場を一方的に開放させるのが目的です。それだけではなく、日米同盟強化の名のもとにアジアにおいて中国を軍事的にも経済的にも圧力をかけていく狙いもあります。だからこそオバマ大統領がT P P問題と沖縄の基地問題をセットで野田首相に結果を出せと迫ってきているわけです。既にアメリカは野田首相がすべての物品、サービスを貿易自由化交渉のテーブルに乗せると発表しました。首相は代表コメントでそんな発言はしていないと言っていますが、アメリカは承知していません。国民をだましてT P Pに参加しようとしているのでしょうか。このような姿勢ではアメリカと対等な交渉はできず、アメリカに押しつけられてしまう心配がたくさんあります。

では、T P Pに参加すれば日本はどのように変えられてしまうのでしょうか。農水省の試算でも農産物のすべての関税が撤廃された場合、年間4兆5,700億円減少し、自給率は39%から13%台に低下する。雇用も350万人以上が失われると予想しています。特に東北、被災地では農林水産業が中心です。T P P参加によってさらに大きなダメージを受けることは確実です。復興への夢を失わせます。今求められているのはT P P参加ではなくて被災地復興のために全力を挙げることではないでしょうか。

自給率10%台となると90%は外国から食物を依存しなければなりません。今、世界的に食料危機が叫ばれております。食料をいつでも輸入できるということはもう通じなくなっています。欧米諸国の先進国はすべて自国の自給率を確保するために努めています。日本の自給率は今でも39%、これが10%になれば本当にひどい状況になります。今でも先進国で最低なんです。これ以上下げるわけにはいきません。どこの国も自国の自給率を確保するために関税をかけています。だからアジアの多くの国は食料主権を守るために関税を完全に撤廃するT P Pには入っていません。農業が見捨てられれば田畑が荒れ、農業が破壊され、環境が破壊され、農業の持つ多面的機能も失われます。金額にして3兆7千億円の損失が予

想されています。食料自給率だけでなく、日本の美しい田園風景も壊すT P P参加はやめるべきではないでしょうか。

次に、T P Pにもうひとつ大きな問題があります。最近新聞でも取り上げられるようになりましたが、非関税障壁の撤廃です。食品の安全、医療制度、金融、投資、政府調達、労働などすべての面でアメリカのやり方で日本に押しつけようとしていることです。日本が国益を守るために今までつくってきた基準、制度、仕組みをアメリカ流に変えようと日本に要求していることが問題です。

まず食品の安全についてですが、日本の基準をアメリカ並に緩和しろという要求が出ているわけです。そうすると、狂牛病の牛肉もチェックなしで入ってきます。大腸菌の入った冷凍フライドポテトも入ってきます。収穫後にたっぷり農薬漬けしたポストハーベスト農薬の基準もなくなってしまいます。遺伝子組み換え食品の表示義務がなくなります。ちなみにアメリカでとれる大豆は70%が遺伝子の組み換えです。食品添加物が有毒か否かを調べ、日本では今、832品目しか許可していませんが、アメリカでは何と3千品目も許可しています。輸入食品の検査体制は今でも12%しかありません。今後有毒で安い食品が大量に入ってくれば、ほとんどノーチェックで日本に輸出されることになります。これでは日本の食品の安全は守れないと思います。

また医療についても日本医師会、歯科医師会、薬剤師会が組織を挙げて反対しています。日本には、いつでも、どこでも、誰でも安心して医療にかかる世界に冠たる国民皆保険制度があります。これが崩される心配があるからです。アメリカは、ご承知のように自由診療です。お金が高く、お金持ちしかかかれません。アメリカは日本にこの自由診療を持ち込むために混合診療の全面解禁を要求しています。日本の医療制度は混合診療を禁止しています。日本は公的医療保険制度ですから国が決めた診療報酬に基づき、保険医療をしています。ところが、混合診療になると医療機関が自分で値段を決めた自由診療の両方を扱うことが可能になってきます。病院が農村で儲からないと都市部に行きます。儲けが少なく、危険が多い救急医療や小児科、産婦人科は少なくなり、地域医療を崩壊させてしまう恐れがあります。日本の医療制度は儲けることを医療の目的とせず、すべての国民の命と健康を守るためにあります。しかし、混合診療になると医療が儲けの対象になります。アメリカの企業が儲けるために参入してきます。医薬品も危険が伴い、しかも薬代を高くするよう要求しています。このことについては、今日の『信毎』の「暮らしとT P P」という欄に詳しく報道されています。

また金融サービスの面では郵便保険の優位性をなくせとか、儲けを考えず助け合いの共済制度をアメリカの民間保険会社と同じ規則にせよと要求してきています。そうするとJ A共済を初め各種の共済が競争に負けて廃止に追い込まれる危険があります。

また自治体にも関係しますけれども、政府調達といって自治体が物品を購入したり、また公共事業を発注する場合、今まで地元の業者を優先していましたが、これもできなくなる可能性があります。それはアメリカの企業が国際入札を要求してきているわけです。地元業者がはじき出される懸念もあります。

また日本人の働き方について影響する労働法制についてもアメリカ型を要求してきています。例えば、ただ働き残業を当たり前にするとか、会社が自由にリストラをすることができるようにするとか、労働者派遣法改定、派遣労働者をもっと多くするなどアメリカナイズしようとしています。

以上アメリカとの事前協議で出される幾つかの問題を述べました。このほかにまだ隠されている問題がたくさんあります。どの問題も日本国民にとって重要な問題であり、アメリカの言うとおりになれば農林水産業の破滅だけでなく、日本の制度、形が大きく変わり、国民の命と健康、暮らしが守れなくなります。このようなTPP参加について町としてどのように考えているのでしょうか。また、このような日本の将来を決定する重要な問題を国民に十分説明することなく、野田首相の考えでTPP参加を表明したことは撤回すべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

最後に住民の命と健康と暮らしを守る自治体がTPPについてどのように対応されていくのか答弁を求めます。これで第1回の質問を終わります。

町長（山村君） では、塩入議員のご質問にお答えします。

非常に大きな問題、テーマだと思っております。平成の開国とも言われているTPP、環太平洋経済連携協定ですけれども、現在、今お話もありましたが、政府与党内でも、それから経済、農業など各分野の専門家においても賛否が分かれて議論を重ねている。さまざまな切り口から論争が繰り広げられているのが現状でございます。

今、塩入議員もおっしゃいましたけれども、私は、最大の問題というのは、やはり情報の開示がされていないということだと思っております。ご存じのようにTPPの交渉対象24、実際の分野では21分野で食の安全・安心にかかわる動植物の検疫を初め金融、政府調達、労働など広い分野が交渉対象であります。非常に大きな範囲で私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすことが予想されております。

またTPPの影響が大きい農業について国ではTPPを契機に農業改革の基本方針を定め、食料自給率の向上や農業・農村振興を図るといふ農業再生についての検討が進められておりますけれども、TPPの影響にかかわる所得補償など政策的支援制度は示されていないという現状でございます。先ほど食料自給率が13%になるというお話がありました。これはカロリー換算ですね。生産額で言うと日本は60%から70%ありまして、ほかの国より多いぐらいですけれども、金額ですから。カロリーで言うと13%ですが、この場合もTPPで

参加して関税が0になって何にもしない場合13%になるということです。

ですから、この何にもしないのが一番いけないわけで、野田首相が中途半端な形で参加を表明というよりは関係国と協議に入ると言っているわけですがけれども、この段階において農水省の政策がストップしているんですね。どちらになるかわからない。どちらを前提になって政策を立てるかというのが一切ストップしているそうです。要するに支援制度というのは、これはTPPとは関係なくやるべきだと思っております。それがなされていない。

また今いろいろお話がありましたけれども、交渉を主導する、実質的にTPP4からTPP9になって実質的に米国が主導しているわけですがけれども、これまでも日本に対して再三農産物の残留農薬基準の緩和や未承認の食品添加物の認可、遺伝子組み換え食品の表示規制の見直しを求めてきております。これはTPP以前の段階でやっております。それから、こういうことでTPP参加を契機に総じて米国の基準は日本の基準より緩いわけですがけれども、交渉の中で米国の基準に引き下げられるのではないかという心配があって大変憂慮するところでございます。これについても事前交渉をどこまでやっているのか、あるのかないのか、まだ参加しているわけではなくて関係国と協議に入っているわけですから、TPPの場では何も言われていないはずですね。だけれども、官僚の窓口ではいろいろやりとりをしています。だから、そういうものももっと開示されなければいけないのではないかなというふうに思っております。

一方、農林水産省の試算に基づいた県内への影響というのは関税率の高い米、畜産関係を中心に農業生産額が約700億円減少すると、これは県への影響ですね。試算がされております。また農産物全体の価格低下による間接的な影響に伴いまして、中山間地域における農作放棄地の増加や深刻な担い手不足、さらには人口の減少による集落機能の低下など、こういう面からも農業の崩壊につながるのではないかというような懸念も出ております。

今お話がありましたように、こんな状況の中で11月11日に野田首相から日本としてTPP交渉への参加に向けて関係国との協議に入るといふ旨の表明がされました。

長野県としましては、TPP交渉への参加については現状では反対である旨表明しております。今後は十分な情報提供と国民的議論を行うことを国に求めていきたいと知事名で要請したということ聞いております。

また長野県ではTPP協定に関しまして4部で構成している連絡会議を全庁的な対策会議に改組し、TPP協定への参加が我が国にもたらされる影響への対応について国に対して提言を行うとともに、県自らが行うべき取り組みについて部局横断的に検討していきたいとして、特に農業につきましては、今後の交渉の如何にかかわらず、県として農業・農村の再生、強化に向けた具体的な対策の検討を行い、国に対する提言や具体的な対策を行っていくという知事の方針が出されたところでございます。

また県の町村会では、国に対してT P P交渉への参加によって生じる各分野への影響についてのシミュレーションを行い、国民に対して積極的に情報提供を行うとともに、参加の是非について国民を巻き込んだ議論がなされるよう努力することを強く要望しているところでございます。

交渉テーマ21分野の内容につきましては、いまだに具体的に明らかにされておらず、情報開示が強く求められるところでございますが、このような国の情報開示も進んでいない中、町として何ができるか、どのような対応を行うかというのは大変難しいものがありますが、既に町村会、農業会議、これは農業委員会ですが、農業協同組合などが反対決議をしている状況において、その決議を尊重していくとともに国の動向を注視し、情報収集に努める中で県とも連携を図り、町としても対応してまいりたいと考えております。先日も全国町村長会議がありまして、NHKホールで私も参加してきました。その場で野田首相にT P P反対のメッセージを直接届けたということでございます。

従いまして、坂城町も町村会のメンバーとしてT P Pについては反対であるという立場をとっております。

私は、T P Pに入っても10年がかりの話ですから10年後どうなるか、関税がどうなるかという話ですから、そんなことをやっている暇があるなら、やることはいっぱいあります。企業出身の人間とすれば、T P P交渉もこれはテーマとして重要だけれども、円高を何とかするというような取り組み、これを国が全力を挙げてやらなければいけないと思います。

アメリカに日本から車を輸出する場合、乗用車ですと2.5%関税があります。これが0になったとしても10%段階で円高になってしまったら、こんなものは吹っ飛んでしまいます。円の供給量を増やすとか、今度、米国、EUと日本と協調して資金を出すというような取り組みができましたからちょっと一段落しましたけれども、しかし、本格的な手は打っていないというふうに思っております。

例えばトヨタなんかは米国でつくったカムリを韓国に輸出すると。日本から輸出するのではなくて米国と韓国のF T Aが成立した場合には日本ではなくてアメリカから韓国に輸出をしようというようなことを、企業は生きるのに必死ですから、いろいろな手を打っています。そんな取り組みを政府がもたもたしていれば企業がやらざるを得ないと思っております。

この坂城町でも、私は農業、商業、工業、農商工連携をして体力をつけていくということをやらなければいけないと思っております。国の施策を待っていても大した施策は出てこないでしょう、恐らく。国がもたもたしている間に坂城町は自治体として頑張ると、自治体として、いかに農工商力をつけていくかということを、できる範囲で頑張っていきたいと思えますし、来年度の予算づけにしても、そういう方向でひとつでも2つでもやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。ありがとうございました。

1番（塩入君） ただいま町長から幾つか答弁していただいたわけですが、確かに10年ということも言われました。一番心配なのは、例えば原発もそうです。日本国民に対して原発は安全だと安全神話を振りまいて危険が起きてからいろいろなことが明らかになった。事実が明らかになってきています。こういう国の姿勢では本当に信用できないわけですね。だから、TPPの問題も今既に明らかにされてきていることも幾つかあります。そういう部分についてははっきりと意思表示をしていく必要があるのではないかとということなんです。

町長も全国町村会も反対決議をしてきたと。確かにしています。そういう一員としてこれからもやっていきたいという答弁でしたけれども、私はこれだけこれからの日本を左右する重大な問題ですから、ぜひ町の中にこれに対応していただくために、もっと具体的にやれることはないかという点で3つ提案したいと思うんです。

1つは、TPPについての情報と町の考え方を、例えば広報に載せて町民にTPPについて考えてもらう機会をつくると、これが第1点。

第2点は、県や国に対してTPPの問題点を積極的に働きかける。先ほど答弁にもありましたように、町村会とかいろいろなところを通して働きかけることを続けていただきたい。

3つ目ですが、今、農協関係、農業委員会たちが本当に組織を挙げて反対していますけれども、町にもあります。町のそういう各種団体と積極的に懇談したり、あるいはシンポジウムに参加して町民の考えを十分聞いたり、また情報を提供する、そういう場をぜひつくっていただきたい。

これは町長だけではなくて町の職員も含めて、これは今後の日本の将来の問題ですから、ぜひ真剣に取り組んでいただいたらいかがなものかというふうに思います。その点についてご答弁願います。

町長（山村君） 国会の議論みたいになってきましたけれども、でも非常に重要な問題だと思っております。先ほど申し上げましたように、やはり情報が非常に限られているということで、賛成、反対と二分した議論というのは必ずしもよくなくて、各々の議論が情報で出ないといけないと思っております。ですから今言われたようなことを私なりに考えて、できる範囲の情報も町の皆さんに提供しながら考えてやりたいと思っております。それには先ほど申し上げたように、訴えるだけではだめで、町として何が、自分たちの産業として何ができるかというものをあわせて考えていきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げました町村会、全国町村会の決議、これはTPPだけではないんです、いろいろな問題があります。原発の問題、それから被災地の復興の問題、9つのテーマで要望書を国に出しました。それを各町村会各々がまた独自に行動して、それをいろいろな形でPRしていこうということになっております。ですから、そんなことも含めて考えたいと思っております。具体的にどうするか、今ちょっと申し上げられませんが、私なりに考え

ていきたいというふうに思っております。以上でございます。

1 番（塩入君） では、第2の質問に入りたいと思います。

2. 町民が親しむ里山づくりを目指して

私たちにとって美しい田園や山や川は心のふるさとです。私が小さいころは里山は生活と深く結びついておりました。春は山菜とり、秋はきのことり、薪とりににぎわっていました。

しかし戦後、植林されたカラマツや杉が間伐されず、里山が荒れてきています。木材が完全に自由化されて外国から大量に安い木材が輸入されたために日本の材木は使用されなくなりました。そのため森林整備も行われず山が荒れてきました。

森林が持つ環境保全機能はたくさんあります。山崩れ、洪水を防ぐ防災機能、水を溜め浄化する水源涵養機能、二酸化酸素を削減する地球温暖化防止機能、憩いや健康づくりのための保養林をつくる機能、野生動植物の生息地としての機能などなど機能がたくさんあります。この大切な森林を守り、育てるために森林整備が重要です。特に現代的な課題に立って里山づくりも見直されています。里山の現状をどうとらえ、今後森林づくりをどのように計画されているのか、お尋ねします。

次に、里山をどのように活性化するか、町民の親しめる里山づくりについて質問していきます。

現在、里山に親しむボランティアの方が町内でもたくさんおります。約120名が参加する里山トレッキングクラブの皆さんはトレッキングコースの整備や、また町民の皆さんに呼びかけ、里山を楽しんだり、小・中学生の里山登山をサポートしています。また上平を元気にする会の皆さんも里山について取り組んでおります。今年は南条生産森林組合が中心になり、南条の日向山の開墾地、南条ふれあいの山の広場づくりをして、町民の憩いの場として、また子どもたちの環境教育の場として準備されています。野鳥の博士である信州大学の中村浩志先生も、この里山づくりにボランティアで参加し、近くの樹木に子どもたちと一緒に巣箱をつくってバードウォッチングができるようにしたり、山野草を観察できるように環境教育のフィールドとして考えております。また親子で山菜とり、きのことりなど自然と親しむこともできます。健康づくりのために、この広場を基地にして大峰山を目指してトレッキングコースもできます。詳しくはこの12月17日土曜日ですけれども、午後テクノセンターにおきまして中村浩志先生の講演と、それから山村町長もパネラーとして出席するわけですが、シンポジウムふれあいの里山づくりで紹介されると思います。

そういうことで町として町民が親しむ里山づくりをどのように考えているか、3点質問します。

第1に、今、南条ふれあいの山広場を拠点にして南条生産森林組合が進めておりますトレッキングコースとか遊歩道、トイレなど必要な設備に取り組んでいます。町としてはハード

面から支援できることはないでしょうか。できるとすれば、どんなことでしょうか。

第2に、この広場を活用して子どもたちの環境教育、親子で楽しめるイベントとして、どんなことが考えられるか。

第3に、この広場の周辺に子どもたちの手による森づくりが考えられないかどうか。子どもたちがどんな木を選んで植えるか、植樹して下草刈りをして間伐も自分たちで計画して将来自分たちが成長したときに、この木とまた会える、そういう夢が持てる子どもたちの手による森づくりができないでしょうか。ぜひそれが実現できることを願っております。

そういう意味で私たちはぜひこの子どもたちを支援しながら、これから大切な森林づくりを目指していきたいと思いますが、以上3点質問します。

産業振興課長（小奈君） 私の方からは町民が親しむ里山づくりを目指して、イの里山の現状と課題はについて、まずお答え申し上げます。

里山については、その解釈としまして市街地と森林の中間的な存在である山を指しており、それを踏まえて里山の現状について、まず申し上げます。

町における里山整備の状況は、金比羅山、びんぐし山、また南条記念公園を初めとする里山の公園内の藪払いや遊歩道整備、ツツジの植栽など地域の皆さんのご協力をいただきながら、景観に配慮し、地域住民が森林にふれあえる場の整備を進めているところでございます。

なお里山環境整備、これは大変重要な課題であります。近年では山に対する関心が薄れていることや農業者の高齢化により農地が荒廃化し、林地化するケースも目立っております。その結果、有害鳥獣の住処になり、農業被害も深刻な状況となっておりますので、被害防止対策の推進として集落や農業者とも連携した里山の整備が必要となっているところです。また松くい虫被害が拡大しているため、アカマツ林の樹種転換などによる森林づくりも急務となっております。

さらに町の林業に関する課題といたしまして現在、人工林の多くは成熟期を迎えています。個人所有林を中心に間伐等の森林整備が遅れている状況にございます。このため森林整備を計画的に進め、さらに資源を有効に活用していくためには生産コストを削減していくことが必要不可欠となるとともに、作業道の整備及び高性能林業機械を活用していくことにより効率的に森林整備を進めていく必要があります。

先ほどお話がありましたように、森林は雨水を蓄え、洪水を防止し、土砂の流出や崩壊を防ぐ役割も果たしているほか私たちの保健休養の場、それから、さまざまな生物の貴重な生息の場を提供しているものでございます。二酸化炭素の吸収、環境保全、景観、災害防止、さらには自然教育など地域社会にとって必要不可欠な社会的・文化的価値も有しているところです。このようにさまざまな役割を果たしている森林を育成するためには、適正な森林整備が欠かせないものと考えます。

森林整備のために具体的に実施する事業としては、1つ目に、人の手によって木を植える造林、2つ目に、成長過程で過密になった木や枝の伐採、間伐など、3つ目に、適切に森林管理を行うとともに効率的な林業経営を進める道路網の整備、これがございます。今後も県や長野森林組合を初め町林業委員さんのご協力をいただきながら森林資源の保全や有効活用を図り、林業振興と森林保全に努めてまいりたいと考えます。

なお、先ほどお話のございました口の里山づくりをどう進めるかにかかわりますが、若干一般論でございます、当町の山林の多くは個人所有林であります。そういう中で、これを町が直接前面に出まして整備を進めること、これは必然できないものとするものでございます。個々の所有者がその意思により整備をしたいと考え、それを進める、その中で町の整備等の計画、こちらの整合につきまして町とご協議いただくこと、これが重要と考えております。実際のところハードという部分については直接的に町から、個々対応になりますが、必ず整備という展開になってくるものとは考えていないところでございます。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 私からは町民が親しめる里山づくりをどう進めるかについて答弁申し上げます。

当町は四方の山並みと南北を縦走する千曲川など潤いと癒しを与えてくれる自然環境が豊富な地域であり、その自然環境が長い歴史と豊かな文化を育んできました。

教育委員会としましては、これまでも当町の自然環境を生かし、同時に健康や癒しに注目してさかきふれあい大学の専門講座の中に取り入れ、町民の皆さんが森林を含めた自然に親しめる講座を実施してまいりました。

親子体験の例を申し上げますと、早春の植生を見ながら菖蒲平や葛尾城へのトレッキング、地域の偉人や歴史を学びながら堂叡山への登山、秋の恵みを体験しながらの狐落城、三水城、大林山への登山等も実施をしてまいったところでございます。また昨年からは信州大学の中村教授を講師に水辺の教室等として千曲川周辺の動植物の生態などを学ぶ講座を開催し、受講いただいた方から好評を得ているところであります。

ご質問の町民が森に親しむための環境整備、トレッキングコースづくりということでございますけれども、当町におきましては現在6つのトレッキングコースが設定されております。町の合併50周年記念誌『坂城の里山を歩く』でも紹介され、また上田地域広域連合では上田地域トレッキングマップとしてそのコースの一部が紹介され、シーズンには町内の皆さんの利用のほか町外から山の登山道を通じて訪れる方も多くいらっしゃいます。この6コースでは森林への親しみに加え、戦国時代の面影も偲べる、あるいは坂城の眺望も楽しめるといったかなりすぐれたコースと思われます。この6コースで健康づくり、あるいは森林浴といった部分も含まれるとは思いますが、そのほかにトレッキングコースの設定が可能か

どうなのか、関係の皆様方と協議をしまいたいと考えているところでございます。

また環境教育の場としてのフィールドということでございますけれども、本年度、元気づくり支援金を活用し、南条生産森林組合の皆さんが整備中の入横尾地区の南条ふれあいの山は環境教育の場として活用ができるか研究をさせていただきたいと思っております。里山における動植物の自然観察や癒しの場など町民の皆さんが森に親しむためご尽力をいただいている場所ということですので、町民の皆さんの要望をお聞きしながら講座等が計画できるかなど検討をしまいたいと思っております。

次に、子どもたちの手による森づくりをどう考えるかということでございます。

森づくりもさまざまな自然とのふれあい活動のひとつとして有効な手段であると思われま

す。現在、町内の各学校で行っております子どもたちの手による森づくりの活動の現状でございますけれども、南条小学校では昨年、今年と町主催の植樹祭に児童が参加をして森づくりに取り組んでおります。また企業のご協力をいただいて学校の庭の一部に森をつくる取り組みを実施し、樹木の苗を700本ほど植えて育てる活動に取り組んでおります。

坂城小学校では、ご存じのように昭和55年にみどりの少年団が結成され、学有林を使って森づくりの学習が伝統的に行われてきております。さらに一昨年からは学校内の庭を利用してミニ学有林づくりの活動が進められ、学有林から切り出した木材を活用して上履きのまま庭の樹木の間を散策できるコースづくりや憩いの場づくりが行われ、子どもたちの森とのふれあいを進めてきております。

村上小学校におきましては、平成11年、子どもたちと自然とのふれあいを一層深めるために地域の皆様方のご協力をいただいて子どもの森づくりが行われました。どんぐりやアケビなど実のなる樹木を中心とした区画と小川と森との融合の中で自然に触れる区画とができ、毎日の学校生活で児童が自然に触れたり、自然の変化に注目できる環境となっております。児童にとっては身近な環境教育の場として大変役立っております。

また森に親しむということで、先ほど議員さんからもお話がありましたけれども、町内の皆さんのお力もおかりをいたしまして、3小学校では5年生がキャンプの体験、鏡台山登山の体験、遠足などの機会を生かして森とふれあいを深めております。坂城中学校では森とのふれあいの機会にすることも狙いのひとつとしまして大峰山登山が昨年より復活し、ふるさとの山登りを通して森とのふれあいを学んでおります。

ふるさとの山々、自然と親しむことは子どもたちのふるさと意識を高める上でも大変有効な活動であると考え、各学校ともに大変積極的に取り組んでいただいているところであります。今後におきましては、さらなる森づくりの学習が関係機関の協力を得て実施できるかどうかについて検討をしまいたいと考えております。以上です。

1番（塩入君） 今、答弁をいただいたわけですが、特に南条ふれあいの山の広場づくりですが、これからやっていくわけですね。そういう中で現在はもちろん主催者である南条生産森林組合が主体となってやっているわけですが、これからその広場を町民の願いを膨らませていく場合には、いろいろなことが考えられると思うんです。遊歩道、それから登山道含めてさまざまな工夫ができると思うのですが、先ほど小奈課長の答弁では一般論が述べられて、その後ハードの面では支援できないという、原則的にはそうかもしれません。でも、もう少しハードの面でも生産者主体と協力しながら、できることはやっていくよというぐらいの弾力ある対応ができるのではないかとこのように思うんですよ。だから、その点、町長ともまた十分検討していただきながら、一体何ができるのか、その辺を今後検討していただきたいというふうに思うんです。

それから森づくりの問題ですね、これは僕の夢ですが、今、柳澤課長からもいろいろ各校の状況を話していただきました。坂城小にはみどりの少年団というような、本当に自主的な組織がつくられてやっているというのは本当にうらやましいと思うんですね。ただ、学校によって差があります、いろいろ。私としては、やはり学校がどれだけ森づくりに主体的にかかわるかという姿勢によっていろいろ変わってくるし、過去の状況もあると思いますけれども、ぜひそれぞれの学校が授業というか、特別時間というか、地域を活性化するための地域教材づくり、カリキュラムづくりで、ぜひこんなことが学校としてもできるのではないかとこのように積極的に考えていただきたい。特にこれは教育長にぜひ検討していただきたいと思うんですけれども。

それからもうひとつ、教育文化課としては、例えばみどりの少年団のような森づくりの教室というような講座で小中高含めて本当に有志の子どもたちがボランティアの協力を得ながら自分たちの森をつくるんだと、南条地区、それから坂城、村上それぞれの地区で森づくりを自分たちの手で作っていきけるような、そういう施策を文化課でもぜひ検討していただきたい。今進んできているところもありますけれども、ぜひその点を今後十分検討して、どんなことができるか、またぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上第2の質問を終わりにして第3の質問に入りたいと思ひます。

3. 予防医療を充実させるために

9月議会でも一般質問で取り上げました。今、坂城町の1人当たりの医療費は県下でも最高の方に位置してきています。どんどん増えてきています。この医療費を下げるために予防医療に取り組むことは最大の重要課題ではないでしょうか。先ほど町長が優先順位も話されました。しかし、健康、予防医療というのは、これは町民だけではなくて本当に国民的な課題ですが、最大課題として位置づけていただきたい。特に予防医療として特定健診とか一般健診の中心になって活動されている保健師の数は県下で人口比では最低なんですね。

そういうことから考えて、これでは医療費増加に歯止めをかけることができないのではないかと思います。何としても改善が求められていると思います。保健師による保健指導の徹底と、それからまた健康実態を十分調査して医療機関と提携しながら町民の健康と命を守っていくと、そういう取り組みが今一番求められていると思うんですね。東日本大震災の後、被災者の健康を守るために保健師の役割が本当に重要だということを改めて認識させられました。そういう意味からいっても来年度予算で何としても保健師の数を増やすことができないかどうか、答弁を求めます。

特に町長は人を育てることに力を入れると抱負で語っているわけです。子育てや予防医療の面でも人を育てる施策をすべきではないでしょうか。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 保健師の数の充実についてということでお答えを申し上げます。

現在、坂城町では4名の保健師がおります。保健センターに3名、それから地域包括支援センターに1名という、こういう配置になっております。このうち保健センターにおきましては乳幼児から高齢者までのあらゆる分野の保健指導に携わっているところでございます。

業務内容といたしましては、成人保健事業では特定健診・一般健診等の基本健診や各種がん検診、保健指導、健康相談、家庭訪問等を実施しております。また母子保健事業におきましても新生児訪問や4カ月児から3歳児までの乳幼児健診、母親学級、各種予防接種、精神障害者保健事業、それからストレッチ・ヨガ教室といった健康増進事業など約40種類の事業を展開しているところでございます。

現行の業務体制は保健師が地区担当制を設けまして、成人、母子、精神障害者等への健康指導や健康相談等を効率的に実施しているところでございます。また各事業の実施にあたりましては、状況に応じまして在宅で保健師や看護師等の資格のある方に応援をいただく中で実施をしております。

ご質問いただきましたように、町の保健師の数は決して多い方ではございませんが、他の自治体における状況、合併の状況ですとか、また保健師が介護保険や障害福祉といった保健部門以外への配置の状況もございますので、単純に人口比率だけで比較はできませんし、また保健師の数と予防医療の充実等でありまして医療費の額が決して相関関係にはないことについてもご理解をいただきたいというふうに存じます。

町では、先に述べましたように現体制の中でもさまざまな事業を展開いたしまして、住民の皆様に対し、それぞれの事業への参加や検診、受診の呼びかけを行っております。検診の受診者が増えてまいりますと事業量も増えますので、財政的な対応ですとか人的な対応も必要になりますが、人的にはポイントでの対応になりますので、在宅の保健師、看護師による応援体制の拡充を検討する必要があるものと考えております。保健師の活動の根本は地域に根ざした地域保健活動であり、地域住民の健康を守るという使命のもとで活動をしております。

す。

今後も乳幼児から高齢者まで家族や地域を基盤としたきめ細かい保健活動を展開いたしまして、さらなるサービスの向上が図られるよう、また限られた人的資源で最大の効果が出せるよう、業務体制についてさらに研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

1 番（塩入君） 今、課長から答弁があったわけですがけれども、本当に今、坂城町が1人当たり医療費が県下でも最高の方へなっている。それと保健師はあまり関係ないのではないかという話もちよっとあったんですけれども、実態としてはこういう実態になっている。また保健師が県下で、これは人口比ですよ、あくまで。人口比では最下位だと、これも事実です。そういう中で今、国保料がどんどん上がっていかざるを得ないような状況の中で、いかにして医療費を抑えるかということは本当にこの町の大きな課題だと僕は思うんですね。ただ単に増やせばいいというものではないんですけれども、既にこの町でも30名近くは職員を減らしてきているわけですよ。そういう中で増やすということは確かに大変です。でも、やはり必要なところはきちっと充てていくと、こういう施策こそ、やはり将来を考えた重点施策になるのではないのでしょうか。それで今、私もこの問題をどうやっていったらいいのかということ、町民の方からもいろいろ出ます。でも保健師がいるかどうかということも十分わからない中で保健師の果たす役割というのは本当に重要だということを思ってきておりますから、この点にメスを入れて本当に真剣に考えていただきたい、そういうふうに思っています。よろしくお願いします。以上で一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（宮島君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時51分～再開 午後1時30分）

議長（宮島君） 再開いたします。

5番 窪田英子さんの質問を許します。

5 番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問いたします。

1. 少子化対策について

イ. 町の人口が減っているが、対策は

テレビを見ていましたら東川町の町の女性で妊娠ができたと放映されていました。すると不妊治療を全額助成と出ていました。自己負担0、人工授精、所得制限なく体外受精、病院の窓口でも手続簡単にできるとのことです。本人もとても感激していました。不妊で悩んでいる人や、それに加えてお金で悩んでいて諦めている人がいたり、努力して苦しくも闘っている方もいらっしゃると思います。そんな方々の苦しみを町は手助けを少子化の歯止めとしたらいかがでしょうか、質問いたします。

ロ. 結婚していない人たちへの調査と対応は

「交際相手なし」過去最高。「異性の交際相手がいない」18歳ないし34歳の未婚者が男性で61%、女性で49%に上り、いずれも過去最高となったことが25日、国立社会保障人口問題研究所の出生動向基本調査独身者調査でわかった。2005年の前回調査から急増、男性で約9ポイント、女性で約5ポイント増えた。うち半数近くは男女とも「特に異性との交際を望んでいない」と答えた。

一方、結婚する意思がある人の割合は、男性86%、女性89%と高水準を維持、同研究所人口動向研究部の金子隆一部長は、結婚や交際を望んでも仕事が忙しかったり経済的余裕がなかったり、叶わず、諦めている人が多いのではないかと分析している。独身でいる理由、複数回答で最も多かったのは、18歳ないし24歳で「まだ若過ぎる」男性47%、女性41%。25歳ないし34歳では「適当な相手にめぐり合わない」男性46%、女性51%だった。25歳ないし34歳では「結婚資金が足りない」男性30%、女性16%。「異性とうまくつき合えない」男性13%、女性11%が前回より増え、過去最高となった。回答時から1年以内の結婚については男性43%、女性53%が「したい」もしくは「理想的な相手が見つければしてもよい」と答え、これまでで最も高い割合だった。調査は原則5年ごとに行われ、7回目の今回は昨年6月実施、男女約1万人の回答のうち18歳ないし34歳の約7千人を中心に分析した。

ハ. 共働き世帯のケアは

人口の減る中に共働きできつい作業等につくと仕事と家庭の両方を受けて立つ女性は何人も子どもを産もうと考えなくなるので、周りとか家族や両親、また地域や町等も一緒になって子どもを育てる力を借りたり、貸したり育てていかなければ3ないし4人の子どもを育てることは不可能です。

ニ. 子育てで悩んでいる人たちのケアは

また育てていく中で、いろいろな面で悩んだりすることもしばしばです。相談に乗ってもらえる行政での力も必要などときもあります。

質問に入ります。

イ. 子どもたちが少なくなっている現在の坂城町、将来を考え、町としてはどんな対策を考えていますか。

ロ. 坂城町の現状を行政で調査していますか。資金がなくて結婚できない場合、どんな対策をしていますか。

ハ. 心の問題、仕事がない、給料面、仕事面の悩み、仕事と子育ての悩みのケアは。

ニ. 小さな子どもを育てるお母さんの悩みのケアは。質問いたします。

町長（山村君） 窪田議員のご質問にお答えします。

私の方からは全体的な状況並びに町の対策等についてお話しいたします。

我が国の平成22年度の合計特殊出生率は1.39であります。坂城町の合計特殊出生率はこれよりも少ない1.33となっております。少子化は子育てや教育をめぐる問題にとどまらず、次世代を担う若者の減少となって地域経済や地域社会、地域文化、産業活動、まちづくりなどにさまざまな影響を及ぼすものと考えております。また、いじめや非行、家庭における児童虐待などが社会問題となっておりますが、子どもの健全な育成実現のために各関係機関との連携を図り、家庭への総合的な支援に取り組むとともに地域における子育てのネットワーク化が必要となっております。

このため町では第5次長期総合計画において少子化への対応を重点課題に位置づけ、平成22年3月策定の坂城町次世代育成支援行動計画に基づきまして次代を担う子どもと子育て家庭への支援に取り組んできております。

保育園では子育て環境の変化とニーズの多様化に対応した保育内容の充実を図り、子育てを支援しております。また未就園幼児を持つ家庭や共働き、一人親家庭の子育てなどを支援するために、坂城保育園に併設の子育て支援センターにおいて子育てについての相談、情報の提供などの支援を行い、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな成長の促進を図ってまいりましたが、ご案内のように今年6月から南条保育園と村上保育園に子育て支援センター分室を設置し、相談支援員が月に1回巡回して相談にあたるよう子育て支援機能の強化を図ったところであります。

また少子高齢化が進行する中での定住人口の確保、勤労者の住宅確保に向けて住宅団地の造成、公営住宅の整備を進めていく必要があります。本年度、町の土地開発公社において公有地の有効活用を図りながら古田町住宅団地、鼠住宅団地の造成を進めているところであります。

子育て世代の勤労者が安心して働ける環境づくりやワークライフ・バランスの実現も重要です。勤労者総合福祉センターの活用や企業の皆様のご協力をいただく中で年次有給休暇の取得促進や育児休業制度の普及に向けた各種講演会の開催などを通じ、勤労者福祉を推進していかなければと考えております。地域の人と人とのふれあいを大切にし、地域社会全体で子育てを支援するという視点に立って安心して子どもを産み、育て、意欲を持って働くことのできる社会づくりを推進するため、引き続き子育て支援の充実を図っていきたいというふうに思っております。私からは以上でございます。ありがとうございます。

福祉健康課長（塚田君） 私からは、ロとハについてお答えを申し上げます。

はじめに、口の結婚していない人たちへの調査と対応はについてでございます。

まず、結婚されていない人の調査をしているかということでございますが、結婚されない理由というのは、議員さんのご質問にもございましたように、個々それぞれのご事情によるごくプライベートなものと考えているところでございます。中には他人には知られたくないご事

情の方もあろうかと推察をいたすところでもございまして、そういったところまでに踏み込んで調査をし、把握すべきものかどうかは非常に微妙な問題ではないかと、こうも感ずるわけでありませぬ。

そういったことも踏まえまして、当町におきましては、社会福祉協議会が中心となりまして結婚相談所を開設し、結婚に向けてのご相談や出会いの場の提供を行っているところでございませぬ。

結婚相談につきましては、現在、町内で30歳代から40歳代を中心に男性の方20名、女性の方4名が登録をされております。本年度におきましては、2組が成婚されたということでございませぬが、残念ながら町内の登録者ではなかったということでございませぬが、こうした事業を通しまして引き続き結婚に向けての支援をしてまいりたいと考えております。

次に、資金がなくて結婚できない場合などの対応ということでございませぬ。

これについては、資金がなくて結婚式が挙げられないですとか、結婚後の住まいの手当てができない、あるいは結婚後の生活資金の心配などさまざまなケースが考えられると思ひませぬ。

町といたしましては、個人に対する資金の融資制度といったものはございませぬが、社会福祉協議会では生活福祉資金の貸付制度がございませぬ。もちろん貸付でございませぬので、要件、審査等により貸付をお約束するものではございませぬが、ぜひそのような制度の活用についてご相談をいただければと存じませぬ。

次に、ハの共働き世帯のケアはについてお答えを申し上げます。

先行きの見通せない経済情勢が続きまして景気もなかなか好転しない状況の中、共働きのご家庭に限らず、仕事のことやこれからの生活のことなどさまざまな悩みをかかえておられる方も多いものと推察をいたします。これらの悩み事を含めた心配事全般につきましては、社会福祉協議会が主体となりまして月2回の心配事法律相談を実施しております。

昨年度におきましては、相続の問題ですとか土地問題、借金の問題など96件の相談をお受けしておりますが、相談には弁護士や司法書士、その他民生児童委員さん、保護司、人権擁護委員、行政相談委員、女性専門相談員も加わりまして幅広い分野のご相談に応じられるように努めております。1回の相談で心配事を解決するというのは、なかなか難しいこととは思ひませぬが、他人に話すことで心の負担が軽くなるということもございませぬので、ぜひこのような機会をご利用いただきたいと存じませぬ。

企業の皆さんに対しましても、仕事や生活に関する強い不安や悩み、ストレスを感じている労働者への対策といたしまして、坂城町労務管理協議会や商工会を通じましてメンタルヘルズ講座等を開催し、心の健康づくりが図られるよう進めているところでございませぬ。

また子育てに関しましても、ハの項目で触れられておりましたが、これは次の項目にもか

かわることですが、子育て支援センターを中心に相談に応じているところがございます。このほか悩み事内容によっては県や関係機関が設置しておりますいろいろな分野の相談窓口のご紹介もする中で対応をしているところがございます。以上です。

子育て推進室長（天田君） 私からは二の子育てで悩んでいる人たちのケアはについてお答えをいたします。

先ほど町長からご答弁申し上げましたが、当町では平成13年4月に坂城保育園の2階に子育て支援センターを併設し、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成、子育て相談事業などを行ってまいりました。平成22年度の支援センターにおける相談件数は、面接並びに電話相談を合わせて約300件でございました。こうした利用者の方々がより気軽に相談していただけるよう、本年6月からは各町立保育園に支援センター分室を開き、家庭児童相談員が月に1度各園を巡回し、子育て相談に応じております。また8月からは、より発達段階を専門的にとらえ、子育てや保育にアドバイスができるよう、臨床心理士の相談員を加え、相談事業の充実に努めてまいったところがございます。

今後もさらに子育てに悩みをかかえる相談者の立場に立ち、きめ細やかな対応に努めるとともに相談体制の強化、機能の充実に図ってまいりたいと存じます。以上です。

5番（窪田さん） 答弁いろいろいただきましたので、安心して子どもが増えるということを望んでいます。

では2番目に入ります。

2. エコ活動について

LED、Lは光る、Eは出す、Dは半導体。このLEDのいい点は、電気代が約80%カット。年間電気代、約405円。明るさは60W形で計算しますと825lm。LEDだと寿命が4万時間、シリカ電球の方だと1千時間。LEDのいい点は、省エネ、それから長寿命、それからクリーンボディで長時間使用しても埃があまりたまりにくい。4番として、全機種密閉型器具対応、覆ってあるので外側からは見えない器具、そんな感じです。

LEDの方は結構値段が高いんですけども、そのほかにもうちょっと庶民的な省エネ安価タイプの3波長形電球色というのがあって、これは60Wで計算すると、消費電力は約13W、電気代は4分の1、発熱量4分の1、定格寿命が6千時間。

省エネ住宅減税創設へ。政府税制調査会は25日の全体会で2012年度税制改正に向けた各省庁からの減税要望217項目について、これまでの議論を踏まえて評価結果を示した。国土交通省が要望した省エネ、性能の高い住宅を取得した際の住宅ローン減税創設など61項目を認めた。民主党税調が重点要望案にもり込んでいる住宅購入の資金援助に係る贈与税の非課税措置延長、拡充も引き続き協議するとのこと。省エネ性能の高い住宅ローンの減税創設は国土交通省の認定省エネ住宅に適合した住宅が対象。将来の住宅ローン減税より

も税額控除の対象となる限度額を1千万円拡充し、より多くの減税を受けられるようにする。

また「エネルギーの今後を考える」で県連合婦人会フォーラムでは「自然エネルギーは安定して手に入るが、石油やウランは海外から買わないといけない。どちらを選択しますか」と問いかけた。

また太陽光発電相乗りで導入家庭にパネルを併設、上田市民の有志グループうえだエネルギーシフト作戦会議は、同市と周辺の家屋根に太陽光発電パネルを設置する際、一緒にパネルを乗せてもらって発電量を増やす相乗りくん事業を本年度にも始める。太陽光発電に貢献したいと考える人が少ない資金で実現できるようにする狙いで、NPO法人上田市民電力、仮の名前ですけれども、を設立して進める予定。屋根と併設パネルのオーナーを30日まで募集している。上田でNPO設立し、新事業。

作戦会議の計画によると、屋根のオーナーは自宅屋根に自家用パネルを設置する際、併設パネルのスペースを提供。NPO法人は県内外から募る併設パネルのオーナー会員から集めた資金でパネルを設置する。ここで発電された分をすべて余剰電力として屋根オーナーが中部電力に販売し、その収入をNPO法人を通じてパネルオーナーに還元する仕組みだ。

屋根オーナー、NPO法人、パネルオーナーの契約は15年間。パネルオーナーは12年間、売電分の収入に得て、残りの3年間は運営費として同法人の収入にする。15年後に併設パネルは屋根オーナーに無償で譲渡する。パネルオーナーになるには、同法人にパネル購入代を支払う。現在予定する設定では、最小出力0.19kWで9万9千円。ほかに0.49kW25万円、1kW50万円、2kW100万円などとした。屋根オーナーやパネルオーナーになるには、ほかに年会費2千円が必要。

作戦会議の発起人の一人で自営業の合原亮一さんは「住宅で独自に太陽光発電をしようと思えば出力4kWで200万円で、相乗り事業によって少ない投資で発電に貢献できる」と説明する。

国の現行の電力買い取り制度では一般家庭で太陽光により発電した電力の余剰分を1kW42円で10年間、電力会社に売ることができる。作戦会議によると日当たりのよい屋根であれば出力1kWのパネル設置した場合、年間1,200kWh時の発電を見込むことができ、売電収入は計算上、10年間で50万4千円となり、パネル購入代をやや上回る。ただ、悪天候が続き、発電量が予測を下回れば収入も下回る可能性があります。

中部電力上田営業所によると、作戦会議が計画している事業は現行制度の中で実現可能という。

同会議は市民の4人が10月、日照時間の長い上田市で再生可能エネルギーの利用を広げようと設立。

質問に入ります。

イ. 各家庭での省エネの取り組みについて

家庭LED省エネタイプの電球などを各家庭で使用し、もう少し省エネに対する啓発はどうですか。

ロ. 役場の省エネは

役場のエコ対策はどの辺まで進んでいますか。

ハ. 公民館、文化センター等の省エネは

公の建物のエコ対策は進んでいますか。お願いします。

住民環境課長（塚田君） 私からはイの各家庭での省エネの取り組みについてお答えしてまいります。

お話にありましたとおり、LED照明の特徴は従来の蛍光灯や白熱電球と比較して高寿命であり、電球交換などの保守の手間が省け、それによるコスト削減が可能となります。また低消費電力、低発熱性という特徴を備え、供給される電力の多くが発光に使われるため、従来の白熱照明と同じ明るさをつくるのに必要な電力が少なく済み、熱となって失われる電力も抑えることができます。経済的で省エネ、節電効果もあるとされております。さらに有害な水銀を使用していない、赤外線や紫外線を出さないといった特徴もあり、環境にもよいとされております。

その反面、デメリットとしてLED照明や電球型蛍光管等は従来の蛍光灯や白熱球と比較して約10倍程度の高価格であり、初期投資に経費がかかり、家庭での負担が大きいことが問題となっております。

しかしながら、東日本大震災による原発事故等の影響から消費電力を制限するための今夏の計画停電や各事業所レベルで節電に取り組むといった経験からも各家庭での省エネ、節電といった対応が必要となっております。

現在町では坂城町スマートコミュニティ構想事業に取り組み、町としてエネルギーの需給を将来にわたって安定させるための方策を考えてまいります。スマートコミュニティ構築のためにはインフラの整備だけでは実現できません。住民一人一人のエネルギーに対する意識が大変重要になってまいります。こういったことから消費生活の立場から省エネ、節電に対する啓発について研究、検討してまいりたいと考えます。

総務課長（田中君） 役場庁舎の省エネの取り組みについてお答えをいたします。

環境問題が地球規模で議論されている中、役場組織といたしましてもCO₂削減に向けて省エネ対策に取り組んでいるところでございます。これまでも昼休みの窓口を除く照明の消灯、コピー用紙の裏面利用、節水、退庁時にはパソコン等の電源を抜くなどの取り組みや毎週水曜日をノー残業デーとして職員の健康管理とともに電力消費の削減に取り組んでおります。

また平成19年度以降、庁用車の更新につきましては、地域活性化事業債を活用して低公

害車の導入を推進し、4年間でハイブリッド車1台、低燃費車5台を購入いたしました。

平成21年度からは役場庁舎の電力消費が契約最大消費電力を超えないように監視する電力デマンド監視システムを導入し、電気使用料の削減及び電気料金の節約に取り組んでおります。さらに今年3月11日に発生いたしました東日本大震災を契機に、安全上、階段の照明等を除き、電気使用料の削減に一層の取り組みをいたしました。今年の夏は節電が大変注目されていた中、課長会議において冷房の入れていない時間を短くするなどの調整を行うとともに、夏場の服装につきましても検討を行い、ノーネクタイで事務を行うことを決めました。実施に向け「ビシッとクールビズ」の標語を作成し、来庁者へ周知をするとともに職員に徹底を図りました。また実施期間を例年より1カ月間延長し、10月末までの実施といたしました。その結果、天候等の要因もあり、単純には比較できませんが、冷房による電力使用料の最も多い6月から8月分までは昨年比約20%、4月以降11月までの間全体では約12%の電力使用料を節約することができました。

これから本格的な冬を迎えますが、役場庁舎の暖房につきましても、水をボイラーで温め、循環する方法のため、室内の温度調整は難しい状況ではありますが、燃料である灯油の節約のため、温水の設定温度の調整やウォームビズ、役場の場合は「スマートにホットビズ」といたしました。このホットビズの実施などさまざまな面からさらに省エネルギー対策の推進を図るとともに職員の環境に対する意識の向上にも努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（柳澤君） 私からはこの公民館、文化センター等に係るエコ活動についてお答えいたします。

文化センターにつきましては、公民館本館としても使用しておりますが、教育委員会事務局としての執務スペースと会議や講座等による一般の方にご利用いただく貸館スペースがございます。執務につきましては役場庁舎と同様にクールビズ、ウォームビズによる節電、燃料の削減などエネルギー全般の削減を図っております。具体的には夏期のエアコンの使用については28℃、冬期は20℃を目安にした暖房使用を目安としております。

文化センターの電力使用料につきましては、貸館の貸出件数や時間等の関係もあり、単純に比較はできませんが、昨年度と今年度の4月から11月までの8カ月間での対比で申しますと、約7%の電力使用料の節約となっております。また印刷機及びファクス用紙の裏面利用も行い、資源の有効活用や退庁時におけるOA機器の待機電力の削減、こまめな電気の消灯、ノー残業デーを設けての電力消費の削減といった役場庁舎と同様の対応をさせていただいております。

教育委員会の出先にあたる図書館文化財センターにおきましても、来館者のご利用に支障のない範囲内で節電、燃料の削減などのエコ活動に努めているところです。

また昨年4月から稼動しております食育・学校給食センターにつきましては、屋根に太陽

光発電パネルを設置し、電力発電や消費についてパネル表示し、環境教育への関心も高めております。

次に、公民館分館につきましては、大宮分館のように太陽光発電システムを取り入れ、省エネ対応をしているところもございます。各分館につきましては、今後分館長会議などの機会をとらえて省エネ対応を呼びかけてまいりたいと考えております。以上です。

5番（窪田さん） 大分節約できているようではございますけれども、少しぐらいはLEDを使うとか、そういうお考えはないのでしょうか。

住民環境課長（塚田君） LEDにつきましてですが、ちょっと家庭ではないんですけれども、一応町内にあります防犯灯につきましては、現在LEDが町内に5カ所設置してございます。今後LEDに変えていきたいというふうに思うんですけれども、やはり単価が高いという問題がございます。ですが、電気代はその分安くなるということもございますので、その辺は長期的な計画を立ててまいりたいと思います。以上です。

5番（窪田さん） うちでもLEDを使うと一番いいんですけれども、本当に高いのは12万円ぐらいするので、ちょっと入れないんですけれども、省エネタイプのちょっとした電球ですと3分の1で済むので、そんなのでも少しは節約できるかなと思いますので、高くなくても多少はお金をかけた分などは1年間で簡単に返るような気がします。わかりましたので、次に入ります。

3. 買い物弱者について

イ. 買い物が不自由な人への対応は

須坂、買い物弱者最大700人、市推計65歳以上。須坂市が市内の65歳以上を対象に買い物環境に関する初のアンケートで日常の買い物が不自由になっている買い物弱者が市内に最大で約700人に上ると推計されることが25日わかった。市内の65歳以上の約5%にあたる。それぞれ環境の改善には自宅近くの店の誘致や家族の協力など必要と考えていることもわかった。

県が昨年実施したアンケートを参考に65歳以上の独り暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯から無作為に抽出した1,500人を対象に5ないし6日に行った。回答率93.1%、1,397人だった。「生鮮食品を販売する商店が自宅から500m以内でない」「徒歩、自転車で買い物に行けない」「自転車を運転できない」の3項目すべて該当する人を買い物弱者と定義。これに103人が該当した。有効回答者の7.4%を占め、市はこの数字から市内の買い物弱者の人数を推計した。アンケート結果によると「自宅から最も近い生鮮食品販売店まで距離1km以内」29.8%で最も多く、「5km以内」26.3%、「500m以内」25.7%。「どんな支援があれば買い物環境が改善されるか」との質問に2つまで回答可では、買い物弱者以外のお年寄りも含めた場合「特になし」との回答が39.0%

で最も多かった。「自宅近くにお店を誘致」17.3%、「家族の協力」10.1%。買い物弱者に限ってみると「近くにお店を誘致」33.3%と最多、「家族の協力」19%、「お店の送迎バスのサービス」15.7%、「移動販売、移動スーパー」10.5%という声もあり、身近な場所で買い物をしたいと感じている人は多いようだ。また買い物弱者とされるお年寄りは、そうでない人と比べて10種類に分けた食品群のうち、ほぼ毎日食べている品目数が4.37品目とやや少ないこともわかった。

ロ. 町の循環バスについて

「循環バスのルート変更はできないか」「小型化をして細い道にも巡回できるようにしてほしい」「足の不自由な人たちの小回りのきく車を用意してほしい」などと議会報告会で話し合いに出ました。

ハ. 移動車の販売について

議員報告会で「移動車の販売の件はどうなっていますか」との質問があり、そのときは「今日話し合っていました」と返答しました。また商工会との話し合いの中で「坂城の町は移動販売することによって利益があるのか」という質問と「商工会に事前に説明はあったのか」ということが質問にありました。私としては、これから老人が多くなり、ますます手を差し伸べないと買い物などもできなくなる人たちが増えるわけですので、坂城の商店の方々も移動販売車に負けない力を持っているわけですので、その上をいく知恵を絞って移動販売に力を発揮し、安さとおいしさを兼ねている移動販売車を先手先手で販売し、坂城にお金が落ちるよう努力していただきたいと思います。以上です。

質問に入ります。

イ、隣人と親しくしたりして一緒に買い物に行ってもらったり、メモ書きで近所の人の買い物のときにメモを渡したり、商店に電話してまとめて配達してもらったりしている現状があります。ほかに支援の方法はないですか。

ロ. 循環バスも停留所まで行けない人たちがいる。小回りのきく小型車の導入、またコースの見直しはいかがですか。

ハ. 受けた経緯は商工会や商業者との調整の内容はいかがですか。

町長（山村君） それでは窪田議員の質問にお答えします。

私の方からは、あまり好きな言葉ではないのですが、買い物弱者とご指摘があった点と、それから移動販売の状況についてご説明申し上げます。

まず近年の高齢化の進行を背景としてということですが、先ほどのお話でも65歳以上の方の5%が買い物弱者だというふうにお話がありました。そうすると、坂城だと4,800人の5%、240~250人がそういう方になるのではないかなという感じがします。

坂城町におきましては、今年の10月1日現在で町民全体に占める65歳以上の割合、いわゆる高齢化率というのは29.3%、約3割を占めるようになりました。平成12年の国勢調査と比較しますと8ポイントの増、平成2年との比較では13.8ポイントの増となっております。また、当町では10月1日現在、独り暮らし高齢者台帳に登録をされている方も231名おられます。

こうした高齢化の進行により移動が難しい方、移動範囲が限られる方も増加する中で身近な商店やスーパーなどの閉店、撤退といった状況もあり、町民の皆さんとのいろいろな懇談の場でも高齢者の方の買い物対策についてのご質問やご意見ご要望をたくさん頂戴いたしました。そのような中でも親しくされている方や近隣の方などから支援していただいているということは多くありまして、これは大変心強くありがたいことだと思っております。また町内でも、ご案内のように自宅まで食料品などを配達していただける商店もございます。が、それほど多くはないと。また現在ではインターネットによる流通の発達によりましてネットスーパーなどもありますが、ご高齢の方にはなかなか難しくて手が出せないというところだと思います。

こうした状況を踏まえて、町では日常の買い物でお困りの皆さんへの対策の一環として食品や衣服など生活に欠かせない品を自分で選んで身近に買い物をしていただけるよう、イトーヨーカドーさん、セブンイレブンさんのご協力を得て、去る11月24日より車両による移動販売あんしんお届け便の実施を開始したところでございます。町では、この車両による移動販売を買い物にお困りの皆さんへの対策の第一歩として利用される皆さんのご意見や効果を検証しながら今後も引き続き、より利用しやすく利便性の高い方策の研究をまいります。

またご質問にありました移動販売あんしんお届け便実施に至る経緯でございますが、簡単に申し上げたいと思っております。

ひとつには8月17日付の『日本経済新聞』に掲載されたセブンイレブン、ジャパンの軽トラックによる移動販売の記事を拝見いたしました。その取り組みについてセブンイレブン本社に問い合わせたことが契機となっております。産業振興課を窓口にお問い合わせをいたしました。セブンイレブン、ジャパンからは、ぜひ説明に伺わせていただきたいということで、早速9月2日に本社及び長野エリアの担当者が来庁され、広島など4県での取り組みについて説明をいただきました。当町における買物の環境についてお話をさせていただいたところ、セブンイレブンでは県下初となる軽トラックの改造車両による移動販売の提案をいただきました。またイトーヨーカドー上田店からも8月30日に店長ほか担当者が来庁され、イトーヨーカドーとしては初めて全国初の試みとなる3tトラックの改造車両による移動販売について独自の提案をいただきました。

このたびのセブンイレブン及びイトーヨーカドーからの提案は、ともに高齢等により買い物に困っている方への生活応援ということでありましたので、町としても買い物支援、さらにはコミュニティ支援として大事な取り組みと考え、応援していきたい旨お伝えしたところでございます。

商工会及び商業者との調整につきましては、移動販売の提案をいただいた当初、セブンイレブン、イトーヨーカドー双方とも実施を含めた事業展開について未確定部分が多々ございましたので、商工会及び商業者の皆さんに対しては、すぐにはお話しはいたしませんでしたが、正式にお話しする前、9月には商工会に対して方向性について話をいたしました。その後買い物にかかわる当町の現状を把握するため民生委員の皆さんにご協力をお願いしてアンケート調査をしていただきました。その結果も踏まえ、徐々に移動販売の計画が定まってく中で、10月25日に商工会商業部会に対しまして私の方から今回の移動販売にかかわる経緯、考え方、対応について話をさせていただきました。

また11月に入りまして移動販売の開始日が決まったところで同月14日に実施場所となる地区の各区長さんにお集まりいただきまして打ち合わせ会議をし、11月24日からのセブンイレブン及びイトーヨーカドー同時による移動販売あんしんお届け便がスタートいたしました。

全国各地においては地域の問題や特性を踏まえる中で、さまざまな取り組みが行われています。今後も買い物支援策として地域に即し、効果が期待できるものは応援していきたいと考えております。現在までの住民の皆様への反応は歓迎のお言葉をお聞きするところで事業の継続の声をお聞きしております。また現在、販売を実施していない区の住民の方からも自らの区での実施を望む声もいただいております。また近隣の市町村からは、幾ら払ったら来てくれるのかと、そんなお問い合わせも来ております。以上で窪田議員のお答えといたします。

建設課長（荒川君） 私からはロの町の循環バスについてご答弁申し上げます。

循環バスの運行は平成13年度から、ほぼ現在の形により民間のバス運行会社に車両の確保も含め委託事業により行っております。

ご質問の小型車両の導入についてですが、ご指摘のとおり、今後委託先において車両の更新を行う際には検討、考慮すべき事項であると認識しております。現在の車両は定員28名ほどの、いわゆるマイクロバスで、運行路線の全般的には乗降利用者に対し、若干多目でございますが、バス停によっては1度に10人以上が乗車されるケースがあり、前後のバス停での乗車を含めると一時的に15人以上が乗車している区間もございます。安全確保のため乗車された利用者全員が座席に着席した状態での運行を心がけておりますので、先に申し上げました状況を考えますと、最低20席以上の座席数を確保した車両による運行が必要と

考えております。

また一般的に安価なマイクロバスは現在使用の定員数28人前後の車両が標準仕様で、座席数を減らし、小型化した車両は特別仕様となるため、導入コスト的には高額な車両となつてしまいます。従いまして、運行車両の小型化につきましては、車両更新の際に費用対効果の面も踏まえながら運行事業者と検討してまいりたいと考えます。

また運行するコースについては、現在1便約90分で町内を循環しており、年度当初に国土交通省長野運輸支局に路線を届け出て承認を得る中で定めています。冒頭申し上げましたとおり、平成13年度から、ほぼ現行の路線で運行をし、ご利用の皆さんにも周知浸透されているコースでありますので、これを基本としながらバス停の位置変更など利用状況を見ながらサービスの向上に努めたいと考えます。以上です。

5番（窪田さん） 年寄りの方に買い物支援ということで町長さんにいろいろ配慮していただいて大分助かっているようなので安心いたしました。

またバスの件ですけれども、結構年するとわがままになって結構自分の意見を聞いてほしいというような場合があつて、こういうふうに要望しますけれども、全部が全部行き届くということには大変だと思いますので納得いたしました。ありがとうございました。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後2時24分～再開 午後2時35分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、9番 大森茂彦君の質問を許します。

9番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

1. 24年度予算編成について

イ. 編成方針は

3・11東日本大震災とそれによる大津波、いまだに終息しない福島第一原子力発電所の事故は命の尊さ、地域コミュニティの絆の大切さ、科学技術のありようなど国のあり方が大きく考えさせられることになりました。海外ではユーロ圏の財政不安が露呈し、国際金融が不安定な状況をつくり出してきております。資本主義経済の限界と見る経済学者も出てきております。国においては、復興財源の確保、税と社会保障の一体改革で消費税増税が議論されております。増税になれば国民、特に低所得者の皆さんにとって耐えがたい生活を強いられることとなります。

そこで山村町政の最初の来年度予算編成となるわけですが、予算編成に際し、財政の見通しについて町税収入は景気の先行きが不透明なことに加え、固定資産税の評価替えに伴う減収が懸念されると招集あいさつで報告されました。このような現状下で、どのような予算編

成に臨むか、お尋ねいたします。

ロ．実施計画の主要施策は

町第5次長期総合計画の実施計画が24年度から26年度にかけての事業の策定が行われます。スタートとなる24年度はチャレンジSAKAKIの具現化がされるわけですが、主要な事業はどのようなものか、お尋ねいたします。

また、その際、町民要望の強い事業が取り入れられることを求めて提案もあわせて行います。

ひとつは、生活道路の整備が遅れている問題です。特に救急車の入れないような場所、地域、そして通学路の確保、高齢化に伴う電動シルバーカーが安全に通行できる対策、また歩道の整備など急がなければならないと思います。この生活道路の整備、これについて早急な対策が求められておりますが、どんな計画を持っているのか、お答え願いたいと思います。

2つ目に、午前の答弁にもありましたが、コンビニ収納の実施が行われるとのことですが、ぜひこれを実現をしていただきたいというふうに考えます。

3つ目には、坂城駅エレベーターの見通しについてであります。

これも午前の答弁で26年度には何とか完結させたい、こういう決意の答弁でありました。これもぜひ実現を図られたいと思います。

4つ目に、子どもの医療費の無料化、この拡大についても午前で答弁がありました。外来を6年生まで拡充する、こういう方向であります。ぜひこれも実現をすべきと考えます。

5つ目に、住宅リフォーム制度の創設であります。

9月議会での産業振興課長の答弁では「実施した市町村のほとんどが国の地域活性化きめ細やかな臨時交付金を活用しての事業で、今年度いっぱい短いところでは2カ月限りという短期間の対象としており、一時的で分野を限定した経済効果を見込んだものとなっている」このように答えておりますけれども、本年度23年度実施した自治体も数多くあるわけです。この自治体は国の交付金、これについては本年度は実施されておられませんので、ほかの財源を使っているものと思われます。本年度実施した、特に公共工事の減少や景気の低迷が長く続いている、こういう状況の中で、地元産業の設備投資もありません。地域の経済対策として町長の政策として実施することを求めるものであります。

6つ目に、クリーンエネルギー、自然エネルギーへの取り組みについてであります。

福島原発事故を契機にクリーンエネルギー、自然エネルギー、そして省エネなど国民の関心が高まっております。そうした折、町はメガソーラー構想に手を挙げましたが、今回は残念ながら採用されませんでした。また先ほども答弁がありましたが、スマートコミュニティタウン、これについての構想の調査も実施するようになっております。具体的に今後クリーンエネルギー、自然エネルギーへの取り組みについて、どう考えておられるのか、ご答弁を

求めます。

7つ目に、職員の増員を求めるものであります。

6月議会で私の質問でチャレンジSAKAKIの質問の中で「きらきら目を輝かせてもらいたいのに過酷な労働で目が輝かせないようでは何にもならない。町の職員は以前160人いたが、30人も減っている。町長は職員の採用についても、できる限り、できる範囲で思い切ってやっていきたい」と答弁しておられます。今後の職員採用計画はどのように考えておられるのか、ご答弁願います。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） では、今、大森議員からご質問のありました24年度の予算編成の基本的な考え方について私の方からお答え申し上げます。

お話ありましたけれども、世界的な経済危機の長期化や深刻な円高の影響に加えて東日本大震災やタイの洪水といった自然災害をもたらす直接または間接的な被害により町内企業の業績回復の遅れが懸念されるような状況になってまいりました。また企業の業績回復の遅れは個人所得の低下にもつながり、町の税収に及ぼす影響や先行きの見通しが困難な現状も含め、大変憂慮すべき事態だと感じているところでございます。

さて、当町の財政状況につきましては、平成22年度決算を見ると、長引く経済不況の影響を受けて個人住民税は前年度対比でマイナス20.1%と減少を続け、逆に法人町民税はプラス26.7%と若干回復したものの、トータルでは1億円を超える減額となりました。町税全体でも平成23年度において30億円を超えていた税収入は平成21年度は25億5千万円に減少し、昨年度は24億円を下回っております。23年度につきましても、町を取り巻く経済情勢や災害の影響等により町税のさらなる減収は避けられず、23億200万円を見込んだ当初予算計上額については何とか確保できる見通しが立ちつつも円高の動向など予断を許さない状況となっております。また24年度の財政見通しにつきましては、町税収入は景気の先行きが不透明なことに加え、来年度は3年に1度の固定資産の評価替えの年にあたると、こういうことから下落の続く地価の影響や建物の再評価にかかわる減収も懸念され、増加を見込むことは困難な状況となっております。また総務省の24年度予算概算要求における地方交付税につきましても、総額で17兆1千億円と23年度から1.6%の減となっており、税収以外の歳入の確保についても一層の厳しさが予想されるところでございます。

一方、歳出におきましては、継続的な幹線道路や公共下水道事業など生活関連基盤の整備、少子高齢社会に向けた地域福祉政策、時代の変化に即した環境社会、資源循環型社会への対応など、さらなる需要増が見込まれることに加え、エネルギーの安定的な需給を目指して新たにスタートいたしましたスマートコミュニティ構想に即したスマートタウン坂城に向けた積極的な施策展開も重要となっております。また今年度から「今日からチャレンジ」というのをキーワードにチャレンジSAKAKIとして各種取り組みを推進しており、スピーデ

イーな対応が必要な内容もございますことから、さらなる事業の重点化と現行事業の徹底した取捨選択が必要となってまいります。

現下の厳しい行財政状況を職員一人一人が共通に認識し、国や県の施策の動向を的確に見極めながら、事業の必要性、費用対効果、後年度負担等を精査し、財政の健全化に取り組むとともに事業の緊急性や重点配分を検討する中で住民の皆さんにご理解ご協力をいただく場面も出てくるものと考えます。

「人がともに輝くものづくりのまち」を掲げた第5次長期総合計画についても、より実現性の高い実施計画策定に向けて計画と予算の有機的な整合に配慮する中で町政を進めておりますが、多様化する行政需要や住民要望に対する優先度を考慮しつつ、より一層の効率化と重点化に努める中で健全な予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

企画政策課長（宮崎君） 私からはロの実施計画の主要施策についてご答弁申し上げます。

総合計画につきましては、昨年議会の議決をいただく中で平成32年までの10カ年間で定めまして今年の4月からスタートしてございます。この計画を受けまして現在、24年度から3年間の実施計画を策定しておりまして、先月9日には町内のさまざまな委員の皆さんに素案をお示しいたしましてご意見をいただく機会を設けさせていただきました。これらを受けて現在さらなる精査、調整を進めているところでございます。

また、この中で町長も6月のあいさつの中で申し上げましたが、町長の選挙公約、これに基づく具体的な施策についても今回の実施計画で検討しておりますし、さらに先ほど町長が予算の中でご答弁申し上げましたけれども、チャレンジSAKAKIにつきましても、この内容を計画づくりに反映させていきたいということで取り組みを行っております。

その中で現時点における主要な事業を申し上げますと、坂城駅へのエレベーターの設置、南条小学校の改築、坂城ワイナリーの、仮称でございますが、ワイナリーの形成、コンビニ収納事業、スマートコミュニティ構想事業というような新たに着手したいと考えている事業を初めとして学校の耐震化やA01号線にかかわる道路改良、下水道事業の促進普及、乳幼児の福祉医療給付事業の拡充、乳幼児健診事業、小・中学生の英語力向上に関する支援といった、これまでも行っている事業に関しましても内容を見直し、より充実したいと考えているところでございまして、これらを挙げてございます。

また計画している事業に関しましては、今後の予算編成におきまして金額を含めて内容を精査していきながらということになります。でき次第、今年度中になります。議員の皆様や町民の皆様にもお示ししていきたいと考えております。

次に、それぞれ個々にご質問をいただいた事業でございますが、まず私の関連しているところから順次ご答弁させていただきます。

クリーン自然エネルギーへの取り組みということでございますけれども、これへの取り組みといたしましては、平成21年度から開始しました住宅用太陽光発電システム設置補助金につきまして引き続き実施していくと、さらなる普及に努めてまいりたいと考えてございます。

またスマートコミュニティ構想事業につきましては、本年度当町において採択されましたスマートコミュニティ構想普及支援事業費補助、この事業で得られた調査結果をもとに実現可能性の高い事象や未調査の部分についてさらなる調査を行い、今後のエネルギー需給安定化に向けた具体的な計画を策定して、できるところから前向きに進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

建設課長（荒川君） 私からは実施計画の主要施策のうち生活道路の整備、坂城駅エレベーターの見通し、そして住宅リフォーム制度の創設についてご答弁申し上げます。

まず町内の生活道路の整備については、部分的な拡幅や一定区間の道路改良、路肩や側溝の整備など内容によりまして、道路維持工事、道路新設改良工事、町単補助工事などにより逐次取り組んでいます。限られた予算の中で道路整備に係る用地のご提供や道路の後退、また隅切りの部分的な改良や既存の道路敷を生かしながら土留め壁等による有効幅員の確保など道路の利用状況等も踏まえ、地元区を初め地域の皆様のご協力をいただきながら逐次進めてまいりたいと考えています。

次に、坂城駅エレベーターの見通しについてですが、本年度から設置に向けて事業を具体化するため本議会の補正予算案に概略設計に係るエレベーター設置工事負担金730万円を予算計上いたしてございます。実際の事業実施や国庫補助事業の申請は鉄道事業者であるしなの鉄道となる中で本年度において概略設計を行い、エレベーター設置に係る経費の見積や詳細な設計を行うための調査検討を予定しています。また概略設計を踏まえた詳細設計や国庫補助申請、施工工事などに係る具体的なスケジュールにつきましては、現在しなの鉄道と協議を進めている状況です。

続きまして、住宅リフォーム制度の創設についてであります。現状それぞれの目的により設けられております助成あるいは融資制度により対応していきたいとするのが坂城町の考え方でございます。地域経済の活性化として新たな住宅リフォーム制度を創設するには至らない状況ではございます。これは住宅はあくまでも個人の資産であり、例えば耐震補強に係る助成制度などのように国、県の補助事業化等の動向により今後取り組むべき検討課題として考えております。以上です。

会計管理者（中村さん） 実施計画の主要施策の中のコンビニ収納の効果についてお答えいたします。

実施計画の行財政運営の中でコンビニ収納事業が新規事業としてございます。納税者の利

便性の向上を目的として平成15年の地方自治法施行令の改正によりコンビニエンスストアにおける納税が可能となりました。納入者の生活様式の多様化に対応するために、納期限内であれば曜日や時間を気にせず日本全国どこのコンビニでも365日24時間いつでも気軽に納付できるのがコンビニ収納でございます。現在、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、下水道使用料の納入について平成24年4月実施に向けて準備いたしておるところでございます。

ご質問のコンビニ収納の効果はについてでございますが、まず1つ目として、住民サービスの向上でございます。納付における利便性の向上、納める方の生活スタイルにあわせた納付ができるわけでございます。

2として、納付期限内納付の増加でございます。期限内納付の増加により督促状の発行等の事務経費が削減されます。

3つ目として、収納情報の把握が従来より早くできます。翌日の午後には、いつ、どこで、誰が、幾ら納めたかが確認でき、円滑な収納管理ができます。

4つ目として、納入者が支払い可能となる窓口や時間の拡大により忙しくて金融機関の営業時間内に納めに行けないということがなくなり、仕事が終わった後の夜間や買い物のついでなど支払いしやすい環境が整うことで収納率の向上が図られるものと考えております。以上でございます。

福祉健康課長（塚田君） 私からは子どもの医療費無料化の拡大について繰り返しになる部分が多いかと思いますが、お答えを申し上げます。

子どもの医療費に対する福祉医療につきましては、実施計画におきましても重要な子育て支援施策のひとつとして位置づけをしております。拡大の方向で検討を進めているところでございます。

拡大の範囲につきましては、目標とするところ、議員さんの方からもございましたけれども、具体的には予算編成における町全体の予算や他の事業との調整、また将来的な財政見通しの中で精査をしてみたいと考えております。以上でございます。

総務課長（田中君） 職員の増員をについてお答えいたします。

本町では国の指針を受けまして「坂城町行財政改革～自律のまちづくりへの道しるべ～集中改革プラン」により行政コストの縮減と住民サービスの維持向上に取り組んでいるところであります。この間の取り組みといたしましては、職員の管理職手当の減額、課の統合等の組織改革、給食センター調理業務の委託、住民との協働によるまちづくりの推進など財政の健全化、行政の効率化を基本に改革を実施してまいりました。

さて、ご質問にありました職員数につきましては、集中改革プランの大きな柱のひとつであり、平成23年4月1日現在、定員管理調査による職員数は131名となっております。

職員の採用につきましては、団塊の世代などが退職した平成20年度以降、退職者数に対しての採用者を控えてまいりました。

なぜかと申しますと、今後数年間は定年による退職者が少なく、また定年退職者がいない年もある中で現在の職員の年齢構成の不均等を解消していく上では退職者がいない年でも一定数の採用を行っていくことが必要と考えております。このため年度によって職員数の若干の増減はやむを得ないと考えております。

限られた財源の中で行政運営を行うには人件費の抑制も必要なことであり、今後大幅に職員数を増員することは将来の町の運営にも影響を与えるため、難しい状況にあります。多様化する住民要望や、その事務量の変化に柔軟に対応するためには、職員一人一人が事務事業の見直しを行い、事務の効率化を図っていかねばなりません。今後さらなる職員の資質の向上を目指した研修を行ってまいりたいと考えております。

9番（大森君） それぞれご答弁いただきました。

まず編成方針の税収の見通しという点で、大変な状況、景気の低迷が続く中、そしてまた円高という中で町内企業の大変さが思われるわけですが、今、年度を追って町税の収納状況ということで財政確保するということはまだまだ大変な状態だなということがあるわけです。これについても町民要望は実現していくということを考えれば、やはり精査していく必要があるというふうに考えます。これについては、また3月議会の中で具体的に質問したり指摘していきたいというふうに思うわけですが。

次に、ロの実施計画の主要施策のところでございますけれども、実現性の高い優先度をつけて行うわけでありまして、策定するにあたっての懇話会などを開いて意見を求めたということで、具体的なことを今後つめていくということで、エレベーターとかワイナリーとかコンビニあるいはスマートコミュニティあるいは学校の耐震化等々計画は挙げられました。これについては、具体的になってくれば、また具体的な全体については問題点を指摘していきたいというふうに思うわけですが、とりあえず私が提起した問題についてお答えを2回目の質問とさせていただきます。

まずひとつの生活道路でありますけれども、今の答弁では部分的な改良等で行っているということですが、なかなか進まないんですね。町民要望をきちっとつかまえて実現していくということになれば当然、町単工事の予算の増額はぜひすべきであるということがあります。それについて来年度、町単工事の予算を2千万円ぐらいに上げるとか、とりあえずそういうことはまず考えるべきではないかというふうに思います。それについてどう考えるか、ご答弁願いたいというふうに思います。

コンビニ収納、本当にこれは私も何人かの方から「滞納で請求が来るけれども、払いにいく時間がない」と、上田とか長野に勤めている方は言われていました。本当にこれは実現し

ていただきたいというふうに思うのですが、ひとつ気になるのが、手数料はどちらが払い、そして町がコンビニエンスストアに支払う手数料は一体幾らなのか、これについて。それとコンビニ収納の利用者は一体どのぐらいは見込んでいるのか、これについてお尋ねいたします。

次に、エレベーターの点でございますが、26年度までに何とかしたいということで、その間国庫補助も求めていくということですが、全体で幾らを計画されているのか。それによって国庫補助がつくのかつかないのかもあるだろうし、あるいはしなの鉄道が「よし、やる」というふうになるのかどうか、こういう点もありますので、一体総事業は一体幾らを今見込んでいるのか、これについてご答弁願いたいと思います。

子どもの医療については中学卒業まで求めたいわけですが、とりあえず今回6年生まで拡大ということでやむを得ないだろうというふうに感じます。

次に、住宅リフォームの点ですけれども、答弁は個人資産に税金を使っていいのかということが出てくるわけですが、今、県内で半分以上の自治体が行っているのがそういう問題が引っかかっていないということですよ。それを打ち破る必要があるのではないのでしょうか。いつまでも頑固にそういうふうにつつまぬのではないというふうに思います。今では秋田県、山形県、佐賀県で実施しております。県段階でもこうやって実施してきているのに、いつまでもそういう古いしがらみといいますか、古い体質でいるということ自体問題だというふうに思います。

それについて1点と、もうひとつは、実施している自治体の効果はどうであったかということは調査されたかどうか。実際に予算につけた予算額に対する工事費は一体どのぐらいの工事費になったのか。こういうことについてお調べになったかどうか、それについてご答弁を願いたいというふうに思います。

次に、クリーンエネルギーの点でありますけれども、太陽光発電、これについても、もう少し補助額を上げて、そして一気にクリーンエネルギーへのシフトを行うということをぜひ求めます。これについて、その方向で考えていただけるかどうか、答弁を求めます。

また7番目の職員の増員の件でございますけれども、町長、今の職員、目を輝かせていますか。町長の答弁を求めます。以上です。

議長（宮島君） 幾つも質問を受けていますが、順番に進めさせていただきたいと思います。質問の順番で建設課長から答弁を先にお願ひします。

建設課長（荒川君） 私からは生活道路についての予算の増額の考え方ということから順次お答えをさせていただきます。

現在、これから来年度の予算編成に入っていく段階で予算の額を今ここで申し上げる時期にはございません。ただ、ご指摘のとおり今年度も現行予算の中で危険箇所のスポット的な

解消であったり歩道の一部段差の解消、またグリーンベルト等の設置で通学路の安全確保など、できるところから取り組んでおります。特に新年度におきまして道路維持工事でもそういった観点に着目をして、また枠を設けられればということも考えていますが、これについては総体の予算編成の中で議論をしてまいりたいと考えております。

次に、坂城駅エレベーター設置の概算の事業費の関係でございますけれども、これは鉄道事業者しなの鉄道とも総額をつかむお話の中では協議をしていますが、なかなか具体的なお話は出てまいりません。

と申しますのも、上田市で設置をした事例ということでは幾らかかったというお話はございますが、坂城の駅に設ける場合に改札から跨線橋までの動線、そして本体の構造、また地質の状況がどうであるか、はたまた架線、電気設備の移転補償が必要になるかならないか、そういったお話がございまして、概略の設計を進めていかないと具体的な数字にはなっていないと。

そうは言いながら、おおむね1億5千万円から2億円ぐらいの範囲というお話、これはまだ非公式のお話になりますけれども、全体とすればそんな範囲ではなかろうかというお話が出ていますが、これにつきましても詳細は概略設計を進めながらつめていく、そんな段取りになろうかと思えます。

最後に、住宅リフォームのお話でございます。

古い体質ということではございませんけれども、町の政策といたしまして、景気浮揚であったり経済対策という部分では違う観点で取り組んでまいりたいとするのが坂城の考え方であると。他の市町村、団体で、特に昨年あたりから急速に拡大をしてきている傾向もございましてけれども、町といたしますと、住宅リフォームという制度をもって地域経済の活性化なり需要の喚起に結びつけていこうという考え方は現在持っておらないということでご理解いただきたいと思えます。

そんな観点から近隣、東御、上田、千曲、長野、須坂等々で取り組んでいるというお話は聞きますけれども、その波及効果、実際の総体の事業費という数字を具体的に把握するには至っておりません。以上です。

会計管理者（中村さん） お答えいたします。

コンビニ収納の納付される対象者ということでございますが、今現在、現金で納付している方の約25%を見込みまして、2千人ほどになると予想しております。

また手数料でございますけれども、既に実施している市町村の状況を見ますと、1件につきまして60円前後になるかと思っております。

手数料につきましては、公金収納手数料ということで町の方で支払うこととなります。以上でございます。

企画政策課長（宮崎君） 私からは住宅用太陽光発電システムの設置補助に関するご質問をいただきました。先のご答弁の中でも、今スマートコミュニティ構想の調査事業を進めているということでございます。太陽光システムについては補助金という考え方もありますし、先ほど窪田議員さんの質問の中でもありました上田市あるいは飯田市のおひさまファンド等のそんな考え方もあります。いずれにしても今年の調査で終わるのか、もう少し先になるのかあれですけども、トータル的な施策の中で検討させていただきたいと思っております。以上です。

町長（山村君） では大森議員さんの質問の中の目が輝いているかということと、採用についてお話しします。

私は昔のことは知りません。しかしながら、5月以降輝いています。なぜならば、チャレンジSAKAKIは全員提案があったわけです。みんな胸にチャレンジSAKAKIのバッジをつけています。なおかつ、その提案が既に実施されているものはありますし、来年度予算あるいは実施計画に組み込んでいくということをみんなで議論しております。

それから採用面ですけども、ご案内のとおり来年度に向けて職員をどれだけ雇うかということ、今4人雇うことにしております。

それから、もうひとつ、これもご案内かと思っておりますけれども、いわゆる通常言う社会人枠、これで若干名ですけども、今12月までですか、募集して採用しようと思っております。

なぜこういうことをするかと言いますと、今、議員ご指摘にあったように、かつて採用をやめていた時期があるんです。私が見て30歳以前の中間のそこの人が足りないなと思うことで、こういう社会人枠で若干名を募集しました。先ほどの総務課長の説明は非常にかたい説明でございましたけれども、採用についてはそういうふうに見極めながら弾力的に、積極的にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

9番（大森君） 2回目の質問を答弁いただきました。

ちょっとコメントがあるんですが、時間もありませんので、これは追ってまた一般質問等で、あるいは職員のところまで足を運んでお話し申し上げるというふうにして次の点について入りたいと思っております。

2. 商業振興について

イ. 移動販売について

町長は招集あいさつでイトーヨーカドー上田店、セブンイレブンが車両による移動販売を実施したいということがあったわけですが、県庁での記者会見で町側が運行を依頼したというふうにはありましたが、先ほど前任者の質問の中で大まかな経緯についてはわかりましたので、これについてはまたご答弁願いたいというふうに思いますが、移動販売の経緯についてご答弁願いたいというふうに思います。

ロ. 商業振興策は

7日付の『信毎』の記事によりますと、県の商工労働部が昨年度の商店実態調査を行いました。この中間報告が出された記事ですが、2008年の調査と比べて空き店舗が1.2ポイント増の8.9%、後継者がいない店舗が4.9ポイント増の68%になっており、商店街の衰退傾向に歯止めがかかってないというふうに結論づけております。

このような状況下で商業者は必死で事業を営み、また坂城駅の駅前商店街の皆さんでつくっているにぎわい坂城では各種のイベントや歴史講座など、またイルミネーションの飾りつけなどいろいろな誘客のための手立てを取り組んでおります。本当に努力されていることはよくわかります。また先ほど答弁もありましたが、坂城駅のエレベーターの設置への取り組み、これらについてもパスポートの実施あるいはエレベーターでまちづくりを、にぎわいを取り戻していくと、こういうような方向で振興策を考えているということであるわけですが、これについてのご答弁を願いたいというふうに思います。

町長（山村君） では大森議員のご質問にお答えします。

私の方からは商業振興の中の移動販売について、もう少し経緯を話せというお話がありましたので、その点もさっき申し上げなかった点もちょっと補足しながら簡潔にお話しします。

先ほど申し上げましたように、東日本の震災のときに『日経新聞』でそういう移動販売が出ましたので問い合わせをしましたというところで、向こうから提案がありましたということでございます。セブンイレブン、イトーヨーカドー両方からありましたけれども、イトーヨーカドーとセブンイレブン、中で打ち合わせしたのではなくて、ばらばらに来られたのです。それで両方も一緒にやろうということがありました。いずれにしても買い物に困っている方への応援支援ということでしたので、いろいろ情報提供、サポートしてまいりました。それから、先ほど申し上げたように民生委員の方なんかにもお願いしましてアンケート調査もやりました。

それで先ほどもちょっと申し上げましたけれども、商工会並びに商業者の皆さんには、なかなか中身が固まらなかったということでございましたけれども、正式にお話しする前に商工会の事務局には9月2日にこういう方向性があるよというお話をしました。

それから公にお知らせしましたのは未確定部分が多々ありましたが、9月20日の9月の定例議会の閉会のあいさつのときに話しましたけれども、事前に商工会長には概略について9月17日にお話をさせていただいております。

それでまた移動販売の計画が定まっていく中で10月14日には商工会商業部会長さんとの打ち合わせを経て10月25日に同商業部会に対して私から今回の移動販売にかかわる経緯、考え方、対応について説明をさせていただいたところでございます。

その後先ほど申し上げましたが、11月14日には関係する区長さんにお集まりいただきまして、ご説明をしました。それで11月24日スタートということになりました。ですか

ら、11月24日スタートの2カ月前にはお話をしているということになります。

それから若干補足になりますけれども、商業振興について昨夜、坂城町の経営革新塾というのがありまして、これは今年になってから始めたものですが、若手の経営者の方々、40代、30代の経営者の方々に対する経営塾というのを今年の春からやっております。昨日第6回目でしたけれども、私と日精樹脂の依田社長が講師になって話をしました。こんなことも若手の経営者を育てていくというようなことも一生懸命やっていきたいというふうに思っております。これが活力あるまちづくりに通じればと思っております。以上でございます。

産業振興課長（小奈君） 私の方からは、ロの商業振興策についてお答えいたします。

全国的に問題化している中心市街地の空洞化、空き店舗によるシャッター通り状態など中心市街地の衰退がこれに対する課題に対して、先ほど大森議員さんのご質問の中でもございました坂城のにぎわい坂城等まちづくり団体の皆さんも過日の坂城駅前イルミネーションの点灯式、それに続いてのクリスマスコンサート等さまざまな対応策を展開しているところでもあります。これらイベントを実施する中で、これらイベントに参加していただいた皆さんを今後はどのように商店の収益につなげていくかが大きな課題と考えるところでございます。その課題にどう取り組んでいくかということが商業振興につながるものと考えますが、町のイニシアチブだけでは発展性や効果が見込めません。町や商工会だけが旗を振っても前に進むものではなく、各商店主の皆さんやにぎわい坂城などまちづくり団体の皆さんが主体性を持って取り組んでいかなければ期待する効果はなかなか得られないものかなと考えているところでございます。

そういう中で町、団体、地域が同じ方向性により協働連携する中で、さらなるにぎわいの創出と商業振興を図っていければと考えるところでございます。また本町全体の商業を活性化するため、まちづくりと一体となった商業環境の構築、また少子高齢化などの社会変化に対応した商業の創出、これらを図っていく必要もあるかと考えます。このような魅力あるまちづくりを通じ、集客力の向上を図り、官民一体となって効果的・効率的な取り組みを行っていければと考える次第でございます。

また先ほど町長が答弁ございましたが、新たに若手の、今現在、製造業を中心の若手経営者の皆さんの経営革新塾というスタイルをとっております。そういう中に今度は商業の皆さんにかかわっていただく、こんな仕組みづくりもこれから手がけていきたいと考えるところでございます。

9番（大森君） それぞれご答弁いただきました。商工会へお話ししたり、商工会長さんにもお話ししたということであるわけなんです、7月25日、このときに商業部会では買い物弱者について議論されてどうするかと。ところが希望者はどれぐらいいるかわからない。個人

情報もあるし、どう動けばいいのかということの議論があったというふうにお聞きしました。

こういう状況の中、町長のどういう形でセブンイレブン、イトーヨーカドーがやっているかという情報をお聞きしたいということで電話されたそうですけれども、まず、それはそれでお聞きになっても大企業としてはちょっとストップしていただいて、地元の商工業の発展をどうするかという、まず視点に立っていただく、そして商工会に対しても、こういう話があるし、こういう状況があるけれども、地元の商工の皆さんで協力体制をとって何か準備できないかということについて具体的に説明し、そして、こういう情報が欲しければ町としても協力しますと、そこまで行わないといけないというふうに思います。

アンケートをとられた中身の文章にしても、すべてイトーヨーカドー上田店とセブンイレブン・ジャパンの移動販売についてアンケートをとられている。そして、それが民生委員さんをお願いして行っていると。こういう、それこそ個人情報に近いようなことを、名前が載っていないだけのことですけれども、それをこの区では何人、高齢者ひとり住まいは何人とか全部ある。そして移動販売する場合、どこでやればいいのか、そういうイトーヨーカドーは特に大手の企業であれば、そういう市場調査はベテランなわけですね。そういうところに対して情報を公開していくということについては一歩遅れて出すべきであるし、まず地元の業者の皆さんに対して投げかけて体制がとれないと。セブンイレブン、イトーヨーカドーがやるのであれば、そちらに任せていいでしょうかという、そういうすみ分けと納得をするという形の産業の振興をぜひお願いしたいというふうに思うわけです。そういう点について町長のやり方についてはちょっと先走りしたのかなというふうな感があるんですが、それについて町長何かご意見ありますか。お答えください。

町長（山村君） 今、大森議員さんのお話で私も感じるところが幾つかあります。ビジネスというのは厳しいものです。それから今まで坂城町でどのような手を打ってこられたか、私はいろいろな方に聞きました。でも選挙の間中言われたのは「何とかしてくれ、何とかしてくれ」という話だったです。それで実施してまだ数週間ですから本当にこれが成功するか、定着するかどうかというのはまだ先かもしれません。でも、やはりビジネスというのは何かを止めて何かを考えるというよりは相乗効果をつくらなければいけないと思っています。

僕は商工会の会議のときにも申し上げましたけれども、例えば毎週決まった時間に決まった場所に3tトラックが来るんです。そこに人が集まってくるんです。商品が来るんです。お金が動くんです。例えばそういうのをビジネスチャンスととらえるかどうか。

それからもうひとつ言えば、KYB-Y Sという大きな工場ができます。そういうことに対して町の商業課の人、どんな準備ができていますか。それは一緒になってやっていきたいと思っています。ですからビジネスのパイを大きくしなければいけないというのが私の持論でございます。

いろいろ今ご指摘いただいたことで、やり方について先走ったのかと言われれば若干そういうことはあるかもしれませんが、でも、これはタイミングを逸したらできないということもあります。

それから坂城町はご存じのようにセブンイレブン、イトーヨーカドーについては思いのある土地です。場所です。ほかの全く関係のないところで頼んだってできないかもしれません。ですから私はひとつのチャンスだというふうに判断しました。これをどう判断するかいろいろな方のご意見があるかと思いますが、とりあえずそれをお答えします。

9番（大森君） セブンイレブンの取り組みでありますけれども、町内4店舗が協力してやるという最初のお話がありました。しかし、それが実現せず、鞍掛店、長野県で一番稼いでいるセブンイレブンだそうですけれども、ここのお店が、言葉は悪いですが、乗り込んでくるといふ点もちょっと問題があるのではないかというふうに。今はすみ分けも何もラインを引いてここに入ってはいけないという商売ではありませんのでそこまでは言いませんけれども、まず町内の産業振興をどうしていくかということについては、ひとつここについてはきちっと第一歩として、そこを持っていただきたいということをまず指摘しておきたいというふうに思います。

民生委員さんをお願いして行ったという調査でありますけれども、産業振興をお願いしているということであるんですけれども、これについても個人情報的なこと等ありますので、私はこのやり方自体はちょっと問題があるのではないか。黒ではないけれども、灰色ぐらいのところはちょっと問題があるのではないかというふうに感じております。それについてはまた時間ありませんので勝手に私の判断というふうにさせていただきますけれども。

商業振興についてでありますけれども、行政はもう何もできないのかというか、これだけいろいろとやっているわけでありまして、やはり何らかの手を打たなければいけない。いろいろなイベントに対しても私は常々言っていますが、実行委員会形式でやるとか地域の人の力をどう巻き込んでいくかという、この対策が欠けているのではないか。特に横町、立町の区民の皆さんの協力をどう得ていくかということも大きなぎわいを取り戻す力になるというふうに考えます。これについて産業振興の課長の答弁を求めます。

産業振興課長（小奈君） ただいまの質問、周辺地域の皆様のご協力という部分を巻き込みながら、こういうイベントの展開をというふうにとらえさせていただいております。今回のイルミネーションの点灯、またクリスマスコンサート、またさまざまなイベントの展開、そのように展開をさせていただくように努めてまいります。

9番（大森君） 町の財政、予算、お金、税金、これは当然町の、町民の皆さんの生活を潤していく、こういう豊かに使われるということが大事であります。また、ここで住んで住み続けたいと、こういう町にしていくというためにも先ほど提案した内容についてもぜひ今後検討

し、実現する方向で事業を行っていただくことを求めまして私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後3時32分～再開 午後3時42分）

議長（宮島君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、2番 吉川まゆみさんの質問を許します。

2番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、国賓として来日したブータン国王夫妻の温かな振る舞いは、私たちに忘れかけていた大切な心の豊かさを教えてくれました。ブータンは人口70万人と日本で言えば九州ほどの小さな国で1人当たりの国民総所得は2,020ドルと貧しい中、国勢調査では90%以上の方が「幸せ」と答えています。被災地での国王夫妻の真心からの激励の姿にその理由を見て取ることができました。この姿を通して我が町でもさらに町民の皆さんの心に届く施策をと山村町政に期待をいたします。

それでは質問に入ります。

1. 健康長寿のまちづくりへ

イ. がん対策の現状と課題は

政府は現行のがん対策推進基本計画で今年度末までの検診受診率の目標を50%と定めています。公明党は以前から、どうしたらがんから大切な命を救えるかと、がん対策の法整備を一貫してリードしてまいりました。中でも女性特有のがんの乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポンを実現し、こうした政策の効果で昨年はほかのがんの検診受診率が20%と低迷する中、乳がんは31.4%、子宮がんは32%それぞれ上昇いたしました。今、国民の3人に1人ががんで亡くなるとされ、早期発見・早期治療が可能となっていることから、がん検診の受診率の向上が最重要課題です。町健康管理事業結果によりますと、平成21年度は町のがん検診の対象となる人の総数は1万3,530人で、そのうち受診された方は3,567人でした。結果、受診率は26.4%と低い状況でした。

そこで1つとして、我が町の昨年の集団健診、個別健診でのそれぞれのがん検診受診状況と啓発活動についてお答えください。

そして2つ目として、乳がん、子宮頸がんの無料クーポンの昨年と今年の利用状況をお答えください。

ロ. 子ども医療費無料化の進捗状況は

いよいよ平成24年度の予算の査定の時期を迎えております。そこで6月に私も一般質問

した子ども医療費無料化の年齢拡大ですが、先ほども答弁の中で6年生まで拡大をするとの答弁がございましたが、平成24年度に予算化するというのでいいのでしょうか。答弁を求めます。これで1回目の質問といたします。

福祉健康課長（塚田君） 健康長寿のまちづくりについて、初めにイのがん対策の現状と課題はについてお答えを申し上げます。

現在、がんは日本人の死亡原因の第1位となっております。町の平成21年の悪性新生物による死亡の状況を見ますと、全死亡の29.4%を占めており、およそ3～4人に1人ががんでなくなっているという状況であります。がんによる死亡率は約20年前と比較しますと、国、県、町いずれも1.5倍と増加になっております。ライフスタイルの変化、食生活の欧米化、高齢化等の背景により今後ますます増加していくということが推測されるわけです。現在町では胃、肺、大腸、乳房、子宮、前立腺の6種類のがん検診を実施しております。検診料金の助成ですとか、より精度の高いがん検診の実施、受診方法の多様化等受診しやすい体制を整備し、受診率の向上に努めております。

平成22年度のがん検診受診率は胃検診が11.9%、大腸検診25.2%、肺がん検診15.1%、乳房検診20.5%、子宮がん検診21.2%、前立腺がんにつきましては21.1%であります。これは毎年行っております検診申込書の中で職場、病院で受ける、あるいは人間ドックを受けると回答された方以外の方全員を対象者、分母としておりますので、対象者の中には治療中の方ですとか、高齢のため受診が困難な方等も含まれております。なかなか正確な受診率というのは受診者をどう絞るか、対象者を絞るかということで大変難しいわけですけれども、正確な受診率を求めるには、またいろいろな工夫が必要かなというふうにも思っています。

受診者数の推移を見ますと、肺、子宮、乳房、前立腺のがん検診につきましては、およそ横ばいから若干の増加傾向ということですが、胃、大腸につきましては減少傾向となっております。特に大腸検診につきましては、以前は健康スクリーニングとのセット検診として実施をしておりましたが、平成20年度に特定健康診査が導入されまして社会保険の加入者が町のセット検診を受診できなくなったということが大きな原因かというふうに思います。

女性特有のがん検診事業は平成21年度から国の補助事業として開始がされまして、今年度は3年目になります。この事業は一定の年齢に達した女性の方に無料クーポン券及び検診手帳を発行いたしまして子宮がん検診または乳がん検診を無料で受診してもらい、検診の受診率を高めるとともに、がん予防に対する意識向上を図ることを目的としております。

この受診状況を見ますと、子宮がんにつきましては、平成21年度が23.5%、22年度が25.6%、また乳がん検診につきましては、21年度が27.1%、22年度が27.9%と、

いずれも受診率わずかに増加しているという状況です。また受診者数におきましても無料クーポン券を実施しておりませんでした平成20年度と22年度を比べますと、子宮がん、乳がんともに65人ずつ増加しているということで、女性特有のがん検診事業の導入が受診者の増加につながっているというふうに思われます。

今年度につきましては、子宮がん検診の対象者が420名、乳がん検診の対象者が523名ですが、無料クーポン券等を発行いたしまして8月から2月までの7カ月間にわたり実施しております。

11月末現在の受診状況であります。子宮がん検診が49人、11.6%であります。それから乳がん検診が48人、9.2%と、まだちょっと低い状況であります。また受診されていない方につきましても今後個別の勧奨通知や広報等により受診勧奨をしていく予定であります。

がん検診受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に結びつけることは、がん予防対策の推進におきまして最も重要な政策であり、町民の健康を守る上で大きな柱となるものでございます。受診率向上のためには町民の皆様一人一人ががん検診を受診する意識を高めることが必要であります。町ではこれまでも広報やチラシなどにより、また健康教育や健康相談等のあらゆる機会を通して、がん検診による早期発見・早期治療の重要性を啓発してきておりますが、今後も引き続き実施してまいります。

受診しやすい検診体制の整備も必要であります。町では検診料金の約半額を助成しておりますし、女性特有のがん検診には無料クーポン券の発行も継続していきたいと考えております。また肺がん検診及び乳房検診につきましては、検診の待ち時間を短縮するために検診の予約制の導入をしております。また大腸検診につきましては、国のがん検診推進事業といたしまして、働く世代への大腸がん検診推進事業というのが23年度の途中から実施をされております。この事業は女性特有のがん検診推進事業と同様に特定の年齢に達した方に対して検診無料クーポン券等を発行して大腸がん検診の受診促進を図るとことが目的でございます。今後この事業の導入についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ロの子どもの医療費無料化についてでございますが、先ほど来もご答弁を申し上げます。これにつきましては、6月の定例会におきましても3人の議員さんからご質問いただきましたし、先ほども大森議員のご質問の中にもございました。町といたしましても子育て支援施策の重要な柱であると認識をしております。ご質問にありましたとおり町の現在、来年度に向けての予算編成に入っております。福祉健康課におきましても来年度予算の積算を進めているところでございます。

ご承知のとおり、今年は3月の大震災に加えましてヨーロッパでの財政危機問題やタイの洪水など国だけでなく地方の経済に大きな影響を与える出来事が重なりまして市町村を取り

巻く財政状況も一段と厳しさを増すであろうということは想像できるわけでございます。しかしながら、町民の皆様からのお寄せいただくさまざまなご要望は真摯に受け止めまして町としてやるべきことを理事者とも十分相談をする中で将来につながる事業を精査していかなければならないと考えているところでございます。

子どもの医療費に対する助成拡大につきましても、大変多くのご要望を頂いております。基本的には拡大実現に向けて取り組んでいくということで考えております。小学校卒業6年生までというようなひとつの目標としては掲げてございますが、予算編成におきましては全体の予算を見る中で理事者、財政サイドとともに引き続き拡充に向け検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

あわせて県の制度、こちらの拡充の働きかけ、これもしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

2番（吉川さん） ただいまるる答弁をいただきました。町側から半額の補助をしていただいたり、また予約制をとっていただくというように受診率を上げるためにたくさんの方策を練っていただいております。

先ほど検診の状況をお伺いしましたが、さわやか21の中に21年度の検診受診率が出ておりましたが、大腸検診が24.7%から25.2%まで22年度上がっているということで、これはいいんですけれども、あとは先ほど答弁にありましており横ばいでございます。そういう中で本当に啓発活動も広報を使っていたりしておりますが、まだまだ現実的には厳しい状況かなと受け止めました。受けない理由というのはたくさんあると思います。仕事が休めないとか、またお金がかかる、中には面倒だという、検診の用紙が来てもそういう形で検診の用紙が戻ってこないお宅もあると伺いました。しかし、中には受診しようかどうか迷っている方がいらっしゃると思います。

そこで、またこれは私の提案で申し訳ありませんが、ひとつ簡単なポイントカードを作成してはどうかと考えました。

それは特定健診、一般健診、また6つのがん検診含めて8項目になりますが、ひとつ受けたら1ポイント、3つたまったら何か簡単な健康グッズ、アイマスクとかそういうようなものをプレゼントするというような形をとったらどうかと思っております。受診しようかどうかと悩んでいる、そういう方への動機づけになればいいなと考えたのですが、その点お聞きしたいと思います。答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） ただいま受診率向上というようなことの中でポイントカードというようなご提案もございました。

現状のところはいろいろな助成制度も行っております。広報、チラシ等での啓発も行っているわけでありまして。基本的には現状の方法の中でできるだけ呼びかけてまいりたいという

ふうに考えております。特に女性特有のがん検診につきましては無料クーポン券ということですが、こちらの対象者の方もかなりいらっしゃいますけれども、まだまだ受診率が高いというふうには言えません。2月までというようなことの中で先ほどもまだ1割強程度の受診率ということですので、こういった皆さん方には個別に勧奨のご案内を申し上げて呼びかけてまいりたいということですのでございます。

ご提案をいただいておりますので、そのほかにもそんなことができるのか、また事務検討させていただいて、より向上に向けて努めてまいりたいと考えております。以上です。

2番（吉川さん） 先ほどのカードの件ですが、これは群馬県のみどり市というところで実際に実施をして受診率を上げております。これは保健師さんがどうやったら受診率が上がるだろうかということで改善のために考え出したそうでございます。本当にこれをつくるということは手間もかかるし、お金もかかると言われたらそれまでなんですけれども、1人ががんにかかって支払う高い医療費に比べてみたら大した負担ではないかなと考えますので、ぜひまた前向きに検討いただけることを期待いたします。

続いてクーポンの件ですけれども、先ほどもお話がありましたが、22年度、クーポンの利用状況を見ましたら7割方がクーポンを引き出しにしまったままだったという状況がございまして大変残念でした。しかし、今お話をお聞きしましたところ、広報にもまた2月に集団検診がありますとか、受診に対して勧奨していただける、また今回は初めて個別に受診勧奨の通知を出していただけるというお話を今伺いまして本当に当局に対して大きく前進できたという思いで、その努力に対して敬意を表したいと思います。

もうひとつは、働く女性がほとんどですので、そういう方たちに受診が休みをとって受けやすいように職場づくりをしていただくためにどうか企業の方へも声かけをしていただけたらと思います。

口の子ども医療費ですけれども、今の答弁では予算化するよう検討しますということで6年生まで予算化しますというふうに理解してはまずいのでしょうか。町長の答弁を求めたいと思います。

町長（山村君） 予算の作業はこれからになりますけれども、その予算の中の大きなひとつの項目として組み入れて議論していきたいと思っております。

ただ、予算ができるかどうか、それは皆さんに決めていただかなければいけませんので、その作業の中で組み込んでいくということは約束します。

2番（吉川さん） 必ずできると確信をして町長の英断に期待をします。そして子育て世代がずっと待ち望んできたことですのでございます。本当にさらなる段階的实施を期待しております。

それでは次の質問に入ります。

2. 在宅福祉サービスの充実を

イ. 訪問理美容券について

平成19年12月、この理美容サービス実施の陳情が当時の町老人クラブ連合会長から出されました。また議会にかけられ、全員賛成で採択もされました。しかし、実現いたしませんでした。坂城町理容組合の皆さんや町老人会の皆さんからも一日も早い実現をとの声をいただいております。これについての町のお考えをお聞きます。

また我が町でのこの理美容サービスの対象者は何人いるのか、その数をお答えください。これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（塚田君） お答えをしてみたいです。

理美容サービスにおける対象者とはということのご質問でございますが、具体的にそういった形での把握はしてございませんが、現在町で在宅での寝たきりの高齢者の方、これにつきましては、今年の4月1日現在、99名でございます。前年の同期と比べますと8%ほど減少しております。ただ、高齢化が進んでいる状況でありますので、今後増加傾向に推移するのではないかということも心配されます。また65歳未満、要するに高齢者でない方、在宅でのただ重度の障害ということで寝たきりと同様の方ということでございますが、これも介護慰労金というのを申し上げてございます。こちらの対象者で見ますと、この4月1日現在、14名ということになります。合わせますと110数名ということが、そういった考え方ですと対象かなということでございます。

ご質問いただきましたように、在宅で寝たきりの方などを対象に理美容券を発行して費用の助成を行っている市町村も、市町村ではそんなことをやっているところもあるかというふうにお聞きをしております。それぞれの自治体で行っている事業であります。対象者や助成金額もそれぞれ異なっておりまして、独自の制度で運用しているということになります。いずれも国、県の補助を受けないそれぞれの市町村の単独事業ということだろうというふうに思います。

当町におきまして出かけることが難しい方への理美容サービスの現状であります。在宅で理美容サービスを希望される方は以前からそのお店とお付き合いがあつて利用していたそのお店にお願いをすれば出張して利用することができるということも聞いております。また新たに訪問理美容を希望される方で地域包括支援センターに相談があつた場合には、その近隣地区の理美容店へお願いをいたしましてサービスを受けられるよう調整を図っているところでもあります。また、埴科寮など施設に入っている方に対しましては、理容組合の皆さんが出張理容サービスを行っているということもお聞きをしております。いずれも比較的安価な料金でサービスをいただいているということでございますので、大変ありがたいことと感じております。

当町においても理美容券の発行による助成ができないかというご質問でございますが、現

を実施しておりますさまざまな福祉サービス、生活支援サービスに加えまして実施するとすれば町単独ということになります。町単独による新規の事業を導入するということは現在の財政状況を考えますと非常に難しいのかなというふうにも思われます。近隣市町村の利用状況や今後の動向、また町の福祉サービス全体を考える中で慎重に検討してまいりたいと存じます。以上です。

2番（吉川さん） 今、答弁をいただきました。この券は既に、今もお話がありましたが、千曲市では4枚発行しております。上田市では6枚です。これは本当に理容組合の皆様が休みの日を利用して、特に美山園、美里園に関しては50名ほどを寝たきりで2人ぐらいで手立てをしなければ利用ができないという、その中休みを利用してやっていただいております。それはボランティアであると言えばそれまでですが、今私が言っているのは、その施設に入っている人たちにも補助をしろということではなくて本当に今おっしゃった寝たきりで自宅にいる方に手立てを、また出張補助としてという、そういう思いで提案をしております。

千曲市の場合は2月に民生委員さんから対象者の方に声をかけていただいて申請を自分からしていただいた方、それを町で認可がおりましたら券を発行するというやり方であります。利用者の方はカットが済んだら実費を1千円出していただいて券を1枚お渡しするという方法をとられているそうであります。千曲市は券が1枚3千円、上田市は1枚2千円で発行しているとお聞きしました。例えば我が町で1人が年4枚発行したとします。1人8千円です。ただいまお答えいただいた対象者は約100名でございます。財政は厳しいことと思いますが、その中で何とか実現できない額ではないのではないかと私は考えますが、その辺のところを再度お聞きしたいと思えます。

福祉健康課長（塚田君） 再質問にお答えをいたします。

現在寝たきり等そういった介護を要する方ですとか、そういった方へのいろいろな福祉サービス、町でも行っております。例えば寝具の洗濯のサービスですとか、それから介護慰労金の支給ですとか、いわゆるすべての市町村で行っていない事業も坂城町ではそういった形で実施をしているという部分もございます。

それから理美容券発行につきましては、以前は国等の補助事業があつて、その際に実施した市町村がその流れで実施をしているところが多いのかなというふうにもお聞きをしているところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたように、福祉サービス、生活支援サービス全体を考える中で理美容券の発行についても今後慎重に検討させていただきたいということでご理解を賜りたいと存じます。以上です。

2番（吉川さん） 今の答弁をお聞きしまして一歩進まないというか、すみません、町長のご見解をお聞きしたいと思います。進んでいますか。町長、お願いします。

町長（山村君） 今、課長が答えましたように慎重に議論するという事なんでしょうけれども、

理容組合の方とも私はまだこの件を話したことがないので、そういうことも踏まえてご相談して、やっていただける方がいなければ、検討します。そういうことでよろしく願います。

2番（吉川さん） 理容組合の皆さんはバックアップするのでぜひお願いしたいとおっしゃっていますので、来年の、厳しい中ですが、予算に計上していただけることを強く求めます。

それでは次の質問に入ります。

3. 利用しやすい循環バスについて

イ. 循環バスの利用状況は

平成13年から有限会社信州観光バスに委託され、運行してきましたが、10年を経過し、利用者の状況も変化してきているかと思えます。

そこでひとつとして、現在の利用状況は上向いてきているのか、低迷しているのかをお答えください。

また2つ目として、現状を把握し、利用者の声を生かし、改善を試みるための地域交通を考える会のようなものは設けていますか。設けているとしたら、どんな構成でなっているのか、お答えください。

ロ. サービス向上について

先日、私も利用してみました。一周をすると約1時間半。ほとんどの方は病院、湯さん館、ふれあいセンターなど目的に応じて毎日乗る人が人数が膨れ上がるそうです。特にデイサービスの日は補助席までいっぱいになり、運転者さんが一番心配されているのが乗り降りのとき転んで怪我をしないかということです。これからは特に寒くなり、厚着をします。また道路も凍結いたします。大体が70代から80代の方で、時には杖をついている方も乗ってくるそうです。運転席から手を差し出すこともできず、大きな事故にならなければと毎日案じていると伺いました。

そこで安全第一のために全便でなくてもデイサービスの日の午前1便、午後1便のみでもいいので、添乗員をつけることができないかお伺いします。

もう1点として、待合場所に椅子が欲しいとの声が多々あります。調べましたら60カ所のうち約20カ所だったと思いますが、設けてありました。この点もお聞きします。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 吉川議員にお答えします。

私が全体的にお話ししまして、あと担当課長から数字等その他お話し申し上げます。

復習になりますけれども、現在、循環バスの前身として平成6年度に町が社会福祉協議会に委託して7年間福祉バスとして運行してまいりました。平成13年度以降は民間バス運行会社への委託による循環バスとして、ほぼ現行の路線と同様のコースで運営を行ってまいり

ました。民間事業者のバス路線が廃止される中で町民の皆様の移動手段のひとつとして事業開始当時から大変重要な役割を果たしていると認識しております。

また、私もいろいろな方のお話を伺って、私の選挙のときにも北日名を回っていたときに、ある方は「1人も乗っていないのにやめたらどうか」ということがありました。でも私はそのときから言っています。これはいわばライフライン、それこそライフラインなので、これはなくさないというようなお話をした経緯がございます。

また来年度につきましては、町内を循環する現在の路線に加えまして上田市に乗り入れる路線について長野運輸支局、上田市、町内関係団体などと協議を行っているところでございます。先日も上田市長の母袋さんともお話をしまして、実はご存じのように定住自立圏の関係で上田市と坂城町は地域交通あるいは地域医療あるいは職員の教育などについて協定を結んでおります。その中で上田市に循環バスが回ることについてはウエルカムという「どうぞ」ということでございます。

ただし、関係機関との協議が必要になっております。吉川議員さん、ご存じのように町内のいわゆる交通弱者と申しますか、不便な方にとって町外にアクセスする公共交通機関というのは現在、しなの鉄道、またはタクシーしかございません。このような状況に加えて今申し上げました定住自立圏の協定を契機に地域医療の再生に向けた取り組みの一環として救急及び総合病院機能を担う信州上田医療センターを結ぶ路線を今考えております。

なお年度当初においては、総合病院とのアクセスを中心に上田市内に乗り入れる路線の社会実験と位置づけて、上田市内の駐車場については、そのほかに上田駅かなというようなことも考えておりますけれども、ニーズや利用状況を検討し、協議が整った箇所から実施していきたいというふうに思っております。

また、今バス停のベンチのお話を伺いましたけれども、私もお年寄りの方あるいは足の不自由な方が長い間バス停でずっと待たれるというのは多分大変苦痛だと思いますので、どこの場所に置くのが適切かということ判断しながら随時ベンチを設置していきたいと思っております。優先順位の高いところ、それからまた、あるボランティア団体から申し入れが最近ありまして、ベンチを何個か寄附したいというような声も出ております。そういうことも踏まえまして優先順位を決めて置いていきたいと思っております。私からは以上でございます。詳細につきましては担当課長より答弁させていただきます。

建設課長（荒川君） 私からは循環バスの利用状況は、そしてサービスの向上について順次ご答弁申し上げます。

まず循環バスの利用状況についてであります。平成13年度から民間のバス事業者による運行を行っておりまして、記録がある平成15年度以降の利用状況について申し上げます。

平成15年度の乗車総数は3万7,952名で1日平均では104名といった状況でござ

いました。平成16年度は3万4,679名、17年度は3万1,119名と15年度よりも減少の傾向にあります。平成18年度以降は逆に利用者数が増加し、平成20年度は15年度とほぼ同数の3万7,393名にご利用をいただき、1日平均では102名といった状況でございます。ただ、それ以降平成21年度、22年度はまた減少傾向に転じまして、昨年の22年度末では2万7,891名といった状況でございます。

一方、本年度はまだ年度の途中でございますけれども、11年度末の利用状況の総数は2万136名、この数字からいきますと、現時点の推定では本年度3万人を超える予測ということで今、把握をしております。

次に、仮称地域交通を考える会についてのご質問でございますが、現在町には地域交通利用促進協議会という会を設けまして循環バスの利用はもとより、しなの鉄道を含めました地域交通の利用促進や利用者の要望を協議する場を設けております。この会の構成は、町区長会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、女性団体連絡会、商工会、テクノセンター等々の代表の方々に参画をいただき、循環バス及びしなの鉄道の有機的な利用や利便性の向上などについて協議をいただいております。今後も本協議会において循環バスの活用などについても検討してまいりたいと考えます。

続きまして、サービスの向上についてでございますが、循環バスの利用者は、いわゆる交通弱者とされる方々で、その大半は高齢者の方でございます。乗降の際のステップ設置などについては車両の更新時に運行委託先と検討していきたいと考えますが、予算的な制約もある中で直ちに人的配置は困難な状況にあります。先に申し上げました地域交通利用促進協議会や運行事業者などと調査研究を行いながら、より利用しやすい循環バス運行に努めてまいりたいと考えます。以上です。

2番（吉川さん） 再質問に入らせていただきます。

ただいま町長からベンチの設置、早速ということで、皆様楽しみにしていると思います。

循環バスの利用状況ですが、少し減ってきているというお話がありましたが、高齢者の方にとっては生活の大切な移動手段となっております。ですが、1周1時間半というのはちょっと私も長いかなと感じます。また内容は今の会で検討していただければいいのですが、今ほど本数が必要なのかということも改善の余地があるかなとも感じます。

そして先日、千曲市で20歳以上の市民2千人の方を対象に循環バスに対する市民アンケートを実施いたしました。皆様もご覧になったと思いますが、新聞紙上にアンケートの結果が出ておりました。結果は6割の方が「デマンド型乗合タクシーを利用したい」という回答でございました。そこでぜひ我が町でも地域交通についての町民アンケートを実施し、利用者の思いを取り入れ、さらに充実した循環バスの運営をしていただけないかと考えますが、その点についてお聞きします。

建設課長（荒川君） 循環バスの運行につきましては、1周90分という時間がございませけれども、定められた路線を定時に運行ができるというライフラインという部分での機能がそこにはございます。そういった中で、よりよい仕組みという中では今後も検討を進めてまいりたい、そんなように考えております。

また先ほど町長から答弁申し上げましたけれども、来年度、上田市への乗り入れに向けて検討を今進めております。こういった中で需要の把握、お客様のニーズ、ご要望をお伺いするという中ではアンケートの実施についても今後検討を進めてまいりたい、そんなように考えております。以上です。

2番（吉川さん） 答弁ありがとうございます。来年度上田市へのバス交通手段ということで、また要望を聞いていくというお話もありました。またアンケートも検討していただけるということでございます。

買い物弱者に対する移動販売車の導入は非常に明るいニュースでありました。また今お聞きしました上田市への新しい交通手段の導入も期待しているところでございます。ぜひその実施に対しましても多くの町民の声を取り入れたバスの運行になるよう願っております。

そしてロのサービス向上についてであります。課長からも先ほど答弁をいただきました。車を変えるということは大変コストもかかります。しかし、事故ということは運転者さんに任せておくこともできません。そういう意味でも上田市で実施しているのはオレンジバスですが、午前・午後1便ずつ2時間ずつシルバーさんをつけています。そういうことで、ぜひ近隣市町村の体制をまた研究検討していただきながら我が町でもよりよい循環バスの運行をお願いしたいと思っております。

いろいろお聞きいたしました。本当にこれから寒くなります、そういう上で高齢者の方が無事故でバスを活用できるよう、町側としても考えていただきたいことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回12日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時23分）

1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩 入 弘 文 君 | 8 番議員 | 入 日 時 子 君 |
| 2 〃 | 吉 川 まゆみ 君 | 9 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 3 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 10 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 4 〃 | 塩野入 猛 君 | 11 〃 | 塚 田 忠 君 |
| 5 〃 | 窪 田 英 子 君 | 12 〃 | 池 田 弘 君 |
| 6 〃 | 塚 田 正 平 君 | 13 〃 | 柳 澤 澄 君 |
| 7 〃 | 山 崎 正 志 君 | 14 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|---------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 清 子 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 一 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| まちづくり推進室長 | 青 木 昌 也 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 天 田 民 男 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 小 奈 千 秋 君 |
| 建 設 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 白 井 洋 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 坂城地域防災計画についてほか | 塚田 忠 議員 |
| (2) 学校施設の耐震化についてほか | 塚田 正平 議員 |
| (3) 「緑の山」を守りたいほか | 柳澤 澄 議員 |
| (4) 教育環境の整備についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (5) 平成24年度山村町政の主要施策についてほか | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 初めに11番 塚田忠君の質問を許します。

11番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 坂城町地域防災計画について

東日本大震災、長野県北部地震、紀伊半島豪雨災害等被災後はライフラインの確保、特に道路、水道、電気が最も早期確保が必要であったが、水道の復旧には大変な時間がかかっており、いまだ復旧見込みのない箇所が多く見られます。

当町においても町が行うべき応急給水活動が重要であるが、残念ながら真剣に取り組んでいるとは到底思えない状況でありますので、今回再度災害対策について質問を行います。誠意ある答弁を願います。

9月議会で質問した際、答弁にあまりにも疑問な点が多かったので、関係者のところに向き、調べたところ、町では正しく理解していない答弁がありましたので、指摘いたします。

イ. 応急給水活動の用具の確保

まず災害時の応急給水についてであります。

災害時における応急給水は、災害救助法第30条及び長野県地域防災計画によれば市町村が実施することになっており、県営水道給水マニュアルでも企業局は老朽管の破損事故や水質汚濁事故などの通常の断水事故のときには応急給水をするが、災害救助法が適用される大

規模な災害事故が発生した場合の応急給水は各市町村が実施することになっている。従って、前9月議会の答弁「県地域防災計画及び応急給水マニュアルに基づき、上田水道管理事務所が行う」は間違っているのです。防災計画によると「給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする」に対し、前回のお答えをいただいた内容に疑問を感じます。

前回、質問前に県の関係者に給水車は何台あるのかと聞いたところ、上田に1台、川中島に1台というお話を聞いておりました。万が一大きな災害になった場合には、給水車が不足するのではないかと思い、前議会で給水車の確保はできているのか、お聞きしたところです。

「上田水道管理事務所では給水車6台、給水用タンク、ポリタンク、給水ポリ袋を配備し、運営管理を行っている」という町の回答でありました。私が上田水道管理事務所調べた限り、マツダトラックの1t給水車が1台、ほかに1tの給水タンクが1基保有していました。1t給水車は年代も古くなったため本年度新たに2t車に買い替えるとの話でありました。上田水道管理事務所の1台のほかどこの給水車を確保できたのか、お聞きいたします。

また前回の質問で上田水道管理事務所の給水車両の確保をお聞きしましたが、坂城町で準備してある給水用具をお聞きすることができませんでした。どのようなになっているか、お聞きいたします。

ロ. 給水活動の長期の場合水源確保は

送水管線事故復旧工事について、前回、送水管が万が一破損した場合、復旧工事に要する日数をお聞きしました。事故の程度により答えられないとの回答でありましたが、上田管理事務所の話では坂城に送る700mmの管線が破損した場合は復旧工事には相当の長期間の日数がかかるということでありました。この件につきまして先週の12月8日の『信濃毎日新聞』記事の4面に私の答えに返すように「給水用水の復旧対策、県企業局、地震想定でまとめ」という見出しが出ておりました。県営水道事業経営ビジョンを踏まえ、応急復旧対策を追加した。それによりますと「長野、千曲、上田、坂城のうち7万1,500戸のうち18万9,900人に給水している。震度7程度の地震で8割が断水すると想定。4週間で断水を解除する目標で対応する計画である。復旧を担う人材を確保する」と出ておりました。身近な問題で読まれた方も多いと思いますが、出ておりました。その間、県水だけに頼っている町はどのような対応をしなければならないのか心配するところです。町内緊急遮断弁のついている配水池の容量はいつも満杯になっていない。運よく満杯のときに遮断弁が動いたとしても坂城第1配水池では3,220m³、中之条配水池では2,592m³、網掛配水池では1千m³、合わせて6,812m³です。中学校のプールの水を濾過しても2週間もたないことになりますので、その後の給水活動はどう考えているか。管線の1カ所の事故でも相当期間になるのだから町では応急給水対策を早急に強化すべきと考えますが、町のお考えをお伺い

いたします。

ハ. 坂城地域防災計画の見直し

例えばの話ですが、緊急遮断弁についてであります。町防災計画の給水計画の中で町の実施計画で一番最初に緊急遮断弁の設置とあるが、前回お答えをいただいたとおり、坂城町の3配水池には既に設置してあります。水道管理事務所が管理するものであり、町が勝手に実施するものではない。地域防災計画の中にはほかにも何カ所かおかしく感じる場所があります。坂城町地域防災計画は県から示された防災計画のひな型の丸写しとさえ感じる。今年23年4月に全面改正、発行された坂城町地域防災計画の紛らわしい部分は文面を変えるなり削除等手を加える必要を感じますから町の地域防災計画書の訂正、見直しを求めます。以上お答えをいただきます。1回目の質問を終わります。

町長（山村君） おはようございます。

では、塚田議員のご質問の中の全体的な坂城町の地域防災計画の全体的な考え方につきまして私の方から回答させていただきます。

今お話にありましたように、防災計画は災害対策基本法第42条の規定に基づいて、国、県の防災計画等勘案して必要のあるときは速やかに修正するものであるということになっております。特に今年3月の東日本大震災、それから長野県北部大地震、原発事故などによりまして、従来の、まさしく人間の考えを超えた被害が長期的かつ広範囲に及んでおります。従いまして、今お話がありましたように長野県地域防災計画の見直しにつきましても、ご案内のとおり特に原子力災害対策編を新設し、原子力災害に対する県の対応を明確にするということで、現在来年の2月を目途に策定が進められております。

県といたしましても、県の策定が完了した時点で町の地域防災計画の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。その際には塚田議員さんからお話がありましたように文面を直す、もっとわかりやすくするとか手を入れるところは入れていきたいと思っておりますし、関係の諸機関からご意見をお聞かせいただきながら原案を作成し、防災会議での協議、県担当部局との相談といった規定の手順を経て長野県地域防災計画と整合させた坂城町の地域防災計画を策定していきたいと思っております。

私は特に私どもスタッフに言っていますのは、今までとは違うんだと。今までの考え方と全然違うんだと。単に踏襲コピーではいけないということを口ずっぱく言っております。

それから、これとあわせて私ども何度も国道バイパスの早期完成について陳情を繰り返しております。こういう道路の主要幹線道路の早期完成なども含めて地域防災計画を進めていきたいと思っておりますし、町を守る、国土を守る、山を守る、森を守るという意味での総合的な地域防災計画というのを策定していきたいと思っておりますので、またいろいろご相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

住民環境課長（塚田君） 私からはイの応急給水活動の用具の確保というご質問にお答えしてまいります。

ご質問にありますように、県営水道応急給水マニュアルでは災害救助法が適用され、大規模な災害、事故等が発生した場合、県営水道は水道事業者として水道施設の復旧に全力を投入することとなっております。また県営水道給水区域内の住民に対する飲料水の応急給水は各市町の行政部局において実施し、県営水道は市、町が行う応急給水への協力を行うこととなっております。応急給水は配水池等で貯水している飲料水を一時的に応急給水拠点から給水車等で断水世帯、避難所等へ給水するものですが、県営水道はこの供給拠点での供給と給水用具の貸し出しを行うと記載されております。従いまして、水道事務所、町はともに一緒に行動するということとなります。

給水車についてですが、県地域防災計画の資料編にありますように、上田地方事務所管内に6台あります。上田市に2台、長和町に1台、東御市に1台、上田水道管理事務所に1台と分離している給水タンクとその積載車がセットで1台ということであり、町におきましては1,500ℓのタンク1基、1千ℓ2基、500ℓ2基、300ℓのタンク3基を用意してございます。

またご質問のポリ袋については製品の劣化や異物の混入等の心配もありますので、上田水道管理事務所管理しているものを利用することとしております。ポリタンクに関しましては、町では衛生面の問題もありますので給水時専用としてのものは現在用意してありません。県営水道では県内の水道事業者で組織を構成する長野県水道協議会に加入しており、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づき、被災時には応急給水活動のほか応急復旧作業及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出について他事業者へ応援を要請できるようになっております。給水車を含む機械器具及び資材の供出は、まず近隣市町村から災害の被害状況に応じては広域相互応援活動による応援要請を行うことができるようになっております。

口の給水活動が長期にわたる場合の水源確保はについてお答えします。

応急給水を行う場合、配水池からの給水については先ほど述べましたが、坂城町には配水池が千曲川右岸に7カ所、左岸に2カ所、計9カ所あります。そのうち緊急遮断弁の設置してある配水池が3カ所あります。これは町内にある配水池の中でも貯水量の多い配水池3カ所ということであり、ちなみに配水量の最も少ない網掛配水池では1千 m^3 ですが、これは1人1日3ℓの飲料水が必要とすると坂城全町民1万6千人が20日間利用できる量であります。また千曲市上山田の箕橋の西詰に高河原水源があり、ここは災害時には水道水としての利用が可能であり、企業局において坂城町、千曲市の職員等も参加して定期的に災害時を想定した訓練を実施しております。さらに町内には14社の県営水道の指定工事店があり、災害時の対応を考えますと業者数が比較的多く、災害復旧の際には心強い状況でございます。

そのほかにもプール等の貯水槽の水を濾過することで飲料水として使用いたします。これは必要に応じ、町で対応していくこととなります。また備蓄してあります飲料水のペットボトルを断水世帯、避難所に配付するという対応もいたしますが、この場合は災害発生直後の被災者、特に要援護者を優先した対応になろうかと考えます。

災害の規模や種類等により、その対応は当然違ってくるわけですが、ご質問の被害が長期間にわたる場合、町独自の対応には限度があります。そこで町防災計画では被災していない市町村に応援をお願いして飲料水を確保することとしています。

さらに県の地域防災計画においては、被災の状況により相互応援要綱等により国や他の都道府県及び県内の事業者への応援要請を行うこととしております。また東日本大震災の教訓を生かすため、今年6月には県下市町村長による協議が行われ、それに基づき、大規模災害等における県と市町村の対応に関する実務者検討会が今まで数回にわたり開催されており、災害時における支援体制の強化、県内市町村間における広域応援体制の強化を図るべく、その整備に向け検討が行われているところであります。

このように町単独では長期間にわたる飲料水の確保は困難なことから広域的な対応を行わなければなりません。仮に他の地域で給水活動が必要な場合は、坂城町として協力を行うということでもあります。

ちなみに長野県北部地震においては、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、坂城町から栄村にペットボトルの飲料水を送ったことはご存じのとおりであります。町といたしましては、地域防災計画の見直しを行う中で関係機関との連携を強化しながら応援給水活動を初めとする被災者支援対策の強化、避難所の安全対策、備蓄品の充実、マニュアル等の拡充を図ってまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

11番（塚田君） ただいま丁寧にお答えをいただいて再質問もないような形ですが、これは災害協定みたいなものは結んであるわけですか。借りられるというか、坂城町からも協力しますというか。口頭での約束でやっておられるわけですかね。

それと万が一災害といった場合は坂城町だけではないわけです。今、方々から借りて行うということですが、同時にやった場合にはちょっと足りなくなるのではないかと感じたのがあれなんです。長野県の市町村で水道事業をやっていないのは坂城町だけなんですよね。何かちょっと水道事業に対して関心が薄いような気がいたしますが、その点も。

それから最後の方でありますが見直しはしていくということですが、遮断弁の設置というのは町でまだのせる予定でしょうか。その点ちょっとお聞きいたします。

住民環境課長（塚田君） 提携を結んであるかということですが、結んでございます。先ほどの給水タンク6台というものも、先ほども申し上げましたが、県内の水道事業所で組織を形成する長野県水道協議会、ここでそういう相互応援要綱を結んでおるということで、当然坂

城町の場合は水道事務所が水道を仕切っておりますので、当然そちらの方から応援が来るといことになります。

また坂城町が水道の関係に対応がちょっと弱いのではないかという話ですが、坂城町だけではなく千曲市の一部も県営水道の方を使ってはいるということですが、当然坂城町の場合、ご存じのとおり県企業局の方で水道事務をしておりますので、当然そちらの方を重視しなければいけない、町としても重視していかなければいけないというのは正直なところでございますので、町が勝手なことはできないというのがありますので、よろしく願いいたします。

また遮断弁の項目につきましてですが、こちらにつきましても当然、今言ったように坂城町と千曲市の一部県営水道に頼っているということもございまして、町だけでは遮断弁を設置することは当然できません。ですので、地域防災計画の中にそういう項目を入れることで県の水道事務所と一緒にあって、まだ坂城町の中にはほかにも配水池がございます。これからどういう対応をすればいいか、例えばもうひとつ配水池に遮断弁をつけたいとなれば、やはり町としても積極的に上田の水道事務所の方へ働きかけをしていかなければならないという意味も込めまして、そういう項目も載せてあるということで、それについては確かに議員さんおっしゃるような疑問を生ずるといのか、ちょっとおかしいのではないかという考え方もあろうかと思っておりますので、そちらの方につきましては今後見直しをする中で防災会議の委員さんとの話を進める中で考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

11番（塚田君） お答えをいただいたのですが、最後の遮断弁ですが、これは1千t以上ということで3地域は全部設置されているわけなんですよね。これから向こうへ要望していくにしても、あとのやつはほとんど小さい、設置しなくてもいいような貯水池であります。その次に大きいのは大宮の430t、これは設置の対象になるかどうかですが。やってもらえるならお願いしたいです。お答えは要りません。いずれにせよ、あとは不要と私は思うわけです、遮断弁については。だから抜いていただければということですが。

水源確保について戸倉あたりのやつをもらうということで、坂城町の方ではそのような水源は町では見当たらないのか。安全のために探しているのかどうか。遠いところの話をされたんですが、お聞きいたします。以上お願いします。

住民環境課長（塚田君） 緊急時の水源という問題でございますけれども、先ほども言いましたように力石にございます高河原水源、これが一番安全で浄化もできるということで一番安全だと思います。町内でも井戸の水質検査等してございますが、これはあくまでも環境の調査ということでやっておりますけれども、もし災害が起きた場合に、どういうものが井戸に入ってくるかわからないということで、それを簡単に飲み水として使うということは、まず町としてはできないというふうに思いますので、やはりそういう浄化設備の整った県水の方

で管理しておりますそういう水源を使っていくのが一番住民のためにもベターではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

11番（塚田君） よろしく願いいたします。

2. さかきバラ公園付近の環境整備について

イ. 堤防上に防犯灯の設置を

テクノさかき駅ができてから駅を利用する乗降客が現在1日当たり、はっきりした数字ではないが、600～700人ではないかと駅の職員は言っておりました。通勤・通学客のうち約2割の100人強が村上宿から大望橋を渡り、テクノさかき駅を利用しているということになります。ほかにも対岸の事業所に勤める人を含めると相当大きな人数になります。今の時期になりますと、夕方5時ともなると暗くなってまいります。通勤・通学の人にとっては暗くなってから家路に向かうことになります。現在テクノ駅から谷川沿いの堤防には街灯が数カ所ありますが、葉の茂っている時期にはあまり効果はありません。谷川を渡り、その先の大望橋付近までの約600mほどの間には街灯が全くなく、暗く寂しい不気味な道であります。今まで事件はなかったとのことで幸いです。事件が起きてからでは遅過ぎるため、防犯灯の設置を要望いたします。町の対応をお伺いいたします。

ロ. 野草園を拡大千曲川自然公園に

大望橋付近にできた野草園についてお伺いいたします。

信大の中村浩志先生のご指導により4～5年前から整備を始めており、私自身もキキョウやナゲシコ等を植栽し、家族で出向いて可憐な花を眺め、楽しめる公園を期待しておりました。しかしながら、坂城住民の中に野草園があるということを知らない人が多く、訪れる人も少なく、春のばら祭りにはわずかな人たちを見かけるだけです。その後時々近くを通りますが、人影が全くなく、今では野草園の片隅で赤いカンナの花が寂しく咲いています。今年から県の補助金を注ぎ込んで整備しているので大望橋下流のアカシヤ、ヨシ等がわずかに刈り取られ、堤防上から川の流れが多少眺められるようになりました。

今年の春のことですが、更埴漁業組合から「坂城町の鮎釣りの客が減ってしまった。訳は釣り場まで行く河川敷内の道がない」ということでした。中之条用水の流末が千曲川に流入する手前で湛水してダムになり、道が水没したまま10年くらい利用していない状況でした。原因は四ツ屋の御堂川上流から流れ出た土砂で千曲川流入手前の沈砂池が満杯になり、あふれて中之条用水の沈砂池の下流をせき止め、中之条用水が小さなダム状になっていました。御堂川の下流の沈砂池は河川管理者である国交省が定期的にしゅんせつすることが当然であるが、何十年も放ったために記録が残っていないようです。そこで漁協の役員と2人で重機を使い、せき止めている土砂を取り除いたところ、みるみるうちに中之条用水の水位が1m以上も引いて、よどんでいた汚い水も千曲川に流れ込み、きれいになった。用水には下流か

ら小魚が上ってきました。水の少なくなった上流側には大分大きなフナ、コイ、ナマズの姿が見えました。

しゅんせつ工事が済んだ後、5日ほどたって現地を通りがかったら中之条用水の下流で釣り糸を垂らしている人を見かけました。私の子ども時代にはこのような場所が方々にあり、夏になると裸で魚とりをして遊んだものです。年をとるとともに、そのころが懐かしく思えるのです。できることなら今の子どもたちにも、あのころの環境を与えてやりたいと思うのであります。

そこで野草園とあわせた千曲川自然公園として整備できないか、お伺いいたします。

場所は下流四ツ屋御堂川合流点から上流大望橋上流の中之条征矢地籍の中之条用水支線、中之条樋管まで野草園、河川敷内臨時駐車場を含め、約5haであります。中之条樋管から排出された水は堤防にほぼ並行して流れております。その川の下流部分を多少整備し、水路両側のヨシ藪に多少手を加えて遊歩道を整備するだけで既存の野草園も世に出て河原の自然と親しめる公園ができるのではないかと考えます。以上お答えをいただきます。2回目の質問を終わります。

建設課長（荒川君） 私からイの堤防上に防犯灯の設置を、そしてロの野草園を拡大千曲川自然公園についてご答弁申し上げます。

まず初めに、テクノさかき駅の1日の平均乗降者数でございますけれども、本年4月から9月までの半年間で1日平均約970名となっております。しかしながら、村上地区からテクノさかき駅をご利用の方が多数いらっしゃる状況とは存じますが、地区別の利用者数を把握するには至っておりません。冒頭お答えをさせていただきます。

さて、ご質問の谷川から大望橋付近に至る千曲川堤防上への防犯灯の設置については、河川管理者であります千曲川河川事務所の占用許可を得なければなりません。堤防上に構築物を設置することは非常に厳しく制限されており、現実的には防犯灯の設置は難しいと考えております。また堤防上は自家用車なども利用しており、朝夕の通勤時には自転車、歩行者にとって危険な状況も考えられます。このような状況を踏まえ、大望橋から直進をし、バラ公園内を通り、しなの鉄道の線路沿いにテクノさかきへ向かうルートなど安全に通行できる道路への防犯灯の増設について関係課と検討していきたいと考えます。

続きまして、野草園の拡張と自然公園についてであります。平成14年4月の開園当初、3千㎡から始まりましたさかき千曲川バラ公園は河川事務所の協力によりまして現在では1万㎡と拡張し、河川敷内の進入路、駐車場、そして野草園など全体の占用面積は約1.5haとなっております。このような環境整備とあわせながら町出身で信州大学の中村教授のご指導のもとに千曲川にある自然の植生に配慮し、草花を集めた野草園の整備と千曲川の水辺の教室を開催しております。現在、バラ公園の維持管理、駐車場、野草園などの占用区域全体

につきましては、作業委託や緊急雇用創出事業を利用して維持管理に努めています。現段階で河川事務所の認可を得ながら、さらなる野草園の拡張は管理的にも大変厳しい状況ですが、現在の野草園や水辺の教室に工夫を凝らしながら調和のとれた環境整備に努めてまいりたいと考えます。以上です。

11番（塚田君） お答えをいただきました。

難しいということは承知で質問させていただいております。それを何とか役場で窓口になってやってもらえないかというのが今回の質問なので、少し前向きに検討を。あそこへ構造物をつくるということは難しいのですが、今の時期だと無理に立派な構造物でなくて、杭を打ってソーラーの街灯ということも検討を、あそこの堤防を掘削したりすることは河川法であれなんだけれども、杭を打って、そこへ縛りつけるなら許可になるはずなんですよ。坂城町だって、ほかにはないかもしれないけれども、最近、町外では街灯がついている堤防もありますよ。上山田地区。あれはどうやってできただかね。そこらも聞いてもらって坂城町もそれにならってできると思えますが。電柱を張ったりするということになると届けが必要だけれども、その程度のものならいいと言われるような気がするもので、再度交渉を。私も一緒についていきます。交渉に。役場が窓口になって折衝してもらいたいというのがひとつ。

野草園についてですが、面積もっと広くということですが、今まで水が湛水して入っていられなかったんですよ。あんなにいいところを、ただ放っておいても。広くして歩けるようにして、あそこで子どもがどうのこうのといったら、ちょっと想像するだけでも楽しいんだけれども。あそこなんか、野草園だって許可になったんだから広げて許可にならないということはあり得ないはずですよ。マレット場だってあるから。構造物をつくるわけではないから。その点お願いしたいと思えます。

先の話ですけれども、街灯、ほかへ設置してということですが、利用度の多いところへ優先的にお願いできないかと思えますが。検討していただけるかどうか再度お聞きいたします。以上。

建設課長（荒川君） 堤防上への防犯灯の設置の関係でございますけれども、もちろん千曲川河川事務所の方に協議要望はしてまいりたいと思えます。ただ、1点ちょっと申し上げたかったのは、本年夏にバラ公園の占用が10年を過ぎまして許可更新をいたしました。その際にも今あるバラ公園内の疑木の本数、植栽の数、そして置き石、コンクリートの基礎で置いてございます矢印等のそういった構造物、これらにつきましてもひとつひとつ厳しく許可の対象ということで調書もとられ、写真等も物件も設けて許可の更新を得るのに苦勞をしております。そんな状況から現状なかなか厳しいのかなということをお答え申し上げたということでございますが、またご支援も賜りたいと思えます。よろしくお聞きいたします。

それから野草園の拡張の関係でございますけれども、今お話にございましたとおり、河川

区域の管理ということで占用を受けていくことは可能かと思いますが、現状、今、野草園の敷地、そしてバラ公園の駐車場等も含めて維持管理的にも経費もかかります。こういった中で現状は今の形で取り組んでまいりたいなど。今ある野草園をより生かしながら水辺環境に小さいうちから慣れ親しんで、中村先生もおっしゃっておいりましたけれども、やはり五感で自然を感じる、感動を覚える人間が将来、人間形成に大変役立っていく、そのようなこともおっしゃっておられました。水辺に親しむもそうですし、堤防上から今の中之条排水口から上流を見ていただくとヨシ藪のところはまさに野鳥の宝庫、そのようにも伺えます。その上流側では町の野草園があり、対岸の千曲川の左岸では月見の皆さんの有志による親水広場の整備が進められております。このように手を入れて整備をしているところと、また自然のままの、ありのままの千曲川の風景、こういったものの対比もまたよろしいのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

11番（塚田君） わかりました。

水辺の学校だって、あんなに狭いところでは、あのままでといっても本当に野草園があるということを知らない人が多いと思うから、もうちょっと大々的に、費用もかかるなんて言っているけれども、バラ公園だってボランティア仲間で作っているもので、おれみたいに「入るわ」という人間が坂城町に2～3人はいるのではないかと思うが、そういう角度からも整備について検討していただきたいと思います。広い場所あたりで子どもたちは秘密基地をつくったり夢みるだけでも楽しいだが、木の上へ見張り小屋をこしらえたり、そんなようなことを望んでいるわけですが、少しまた検討していただきたいと思います。

次に入らせていただきますが、工事の瑕疵担保、補償期間についてお伺いいたします。

近年下水道工事が多く実施されております。前回の一般質問でも指摘させていただきましたが、道路復元が悪い箇所、マンホールの沈下している箇所、逆にマンホールが路面より大分高くなっている箇所等町内各所で見受けられます。前回のマンホールの構造図を見せていただきましたが、施工ミスかどうかはお答えいただけませんでした。今回は瑕疵担保についてお伺いいたします。

イ．建設、建築工事の補償期間は

補償期間について建設、建築工事の取り引き後のどのぐらいの年月かお聞きいたします。

また補償期間後、工事に欠陥が発見された場合、どうするのかをお聞きいたします。

ロ．過去に補償工事はあったのか。あったとすれば何件あったのかお聞きいたします。

ハ．工事監督の強化

各所で不良工事に近いものが見受けられるので、工事監督の強化と竣工検査の強化をするとともに不良工事があったならば速やかに補償工事の実施を望みます。以上お答えをいただきます。

企画政策課長（宮崎君） 私からは工事の補償期間につきまして項目に沿ってご答弁申し上げます。

当町が発注する土木、建築工事の契約書につきましては、国土交通省が設置しています中央建設審議会で作成した公共工事標準請負契約約款、これを準用して策定しております。これによりますと、契約約款の44条の中に、発注者は工事目的物に瑕疵があるときは受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、または補修にかえ、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができることになっております。請求のできる期間は引き渡しを受けた日から2年以内と定めております。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には請求を行うことができる期間は10年というふうになっております。

なお、その後に瑕疵が発見された場合は補修等の請求は残念ながらできないということがございます。

次に、過去にこの補修工事はあったのかどうかということがございますが、これについては、過去に契約約款に基づく瑕疵の補修を請求した工事はございません。

工事の監督及び竣工検査の強化ということにつきましては、町の財務規則に基づきまして、それぞれの事業の所管課において実施してきたところでありますが、誰もが同じ基準で監督検査業務ができるように、平成19年12月から建設工事等にかかわる監督検査業務実施手順、これを作成し、これによって監督検査の強化を進めてきております。具体的には工事の規模や内容により主任監督員、総括監督員を定め、監督業務の強化を図っております。また工事の検査につきましても、工事の規模や内容によって担当係以外の技術職員を検査員に指定し、坂城町建設工事検査技術基準により竣工検査を行い、検査業務の強化を図っております。

いずれにいたしましても監督業務、しゅんせつ検査の業務につきましては、非常に大切なこととございます。その強化に努めまして町発注工事のより適正な履行と品質確保を図っていきたいと考えております。以上でございます。

11番（塚田君） よくわかりました。監督していながら、あのような工事があっていいのかという箇所があったので。実は町内の町道で明らかに素人目で見ても欠陥と思われる下水道工事がありません。マンホールとマンホール間の管路が数十cm沈下しています。あの状況ではパイプも沈下しているのではないかとと思われるわけです。この件につきましては通告外になりそうなので、後日担当課と相談させていただきます。瑕疵担保期間であるということをお伺いしたので、一日も早い補償工事の実施を望みます。

いろいろお聞きしましたが、住みよい、災害に強い坂城町を築いていただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時51分～再開 午前11時01分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、6番 塚田正平君の質問を許します。

6番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

3月11日の東日本大震災から9カ月が過ぎ、復旧・復興は大量の瓦礫の撤去もままならず、住むところをなくした人は仮設住宅で初めての冬を迎えます。東京電力福島第一原発事故の放射能汚染から逃れ、避難した人は20万人を超え、ふるさとを奪われ、職場を失い、家族もばらばらに住み、地域社会の絆も断ち切られ、先の見えない生活を強いられています。

さて、地震大国日本の地震研究は大変高いレベルで進んでいます。11月23日、中之条区と自主防災会の防災講座で県の防災担当者は、2006年、政府の地震調査委員会の地震度予測で今後30年以内の地震発生確率の海溝型地震で宮城県沖が99%、三陸沖北部と茨城県沖で90%の地震確率の発生予測を5年前に公表していました。また坂城町に関係する内陸型地震では、東海地震がマグニチュード8の地震発生確率で87%と最も高く、糸魚川静岡構造線の断層帯も高い確率を示しています。また坂城町の地震被害想定は平成13年の地震対策基本調査において糸魚川静岡構造線北部での震度6強の地震で死者は25人、重軽傷者869人、避難者3,642人の被害想定であります。災害時における応急避難場所として公共の施設及び学校施設の役割は重要であります。その安全性を確保するために耐震化は最大の課題であり、地震防災対策特別措置法が改正されました。

1. 学校施設の耐震化について

議会社会文教常任委員会は8月1日、中学校と2小学校の教育環境の調査を行い、さらに11月15日には南条小学校校舎の耐震化と学校施設の中と外の2班に分かれて詳細な調査を実施したところであります。

イ. 南条小学校の改築は

6月議会と9月議会の一般質問において同僚議員の再三の指摘と提案にも耐震工事を優先し、補強と改修との答弁に終始してきました。南条小学校の雨漏りは設計上・構造上の根本的な欠陥であり、改築は10年あまり前から古くて新しい課題であります。今議会の町長招集あいさつで南条小学校の耐震化は改築での整備方針が示されました。大きな前進であります。町長に伺います。この大きな方針転換における役場庁舎内の委員会の討議内容と今後のスケジュールをお聞きします。

ロ. 教育環境の質的向上を

学校等の施設建設が昭和40年代後半から50年代の児童生徒の急増期に一斉に建設され

たものが多く、老朽化対策が急務であります。改築にあたって質的改善の方針を伺います。

ハ．学校施設の防災機能の強化を

学校の施設は災害発生時における地域住民の応急避難場所としての役割が大きな防災面についての見解を伺います。以上学校施設の耐震化について3点お伺いして1回目の質問といたします。

町長（山村君） それでは塚田議員のご質問にお答えします。

私の方からは今具体的にお話がありました南条あるいはそれに加えて村上小学校等についての基本的な考え方を述べたいと思っております。

今お話がありましたように、特に今年3月11日の東日本大震災あるいは長野県北部地震等受けまして学校施設の早急な耐震化が求められる状況のもとで、耐震性が確保されていない南条小学校、村上小学校校舎についての耐震補強工事については実施設計費用を6月議会でお認めいただきました。ご案内のように3小学校とも建設から30年以上が経過しております。また建設も同じ同時期であったということでもございました。

前の議会で申し上げましたけれども、耐震率については全国平均、小・中学校で80%、長野県は88%、その中で坂城町では60数%ということで私はそれを見て唖然としました。前の議会でも申し上げました、今まで何をやってきたのかと。これは早急に手を打たなければいけないというふうに思っております。

そこで先日の開会ごあいさつで申し上げましたけれども、方針を改めまして即時にやるようなモードに切り替えました。それで小学校の施設整備の方針につきまして、これは役場内部の会議ですけれども、副町長を会長としまして役場関係課と、それから教育委員会で構成された町内委員会で検討し、そして教育委員の皆さんとも検討してまいりました。

現在のところですが、南条小学校につきましては、校舎棟5棟のほか渡り廊下を含めると9棟とも数えられる複雑な構造のため、防災・防犯面での課題も多いと。それから修繕箇所も多く老朽化している。それから児童数の減少の中で棟数の多い校舎を今後もこのまま維持していくためには、逆に過大な投資が必要になってくるということになります。また耐震補強工事のみ、あるいは大規模改修を行うとしましても校舎配置のレイアウトなど構造自体は変わりません。これらのことから改築での整備方針を進めてまいりたいと考えております。今まで役場内部の検討会議、教育委員会を含めた検討会議でございましたけれども、当然のことながら、これから校舎を建てるためには校舎建設検討委員会というのを設置したいと思っております。そして広く関係の皆さんのご意見を伺う中で校舎建設に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

村上小学校につきましては、子どもたちに目が届きやすい、割とシンプルな構造となっております。校舎の管理も比較的問題がないのではないかと思います。しかし、外壁等に傷

みも見られますので、耐震補強工事とともに大規模改修という整備方法で進めてまいりたいと思っております。子どもたちにとって、より一層安全で快適な教育環境を安心して勉強できるように、そういう環境を整備したいと思いますし、あるいは地域の防災上のセンターとしての機能が十分果たせるような形での整備を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 私からは学校施設の耐震化について順次答弁申し上げます。

まず南条小学校の改築に係る庁内の検討会の検討内容等について申し上げます。

先ほど町長から申し上げましたように、町内3つの小学校は昭和52年から54年にかけて建設され、30年以上が経過し、老朽化も進んでいるところでございます。今後の小学校整備を視野に入れる中では耐震化の確保されていない2校について耐震補強工事のみでよいのか、必要に応じて大規模改修を、あるいは改築といった整備方法の検討の必要性も生じていたことから庁舎内検討会での検討を行ったところです。検討会は副町長を会長、教育長を副会長とし、総務課、企画政策課と教育委員会事務局で構成をいたしました。

検討内容は、耐震化工事の済んでいない南条小学校、村上小学校校舎と平成22年に耐震化工事が完了した坂城小学校も含め、各小学校施設の現状や現在の校舎が建設された昭和50年代前半から現在までの児童数の推移と今後の見込み、また防災面や不審者から児童を守るための安全面、各校の維持修繕費用について検討を重ね、教育委員の皆さんにもご参加いただき、ご意見をいただきました。

南条小学校については、校舎の老朽化、それに伴い漏水、雨漏りなどの修繕が頻繁にある、また校舎の配置が複雑であるため見通しが悪く、安全管理上からも課題がある、校舎建設当時は1学級4学年対応で建築されたが、現在は1学年2学級に減少し、約半分の教室が学級教室として利用されておらず、児童数規模に沿わない過大なものとなっている、このような状況の認識のもと耐震補強工事の費用をかけ、児童の安全を守り、豊かな教育環境として今後も存続し得る建物であるかどうかなどを検討する中で、南条小学校は改築での整備が望ましいという検討結果に至ったところです。

今後の進め方につきましては、来年度で南条小学校校舎建設検討委員会をつくり、新たな南条小学校の校舎はどのようなものがよいか、関係者からの意見をまとめ、翌25年度以降に実施設計を経て工事着手というスケジュールを考えているところでございます。

次に、口の教育環境の質的向上をについてでございます。

町内学校施設の機能改善につきましては、平成22年に完了しました坂城小学校の南校舎昇降口と体育館、そして本年8月に完了しました南条小学校体育館の耐震改修工事の際にも木材を活用した整備に努め、県産材の利用を施工業者等に求め、腰壁に使用し、工事を進めたところでございます。

また太陽光発電施設、校内LANといった教育環境の向上につきましては、平成21年に学校施設の耐震化、エコ化、情報通信技術化、いわゆるICT化を目指した国のスクールニューディール構想のもと町内の学校施設におけるエコ化、ICT化の導入について検討いたしました。太陽光発電施設は屋上に設置することが一般的となります。当時、町内小学校では耐震化が完了している小学校がなく、発電施設を設置することでのさらなる耐震強度の不足等が懸念され、耐震化を優先することとし、食育や環境学習を行う教室のひとつという位置づけのもと当時建設中であった食育・学校給食センターへの太陽光パネルを設置いたしましたところでございます。来年度以降の南条小学校、村上小学校の施設整備の際には学校施設のエコ化や環境教育の一環としての太陽光発電システムが導入できるか検討してまいりたいと考えております。

校内LANの整備につきましては、同じく国のスクールニューディール構想において学校のICT化に含まれており、全教室への校内LANの整備を実施しております。

続きまして、ハの学校施設の防災機能の強化についてでございます。

学校施設の整備につきましては、文部科学省の公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針で学校施設について児童生徒の安全・安心と災害発生時の避難住民の安全・安心の確保に資するとされております。小・中学校は町内の大きな地域である南条、中之条、坂城、村上に位置し、災害時の避難場所の拠点となることから災害に備えた設備の整備の検討が必要となります。

一方、整備指針におきましては、所管する学校数や規模等に見合った必要事業量を踏まえ、地域の実情や需要に応じた施設整備を進めていくことが必要とされております。

防災設備に関しましても各種ございまして、整備の方法もいろいろと考えられます。当町におきましては、2つの備蓄庫を備えました防災センターもありますので、その機能も勘案しながら防災担当となる住民環境課とも協議し、学校施設での災害等に備えた設備の整備を考えてまいりたいと考えております。

文部科学省の基本指針にもあるとおり、まず早急に学校施設の耐震化を完了し、耐震化に伴い、機能面の改修が可能な部分については取り入れてまいりたいと考えております。以上です。

6番（塚田君） 2回目の質問をするわけですが、学校施設の改築・改修については同僚議員もまた質問を用意していますから、あまり深くは質問しませんが、ひとつ学校施設の環境整備についてですが、先ほども述べましたように、学校の内と外を詳細に調査をしました。

外の面ですが、防犯対策、要するに大阪でありましたように学校に不審者が入ったと、そういう中で一時は相当学校でも神経を使いながら整備をしてきたと思うのですが、南条小学

校においては入り口、グラウンドとか、あと駐車場とか正面については、ある一定に防犯対策がありますけれども、体育館側は自由に入ると。また調査のときにも地域の人が大きなイチョウの木の下で何人かおりましたけれども、先ほども町長から答弁がありましたように、非常に目が届きにくいという構造も含めて、これから改築にあたっては外部の不審者が入らないようにという観点も踏まえた実施設計もぜひ行ってもらいたい。

そして今現在ある植栽ですが、南条小学校においては非常に大きな木に成長しております、非常に現状的にはこれは何とかしなければならない。これまで植栽等については学校の管理上どのような管理をされてきているのか。

また資料館があります。グラウンドの西側ですか、そこに旧南条小学校の玄関棟、それが残されて資料館としてあります。ここも調査をさせていただきました。この資料館が今、開かずの門といいますか、ほとんど使われていないし、開かれていない。そういう中で果たしてこの施設を今後どのように利用するのか。

それとA01号線の拡幅と擁壁の工事が終わりました東側の大きな擁壁の下に大木久保団地からの排水の設備、升がありますけれども、あの升がひとつで今まで災害的な水があふれたとか、そのようなことがあったかどうか、そういう点を含めて教育長に伺います。

教育文化課長（柳澤君） 何点かご質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきたいと思えます。

1点目の防犯対策というような部分でございます。現在の南条小学校につきましては校舎への出入りにつきましても低学年、中学年、高学年というような状況の中で昇降口も分かれているというような状況になっております。そういう部分も踏まえまして、今後校舎の設計等を踏まえまして防犯対策につきましても検討を加えてまいりたいと思えます。

それから、ヒマラヤスギ等の植栽という部分でございますけれども、この部分につきましては学校の管理で必要に応じて手入れをしていただいているような状況でございます。

それから記念館という部分であります。この記念館につきましては文献的な資料は残っていないようでございまして、現在の校舎の前の校舎の一部と玄関というような部分、資料館として残されているというようなことでございます。建物がかなり古くなっている状況なのですが、改築にあたりまして何かシンボリックなものとして残していくのがよいのかどうかというようなどころにつきましては、今後校舎の建設検討委員会の中で検討をしていきたいというふうに考えるところでございます。

それから大木久保からの水路につきましては、A01号線の工事に伴いましてバイパス路が改修されてつくられました。これによりまして水路があふれたというような状況はございませんので、この部分につきましては現状の水路維持でよいのではないかと考えるところでございます。

6番（塚田君） それでは次の質問に入ります。

1. 森林整備について

坂城町の総面積の67%を森林が占めています。森林は田や畑のように単年度で米や野菜、果樹が収穫できるものではなく、人の手が入らず、関心も薄れ、長い間社会から見放されてきました。

イ. 町の森林政策

国は森林・林業再生プランの中で現在、里山は高齢化と不在地主の増加で境界確認が難しくなっており、また戦後カラマツなど植林をした人工林の間伐が急務であるとした施策を示しております。県は農政部による耕作放棄地調査に基づき、森林地域調査編入事業を実施しています。町の調査によると、遊休農地の153haの70%、107haが森林原野化し、復旧が困難な状態であるとしていますが、町の林業施策を伺います。

ロ. 森林税について

民有地の人工林の9割が間伐の必要な時期を迎えた里山の整備に、県民、企業の森林づくりへの参加を促すために平成20年、森林づくり県民税が導入されました。森林税は来年度まで5年間の時限税であり、これまでの税負担に応える効果と検証をお聞きします。

ハ. 松くい虫対策について

昭和56年、木曾郡で初めて確認されてから30年、有効な駆除対策もなく、今日に至っております。県内の最近の被害状況は、北信木曾地域で減少したものの、反面、松本安曇地域で増加しています。坂城町を含む長野地域では横ばいであるが、坂城町と長野市が群を抜いて被害木が多い状態が続いております。松くい虫駆除の対策と県の指針を伺って1回目の質問とします。

町長（山村君） 塚田議員の質問にお答えします。私の方から一番最後になりましたけれども、森林整備の中の松くい虫の対策について基本的な考え方を述べさせていただきます。

今お話ありました松くい虫防除対策につきましては、坂城町では空中散布を中止して3年間を経過しております。その中で今後の方針をどう決めていくのかということで松くい虫防除対策会議で、これは町内の委員会ですが、専門家のご意見も取り入れ、年内にその出た結論に基づいて私の判断を下したいというふうに思っております。

私はこの会議をスタートするにあたりまして、ぜひともこの3月11日大震災、大地震を踏まえて、今までの空中散布の薬剤のことばかりではなくて、もっと総合的な大きな観点から議論していただきたいというふうにお願いしました。すなわち客観的に科学的に総合的に健康上の観点も入れ、防災上の観点も入れ、今後どうするんだということをぜひとも、私に対する答申を出してくれということをお願いしております。

今まで第2回の会議を行いました。第3回目は14日に行います。また、今、塚田議員の

方からお話がありましたけれども、先般、長野県が薬剤の空中散布に対する指針をまとめ、発表いたしました。

この中では松くい虫防除のための空中散布につきましては、住民の暮らしに重要な松を守るため、ほかに代替できない有効な方法として一般の住民都市、また一般の住民等に対しては一定の安全性が確保されているものの化学物質、過敏症等感受性の高い方への影響の有無や可能性についてはまだ解明されていない面もあるということでございました。また空中散布の基本的な考え方として周辺住民の影響を受ける人に対して必要な曝露の低減または回避を行うことが困難な場合は空中散布を実施しないと判断をし、それ以外の場所は安全性に配慮して実施するとしております。

具体的方法としましては、リスク・コミュニケーションという言葉を使っておりますけれども、地域住民に対するリスクを最大限少なくし、住民への情報提供をするほか感受性が高い体質の住民の方々を把握し、対策を講じる必要性を強調しているものでございます。

このように、より安全性の高い防除実施方法を選択し、地域住民や関係者等ときめ細かな体制を構築した上で空中散布実施の可否は自治体が最終的な判断をするようにというふうに求められているわけでございます。この県の方針も健康被害の対応という観点から尊重すべきものと考えております。この県の方針を含めて坂城町での、今検討しております、その結果を踏まえまして総合的な対応策として防除対策の策定を進めていきたいと思っております。

具体的な内容につきましては担当課長からまた答弁させていただきます。ありがとうございます。

産業振興課長（小奈君） 私の方から森林整備について、イの町の森林政策、ロの森林税についてということで順次答弁申し上げます。

坂城町の総面積の多くに相当する約3,600ha、こちらを森林が占めております。さらにその多くが個人所有林でございます。現状では成熟期に達した町有林、区有林、南条生産森林組合等団体所有林の間伐等の森林整備は計画的に進められていますが、個人の手に委ねられる個人所有林の多くは手入れが行き届いていないのが現状でございます。

個人所有林の森林整備が遅れている原因としましては、社会経済的な情勢の変化から木材価値が低下してしまったことに加え、担い手の高齢化による森林の管理が行われなくなったことが考えられます。このような折に国の造林補助事業もひとつの施業区域を5ha以上に団地化し、さらに間伐した木材を搬出することが条件になっております。つまり従来の小規模切り捨て間伐から大規模搬出間伐へと施業方法がシフトしてきています。それに際して県や長野森林組合等林業事業者と協力し、小規模個人所有林を取りまとめ団地化することが求められていますが、小規模な個人所有林では所有者の特定が困難であり、所有者が特定できても町外へ転出している場合もあり、同意取得に膨大な時間を要するため森林所有者からの森

林整備の同意書を取得し、団地化を図っていくかが、これは大変課題になっております。

さらに平成24年4月、森林法が改正されたことに伴いまして坂城町森林整備計画の変更を予定しており、それに基づき、森林の持つ公益的機能が十分に発揮できるよう水源涵養機能森林、山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林、保健機能維持増進森林の大きく3つの森林に区分けいたしまして、それぞれの森林に適した整備を進めていく必要が出ております。町としましては、このような国の動きなどに応じながら森林所有者情報の更新を図り、団地化を図るためのバックアップ体制を確立したいと考えております。

次に、森林税についてでございます。

長野県森林づくり県民税は平成20年度から24年度までの5年間を区切りとし、森林の多面的な機能を森林所有者のみでなく、県民全体で保全していくことを目的に平成20年度導入されたものでございます。

この税の用途につきましては、主に里山の間伐に活用されておりますが、森林税を財源として市町村へ交付されるもののひとつとして森林づくり推進支援金がございます。森林づくり推進支援金は市町村の人口や森林面積、間伐の実績などを勘案して案分されます。坂城町では平成20年度は71万6千円、21年度は117万2千円、22年度は112万5千円の交付を受けております。また平成23年度におきましては、112万2千円の交付が決まっております。

森林づくり推進支援金事業は森林整備の促進に関する事業、間伐材利用の促進に関する事業、県民参加による森林づくりの促進に関する事業に交付金が交付されます。平成22年度、町では間伐事業を推進するため、とりわけ課題となっております里山の森林整備が促進される事業を実施してまいりました。具体的には間伐事業への嵩上げ補助、小学校での木工教室の開催、また地域で行う松くい虫防除対策への資材提供などを行いました。平成23年度につきましては、小学校における木工教室の開催、里山の景観整備、県産間伐材普及啓発事業、これは間伐材製品の購入や設置ということです。間伐材事業への嵩上げ補助の実施を見込んでいるところでございます。

森林づくり推進支援金事業は他の事業で補助対象とならない事業や財政的に町単独で行うことが難しいが、地域住民から要望のある事業を行うことができるため非常に柔軟性の高い交付金でございます。この事業により手の届かなかった里山整備や間伐を進めることができました。また小学校において充実した森林教育や木工教室を開催することができたことから非常に高い効果が得られる事業でありますので、平成25年度以降も長野県森林づくり県民税の継続と森林づくり推進支援金事業の継続を希望しているところでございます。

6番（塚田君） それでは2回目の質問に移りますが、町の森林政策について。

私は現在、長野森林組合の参与、また同僚議員にも理事、総代、南条生産森林組合にも理

事が同僚議員におります。そのために私はいろいろ勉強させられて今この質問をしているわけですが、農林業も含めまして国の猫の目のように変わる農政に振り回された結果が農林業だというふうに思っています。町の林業行政も、ただいま課長からも答弁がありましたように、実施団体あるいは森林組合頼りで事業はほとんど丸投げであります。

農林関係にも経験豊富な副町長に伺いますが、役場庁内機構改革により、かつて農林課が産業振興課であり、ただいまは商工業施策と合同の事務となり、産業振興課になっております。ベテラン職員が7年間も孤軍奮闘をしてきた林業行政に現在は県派遣の新人の職員がついております。私はこの場で職員の数や力量を云々するわけではありませんが、11月の議会報告会の席上でも町民の方から事業化に対する意見・要望が多くありました。このことをあわせて指摘しておきたいと思えます。

次に森林の調査編入事業について、耕作放棄地を山林に地目変更する手続についてですが、これは課長に伺いますが、大変長い時間と大きな予算が伴うという前回の答弁がありましたけれども、まずこれはテーブルにのせる必要があると思えます。この調査は、例えば国土調査、国調が今、網掛に進んで約60%。これまで30年もかかって、まだ60%と、そういう状況でありますから、そのことを踏まえますと、この森林の調査編入事業、これは大変大きな予算と時間がかかることは覚悟でありますけれども、しかし、いつかテーブルにのせなければならない課題だと思えます。

次に、国の森林・林業再生プランについてです。

これは先ほど答弁がありましたように、施業集約化5ha以上の搬出間伐が条件なわけです。それとろ網整備、要するに林道、作業道、それと機械化、また国産材の利用拡大、そして再生可能なエネルギーの活用と、このようにあります。このことについて町の行政として何ができるかと、その点をお聞きしたいと思えます。

森林税について伺います。

森林税についてのアンケート調査では、平成13年度以降の継続に賛成の人は8割で、反対の人の43%が森林づくりは森林所有者が行うべきだというように答えております。個人の森林整備を進めるには補助制度が欠かせません。国、県はもとより市町村のやる気度が大きく左右しています。この森林税が交付されるという積算、これは人口と森林面積、間伐の実績とあります。間伐の実績が少ないから坂城町の20年から23年度までの森林税が交付された金額、先ほど課長から答弁がありましたけれども、これが多いか少ないかについては、坂城町の森林税納付実績、概算で結構ですから教えていただきたいと思えます。

それと里山の間伐実績が大きく左右するという事で町の間伐が進まないという大きな原因は何かと、その点も伺いたいと思えます。

松くい虫対策について、松くい虫の被害木の本数と確認、報告義務について。

これは町の条例では坂城町森林監視員3人、任期3年の委員の委嘱というふうになっております。しかし、先ほどからの答弁では長野森林組合にその調査も松くい虫被害木の処理もすべて長野森林組合に委託されているわけです。丸投げされているわけです。被害木がただ増えているというだけの報告ではなく、古損木及び衰弱木の確認はどのようにされているのか。そして被害木の93%の除去が被害木の拡大防止には必要だと言われておりますけれども、今まで被害木の駆除をされた残り、されなかった分、未処理の被害木は毎年どのくらいあったんでしょうか。

次に、防除についてですが、無人ヘリによる農薬の空中散布についてです。

新聞報道によると松本市のマツタケ産地の四賀村地域で無人ヘリによる空中散布を検討。また隣の安曇野市も被害が深刻で無人ヘリ散布を検討しますと。そして3年前に坂城町と同じく空中散布を中止した青木村は今年、無人ヘリの散布を実施しております。無人ヘリでの空中散布とはどのようにお考えでしょうか。以上で2回目の質問といたします。

産業振興課長（小奈君） 大変多くございました。ひとつひとつ申し上げてまいります。

まず最初にございました森林地域調査編入事業でございます。

こちらは県の方で今、展開をしておりますが、耕作放棄地の全体調査、これに基づきまして耕作放棄地中農用地区外での森林原野化したもの、特に復元利用が不可能な土地が明らかになったものについて森林地域へ移行するという方向で、これを県の方で編入事業という中で展開を現在、進めているところでございます。坂城町につきましても平成23年度、あくまでも現況主義という中で地目は問わずという中ですが、調査期間を1月7日から2月10日という設定の中で38.44ha実施ということで県の方から連絡もいただいているところでございます。

また森林林業再生プラン、こちらの方につきましては、10年間を目途に国の林野庁の方で策定したプランでございます。今後10年間を目途に目指すべき姿として10年後の木材自給率50%以上、これを掲げ、先ほどご質問にございましたろ網の整備、森林占用の集約化及び必要な人材育成を軸として効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めていくという中で、木材の安定供給と利用に必要な体制の構築ということが求められているものでございます。

当然これに基づきまして森林法も24年4月改正されてまいります。森林所有者の如何を問わず、森林所有者が不明の場合にも必要な間伐、造林等確保するための私権の制限の強化、また森林計画制度を見直し、新たな森林計画の認定を受けたものに対し、法改正後における森林管理・環境保全直接支払制度、山林相続税の納税猶予等の支援という中で当然町としてもこれを遵守していくべき立場から、森林法の整備等、先ほどのバックアップ体制、こちらの方を順次進めていく必要が出てくるかと考えております。

次に、森林税の納付額でございます。

森林税の森林づくり県民税は、こちらは県税でありますので、町で総額幾ら納付というのはちょっと出てまいりませんが、あくまで概算でございます、個人分均等割納税義務者、こちら町の方で7,771人、これが平成23年度ということで聞いております。これに1人当たり500円を乗じた388万5,500円という数字がまずひとつ挙がる。あと企業への分というものがございしますが、こちらについては全く私どもの方には計算のもとがございませんので、現在納付した個人分についてのみ数字として挙げられたものでございます。

続いて、松くい虫対策について申し上げてまいります。

松くい虫被害木の本数、また未処理本数ということでございますが、10月末現在で約720本が未処理の被害木として確認されております。これは森林保全推進員として森林パトロールを委託している、先ほど質問にもありました長野森林組合から報告された本数であります。森林パトロールは林道を車両で通行しながら目視による点検ですので、確認できる範囲での数値でございます。

また先ほど発生木の93%除去ということでございます。こういう中で今年度についても93%を目途にする中で219万6千円の予算により、ここまで約1千本の伐倒駆除の実施をしております。地形が急峻なため伐倒駆除すら実施できない被害木もあります。全量駆除にはなかなか至らないものでございますが、被害の拡大防止には鋭意努めているところでございます。

続いて無人ヘリによる薬剤散布についてお答えいたします。

松くい虫被害の予防方策として、これまで有人ヘリ散布を実施している松林についても、特に人の生活圏に近い部分などでは、より薬剤の飛散等による影響が低い無人ヘリ散布等への積極的な切り替えによって有人ヘリ散布の実施区域をできる限り減少させ、より危険性の低い予防対策を実行していくための効果的な対策とされております。

空中散布の対象区域については、家屋等人の生活圏から離す距離を有人ヘリ散布実施区域は200m以上に対し、無人ヘリ散布実施区域は30m以上に設定することが基本的な考え方とされています。また薬剤の飛散に関する特徴とすると、有人ヘリ散布は樹木の上10m程度から比較的広い散布の幅で実施するため、飛散への対応が必要であることにに対し、無人ヘリ散布は樹木の上4から5mという狭い散布幅で実施するため比較的飛散は少ないとされているところでございます。

ただいまの答弁の中で、申し訳ございません、ちょっと桁を間違えた数字がございします。今年度の予算額2,196万円により1千本の松くい虫伐倒駆除をしているところでございます。

6番（塚田君） 細かく説明をいただきましたが、森林の整備、これは県が森林税を導入した

ということは、どのような中で税金を頂いているかと、また、しなければならないかということ私を一番問題だとしています。

なぜかという、普通では森林に手が入らないと、普通の状態では。先ほども副町長と言いましたけれども、副町長が以前「五里ヶ峰の頂上付近の列状間伐を見てください」と自慢げに言われたことも今覚えています。それももう相当年数がたって、それ以後大きな間伐が進んでいないのが現状であります。

ですから、先ほどの課長の答弁にもありましたけれども、本当に役場、行政として林業に対する取り組みは非常に厳しいということ、しかし、私が先ほど言いましたように、今の役場の行政の体制がこのような状態で果していいのかどうかと、そういうことを言いたかったのです。今まで7年間もずっと孤軍奮闘やってきたベテランの職員がおりました。その職員が相当の実績もつくっておりました。それが今現在、県派遣の一職員にまた任せっぱなしだと、そういうことでは、この坂城町の林業の間伐も含めた施策を進まないというふうに思っております。

先ほどの松くい虫について再度伺いますけれども、このように非常に各地域で松くい虫対策を頭を痛めてきているわけです。30年にわたって、先ほど答弁にありましたように、年間約2千万円、トータルすれば5億円も6億円にもなる、そのお金を投入してまでもまだ解決策が見つかっていない。非常に手をこまねている、そういう状態であり、各地域とも非常に大変な努力をされているというふうに思います。

空中散布について、これは有人ヘリと無人ヘリ、先ほど説明ありましたけれども、無人ヘリについては人家から約150mぐらいと。またそれ以上200m以上については有人のヘリで空中散布というように言われておりますけれども、先ほどの町長からの説明がありましたけれども、県の指針というのは私がいつ聞いても決してこれは抜本的な対策をこうしろというような指針が出ていないわけです。ですから、今、対策会議が行われておりますが、結局最終的な判断は各市町村がしろと、そういうことでもあります。そういう点では非常に重い判断を迫られているわけでありましてけれども、無人ヘリ駆除について、課長もうひとつ、坂城町で導入する場合、検討に値するかどうか、お聞きします。

産業振興課長（小奈君） 無人ヘリ・有人ヘリ空中散布という考え方、いずれも防除の対策として今後検討の材料と考えております。

6番（塚田君） いろいろ質問させていただきました。

今年は国連が定めた国際森林年であります。森林は国土の保全、大気の浄化、地球温暖化防止など森林の価値は70兆円とも言われております。海のない長野県には山津波という土砂災害があります。健全な山林は災害を防ぐ大きな役割も果たしております。森林原野化された農地を復元するのは不可能に近く、大変重い課題であります。山林として整備する手立

てを立てるべきであります。また人家に近い里山には広葉樹を植え、野生鳥獣被害を減らすという方法、緩衝帯をつくることも大切でしょう。

今年のマツタケは大変不作でありましたけれども、防除対策の遅れから松くい虫被害によりマツタケの一大産地、広島県、京都府が壊滅的な被害を受けて、今、長野県がマツタケ生産の日本一であります。このことを見ても健全な松林を次の世代に残す責任は私たちにあります。まず身近な里山に関心を持ち、森林整備が進むことを望んで私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時00分～再開 午後1時30分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、一般質問を行います。

1. 「緑の山」を守りたい

これにつきましては、先ほど十分やりとりがありました。少し内容を整理し直そうと思いましたが、私の能力ではこの間に十分な整理ができません。重複する箇所が多々あるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと最初に申し上げたいのですが、結局午前中も話が出ました県の連絡会議、このことは私は一言で言えば県は「これもよし、あれもよし。これは悪し、あれは悪し」であとは関係市町村へ判断を丸投げしている、そういう感じがしてなりません。問題自体がそういう状態にあるんだとも言えるかと思ひます。そういう状況の中で坂城町は坂城町なりの判断をしなければならぬ問題だと、そんなふうにおもひます。

それだけ前置きをして始めたいと思ひますが、緑の松が消えていくことをどうするのかと今後は繰り返していく必要のない方向が定まることを心から願っているものであります。枯れていく松林が心配だと過去何回も申し上げてきました。杜甫の「春望」の一節「国破れて山河あり」ならまだしも社会も乱れ、山河も荒れるでは大変だなども申し上げてきました。森林セラピーという点でも大変重要であります。

平成20年、マツノザイセンチュウが最初に発生する6月の散布を最後に空中防除が凍結されました。21年第2回定例会での私の一般質問には「1年間様子を見ながら検討していく」とのことでありました。空中散布を凍結して1年少したちました21年の秋ごろから松枯れは山の奥へ、また標高600mを超えて急激に広がり続けています。赤くなった松は白くなって裸になってきました。今年9月議会で町長から「年内に対策の方法、結論を出したい」というお話がありました。会議も持たれているようです。その結論に期待をし、改めて3点について考えをお尋ねいたします。

イ. 近隣の市や村との連携は

昨年お聞きしたときには上小地域との連携研究する会議が始まったとのことでしたが、その後どんな内容で会議が進んだのか、まずお聞かせください。

そうした中で上小地域で新しい検討や動きがなかったかもお聞かせください。

また隣の千曲市は空中散布をずっと続けてきました。前回も申し上げましたが、今年の春、市役所の担当課へお聞きすると、健康被害の訴えは全くないとのことでありました。マツノザイセンチュウ防除は隣接地域との連携が効果もあり、効率的でもあります。空中散布を千曲市が続け、坂城町は凍結した。この間このことについて千曲市と状況交換、意見交換等が行われたか、お聞かせください。

ロ. 松枯れ防止対策の方向は固まったか

海を渡ってきたと言われるものの中でアレチウリとマツノザイセンチュウは実に強靱で始末の悪いものであります。町が空中散布凍結を選択した当時、県の担当課、森林組合、県外の幾つかの林業センター等に問い合わせましたが、現時点では空中散布にかわるものはないとのことでした。特に千葉県林業センターでは樹木への松の木への薬物注入あるいは空中からの散布物や方法等いろいろ試みているが、現行の空中散布にかわる実効性あるものは見つかっていないという話でした。

空中散布凍結は健康問題でありました。薬剤が気流等によってスポット的にどこまでも飛んで影響するかわからないからと、そういうようなことが言われていました。あちこちで消毒がされています。少々変だなと思いましたが、その後になって空中散布と聞いて体調に影響の出る過敏症だということになってきました。

今年6月の一般質問でもこのことを取り上げたとき、テレビ信州の取材を受けました。その日の夕方、上空から岩井堂山、通称自在山であります。その坂城側、千曲市側を比較した写真、上小地区の幼稚園の話、私の一般質問、千曲市の担当課長の話等が放映されました。各面からのものを集約された、それを見ながら改めて行政とともに伐倒以外の対策を考えなければならぬと思いました。幸いにも町長が年内に方向を出すと英断されました。この14日にも3回目の会議が持たれるやに聞いていますが、基本的に町長がどう考えておられるか、お聞かせください。

ハ. 立ち枯れ、伐倒による災害対策は

山林の手入れをする必要が薄れ、山肌は落ち葉でシートを敷いたようになっていきます。雨が降ると出水は急激に思いがけないところを駆け下ります。最近では想像外の災害が起きます。立ち枯れて赤くなり、白くなった松、伐倒して積み上げられた松などがこれに輪をかけます。町内の山林には保安林、砂防林の指定をされた場所、景観の面で大切な場所が幾つもありますが、松くいに侵食された松林は、その価値を失いつつあります。県の職員も見に来たよう

ですが、災害防止、発生時の対応、景観等の面での対策・対応をどう考えているか、お聞かせください。以上3点に整理してお聞きし、1問目の1回目の質問を終わります。

町長（山村君） それでは、今、柳澤議員からご質問があった中で、ロ、ハの方を初めに私の方から答えさせていただきます。

ロは、つまり松枯れ防止対策の方向は固まったか、ハは立ち枯れ、伐倒による災害対策はというこの2点でございます。

今お話がありましたように、松くい虫対策で空中散布を中止してから3年間が経過する中で、町として今後の方針を決めていくために今年度、長野地方事務所林務課長さん並びに担当専門員、長野森林組合支所長、関係する環境衛生委員長、林業委員、区長の皆さん方にお集まりいただきまして、坂城町松くい虫防除対策会議を開催し、長野県の方向などもお聞きして意見を求めながら検討してまいりました。

10月12日に開催した第2回の対策会議においては、専門家のご意見をお聞きするという事で岐阜県の森林文化アカデミーの田畑勝洋客員教授をお招きいたしました。田畑先生には現地を一緒に見ようということで私も一緒に参りましたけれども、岩井堂山、自在山と一緒に登ってまいりました。現地を見るとともに松くい虫防除対策及び農薬空中散布と健康被害の因果関係についてさまざまな今までの実証的なデータに基づいて教授いただいたところでございます。私も非常に新鮮に感じましたのは、今まで私が不勉強で知らないことが何点かありました。

まずひとつは、松くい虫は根から移ることもあると。従って、伐倒処理をしても樹幹注入で注射を打つと。これは1年ぐらいしかもたない注射でもいいんですけども、それをやらないと根っこの中で育ってほかの松に移っていくというようなこと。それからマダラカミキリムシは自力では高いところまで飛べなくて、いわば風の道を通っていくと。山を登っていく道を通して上の方に進んでいくんだという話も伺いました。確かに自在山を見ていますと自在神社の上の石段のところ、両側が見事に松がやられています。それですとか、伐倒処理をしてビニールにくるんで燻蒸処理するわけですけども、それがぼろぼろになったのでは全く意味がないと。むしろ虫の住処になると。それから無人ヘリと有人ヘリの有効な使い方等々非常に新しい知見をお教えいただきました。

先ほどお話がありました、空中散布のあり方につきましては、長野県としての指針が今年11月25日に最終決定としてまとまりました。この中でも現時点において農薬の空中散布は代替できない有効な予防策であるとされております。

しかし一方、化学物質、過敏症など感受性の高い住民から健康被害の訴えがあり、空中散布の影響を否定することはできないという指摘もあわせてなされております。

また空中散布の実施にあたっては、周辺住民に情報提供するほか、感受性の高い体質の住

民の方々を把握し、対策を講じる必要性が求められております。人の健康に影響がないよう、農薬にさらされることをできる限り低減するための配慮、対策が重要であるというふうにされております。

また空中散布による防除対策の再開については、今後は急峻で伐倒駆除等人の手で駆除あるいは予防が困難な場所を対象地域とすることも含め、これまでの経過を踏まえて健康被害に配慮するとともに県の実施基準に沿って検討してまいります。

空中散布を中止して以降、被害木については伐倒駆除を中心に対策を講じてまいりましたが、伐倒後に処理された被害木が放置されたままの状態にあり、また松くい虫被害により保水能力の低減が生じ、土砂災害等の二次的災害の危険性も看過できない状況が進んでおります。枯れた松、伐倒された松が原因となり、山崩れや出水が発生しているとのこと指摘もあります。確かに伐倒した被害木をただ燻蒸シート処理したまま処理する方法では駆除後の処理木が豪雨時に流れ出す危険性がございます。自在山の上の自在神社の上もまさに神社の上に多量の木が積み重なっております。経費的な問題もありますが、放置された被害木が崩落しないよう、山からの除去によっても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

これは私、今回議会でもスマートコミュニティの話をしました。スマートタウン坂城、伐倒したものをバイオチップにする、あるいはバイオのチップにして燃料に使うというようなこともあわせて、これから検討していかなければいけないなとも思っております。

先般、上平区から区民の総意として松くい虫被害を防止するため空中散布の復活を初めとした内容の要望書が町へ提出されました。この地域からの切実な願いとして重く受け止めております。いずれにしましても空中散布の実施の再開、この可否を含め、実は今度の14日、あさつてに第3回目の検討会議を開催いたします。その結論をいただきまして今まで申し上げた上に防災上の観点ですとか、総合的な対策を講じて今後の方針を決定してまいりたいというふうに思っております。先ほどお話ししましたたばた先生のお話によりますと、まだ間に合うとおっしゃっています。ですから、早く意思決定をして決めなければいけないなど。恐らく私、あさつてに3回目の会議をやりますので、もしかすれば最終日にその結果を意思表示するかもしれません。そんなふうに年内に結論を出したいというふうに思っております。私の方からは以上でございます。

産業振興課長（小奈君） 私の方からは「緑の山」を守りたい、イの近隣の市や村との連携はについて答弁申し上げます。

松くい虫防除対策事業につきましては、ご質問にもありますが、その被害が自治体の境界を越えて広範囲に被害が拡大することから広域的な対策が重要と考えます。町では住民の健康に影響する可能性などを考慮し、坂城町松くい虫防除対策会議での了承を受け、平成21年度から空中散布を中止しておりますが、空中散布にかわる防除対策の検討につきましては、

同様に空中散布を中止しました上田市を初め青木村、東御市、長和町、中部森林管理局の東信森林管理署、地方事務所、森林組合などとともに上田地域松くい虫防除対策検討プロジェクトチームを設置して新たな松くい虫防除事業の研究や松林を健全化し、被害を予防する方策を中心に検討を進めているところでございます。

この検討会議では、空中散布の代替案として上田市の市有林において抵抗性アカマツの植栽、樹木への竹酢液や根付近への竹炭や活性剤の散布、またマツノマダラカミキリの天敵であるキツキ類の誘致試験施行を実施するなど、さまざまな方策を試み、その後の処理を現在も観察しながら検討を進めているところでございます。

また県内で本年度、空中散布を実施している7市町村のうち近隣で唯一実施している千曲市は治山の観点から地域住民の安心のため空中散布はやむを得ないという判断により実施しておりますが、千曲市とも情報交換しながら連携を図り、今後の対応について参考にさせていただきたいということで、現在も千曲市の方と連絡を続けているところでございます。費用対効果から見ても広域的な対応が必要と思われるので、引き続き近隣の市町村との連携を図るとともに県の方針を基本に慎重に対応してまいりたいと考えます。

13番（柳澤君） 隣接市町村ばかりでなくて松本市等の例も出てきていますけれども、今後ともでき得れば上小とも同調できるような、そういう会議を持っていくというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

産業振興課長（小奈君） 上小とも引き続きプロジェクトチーム、解散というものではございません。そういう中で上小地区の動き等も連携といいますか、当然お話を聞いてまいりたいと考えております。

13番（柳澤君） 14日の対策会議の結果を見て判断をしていくという、こういうお話であります。

そういうふうにお聞きするのはいかがかと思いますが、そこできちんとした結論が出れば町長はそれを十分考慮するということであろうかと思いますが、空散はだめなんだという結論が出た場合、というようなことをお聞きすることはこの場ではうまくないかもしれませんが、それもちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

というのは、空中散布以外にこれがいいんだという方法が今のところ明確になっていない、そういうことが1点。

それともう1点は、県の言っていることは、先ほど町長も言われたように、農薬にさらされることをできるだけ低減しなければならない、農薬にさらされるような空中防除がされているかと言いたいわけでありまして。子どもたちが朝、登校する時間はヘリを止めるとか、そういう工夫も今までされてきています。農薬にさらされているのは空中防除でそんな例はそんなになんないと思うんです。

それともう1点は、これも先ほど町長が言われましたが、感受性が高い体質の住民を把握し、対策を講じる必要があると強調したと言うんですが、感受性が高い体質の住民を町はどうやって把握できるんでしょうか。これは個人的な個々の人に聞かれないという体質の人もあるだろうと思いますし、端から聞いたって正確なものとはつかめっこないと思うんです。

そうすると、結論としては、毎回同じことを申し上げることになるんですが、空中散布をやるか、やらないかの選択になるわけです。やるとすれば先ほどの無人ヘリ・有人ヘリ組み合わせるといような方法等を考えて何とかこの松枯れを防いでいくと。そうでなければ松山が赤裸になるのをただ見ている、それしかない、そんなふうにするわけなんです。ですから、14日の結果待ちということではあるのですが、基本的には町長としてどう考えておいでになるか、お聞きしたいと思うわけでありまして。

町長（山村君） 私の先ほどの答弁で意をくみ取っていただけたと思っておりましたけれども、先ほど柳澤議員の方から長野県の、いわば答申、ガイドラインは市町村に押しつけただけではないかとおっしゃいますけれども、私はそうとも思っておりません。つまり今回のガイドラインの中で、ほかに代替措置がない場合は空中散布を認めると、これは大きな進歩だと思っています。

ですから私は先ほど申し上げたように、田畑先生をお招きしていろいろ研究して、あさって3回目をやりますけれども、今までのような空中散布だけの問題ではなくて、松の生態そのものをよくもう一回理解をして、伐倒処理、樹幹注入、それから伐倒もどこを伐倒すればいいのか、それから前にも無人ヘリの話がありましたけれども、無人ヘリをやって一番効果的のところ、あるいは有人でなければできないところ、いろいろあると思います。そういう選択肢は長野県の答申で市町村に丸投げされたというけれども、でも、それは尊重すべきで、坂城町としての結論を出したいというふうに思っております。

いろいろな総合的な対策、先ほど申し上げましたけれども、今年特に防災上の観点、これは看過できない状況になっております。それを含めて結論を出したいというふうに思っております。以上でございます。

13番（柳澤君） 今最初の方で町長が言われた言葉を繰り返しません、満足してお聞きしました。

なお、今ちょっと記憶が悪くてどこの先生がおっしゃったか、ちょっとわかりませんが、今ならまだ間に合うというお話がありました。町長の造詣深い老子の言葉に「難きをその易きにはかり」難しいことをやりやすいうちにやれという有名な言葉があります。それと同じで今ならまだ、今の範囲で急いで対策をとれば、まだまだこの緑は守っていけると、こういうふうに思うのですが、1カ月、2カ月過ぎるほどどんどん広がってしまう、それを心配しています。気がついたときにはもう如何ともし難くなる。

樹種転換とか、それから違うものを植えてという、そういうことも盛んに言われました。県の、1年ぐらい前に出た中にもそういうことが盛んに言われている。だけど、新しいものを植えて、それが育つには少なくとも10年とか15年とかはかかるわけで、その間はどうかなるんだと、こう言いたくなるわけでありませう。

そういうことで、できるだけ早い判断をしていただいて、ぜひ、方法さえ考えれば空中散布できないことはないというのが私の考えです。でき得ればやりたくない。だけど、それをやらなければ座して松が消えていくのを見ているに、ということになると、そんなふうに思うわけでありませう。

それと今の伐倒ですが、これは町長も今、根にもセンチウハというお話をされましたが、伐倒して倒れて積んであるあの木の中には、私がいろいろ聞いたり調べたりした限りでは、もう移っていく原因になるセンチウハはいないということのようです。根は知りませんが、切って寝せてあるもの。それはほとんどが、それは少しはいるかもしれません。ほとんどは、人間もそうです、動植物全て新しいもの、栄養のあるものへ手をつけるわけです。それと同じでマダラカミキリもそこへ飛ぶ、センチウハもそれに乗っかって元気のいい松へ移っていく、移った後を切っている、こういうことが多いという、こういうことがあるわけでありませう。ですから伐倒についても、もう少し考える必要がありはしないか。

これがかつては3千万円からの、午前中にも数字をちょっと桁が違った数字が出ましたが、調べると数年前には、もっと前ですか、3千万円からの経費をかけています。今年は2,100何万円ですが、それだけの経費をかける。それがどれだけ役に立っているかというふうにと考えると、何とか工夫して空中散布を復活する道を選んでもらいたい、探してもらいたい、そういうふうにするわけでありませう。

先ほど町長から、私としては前向きのお言葉があったというふうには受け取っていますので、災害の問題についてちょっと触れたいと思うのですが、町長も言われましたが、災害という雨降って山が崩れる、それから、あの切ってある木が崩れたり水と一緒に流れてくる、そういう問題が言われています。本当に大変心配な問題でありませう。

が、もうひとつ、これはあつてはならないのですが、災害の部類に火事があります。十数年ぐらい前だと思ふのですが、千曲市の山で伐倒して積んであった木へ火がついて大火事になりました。ところが、単なる火事ではなくて燃えている木は燃えながらどんどん転がり落ちて、なお広く火が移って大変消火に困難を極めた、こういう事例がありました。

今現在考えられる山崩れ、伐倒した木の崩れないようにというふうなお話は今、町長からありましたが、山が崩れる、あるいは火災になった場合、これはあつてはならないこととし、そんなに確率は高くないと思ふのですが、その場合の対策について具体的にどんなことが考えられているか。少しは考えられていると当然思ふのですが、その辺、県も見て防災対

策については何か考えるようなことを言っていたようですが、その辺も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

産業振興課長（小奈君） ただいまの質問にお答えいたします。

山からの除去、これについても先ほど町長のお答えの中にも触れてございます。これも積極的に取り組んでいかなければならないという中で、そういう防災対策という単に崩落ではなく、そこにただ放置しておくだけというわけにはいかないものがございますので、そういう除去という問題についても、また県の支援策があれば、その支援策を取り入れながら展開をしてみたいと考えております。

13番（柳澤君） 今お答えをいただきましたし、町長から処理についてチップにするとか、そういう考え方もお聞かせいただきました。あれを処理するためには相当な経費も時間もかかると思うのです。そんなに簡単ではないと思うのです。また、あのビニールがかぶせてあるあれを処理するだけでも相当な経費や時間はかかると思うのです。まずは災害を防ぐという意味では、あれを全部運びおろしてどこかへ積んでいって処理する、これが簡単にできるとは、大変失礼ですが、思えないのです。そうすれば、とりあえずは、例えばです、とりあえずは積んである下へ何かもう少し太い材木を置いて、そこへ杭を打って、上へも打って、そこを何か、ワイヤーとは言いませんが、何かで止めるとか、それから、その周辺の崩れそうところへは何か崩れることを防ぐ工作をするとか、それは場所によってで、すべて端から端までということではないのでこれは可能ではないかと。そういう検討はされているのかどうか、それもちよっとお聞かせをいただきたいと思います。

産業振興課長（小奈君） 先ほどお話がありました岐阜県の田畑先生の方からもその辺の指摘もございました。そのような仕組みをこちらの方として十分検討していきたいと考えております。

13番（柳澤君） 大変失礼ですが、ここでこういうふうにして質疑をする、このことが地域の一部では「議会なんてだめだ。一般質問してそれでやりとりして、それ以上は前へ進んじやいねえんだわ」と、こういう言い方をされます。実に残念であります。そうこれからも言われぬように、ぜひ今課長の言われたそういうことを、先ほどから言っていますように、これは緊急の問題ですから、そうかといって10日、15日先にどうこうというつもりではありませんけれども、できるだけ早く具体的に動かせるように、そんなふうに希望しておきたいと思います。

それでは、少なくとも最終的には方法やそういったことはいろいろ考えるにしても、松を今以上赤くしていかないためには工夫していろいろな方法をとって今現在考えられることは空中からの葉の散布しかないんだと、それが選択できなければ枯れていくのを見ているしかないのだと、この1点が分かれ道だと、このことを強く申し上げて1問目を終わります。

2. 土地開発公社の今後について

イ. 造成地の最近の動きと見通しは

EUのユーロ圏まで場合によるとドミノ倒しの経済危機が起きやしないかというふうに関心されています。我が国経済も長い冬が続いています。

一方、土地価格はその影響で下がり続けています。開発公社の持つ造成用地についてお尋ねいたします。最近の動きと、これからの見通しはどうか、お聞かせください。

また造成地の処分のために、どんな努力がされているか。公有地も含めて考えることだろうと思うのですが、処分できるまでの間の短期的な利活用といったようなことも考えておられるのか、お聞かせください。

ロ. 残高試算表は作成されているか

公社は定款で毎年度終了後、経営状況と財務諸表を町長に提出することになっています。議会にも届きます。毎回見て感じるのですが、公社の決算時の全体像が大変見えにくいのであります。事業の内容からして年度末に公社は仮勘定的なものが0であるべきですが、普通は。時には発生してもおかしくはないものだろうと思うのです。そういったものを考えて財務の3表を作成の前に仮勘定あるいは利息の期間計算、時には試算の再評価などを行っているのかどうなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。以上で2問目の1回目の質問を終わります。

企画政策課長（宮崎君） 土地開発公社の今後につきましてのご質問にご答弁させていただきます。

土地開発公社は、定住人口の増加あるいは勤労者の住宅確保等目的に一番最初に平成7年度の岡の原住宅団地、さらに20年度の上町住宅団地に至るまで13団地、今まで142区画の造成分譲を行いまして、これまで114区画を販売してまいりました。

ご案内のように地価の下落が続く、販売価格と地価との差が生じて今苦慮しているところでございますけれども、一定年数を経過した分譲地につきましては、販売価格の見直しを行いまして販売促進制度、さらにこれも設けて販売促進に向け、努力をしているところであります。

今後の見通しでございますが、窓口及び電話等での問い合わせから潜在的な土地需要はありますけれども、景気の動向ですとか地価推移の関係から、とにかく安い物件を求めているというようなことで、価格的には1千万円以下、もっと言えば800万円前後というような、そんな情勢であります。販売価格の見直しについては地価との比較検討を行いながら販売促進活動に努力をしていきたいと考えております。

あと短期的な利活用というお話をいただきましたけれども、現在、短期的なものとしては公共事業の資材置き場であったり一部許可している部分もあるんですけれども、これについ

てはいつも考えている部分でありますけれども、ただやはり期間的な問題、あくまでもやはり販売していくんだというのが前提でありますので、その範囲の中で、そうは言っても、できるだけお貸しできるところについては対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、残高試算表のご質問をいただいているわけですが、これにつきましては残高試算表は当公社でも作成はしております。土地開発公社は地域の秩序ある整備促進を図るため、公有地先行取得事業及び土地造成事業について公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて事業展開をしているものであります。

先ほど議員さんからもありましたけれども、財政状況については年度末の決算状況について決算書を作成いたしまして、関係帳簿、証拠書類等を監査していただいて理事会にて承認いただいている。これについては自治法に基づきまして議会へも提出させていただいているわけですが、土地開発公社は公有地拡大の推進に関する法律の規定によりまして定められている土地開発公社経理基準要綱、これにより行っているところでありますけれども、経営状況報告書にあります財務諸表につきましても同様に作成されているものであります。

仮勘定につきましては、帳簿に記録すべき取り引きの発生時に使用すべき勘定項目や、その金額が未確定のために一時的に使用される勘定であるというふうに判断してございますけれども、当公社ではそのような仮勘定ということでは処理してございません。また試算の多くは町の委託による先行取得に伴う公有用地の代行用地ということで、町と公共用地等の用地取得に関する基本協定書及び実施協定書の締結がされておまして、公社が買収をした土地は最終的には町に帰属するというところでございますので、公社として評価見直し、あるいは期間計算等による試算表といいますか、そういったものはしてございません。

経営状況報告書ではよくわからないというようなご指摘もいただきましたけれども、いずれにいたしましても、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、当社の会計については国の決まりの中で土地開発公社経理基準要綱、こういったものに沿って作成されていますので、これに沿って進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

13番（柳澤君） 今回あまり細かいことをいろいろ申し上げるつもりはありません。ましていろいろな要綱や法律に基づいて整理されておられることは、それがいいとか悪いとか申し上げるつもりはないんです。

見えにくいと言ったのは、例えばお答えをいただいて、それからお聞きをしようと思ったのですが、こちらから申し上げたいと思うのですが、例えば受取利息は22年度末で30数万円載っています。支払利息はないんです。何年か前に聞いたときに支払利息はどうなっているか、当時よりご苦労いただいて、当時は20億円前後の借入金、試算があったのです。今は10億円前後を上下している。今、借入金が8億7,400万円ぐらいあったと思うのですが、それに対する受取利息が決算書の中には出てきていないのです。これはこの前聞い

たときに「監査みたいで、そんなことをここで」と、こういう言い方をされたのですが、そのときのお答えでは支払利息は一般経費の中に含まれているんだと、こういう説明だったのです。

ところが、一般経費、22年度のものは480何万円、数字が間違っていたら申し訳ないですが、480万円ぐらいのはずです。ところが、借入金は8億7,400万円。そうすると金利が1%と考えても874万円なければおかしいんです。

それでちょっとお聞きしたら、借り換えという形のとときに、その利息分を乗せているんだと、こういうお話でした。それが正しいとすれば、考えようによると、こういうことになりはしないかと思うのですが、どうでしょうか。土地の取得費とか造成経費といったものに乗っかる形になるので、簿価が増えて保有している土地の実勢価格は下がっていくが、これはどうなっているんだと、こう考えたときに、それが見えにくいと申し上げたひとつなんですが、そういうふうに簿価が増える、実勢価格の土地評価は下がっているはずだが、そういうことで決算が成り立っているのか。成り立っているんだらうけれども、わかりにくいと、こういうことですが、ご説明いただければ。

企画政策課長（宮崎君） 会社の会計の中で利息が計上されていないと、それが簿価に載っていくのかということで、ご案内のとおり会社の借り入れについては単年度借り入れをしております。そういう中で発生した利息というものについては販売価格の中へ上乗せして新たに借り換えができると。ですから簿価という部分の中では今議員さんが指摘された状況であらうと思います。

ただし、利息がはっきりしていないとかということではなくて、お示した、それは借り換えのときの中の決算書の中でそういう形で表記されていますが、実際報告した公共用地の明細票の中には現実的に利息が幾らであるのかというのは、この中にお示しさせていただいておりますので、これについては私どもちゃんとした会計に基づいてやっているわけがございます。見ていただければ、30ページあるいはそれぞれの用地別に31ページにもございますし、出ているわけがございますので、そこら辺についてはご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

13番（柳澤君） お答えのことはわかりましたが、ただ、3年の間の金利は支払利息、今、長期のものは3年間、もっと長いものもあるのではないかというふうに思うのですが、いずれにしても試算表云々というふうに申し上げているのは、期間計算等も申し上げましたが、その年度に払おうが払うまいが、その年度に払うべき発生した利息はその期間で計算をして、それは試算表みたいな形で全体を見るためにはつくるんだらうと。それで最初にそういう試算表的なものをつくっておられるんだらうが、確かめたと、こういうことであります。それを今ここでとは申しませんが、期間計算をしてきちんとされているのかどうなのかだけお答

えいただきたいと思います。

企画政策課長（宮崎君） お答えいたします。

試算表でございますけれども、決算書等を作成する前に、これは当然のことながら期間の中で計算して、それを公表する数字の中で決算書という形になっているわけですが、その細部の残高試算表、公社では公社の会計状況というような形の中でありまして、まとめてつくってございます。

ただ、この試算表そのものは、あくまでも試算表でありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

13番（柳澤君） 試算表自体は財務3表の前段としてということでありまして、これは出てきていなくてもいいんです。ただ、例に挙げた支払利息が見えない、それはおっしゃるとおり物件ごとには出ていますよ。物件ごとの残高について、どれだけ利息が発生しているかというのは確かに載っています。だけど、公社全体としてどうなのかというのが、これは計算すればわかるんですが、その限りではよくわからないんです。

それともう1点、時間がありませんから一緒にお答えをいただきたいと思うのですが、例えば、細かいことはいいんですが、どうも見えにくいというのは、例えば島団地、あと残高、これは買い入れて造成して売っていった残り、168万円ですか、160万円ぐらいが残高として載っている。それが今の保有地の価格ということで数字が入っているんだろと思うんです。あと4区画残っているわけです。仮に1千万円で売れても3,800万円ぐらいは浮いてくるわけです。浮いてくると言っただけなんです、島団地自体の物件としては、そういう数字になるわけです。そういったものが決算にどういうふうに含まれているのかという点が、この状況表、報告書では全く、細かに時間をかけて計算したらわかるかもしれませんが、そういう物件ごとのものが後についているから余計その辺がどうなんだろうと、こういうふうに思うわけです。そういうふうにと考えると全体としては何か含み益を大分かかえている公社なのかなんて思ったり、逆の場所もあるわな、消化すればもっと試算が減ってどうなるのかな、そういうふう考えた場合に見えにくいと、こういうふうに申し上げているんです。

そういうところを何かもう少しわかりやすく整理をされて、これは法律でどうこうだ、要綱でどうこうだではなくて、この前質問した当時のように、あちこちで公社が手を挙げて、やっていけなくなってバンザイして問題になっていたという時代とちょっと違うからいろいろ申し上げるつもりはありませんけれども、いずれにしてもその辺が、今現在、そう言ったらなんですが、それで土地をうんと値引いて試算するみたいなことになったらどうなるんだろうなんて、こういうふう考えたときに公社全体のことがよくわかりにくいという感じがするわけなので、これはもう少し何かわかりやすい方法を考えていただけないかというふう

に思うわけです。その辺どうでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

企画政策課長（宮崎君） 公社全体の会計という部分からすると、今、利息それぞれのやつが見えにくいと言ったけれども、決算書の中では表記されているという部分であります。これについてわかりやすいということで今まで図表にしたりというようなことで公社の見せ方についても進めてきたわけでございます。一番は公社がどういう目的で設立されているかというようなことで、一時は先ほど議員さんが言われたように、例えば公社は必要なのか、公社の健全性を問うというのがいろいろ今まで指摘をされて私どもも大きく改善をしてきています。そういう中でやはり一番は設立の目的を重視しながらということでございます。

それと私どもはやはり会計基準の中でやっておりますので、当面はこんなような形で進めていければと考えております。以上です。

13番（柳澤君） 造成地、あと残っているのが22年度末で31区画あります。当然のことですが、多くは売れにくい場所が残っている、そういう感じがするわけであります。そういう中で22年度も取得したものが6筆で4,969万円、それから売却したものが4筆で2,482万円、特に造成地についても3区画の3,235万円が増えて2区画の1,817万円が処分されていると。22年度の場合、何か特殊な造成地があったような気はするのですが、そういうふうに8億円からの試算を持っている中では31区画の今後についてもちょっと心配なわけです。いつまでも引きずっているわけにはいかないと思うのです。その処分を急いでもらうことと、それから繰り返すようですが、場合によったら試算表的なものを、土地の再評価はこんなふうにしたんだとか、全体としてはこういう関係になっているんだという試算表的なものが見れば少しはわかるかなという気もするのですが、そんなことを工夫していただくように処分と見えやすくというようなことをもう少し検討していただきたいと、そんなふうに申し上げまして、これで一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後2時29分～再開 午後2時39分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、3番 西沢悦子さんの質問を許します。

3番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1. 教育環境の整備について

イ. 耐震化に伴う小学校の改築・改修について

町長招集あいさつの中で南条小学校の改築、村上小学校の大規模改修の計画が示され、また今議会の一般質問の中でも、その概要について説明がありました。前回9月議会の一般質問に対し、「まず耐震化を進めたい。実施計画の中にしっかりした形で組み入れる。教育環境の

整備も重要なので、広く意見を聞き、計画をつくりたい」との答弁でした。その後、庁舎内に検討会を立ち上げ、検討を重ね、この計画決定に至ったことと思います。震災後に活発化した県内2カ所の活断層では地震の発生率が2.7倍から6.6倍に上昇したとの調査結果もある中、少しでも早く子どもたちの安全と地域の避難場所の確保をと願っていたところです。今回の計画決定は本当に早く、一歩も二歩も前進したと思いますが、ここで今までの経過についてお聞きしておきたいと思います。

この経過につきましては、午前中の質問の中で答弁をされているところですが、今後何年かにわたる大きな計画が決定されたわけですので、改めてお答えをいただきたいと思います。

まず、検討会のメンバーは何名でしょうか。庁舎内検討会とのことですので、職名についてもお答えをいただきたいと思います。

また何回開かれ、計画の決定に至るまでの検討の経過についてもお聞きします。

ロ. 児童館について

平成19年4月の町組織の機構改革により町内の3児童館の所管が福祉課から教育委員会に変わりました。坂城町では、児童福祉法に規定されている児童館で同じく児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施されています。この事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、適正な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。施設の位置づけや実施されている事業は、国では厚生労働省、町では福祉課となりますが、利用する児童に重きを置いて当町では教育委員会所管となったことと思います。

そこで児童館も教育環境の整備の中で検討がされるべきと思います。南条児童館は昭和57年4月に竣工、開館されました。村上児童館は62年4月、坂城児童館は平成2年4月にそれぞれ竣工、開館されています。建物は21年から29年が経過し、その間ほとんど手を入れた形跡はありません。また開館したころに比べて児童を取り巻く家庭環境や社会状況が大きく変わってしまいました。運営についても今までどおりの児童館の運営ではなく、新しい方向を考える時期ではないでしょうか。子どもの数が少なくなったことにより学校が大きく変わり始めています。学校の中に新たなスペースが生まれつつあります。今までよりももっと地域とのかかわりや支援を必要としています。学校も児童館もお互いにより深くかかわりながら子どもたちの健全な育ちを目指してほしいと思います。

そこで現在の児童館について、利用の状況及び運営上の問題点についてお尋ねします。

また今回の検討会の中で児童館の施設について学校とあわせて検討されたでしょうか。あわせてお尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

教育文化課長（柳澤君） 西沢議員からの教育環境の整備について順次答弁申し上げます。

初めに、イの耐震化に伴う小学校の改築・改修についてでございます。

小学校施設の耐震化につきましては、本年3月の東日本大震災を受け、学校施設の早急な耐震化が必要なことから、耐震化が済んでいない南条小学校校舎、村上小学校校舎について耐震補強工事の実施設計を進めてまいりました。町内3つの小学校は昭和52年から54年にかけて建設され、30年以上が経過し、老朽化も進んでおります。また建設もほぼ同時期であったことから、将来に向けての小学校整備を視野に入れる中では耐震化の確保されていない2校について耐震補強工事のみでよいのか、大規模改修をあわせて行うことがよいのか、あるいは改修といった整備がよいのか、その整備方法の検討の必要性も生じていたことから庁舎内検討会での検討を行ったところです。

検討会は、副町長を会長、教育長を副会長とし、総務課長、企画政策課長、総務係長、企画調整係長、財政係長と教育委員会事務局の合計10名での構成となっています。南条小学校、村上小学校の今後の施設整備の方向性を中心に坂城小学校も含めた施設の現状、児童数の推移、児童の安全面、各校の維持修繕費用等についての検討を現地調査も含めて3回行ったところでございます。最終の第4回においては教育委員の皆さんに加わっていただき、ご意見をいただきながら検討結果をまとめました。

検討の内容ですが、南条小学校は校舎棟が5棟に分かれ、渡り廊下棟も含めると9棟とも数えられる複雑な構造となっており、見通しが悪く、安全管理上からも課題がある。水道管の漏水や窓ガラスの修理といった修繕費が他の2校に比べ、格段に多い。校舎建設当時は1学級4学年対応で建設されましたが、現在は1学年2学級に減少し、約半分の教室が学級教室として利用されておらず、児童数規模に沿わない過大なものとなっている。このような状況を把握する中で現在の構造を維持したまま耐震化、大規模改修という大きな投資を行っても校舎の配置や複雑な構造は変えられず、大きな問題点の解決には至らないことから改築という整備が望ましいという検討結果になったところでございます。

一方、村上小学校は、児童数の推移としては南条、坂城小学校区の児童数の減少よりも減少率は少なく、建設当時から1学年2学級対応の学校施設であり、学級教室として利用されていない教室も少ない。普通教室棟と特別教室棟を管理棟でつなぐシンプルな構造で子どもたちに目が届きやすく、校舎の管理も比較的問題がない。建設後30年を経た現在でも施設の傷みは比較的少ないなどの観点から現在の校舎を耐震補強と大規模改修工事で維持していくことが望ましいという検討結果となったところです。

次に、口の児童館についてでございます。

町内の3カ所の児童館につきましては、館長、厚生員を配置し、通常午後12時30分から午後6時30分まで夏休みなどの長期休業時には午前8時30分から午後6時30分まで開館しております。利用児童でございますが、放課後児童健全育成事業に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の小学生が登録しております。各児童館

の登録児は南条児童館が43名、坂城児童館は64名、村上児童館は42名となっております。また登録をしていない児童につきましても随時来館児として受け入れ、各館ともに1カ月で10名から20名の児童が来館しております。

次に、課題ということでございますが、各児童館とも設置されてから南条児童館が29年、坂城児童館が22年、村上児童館が25年経過しております。施設整備の面では修繕改修箇所が生じておりますけれども、その都度修繕に努めておるところでございます。また特別な支援が必要な児童もおりますので、長期休業時などに通常勤務の厚生員とは別に1名を配置したというような状況でございます。

次に、児童館について小学校施設整備での検討会の中で検討がなされたかについてでございます。

検討会では坂城児童館、村上児童館は学校施設に隣接しているため、学校のグラウンド利用ができ、職員の日も比較的届きやすくなっている。一方、南条児童館は学校施設から北へ100mほど離れた住宅地でございますので、職員の日届かない学校グラウンドの使用は厳しいという意見が出されました。南条小学校の学校施設が整備される際に現在の校舎の一部を利用し、学校に併設した児童館設置が望ましいというような検討状況でございます。児童館運営につきましては、今後とも保護者、学校と連携を図り、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

3番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。

この耐震化に伴う小学校の改築・改修についてですが、今議会に小学校耐震化事業の実設計委託費の増額補正が提案されています。これは村上小学校の大規模改修に伴う増額分ですが、この議会に提案されたということは、今年度中に村上小学校の耐震化に伴う大規模改修の実設計を行うということですね。それで今からということになりますと、とても忙しいと思いますが、大まかにどんな構想で進めるか、どんな学校にしたいかという思いはあると思います。

また口でお聞きした児童館についても、今、南条については検討がされているということでございましたが、今後10年、20年の教育環境を考える中で坂城児童館、村上児童館についてもあわせて検討していただきたいというふうに思います。

それと南条小学校では改築の整備方針ということですが、平成24年に建設検討委員会を設置して検討に入るということでございました。今まで検討してきた庁内の検討会の中で南条小学校はどんな学校を目指すかということが検討されていればお答えいただきたいと思います。

それからもう1点、ここで今年度村上小学校を先に整備をするという理由は何でしょうか。お答えいただきたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） 順次お答えを申し上げます。

まず村上小学校はどんなところに重点を置いて改修をするかという部分でございますけれども、村上小学校は、先ほども申しましたけれども、比較的校舎のつくりは子どもたちに目が届きやすいつくりとなっているような状況になっております。そういう部分を重視する中で、例えばまだ手のついていないトイレの改修ですとか、内装の改修、外壁の補強というような部分に手を加える中で安全・安心な教育環境をつくっていきたいという考え方でございます。

それから児童館という部分でございます。

将来的には坂城あるいは村上といった部分につきましても空き教室という部分を利用した児童館といいますか、放課後児童健全育成事業というような部分のところの視野を想定していかなければいけない状況になってこようかと思っております。現在のところだと、まず当面のところは取り組まなければいけないという部分が学校の耐震化という部分でありますので、当面はそちらの方を優先をさせて整備を進めさせていただきたいと思っております。

一方で空き教室を利用した児童館の運営というような状況につきましては、それぞれ学校の管理面あるいは運営体制という部分をもう少し時間をかけて検討をする必要が出てこようかと思っております。そういう部分につきましては、今少し時間をかけさせていただきまして検討を進め、必要な部分につきましては別の放課後児童クラブの設置事業補助金というような部分もありますので、そのようなところを活用をして考えていければなというような考え方を持っているところでございます。

それから南条小学校の部分の検討会での意見という部分でございますけれども、明確なところまでの検討というような状況には至ってはいないんですけれども、先ほど問題点として掲げさせていただきました子どもたちには目が届きにくいような状況という部分がございます。それから当時4学級というようなクラス編制を想定をしていたというような部分も出されたところであります。こういう部分の解消を図るような改築という部分を視野に入れていきたいというところでございます。

それから村上小学校、先に行くという部分でございます。

どちらの小学校、村上小学校も南条小学校も早急に耐震化を進めることについては同時に進めていきたい部分ではあります。ただ、南条小学校の整備を改築で行っていくということになりますと、学校あるいは関係者などの意見を取り入れながら、当然、校舎建築に関する検討にも時間を要しますし、大きな建設費を要する実施設計というような状況で、それなりにやはり時間がかかってしまうというような状況でございます。

村上小学校につきましては、現在の校舎を耐震補強、大規模改修で整備していく場合、議員さんからもお話がありましたけれども、今議会で村上小学校の大規模改修の実設計費用

を予算案として計上してありますけれども、できる限り早くという部分では村上小学校の耐震化、大規模改修の工事の方が早く着手ができるという観点から村上小学校を当面先に手をつけてまいりたいという考え方でございます。以上です。

3番（西沢さん） では3回目の質問ですが、村上小学校の大規模改修につきましては、今ご説明いただいたとおりの部分、トイレ、内装、外壁は本当にすぐにでもやらなければいけない部分かと思いますが、そのほかにもやはりいろいろなところでこれからの教育環境、これから求められるものというのは、村上小学校が建設された当時とはまた違って来た面があると思いますので、その辺も検討の中に入れていただきたいというふうに思います。

それから児童館についてですが、本当に今残念なご答弁をいただいたのですが、こういう大きい事業をするときに、やはり村上児童館、あわせて坂城児童館もですが、村上児童館も今後これから下水のつなぎ込みとかいろいろなものが出てくる中で、あのままの施設でそういうことをしていくのはちょっと大変な向きもあるのではないかなというふうにも考えています。ですので、こういう大きな事業をやるときに児童館もあわせて、また児童館の運営も放課後児童健全育成事業のほかにも児童館本来の事業もあるわけですので、その辺も考えながら、これは本当に時間が少なくて大変なことと思いますが、その辺も考えて検討いただきたいというふうに思います。

その中でこの事業の完成年度について、どのようにお考えでしょうかということですが、国では27年度中にすべての学校施設の耐震化を図りなさいということですが、学校の改築、大規模改修には大きな費用が必要となります。およその必要な額を見積られていると思いますが、およその額でどのくらいを見込んでいるのでしょうか。また財源についての計画があればお聞きしたいと思います。

以上のことを検討して村上小学校の完成目標年度、また南条小学校の完成の目標年度はいつになるでしょうか。お聞きいたします。

教育文化課長（柳澤君） ご質問いただきました部分につきまして順次申し上げてまいりたいと思います。

まず児童館という部分でございます。

早急に耐震化、大規模改修を行っていくという部分を考えますと、本来ですと取り込めればいいのでしょうけれども、時間的な制約という部分がございまして、なかなか難しいというような状況になっております。

と申しますのは、南条小学校での検討会の中で出されました、例えば低学年棟を活用して児童館として活用していくというような状況につきましては、学校生活と分離できる、あるいは学校管理面からもスムーズに移行ができるのかなと考えられるわけですがけれども、村上小学校の場合につきましては、学級教室として利用されていない空き教室がやや少ないとい

うような状況、それから学校管理というような、すみ分けというような部分をどのようにするのかなど、もう少し時間をかけて検討をしていきたいという部分がございます。あわせて耐震化を早急に進めなければいけないというような状況の中で現在このような取り組みとなっているところでございます。

それから費用の部分でございますけれども、村上小学校の耐震補強と大規模改修に関する費用という部分でございます。

この部分につきましては、耐震診断の概算費用から算定をいたしますと、おおむね約2億5千万円から2億6千万円を要するというふうに考えられるところでございます。

この場合の財源というような状況でございますけれども、国の補助金おおむね9,600万円、それから地方債がおおむね1億4,100万円程度、一般財源が2,300万円というような見込みでございます。この部分につきましては、極力早くということで本年度実施設計を完了できれば、国の補助金の動向もあるんでしょうけれども、24年に国の補助金が見込めるような状況であれば、この年度で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから南条小学校というような部分の改築の費用というような状況でございます。

この部分に関しましては、義務教育の諸学校施設の国庫負担の算定というようなものがございまして、この部分に当てはめて算式を入れてまいりますと、必要面積がおおむね4,400㎡となりまして、解体費用を含めまして㎡当たり単価、概算で35万円として算定した場合につきましては、15億4千万円程度というような試算をもっているところでございます。この場合の財源につきましては、補助金の部分の補助率というような部分もございますので、国の補助金が3億2,100万円程度、地方債が2億8,900万円程度、一般財源が9億円というような状況で試算をしている部分がございます。この9億円というような部分については継ぎ足し単独という地方債の借り入れという方法もございますので、財政状況によって取り入れるかどうかという部分は検討していく必要があるかというふうに考えているところでございます。以上です。

すみません、最後の改築の時期でありますけれども、24年度に検討建設委員会を立ち上げまして意見を集約をいたしまして、翌25年度に実施設計に取り組みまして、26年、27年というようなところで建設を進めてまいりたいという考え方でございます。

3番（西沢さん） 今お聞きしました。本当に大きな事業を短い期間でこなさなければならないということで、本当に大変なことと思います。それとあわせて児童館もということでお願いを申し上げましたが、できれば検討だけでもできる範囲でしていただければと思います。

11月15日に社会文教常任委員会では南条小学校で2回目の学校施設調査を行いました。

その中で校長先生に「これからの学校施設に望むものは何でしょうか」というふうにお聞きしましたら、「夢かもしれないけれども、図書館は情報教育のセンター機能を、また低学年用、高学年用の小ホールがあれば学年を超えていろいろな活動ができてうれしいですね」というご意見でした。幅広く意見を吸い上げて、この大きな計画を実行してほしいと思います。

2. 少子化について

総務省が10月26日に発表した平成22年度国勢調査の確定値で坂城町の人口は5年前の調査と比べ、733人、4.5%の減で1万5,730人でした。少子化の進行による人口の減少は思っているより早く進んでいます。そんな中で増加に転ずることは難しくても人口の減少をもっと緩やかにすることができれば、それに対するさまざまな施策を打ちながら、その結果人口が減ったとしても心豊かに安心して生活ができる町を目指せると思います。11月に行われた議会報告会の中でも「では、今の坂城町でなければならぬ施策は何か」という質問をいただきました。人口減少に歯止めをかけるには今何ができるか。そこで今、少子化対策の基本的な施策として進めている次世代育成支援行動計画の状況や成果について、また計画の中の事業のひとつである不妊治療について質問をいたします。

イ. 次世代育成支援行動計画について

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法の成立に伴い、当町でも平成16年度に平成17年度から26年度までの10年間の坂城町次世代育成支援行動計画が策定されました。これに基づき、子育て支援施策が実施されてきたところです。そして、この平成21年度中に前期計画を見直し、22年度から26年度までの後期計画が策定されました。その計画策定の趣旨の中に「町では子どもを産みたい、育てたいと望む人が安心して子どもを産み、子育てができる、また生まれてきた子どもたちが健やかに育つことのできる社会を目指していきます」とあります。

この計画の目指す社会を構築するには計画にある施策を実行すること以外に経済の状況や社会の構造的な問題など現代社会のかかえる多くの問題があることも事実です。この後期計画には121の事業について取り組みの目標が立てられていますが、後期計画の一番の目標はどの事業でしょうか。

また後期計画の初年度、平成22年度から取り組まれた事業はありますか。新たに24年度に予算化される予定の事業はありますか。以上3点についてお尋ねいたします。

ロ. 不妊治療について

次世代育成支援行動計画後期計画の中には不妊治療についての情報提供が事業として挙げられています。平成21年度までの取り組みでは実施中、そして後期22年度からは継続となっています。その内容は県の不妊相談支援事業について情報提供をするというものです。もちろんこの問題については個人の考えの違いやプライバシーの問題もありますので一概に

進めるというわけにはいきませんが、出産を望み、その入り口で悩んだり迷ったりしている方に今すぐきちんとした情報を届けて希望を持って前に進んでほしいのです。現在町ではどのような方法でこの情報提供をしていますか。実は私もこの情報が提供されていることを知りませんでした。必要な人に必要な情報が届けられることが大切です。もっと別の方法も検討すべきではないでしょうか。

次に、不妊治療に係る費用の助成についてですが、県内でも多くの自治体に治療費の一部を助成する制度がつくられています。当町でもぜひ検討を始めてほしいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） それでは私の方から少子化についてのこの次世代育成支援行動計画についてお答え申し上げます。

今お話がありましたように、平成15年7月の次世代育成支援対策推進法成立を受けまして、当町におきましても平成16年度に坂城町次世代育成支援行動計画、前期計画を策定し、平成21年度に前期計画の見直しを行い、平成22年度からの後期行動計画を策定してまいりました。これですね、この計画をつくりました。子どもを産みたい、育てたいと望む人が安心をして子どもを産み、子育てができる、また生まれてきた子どもたちが健やかに育つことのできる町を目指して18歳未満の児童を対象の基本としながら、児童とその家庭を取り巻く地域、企業、行政等すべてを総合的にとらえ、この行動計画が策定されております。従いまして、それぞれの事業に優先順位をつけるのではなく、事業全体を総合的に推し進めることが重要であると思っております。7つの基本目標、18の基本施策、121の事業、複数の基本施策に共通する事業もありますので、実際におよそ100の事業になりますが、これらを総合的に、また行政だけでなく、関係機関、地域社会がそれぞれの役割を担い、連携してこそ実効あるものになると考えております。

平成22年度以降取り組んだ事業はとのご質問であります。事業の拡大をしたものとして乳幼児等の福祉医療がございます。平成22年度から入院にかかわる医療費については中学修了までの児童に対象を拡大いたしました。また今年度は子育て支援の充実を図るため、相談体制を強化いたしました。6月から町立保育園3園を子育て支援センターの分室と位置づけて月に1回、家庭児童相談員が各分室を巡回して相談に応じています。さらに8月からは臨床心理士の資格を持った方を相談員に加えまして、子どもの発達段階をより専門的にとらえる中で保護者や保育士などにアドバイスができるよう充実を図ってきたところでございます。

今後も次世代育成支援行動計画に掲げてあります10の基本的視点に立ち、次の時代を担う子どもたちと子育て家庭のため、それぞれの事業を総合的に推し進めてまいりたいと思っております。

平成24年度に予算化される予定の事業につきましてもご質問ございましたが、現在来年度予算の編成作業に入っております。各課におきまして予算の積算を進めているところでございます。子育て支援にかかわるものとして対象を拡大する方向で検討を進めております。子どもの医療費助成事業がございますが、予算編成においては町全体の予算、財政状況を見る中で後期行動計画に掲げた事業を含め、それぞれの事業の内容を検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。私は積極的にこれを推進したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 私からは口の不妊治療についてお答えを申し上げます。

町では次世代育成支援行動計画及び母子保健事業計画に基づきまして安全な妊娠、出産への支援を行っておりますが、不妊に関しましては相談の窓口や治療費の助成制度に係る情報提供に努めているところでございます。

一般的に不妊治療といえますのは不妊症の原因を調べまして妊娠しやすくするための治療のことを言うと思いますが、まだまだ未知の部分が多いというふうにされております。不妊等に関して保健センターの方へご相談に来られる方、年に数件、2～3人程度でございます。不妊治療費の助成についての相談がほとんどでございまして、医療機関に受診された方が主治医の指導で保健センターに相談に見えているという、こんな状況でございます。

不妊相談、不妊治療につきまして、その不妊の原因が特定できないという場合が約4割というふうに言われております。心身ともにさまざまな状況の中での治療であり、また不妊治療には時間がかかることを考えますと、専門の相談員によるきめ細かな対応が重要だというふうに思います。

現在、長野県におきましては不妊相談及び不妊治療費の助成事業により不妊等に対する支援事業を行っております。不妊相談につきましては長野県不妊専門相談センター、こちらにおきまして産婦人科の医師、また不妊相談コーディネーター、これは助産師の方が担当しておりますが、これらの方が電話やメール、また面接による定期的な相談事業を実施しております。

不妊治療費助成事業は県が指定する医療機関において治療された体外受精と顕微授精につきまして、所得制限があるということですが、前年度所得に応じて治療費の一部を助成するものでございます。

不妊治療は不妊の原因を特定するための検査から始まりまして不妊原因に沿って治療が行われますので、タイミング法ですとか、排卵誘発あるいは体外受精など治療の方法もさまざまでございます。治療に要する費用につきましても病院により異なり、また保険適用の範囲も病院によって異なっているというのが現状でございます。ご質問のとおり県の助成事業に該当しない不妊治療について治療費の助成制度を導入している市町村がございます。長野地

域9市町村のうちでも6の市町村が助成しているというふうにお聞きをしております。

町といたしましては、妊娠、出産を望んでいるすべての方が適切な指導や治療を受けられるように、相談事業や治療費助成制度につきましてポスターやチラシだけでなく、今後広報等でも使いまして周知を図ってまいりたいというふうに思っております。また不妊治療費の助成につきましては、近隣自治体の状況も見ながら今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

3番（西沢さん） では2回目の質問をいたします。

イの次世代育成支援行動計画についてですが、今ご答弁の中に総合的に拡大の方向で積極的に事業を行っていくということでした。平成22年度の後期計画策定時に計画に上げられた121の事業のうち15事業が未実施ということで、そのうち12事業が検討という内容で計画が策定されています。出産、育児、子育て、保育、教育、家庭環境、教育環境、生活環境、地域の安全まで網羅した事業内容で、単純にただ計算すると88%の事業が全計画の中で実施をされているということになるわけです。ですが、次世代育成が図られているとか子どもを産み育てやすい町になったという実感があまりありません。事業の達成率がまあまあよくて8割から9割方ということですので、それを継続している状況なのに少子化が進行してしまっているということではないでしょうか。

この行動計画を継続することはもちろんですが、事業の成果が見えるために何が必要と考えているでしょうか。1年1年の状況成果を示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。10年計画を遂行して10年たちました。あまり変化がなかったですということでは、とても残念に思います。1年1年大切に事業を遂行していただきたいというふうに考えています。

それから不妊治療についてですが、今ご答弁の中で坂城町では保健センターに年間数人の方が相談に来ると。それも医療機関から「こちらへ行って助成制度の相談をしてください」ということです。これはちょっと逆ではないかなと。まず町からの情報があつて、その情報によって悩んでいる人が医療機関へ行って、そこでいろいろな情報を得てこちらへ来るというようなことが本当ではないかなというふうに思います。

先日の同僚議員の質問の中で例として挙げられました東川町の内容ですが、もう少し詳しく申し上げますと、北海道東川町では今年7月から不妊治療で健康保険が適用されない費用の全額を助成する制度を始めました。またプライバシーに配慮し、町が指定する病院が代理申請をする仕組みも導入しています。東川町の保健福祉課の担当の方にお聞きしましたが、東川町では現在5件の申請があるということです。人口7,900人の町で5件。望んでいる人はいるのです。そして病院が代理申請をしているにもかかわらず役場までお礼に来た人もいたそうです。このことが新聞やテレビで報道されて大変な反響だったということでした。

坂城町でも望んでいる人は必ずいます。助成制度の検討をぜひお願いしたいと思います。もう1度これについてご答弁をお願いします。

それから情報提供の方法ですが、今までは積極的に情報が提供されているというふうには感じていませんでした。これから、これは相手と場所を考えてということになりますが、広報やチラシということですが、チラシにつきましては、例えば女性が多く参加する講演会とか集会などにも積極的にチラシを配付していくとか、そんな内容も考えてみたらいかがでしょうか。以上お伺いいたします。

町長（山村君） この前の土曜日に町立図書館でお話の会というのがありまして、サンタクロースをやってくれと言われたので行ってきました。50～60人小さなお子さんと若いお母さん、お父さんもいました、そういう場があるんですね。ですから、そういうようなところでもいろいろPRしたらいいかなと思います。

私の方から質問の前段の方ですけれども、次世代育成計画ですけれども、今、西沢議員から全然実感が無いじゃないかというお話がありました。また事業の成果が見えるようにしてほしいという難しい課題もいただきました。88%、9割、数字としては取り組んでいるけれども、それが計画に位置づけられた事業のうち、よく見えないということですかね。

これは私、実施計画を来年度24年度スタートの3年間で、これは数値目標が入っていますので、坂城町の10年計画、5年計画とは別につくっていかうということを前にお話ししまして、その作業もやっております。ですから、次世代育成支援行動計画についても10年計画あるいは前期・後期で5年ごとにつくったからいいというものではないと思います。それこそ具体的な予算づけをしてやっていくことになりますので、そういうことを実施計画の中にひとつ組み込んでいくというときにまたご相談しながら進めていきたいなと思っております。

また行動計画に位置づけられている生活環境の整備や安全の確保といった基本目標にかかわる事業は決して子育て世代のみを対象にしたものではなくて、町民全体を対象とした事業であります。これを推進することによって結果として子どもを安心して育てられるというまちづくりにつながることを意識して行政としても進めていくことが必要であります。そういうご理解をいただければと思っております。

例えば行動計画には位置づけられておりませんが、来年の1月から議員の皆さんからご提案のあった子育て家庭優待パスポート事業に参加することにしました。それで該当するご家庭には今月中にパスポートをお送りするということを考えております。この事業は町が参加を決定し、スタートいたしますけれども、行政だけで成り立つ事業ではありません。地域の事業者の皆さんが協賛店として参加していただくことによって、この坂城町の中で優待パスポート事業の成果が生まれ、まさに実感できるものだと考えております。優待パスポ

一事業参加にあたっては、町の商工会の皆さんにも大変ご協力いただき、感謝申し上げますところではありますが、誠に少ないです。上田市なんかは近隣の市町村のほとんど参加されているのに私どもはまだ宣伝努力不足だと思いますけれども、非常に少ないです。これをぜひとも多くしていきたいと思っております。

ちょっとテーマがそれるかもしれませんが、こういうこともビジネスの活性化になるんですね。それにすぐ手を挙げるといようなビジネスマインドが欲しいかなという気もいたします。

目に見える成果として子どもの出生数も考えられますけれども、なかなかすぐに結果があらわれるものではありません。子育て世代の皆さんが町の子育て環境についてどう感じているか、これをデータ化というのは難しいかもしれませんが、感覚的というよりは何らかの方法で意識調査といいますか、そういうこともデータをつかみながら具体化していくことも必要かなと思っております。まだ具体的には考えておりませんが、そういうことも必要かなと。今お話がありましたけれども、要するに悩みを気軽に相談できる場所が近くにある、困ったときには助けてくれる制度がある、頼りになる地域の人たちがいる、また子どもたちがのびのびと遊び、学ぶ環境があると、こういったことが感じられる町にしていくことが、この行動計画の目指すところであると思っております。

私が選挙公約で言っています微笑みのとか、生きがいのある楽しいまちづくり、活気のあるまちづくりにもつながると思っております。継続事業が多いわけでありましてけれども、継続することも重要です。より充実を図る中で総合的に進めてまいります。町民の皆さんに対しても、先ほどご指摘がありました事業の積極的なPR、これも場をよく選んでやる、広報紙に書いてあればわかるというものでもないかもしれませんが、それを少し積極的に考えていきたいと思っております。以上でございます。

福祉健康課長（塚田君） 不妊治療の関係のPRの関係であります。ただいまの町長のお答えの中にもあったかと思っておりますが、議員さんがおっしゃるように、これまで決して積極的ということで言えばそうでなかった部分もあろうかというふうに思います。対象が限られるといたしますか、どこにいらっしゃるかわからないという部分もございまして、どんな方法が効果的なのか、その辺も含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

助成制度につきまして、ただいまの北海道の東川町、全額補助というようなそういう例もお聞きをいたしました。県内でもさまざまな方法であります。坂城町としてやっていかないか、今後の検討ということでもありますけれども、そういった部分も含めて近隣の情報も含めて十分研究検討させていただきたいなというふうに思っております。以上です。

3番（西沢さん） 事業の積極的なPRと何らかの方法で意識調査をというご答弁をいただきました。ぜひこれを進めていっていただきたいと思っております。

政府は2013年度から導入を目指す子ども子育て新システムの一環として内閣府に子育て支援部を新設する方向であるとの報道がありました。国も子育て支援について縦割りではなく広く総括的に対応が必要という観点から動き始めています。町でも関係する課等の意見を集約し、強気に連携しながらこの施策の遂行にあたってほしいと望んでいます。以上で私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午後3時32分～再開 午後3時43分）

議長（宮島君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、4番 塩野入猛君の質問を許します。

4番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

1. 平成24年度山村町政の主要施策について

町長は、この6月の第2回議会定例会において、まちづくりについての考え方や施策の展開について、選挙公約である活気あふれた元気なまち、人の輝くまち、笑顔のまち、それに誇れるまちの4本の柱建てをして所信表明がされました。そして9月の第3回議会定例会の招集あいさつでは、それを具体化するため8月から実施計画の策定作業を開始し、11月末までに方向づけを完了させ、24年度の予算策定に反映させたいと述べられました。それにより先月9日に町民の代表や有識者の皆さんの意見を聞くための実施計画策定懇話会を開くなどされ、既に素案は作成され、精査されている段階とのことであります。また予算編成も11月29日に平成24年度当初予算編成説明会があり、予算要求も年内にはパソコンにインプットされ、年明けから急ピッチで予算編成作業がなされるはずであります。平成24年度に向けた政策・施策の準備は着々と進んでいることと察するところであります。

そこで初めに山村町政が際立つ平成24年度の主要施策についてお伺いをいたします。

6月の所信表明の4つの柱では、まず活気あふれた元気なまちでは、ものづくりの町を前面に出し、青空のイメージで海外において大きなシェアを占める製品製造や新製品の開発をする町内企業の頑張りを知らしめる体系づくりをし、産学官連携組織、信州大学ものづくり振興会などにより町内企業の科学技術の振興、活性化の一助にするなどの中でワイナリーの検討といった具体的な事業も掲げられました。

同様に人の輝くまちでは、人づくりによるまちづくり、働く力、生きる力、笑顔のまちでは、やさしいまちづくり、公共施設のバリアフリー化、それに誇れるまちでは、技術文化の振興、環境防災の取り組みとそれぞれに方向づけが表明をされました。

この4つの柱には具体的な取り組みも多数列挙され、既に動き出している事業も幾つかございませう。そしてさらに職員から206の提案や目標をチャレンジSAKAKIにまとめ、それが「広報さかき」9月号にも掲載され、町長初め職員の皆さんが「今日からスタート！チャレンジSAKAKI」と書かれた黄色のバッジをつけ、その意気込みが示されました。これからやること、やらなければならないことは山積しております。そこで私は、平成24年度さまざまに施策事業を推進する中で主要施策は何なのかをお尋ねをいたします。

町長は、9日の一般質問の中で、ハード事業として坂城駅エレベーター設置事業など6つの事業が、ソフト事業として乳幼児の福祉医療給付事業などの5つの事業が示され、できる限り思いを反映できるものにしたいたいとご答弁されましたが、これらの事業を含め、私がお尋ねする内容は金額の多さや事業規模の大きさとといった数値的な尺度で見るのではなく、また新規事業のみならず継続事業でもそこに山村スパイスを振りかけたもの、あるいはここで種をまいて年度を超えて将来に実をつけようとするものなど、山村町長が力を入れる山村町政のカラーが際立つ主要施策をお伺いするものであります。

ロ. 第5次長期総合計画の取り組みは

第5次長期総合計画は今年3月の第1回議会定例会において「明日に向けてものづくりに誇りを持ち、すべての人々が健康で生き生きとともに輝く自律のまちを目指す」という提案理由の説明のもと、全会一致で可決成立し、山村町政へと引き継がれました。地方自治法では、市町村は計画行政を行うようにしなければならないとされ、本町もそれにならって第5次長期総合計画が動き出していることは法を遵守した行政であります。

総合計画では基本構想にて生活と産業の基盤づくり、ともに生きる福祉と健康のまちづくり、技術を高め、明日を拓くものづくり、潤いのある快適で安全なまちづくり、創造性と人間性を育むまちづくり、それに自律と協働のまちづくりの6本を施策の大綱として打ち出し、それぞれ進むべき方向が示されております。

6つの施策の大綱は、基本計画により部門別に明確にそれぞれの進むべき道筋が立てられております。そして、それを具現化するための3カ年の実施計画が現在は計画決定に向けた大詰めの時期へと迫っております。とりわけ実施計画策定段階で町民の代表や有識者の皆さんの意見を聞き、反映させるための実施計画策定懇話会が開かれたことは高く評価をいたすところであります。

この実施計画策定懇話会で示された資料には、山村町政の新しい事業が列挙され、新鮮さを感じ取れます。町長の施策の実現のための青写真は選挙公約の4つの柱やチャレンジSAKAKIでの体系づけなどにより多面的に示されてはおりますが、行政施策を進める大もとは総合計画の実施計画であります。そこで山村町政が力を入れる、山村町政のカラーが際立つ主要施策は実施計画のどこにどう組み込まれて、どのように進められようとしているのか

をお聞きをいたします。

町長（山村君） 塩野入議員さんから今、非常に丁寧にお話しいただきました。お答えいたします。

イとロと2項目にわたります。イは主要施策と施策の展開、ロが第5次長期計画の取り組みですけれども、両方関係がありますので両方含めてお話し申し上げたいと思っております。

それから、よく私が選挙のときに掲げた4つの項目と長期総合計画の10年あるいは5年実施計画と整合性があるのかというお話を伺います。それから言葉遣いが前とちょっと違うじゃないかというお話もあるのですが、私はほとんど違和感がなく感じております。いわば今、塩野入議員がおっしゃったように行政体としては10年間の長期計画、これは尊重してやらなければいけないと思っております。しかし、そこにかけるスパイスが私の公約で、なおかつどういう味つけを強くするかというのがこれからの私の町政かなというふうに思っております。

私のカラーが際立つ施策ということですが、やはり選挙公約で掲げた、先ほどお話がありました4つの項目と考えております。6月の招集あいさつでもお話しさせていただく中で公約に基づいた私の考える施策を挙げさせていただきました。この公約は、先ほど申し上げましたけれども、文言は異なるものの総合計画を大きく逸脱するものではなく、展開は違えども方向性に違いはないものと私は考えております。今後、具体的な事業採択の中でいろいろ知恵を絞り、カラーを出していきたいと思っております。

それから同時に今お話もいただきましたけれども、私は5月6日の初登庁の日に全職員にお願いをしました、提言をお願いしました。チャレンジSAKAKI、全員から206件の提案をいただきました。これにより、いわば行政の縦割りを超えた、垣根を越えた職員がいろいろな意見を出してくれたというまとまりが出ているかなと思っております。既に幾つか進んでおります。

さて6月から進めてきました平成24年度からの3カ年の実施計画策定においては、予算の前に坂城の将来がよりよい方向へ向かうような思いを込めたものにするために各所管課にはそのような思いを込めて指示をしてまいりました。またなおかつ、今お話もありましたけれども、唯我独尊の世界ではなくて、町の役場の人間が勝手につくるのではなくて、せつかく長期計画をつくっていただいた皆様方のご意見も聞いて広い立場からのご意見を伺いながら実施計画をつくっていかうと。なぜならば、実施計画は唯一の数値目標を持ったものでございます。やはり数値目標を持ったものでなければ実現できたのかできないのか評価はなかなか難しいと思います。先月9日に策定の懇話会を開催し、総合計画づくりにご尽力をいただいた委員の皆様へ素案をお示しし、ご意見をお聞きできたことは有意義であったものと考えております。全体の内容は多岐にわたります、どれも来年度からの行政運営を展開して

いく上で金額の大小はあるものの、重要なものであると考えております。

その中で主要な事業といたしましては、公約の柱建てごとに申し上げますと、活力あふれた元気なまちづくりのための施策として、坂城ワイナリー形成事業というのを挙げたいと思っております。

これは事業者、専門家も含めて協議会を立ち上げる中で体制づくりや検討を進めていきながら、平成24年度では試験圃場による研究栽培を行っていき、将来的にひとつの事業として展開していきたいと計画しております。坂城町の農業委員会の皆さんにおかれましては、委員会の発意として、案として来年1月末にはカリフォルニアのナパバレーをみんなで見学に行くというようなことも決まったようでございます。私が申し上げたことが少しずつ形になってきたなというふうに大変うれしく思っております。

それから次にスマートコミュニティ構想事業、これはこの議会でも、あるいはこの前の臨時議会を開いていただきましてご説明申し上げましたけれども、地域のエネルギーセキュリティを図るスマートタウン坂城の構築を目標に本年度3月までの調査事業の結果を踏まえて引き続き調査研究を進めていきたいと思っております。私は単にエネルギーだけではなく、先ほども松くい虫の話が出ましたけれども、山の上にある伐倒した材木があると。それをチップにしてエネルギーにするとか、バイオマスにして電力をつくるとか、そういうような、今既存のものではなくて、すべてに関係するスマートタウン坂城をつくっていききたいと思っております。これには教育も関係してきます。産業も関係してきます。ぜひともそれを進めていきたいと思っております。

この前もちょっと申し上げましたけれども、いろいろ皆さんのお話を伺うと、今ばらをハウスでやっておられる方がいらっしゃいます。燃料が上がって困ってしょうがないと。ぜひこれはソーラーパネルをハウスの上につけたい。この前ある機会で別の場所で申し上げましたけれども、オランダではほとんどのハウスにソーラーパネルがついています。それでハウスの中を温める、いろいろな栽培をするということが出来ます。こういう並のスマートコミュニティ、スマートタウン坂城を進めていきたいと思っております。

また人の輝くまちづくりのための施策としましては、先ほど皆さんの一緒にご意見を伺いました。学校耐震化事業、皆さんのご意見を伺いました。南条小学校改築事業、これは今後3カ年の中で構造管理的にも比較的問題の少ない村上小学校に関しては、先ほど申し上げました耐震補強とともに大規模改修を進める計画です。また南条小学校に関しては構造面や費用面を考慮し、改築を視野に入れ、検討委員会をこれからつくって進めていければと考えております。

それから、やはり教育問題で私が坂城町に来て一番懸念を抱いたのは、今年の4月から小学校で始まった英語教育の必修化です。これがどういう対応ができているかなということ

す。これは中学校でも同じです。坂城の町の子どもたちがグローバルな社会において小・中学校の英語力を向上させていくためのネイティブスピーカーを入れた授業の充実や小学校の英語活動の支援あるいは小学校の先生が英語を勉強する、そういうものの支援を既に始めておりますが、これも進めていきたいと思っております。

次に笑顔のまちづくりのための施策としては、私はぜひとも坂城駅のエレベーターの設置を進めたいと思っております。駅前の活性化や交通弱者、あまりいい言葉ではありませんけれども、足の不自由な方あるいは高齢者の方の支援のため、平成24年度から国の補助金も同時に要望する中で設計作業を進め、平成26年度までにおいて設置が完了するよう計画しております。これは決して単にエレベーターをつけるということではなくて、坂城町、坂城駅の周辺のバリアフリーの社会を実現するというごさいます。これによって、例えば駅前から商店街に行くルートが活性化する、ビジネスが活性化するのも結びつきます。ぜひともこれを進めたいと思っております。

それから湯さん館の大規模改修工事、これも触れさせていただきたいと思っております。平成24年度に開館10周年を迎えるにあたりまして、建築設備に関してリニューアル工事を予定しております。

それから乳幼児の福祉医療給付事業、外来分の給付対象を現在の小学校就学前から小学校6年生までに拡大を計画しております。この前も予算をつけたらということですが、そういう努力はしたいと思っております。優先的にやりたいと思っております。

それから乳幼児健診事業、5歳児を対象とした発達障害に関する行動観察、検査を実施し、その結果に基づく相談と連携した支援の実施を計画いたします。これも初めての試みです。5歳児のこういう健診、これを進めたいと思っております。

それからコンビニ収納事業、これも納税者の方の利便性の向上を目的としましてシステム等の改修が行われますけれども、コンビニエンスストアによる納税ができるようにしたいと思っております。

細かい話ですが、既に始めましたが、コンビニ等お店でのごみ袋の販売、これも始めました。これも随分よかったという評価をいただいております。構えて役場に買いに来なければいけない時代から、ついでに買っていくというふうになったというふうになっております。

次に誇れるまちづくりの施策としましては、鉄の展示館の企画展事業、これは平成24年度に、ここも開館10周年を迎えます。これにあたりまして記念イベントとして今考えておりますのは、町出身の若い銅版画家とのコラボ展の企画や平成25年度には人間国宝の宮入平刀匠の生誕100周年になりますので、特別展を開催したいといったような事業を考えております。

その他非常に重要な生活基盤といたしましては、皆様方と一緒に進めておりますA01号線にかかわる道路改良事業、これまでも進めてきておりますけれども、A01号線の早期完成と若草橋前後の区間の歩道整備等進めてまいります。それからもちろん国道18号線バイパスの工事完成、これは国会にたびたび陳情に行っていますけれども、「坂城町は非常に熱心だね」と国会議員の先生からも言われております。早期完成に向けて用地買収等ありますので、地元の議員の皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

下水道事業の促進、普及率の向上、これも種々いろいろ予算面での制約等ありますけれども、ぜひとも進めていきたいというふうに思っております。

当然計画と予算は車の両輪でありますので、それぞれ切り分けて進めるというわけにはいきません。これからの予算編成において費用を含めて内容的に精査していかなければなりませんけれども、限られた予算の中で、できる限り有効的に配分し、計画された事業が展開されるよう検討していきたいと考えております。来年3月までに予算編成にあわせた計画づくりを並行して進め、例えば実施計画についても実施計画の初年度はどうしても予算とリンクして考えないといけませんので、並行して進めて整った段階で議員の皆様や一般の方々に示させていただければと思っております。

私のカラーが目立つということですが、今申し上げた以外に私は昔からそうですけれども、信頼できる同僚と議論をじっくりしながら即断即決で始めるというスタイルをとっております。熟慮してよく考えて、決めることはすぐ決めて先送りしないと。「物に本末あり、事に終始あり」とあります。本質をしっかりと極めてタイミングよくスタートするということを進めていきたいと思っております。以上でございます。

4番（塩野入君） 今、町長から幾つか主要事業、カラーの際立つということで幾つかたくさん出されました。特に今まで聞いている中で新しいのは、今の鉄道展示館の銅版画がちょうど10周年というのと、それから私が前回もご質問いたしました国道バイパスの建設促進が挙げられました。これはぜひひとつお願いをしたいと思うわけでありまして。あとはこの前にお聞きした部分が大分ありますので、含めながらひとつよろしくお願いをしたいと思うわけでありまして。

たくさんありますので、こうした中で、それぞれ内容も前の一般質問、9日にも行われました議員さんの方の中でも説明がされましたので、おおむね内容というのは方向づけはわかるわけでありまして、今おっしゃった中で、特に山村町長がこんなに13も14もある中で、全部そうかもしれませんけれども、その中でも特にこういうものがあるんだよと。これからそれについてはどういう成果を期待して、それがどのように醸成されて目的達成に導いていくかというようなところまで含めて、そんなに13も要りませんから、これだというものをお伺いしたいと、こんなふうに思うわけでありまして。

それから今、総合計画も初年度は予算にありますから、そんなものをあわせながらと、こういうお答えでございました。大体これから2カ月半ぐらいの期間に実施計画も具体的にもり込んだりしていくわけでございます。ちょっとこの辺が、私が今申し上げたのは、質問の中ではどこにどのようにどう入っているか、ちょっと見えないわけでありますから、実施計画の中に調整、すり合わせをしながら、どういうところにどう入るのか、そこをちょっともう1度ご答弁をいただきたいと思っております。以上2点よろしくお願ひいたします。

町長（山村君） 今ご質問をいただきましたが、どれをどれだけひとつ取り上げてやるというわけにはいきませんので、ちょっと別の言い方でお話ししたいと思います。

今申し上げた取り組みというのは、私の4つの公約あるいは長期総合計画もそうですけれども、全体として言いますと、やはり住みやすいまちづくりをしなければいけない。それでもっと言うと、私は、全体を通しての意味ですけれども、これから3月まで下期の間あるいは来年度に向けてやらなければいけないと思っていますのは、全体のベースになる産業の活性化を進めたいと思っております。個々の項目で言いますといろいろなものがありますけれども、やはり町は産業を活性化しなければいけません。これはある意味ではベースになります。前にも申し上げましたけれども、今年春からいろいろな天災、人災、それから一時立ち上がったと思ったけれども、円高の影響、ここへきてやはりかなり厳しくなっております。これを3月までに向けて坂城の町でどのように町の行政として一緒にサポートできるかということも取り組んでいきたいと思っております。

実はこういう計画も実施計画の中には項目としてはもり込んでいます。例えば産業の育成をするためのいろいろな連絡会ですとか、この前もタイの洪水があったときに即座に皆さんに集まっていたいろいろな検討会、情報交換会をやりました。私は、例えば商業の関係、これも来年度に向けていろいろな施策を考えていきたいと思っております。先ほどわーっと申し上げた中でどれかひとつ挙げるということはなかなか難しいんですけれども、やはり全体に取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げました実施計画というのは唯一数値を持った3年の計画であります。これは毎年ローリングしていくこととなりますけれども、この中で予算化をしながら初年度は予算とある程度リンクしていくかと思っておりますので、そういう計画をつくりながら皆さんにご提示したいというふうに思っております。全体的な答えで申し訳ないんですが、これだけやればいいというものではないということをご理解いただければと思います。以上でございます。

企画政策課長（宮崎君） 私から先ほど町長が申し上げました公約に基づいて、先ほど町長が主要事業を申し上げたわけですけれども、実施計画、総合計画への位置づけについて私の方からご答弁申し上げます。

まず活力あふれた元気なまちづくりのための施策ということで、坂城ワイナリー形成事業を申し上げましたが、これにつきましては第3章「技術を高め、明日を拓くものづくりのまち」の第6節「地域ブランドの創出と農商工連携」の中での位置づけを進めてまいります。

次に、スマートコミュニティにつきましては、これは新事業でございますが、第4章の中の15節「エネルギー対策」の一環として位置づけてまいります。

次に、人の輝くまちづくりのための施策につきましては、第5章「創造性と人間性を育むまちづくり」の中の第3節「生きる力と感性を育む学校教育」こんな中で取り組んでまいりたい。次の小・中学生の英語力向上についても同様でございます。

次に、笑顔のまちづくりのための施策となります坂城駅エレベーター設置事業につきましては、第1章「生活と産業の基盤づくり」の中の第2節「道路交通網の整備」の一環としての取り組み、さらに湯さん館の大規模工事につきましては、これはスタートが福祉施設という部分でございましたので、第2章の第6節の中で取り組んでまいります。

次に乳幼児の福祉医療給付事業でございますが、これにつきましても福祉の関係、第2章の第3節「児童福祉」というようなところの中、乳幼児健診事業につきましては第2章、これにつきましては第6節「健康づくりと保健予防」、そしてコンビニ収納につきましては第6章「自律と協働のまちづくり」の中の行財政運営の中で取り組んでまいります。

次に、誇れるまちづくりのための施策ということで、鉄の展示館の企画展等につきましては、第3章の中の第5節にあります「人が集まる観光拠点づくり」の一環の中での取り組み。それとA01号、そして18号バイパス、これにつきましては、第1章第2節「道路交通網の整備」、下水道については第4章の9節の中に、これについては下水道の早急な整備というような位置づけで位置づけてございますので、そんなような中での取り組みとして、総合計画の項目に沿って実施計画での位置づけを進めたいと考えております。以上です。

4番（塩野入君） 私が聞いているのは実施計画にどうなのかということを知っているのであって、今、基本計画の話の中で出てきているのは、それはわかるわけですから、いずれにしてもこれからいろいろなものすり合わせがあるようですから、その辺のところをしっかりと見てやっていきたいという、時間もないからそれ以上は聞きませんが、質問はそういうことであります。その辺を間違わないようお願いしたいと、こういうことです。

第5次長期総合計画序論の計画策定の趣旨には「総合計画は基本的な展望に立って市町村の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示した市町村の最上位計画に位置づけられるものです」というふうなうたわれております。第5次長期総合計画は、いわばまちづくりのバイブルであります。町行政をあずかる者、そして私ども議員の立場にある者がまちづくりの方向と目指すべき姿を示した長期総合計画をもとに、ただいまお聞きをしました24年度の主要施策あるいはいろいろなものをあ

わせて、これから先のあるべき町の姿に向かう、これが計画行政の本旨であろうかと存じます。計画行政により、ただいま幾つも述べられました主要施策等が着実に進んで皆さんの胸につけた黄色のバッジが黄金色に早く輝くように願っているわけであります。

次に、平成24年度教育行政について質問をいたします。

私は自身の選挙公約に創造性と人間性を育むまちづくり、生涯学習や地域芸能などを基盤とする教育文化の振興をうたいました。折しも私のこうした公約を含む教育行政の推進に向けて屋台骨をしっかりと支える教育委員会事務局の人事異動が先だって行われ、新しい教育文化課長を初めとした事務局体制ができましたので、大いに期待をしております。

イ. 平成24年度主要事業は

ちなみに第5次長期総合計画での教育行政の方向は、創造性と人間性を育むまちづくりの中で地域の教育力向上と地域の文化度向上の2つの柱建てによる計画推進のつくりになっております。地域の教育力向上では、生涯学習の展開、家庭とつなぐ幼児教育、生きる力を育む学校教育、人権教育の推進、環境教育の充実、それに地域の人材、人の材の育成の6本立て。地域の文化度向上では、地域文化の振興、生涯スポーツの振興、それに青少年を育むまちづくりの3本立ての体系が組みまれています。また策定懇話会での実施計画資料では、そこに幾つかの事業が載せられていますが、見たところ小・中学生英語力向上事業以外は事業費が主体の、いわばハード事業がほとんどであります。

一方で、教育行政はソフト事業が大切な分野であり、家庭、学校、社会と生涯にわたる幅広い人づくりを目指すソフト面の取り組みは極めて重要と考えるところであります。そこで、そうしたソフト・ハードを含めた全体的な観点からの平成24年度の教育行政の主要事業施策をお聞きをいたします。

ロ. 生涯学習や地域芸能などを基盤とする教育、文化の振興

一口に教育文化の振興と申しても、それを展開していく上では窓口も広く、また奥行きもあり、ここでの限られた時間の中でお聞きしても議論が総花的に終わってしまう恐れがあります。そこで今回は公約にもうたいました生涯学習と地域芸能に絞っての質問をいたします。

生涯学習も国を挙げて社会教育から社会教育を包含した生涯学習へと舵取りがされて、15年経過の過程で広く国民にも浸透し、それなりに効果が上がっていることも事実であります。生涯学習は基本計画にあります家庭づくり、青少年育成、地域コミュニティなど人の発達段階ごとに進めながら豊かな人間性を育むといった人々が生涯にわたる生きざまでもあります。この発達段階の中で家庭づくりは保育園、幼稚園、子育て支援センターなどの幼児施設がサポートしたり青少年教育は学校、児童館、PTA、育成会などのサポートがされるなど十分とは言えないまでも本町は一定水準の体制ができております。

問題は地域コミュニティの分野であります。教育委員会も、さかきふれあい大学の充実、

生涯スポーツの振興など、その推進に向けてご努力がされてきてはおりますが、それぞれの事業が点的にとどまってしまう、なかなか線的、そして面的にといかないような気がいたします。進まない原因のひとつは教育委員会と地域との隔たり、すなわち地域への浸透がカギになるのではないかと思います。基本計画にも地域の文化度向上の中に「伝統文化の保存と活用には各地区の保存会などと連携を深め、歴史的な伝統文化や民俗文化の保存に努めます」と記され、地域とのつながりを明示してあります。例えば地域ごとに毎年あるいは定期的に行われている祭りや催しなどをしっかりと把握し、生涯学習の実践の中へ体系づけて取り込み、組み込むことも線や面的に進める方法のひとつだと思いますが、いかがでしょうか。

また、こうした歴史的な伝統文化や民俗文化の受け皿は、格致学校、歴史民俗資料館初め多くの文化施設がありますが、その中で活用していくことが大切だと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、地域芸能などを基盤とする教育文化の振興であります。少子高齢時代やライフスタイルの変化などにより後継者不足といった現実が生まれ、地域芸能の存続が危ういという声も聞かれます。

私は網掛太神楽獅子保存会員として40年以上にわたり保存会長を14年間の長きにわたり務めながら、ずっと第一線で守り通してまいりました。私は囃子部門を担当し、いまだに笛を吹いておりますが、実は神楽の祭り笛を通して吹き流しできる者は網掛地区でたった1人、私だけあります。地域の伝統芸能、特に神楽は囃子から消え去っていきます。1度消えたものは10年、20年の長い年月を要しないと再興できません。特に祭り笛を一人前に吹けるようになるまでには相当長い年月が必要だと思っています。たまには録音や映像で撮っていただいたものを見たり聞いたりいたしますが、40年も笛を吹いていても、こんなものかと自分の下手さ加減が身に沁みます。恐らく一生かかっても自分が満足できる笛の奏は難しいのではないかと感じています。

坂城町には巫女神楽と呼ばれる町無形民俗文化財指定の自在神社太々神楽と獅子神楽が10団体の合計11団体で地域の伝統芸能を守っています。多くの保存団体は後継者不足に悩んでおります。私どもの神楽も長い間後継者が見つからずに現役はたった3人の時期が続いたため、OBも総出で保存活動をしてまいりました。死ぬまで保存会員であります。幸いにも昨年、7年に1度の御柱を契機に数人の若者が保存会に入会され、何とか維持できる体制ができつつあります。

神楽初め伝統芸能は一般的に後継者づくりに長い時間を要します。後継者養成には小さいころから伝統芸能に接し、なじむことが大切です。かつて村上小学校のクラブ活動に獅子舞クラブが発足し、クラブ発表会まで行われたことがあります。今はどうなっているのでしょうか。それにつけても千曲川坂城陣太鼓は小学校でも取り入れられたり、坂城中学では太鼓学

習として成果を上げるなど児童生徒になじんで町の行事にも出演し、その成果を披露しております。神楽もこのように学校での取り組みができないかどうか、後継者づくりに長い年月を要する性格上、小学校からの取り入れがよろしいような気がいたします。ただ、一方では、それを教える側の各保存会の皆さんの体制が整わなければなりませんので、すぐにというわけにはいかないかもしれませんが、こうした学校と連携した後継者対策についてご検討するお考えがあるか、お尋ねをいたします。

もうひとつ、神楽には幼少期の思い出づくりに強いインパクトがあります。子どもたちは獅子と対峙します。獅子と闘います。腕を組んで獅子をにらみ、絶対負けないぞと構える子、獅子にはかなわないと初めから降参し、大泣きをする子、どちらもそれぞれに子どものころの心に残る大きな思い出をつくり、それは死ぬまで忘れられないものであります。創造性と人間性を育むまちづくりに大いに貢献するものです。神楽を支える笛、太鼓といった囃子用具は限られた、しかも独特なものが使われることがほとんどで、それゆえに高価であります。予備の品を用意しておく余裕はありません。壊れたり使えなくなると祭りに支障が起きては罰が当たります。また祭りの引立役が消えてしまうことにもなり、許されるものではありません。獅子頭の修理やほろの買い替えとなると大変な金額が必要で、保存会などでは限界があります。今わずかばかりの文化財保存団体への補助金がありますが、これとは別に神楽など地域伝統芸能に必要な用具類への補助や支援のできる体系をつくっていただきたいが、お考えをお聞きをいたします。

教育長（長谷川君） 塩野入議員さんからの平成24年度の教育行政主要事業についてというご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今一番24年度大事に考えているひとつは、23年度から始まりました新しい学習指導要領に沿っての小学校教育、中学校教育の実施と充実であります。小学校では本年度から完全実施となりまして、学習内容が大幅に変わり、教科書も全面改訂になりました。4月から新しい内容で授業が始まっておりまして、その中には先ほどから話題にもなります英語活動の学習も入っております。また1週間の授業の時間も増え、それから教科書も厚くなりました。教科書は学校で学習するページと家庭等で学習するページとが一緒になった形に変わりました。こちらの辺も保護者の皆様にとっては多少戸惑いかもしれないと思います。学校の方としましては、2年間準備期間がございましたので、その中で新しい指導要領に沿ってうまく切り替えができて順調にスタートしていると現在思っております。来年は小学校は2年目ということですので、今年度の実践を生かしながら、さらに充実を目指して一層工夫をしまいたいと考えております。

一方、中学校は24年度が新しい指導要領での切り替えになります。こちら3年間準備を進めてきまして、必要なことは先取りをしてもいいということでしたので、先取りをして

まいりました。今回の改訂の重点は、生きる力を育むということは変わらないわけですが、基礎・基本の確実な習得、思考力、判断力を育む、主体的に学習する態度を育てるという3つが柱になっております。また国語、社会、数学、理科、英語、保健体育、この教科が学習時間が増えました。そのかわり今まであった選択という時間がなくなっております。内容も今までより増えまして前回削除されたものが復活したり、上の学年に学習が上がったものが、また下へおりてきてもとへ戻ったというようなところがありまして、時間と内容ともに増えております。また保健体育では武道が実施になります。それから国語では古典が重視されるようになりました。さらに音楽での民謡とか長唄、和楽器の学習と以前よりも日本の伝統文化に触れるという内容は多くなっているかと思えます。24年度からは新しい教科書でこれらの学習が始まりますので、充実した中学校教育が展開できるように、こちらも努力してまいりたいと思っております。

次に、町としての主要事業について申し上げますと、これはハード的なものが多くなるわけですが、平成24年度の予算編成、これがこれからでありますので、こういう計画を進めていきたいという意味でご理解をいただきたいと思うわけであります。

まず学校教育にかかわる主要な事業を申し上げますと、先ほど町長の方からありました村上小学校の耐震化と大規模改修、それから南条小学校の全面改築に向けた南条小学校建設検討委員会、これは仮の名前ですが、それを立ち上げまして改築の方向を研究していきたいと思っております。どんな校舎にすればいいかという方向を来年度の中で決めるところまで進めていただければありがたいと思っております。

また今年実施できませんでした中国上海市嘉定区実験小学校との相互交流、これも来年度は実施したいと思っております。

次に、生涯学習の分野について申し上げますと、さかきふれあい大学ですが、これは、さらなる充実を目指しまして教養講座、専門講座、公民館講座、図書館講座、これを開校するとともに、音楽による心身への癒しや情操教育へつながる演奏会の開催等によって生涯学習の機会を充実させていきたい。そして町民の皆さんの生きがいを進めたいと考えております。

文化財としましては、今年度、住民生活に光をそそぐ交付金基金、これを頂戴しまして町の歴史を物語る民具や生活用品等の民俗資料、この整備保存を行ってまいりました。これを引き続いて行い、多くの町民の方に坂城町の歴史や文化、これを再発見していただくように展示等も含めて事業展開できればなというふうに考えております。

また、坂木宿ふるさと歴史館では毎年春に行われます古雛祭りとほかに秋の企画展としまして坂城町の文化人を取り上げた企画展が開催できるように進めてまいりたいと思っております。

さらに今から67年前になりますか、昭和19年から20年にかけて、当時戦火を逃れて坂城町、これは坂城小学校と村上小学校に集団疎開してこられた皆様方がいらっしゃるわけですが、この皆様方と、その後帰られてからも交流が若干あったわけですが、改めて来年度、坂城町にお招きをして交流をしていく機会が持てればありがたいなと思っております。これにつきましては東京坂城会の皆さん方にもご協力をいただけるという運びになっておりますので、何とか実現したいと計画をしております。以上であります。

教育文化課長（柳澤君） 私からは口の生涯学習や地域芸能などを基盤とする教育、文化の振興について答弁申し上げます。

教育委員会といたしましては、地域の活性化を図り、創造性を培うまちづくりを推進することを目的として生涯学習にも力を入れてまいりました。さかきふれあい大学コースをもとに住民の生きがいつくりのみならず郷土愛を育むことを目的として地域を知り、地域に学ぶことも重要と考え、教養講座や専門講座を通じた事業展開をまいりました。地域コミュニティ再生のためには祭りなどがかなり有効な資源であると考えますが、祭りとは宗教的な要素も持ち合わせていることに加え、地域の中で養われてきた絆といった要素を多分に含んでおりますので、行政が主体的に進めるというよりは伝統や地域の独自性を尊重した方がよいのではないかと考えるところでございます。

一方、祭りには神楽や舞といった伝統芸能があり、坂城町指定文化財に村上地区の自在神社太々神楽を無形文化財として指定しているところでもあります。坂城町には自在神社太々神楽以外にも10の神楽が残り、保存や継承がなされており、多くの方に日々努力していただいていることによるところが大きいものと考えております。

この神楽の伝統文化の継承に伴う発表の場として秋に開催されている町文化祭の芸能公演では毎年1団体ずつ発表していただいているところでございます。本年は10月30日に自在神社太々神楽保存会に発表していただきました。神楽の奉納時期などを把握し、民俗文化を生涯学習の中に取り込むということですが、年度当初に配付する生涯学習情報誌『まなびの道具箱』で実施時期などについてお知らせするなど地域への浸透を図る方法もあろうかと考えております。また町内に所在する神楽を継承していくことについて各保存団体等の意見を伺い、希望をお伺いする中で保存や継承のために一堂に集まり、発表や交流する場を設けていくことは考えてみたいと思います。

伝統文化や民俗文化の受け皿として各施設を活用できないかということでございますが、格致学校、歴史民俗資料館では近世以後の教育といった部分にテーマを絞って現在、教育に特化するといった方向づけがなされ、今年度は村上地区の寺子屋についてのパネル展示が行われました。

坂木宿ふるさと歴史館については、1階に郷土の武将である村上義清に関連する展示、2

階には坂木宿や和算の展示を実施しているところであります。

B・Iプラザ内に位置しております文化財センターでは、青木下遺跡を主体とする町内から出土した土器などの埋蔵文化財を展示する施設として平成20年10月から公開しております。各施設におきましては、それぞれの特色を生かした歴史文化の活用を図っているところですので、伝統民俗文化の分野をどのように企画し、展示していくかなど検討が必要と思われると思います。

今後の伝承に伴う人員不足、後継者不足につきましては、県内自治体に所在する多くの神楽保存会がかかえている問題と聞いております。村上小学校では平成14年に獅子舞クラブが組織され、村上地区の神楽の各保存団体にはご指導をいただいていたところです。この獅子舞クラブにつきましては、児童の実施希望がなくなってしまったためクラブ活動として実施がなされなくなった経緯がございます。

現在、日本の伝統文化を学ぶという取り組みは、村上小学校では日本舞踊、南条小学校では茶道がクラブ活動の中で行われており、坂城小学校でも太鼓の学習が続けられています。また中学の文化祭では日本舞踊の講座が行われております。

これらの学習活動は総合的な学習の時間や各学校独自の特設の時間を使って行われておりますが、いずれも児童生徒の学習希望を第一に考えて設定されております。神楽の学習が取り入れられればよいのですが、学習指導要領が改訂され、小・中学校ともに授業時間が増加しましたが、特設できる時間数が減っており、限られた時間の中で神楽の学習を取り入れることは大変厳しいと思われまます。

来年から完全実施される中学校学習指導要領の音楽を見ますと、和楽器については3年間で1種類の和楽器を扱うようになっており、坂城中学校としましては、既に学校がそろっている琴を取り上げて奏法を学ぶ予定と聞いておるところでございます。これらのことから現段階におきましては地域の伝統文化、神楽の後継者育成を踏まえて小・中学校の教科学習カリキュラムの中に組み入れることは大変厳しい状況かと思われまます。

伝統芸能の保存継承の中で獅子頭の修理などのハード的な部分の助成という部分であります。過去におきましては、財団等の助成を得る中で対応してきた経過もございます。必ず助成、補助といったものが確約できるわけではございませんが、ご相談をいただければと考えているところでございます。

日本の伝統文化の継承に際しましては、教育委員会といたしましても今後も研究を進め、地域の自立性を尊重しながら地域コミュニティの再生ができるように生涯学習の推進、文化財の保護を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

4番（塩野入君） ちょっと時間がありませんので、またいろいろな部分はこの後、次の機会にということにしたいと思います。

この27日にインドネシア、バリで開催の国連教育科学文化機関、ユネスコは島根県松江市の佐太神社に約400年前から伝わる三部構成の神楽、佐陀神能が無形文化遺産に事前審査機関の勧告どおり登録することが決まりました。私ども同じ神楽に携わっている者としてご同慶の至りであります。ユネスコで貴重な歴史的建造物や自然などを登録する世界遺産とは別に世界各地の祭礼や芸能、習慣など無形の文化財を登録、保護する無形文化遺産があることは無形の文化財が世界的に消滅の危機に瀕している証左であります。こうした世界の危惧する流れを読み取り、神楽を初めとした地域芸能の保存、保護に向けたさまざまな取り組みが大切であろうかと思えますし、それが教育文化へと結びつくものだと思います。基盤となる地域芸能が確固たるものでなければ、ここで言う教育文化の振興につながりません。町の伝統文化がいよいよ発展することを念じ、これにて私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時42分）

1 2 月 1 3 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名
 - 1 番議員 塩 入 弘 文 君 8 番議員 入 日 時 子 君
 - 2 " 吉 川 まゆみ 君 9 " 大 森 茂 彦 君
 - 3 " 西 沢 悦 子 君 10 " 中 嶋 登 君
 - 4 " 塩野入 猛 君 11 " 塚 田 忠 君
 - 5 " 窪 田 英 子 君 12 " 池 田 弘 君
 - 6 " 塚 田 正 平 君 13 " 柳 澤 澄 君
 - 7 " 山 崎 正 志 君 14 " 宮 島 祐 夫 君
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
 - 町 長 山 村 弘 君
 - 副 町 長 宮 下 和 久 君
 - 教 育 長 長谷川 臣 君
 - 会 計 管 理 者 中 村 清 子 君
 - 総 務 課 長 田 中 一 夫 君
 - 企 画 政 策 課 長 宮 崎 義 也 君
 - まちづくり推進室長 青 木 昌 也 君
 - 住 民 環 境 課 長 塚 田 陽 一 君
 - 福 祉 健 康 課 長 塚 田 郁 夫 君
 - 子 育 て 推 進 室 長 天 田 民 男 君
 - 産 業 振 興 課 長 小 奈 千 秋 君
 - 建 設 課 長 荒 川 正 朋 君
 - 教 育 文 化 課 長 柳 澤 博 君
 - 収 納 対 策 推 進 幹 春 日 英 次 君
 - 総 務 課 長 補 佐 青 木 知 之 君
 - 総 務 係 長
 - 総 務 課 長 補 佐 白 井 洋 一 君
 - 財 政 係 長
4. 職務のため出席した者
 - 議 会 事 務 局 長 塩 澤 健 一 君
 - 議 会 書 記 金 丸 恵 子 君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 少子化対策の根幹についてほか

中嶋 登 議員

(2) 婦人消防隊についてほか

入日 時子 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 初めに10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、町長も今議会招集のあいさつの中でも触れておりましたが、去る11月1日、2日にわたり総務産業常任委員会では陸前高田市の被災現況の調査と表敬訪問に行っていました。少しご報告をさせていただきます。

事前に大森議員と面識のあった地元の高田市議会議員であります藤倉泰治さんにご案内をしていただきました。最初は、山の中に仮設の市役所が2連建っており、藤倉さんのご案内、そしてまたご配慮により2階の市長室に通されました。お忙しい中、市長の戸羽さんにお会いできましたので、「お体を大切にしてください」とごあいさつをいたしました。後で藤倉さんに「若い市長さんですね」と尋ねると今年の選挙で市長になったばかりで48歳とのことでありました。そしてまた、びっくりしたのは市長の奥様も津波でお亡くなりになっておりました。

表敬訪問を終え、山道を十数分下ると市街地へおりてまいりました。そこへ車を止めての話では、まさに想定外の大津波だったとのことでありまして、「山の中腹を見てください」と言われたので後ろを振り返り、よく見ると、一定の高さのところから横に一直線に木が赤く枯れておりました。40～50mの高さに見えましたが、あそこまで津波が押し寄せたので塩害により枯れてしまったとのことでありました。

またメインストリートであった場所に案内されましたが、もちろん家は1軒もなく、道が1本真っ直ぐにあるだけでした。震災前はお店がたくさんあり、にぎわっていた場所とのこ

とでありましたが、車は1台も通らず、人も犬や猫もおりませんでした。ゴーストタウンというよりもただっ広い野原が荒涼と続いており、土台だけが残っているので家があったのかなとかろうじてわかるような状況でありました。そして時々車がつぶれていたり、ビルはほとんど廃墟化しておりました。

そこから数分のところに市役所がありました。玄関に仮祭壇があり、全員で黙祷を捧げてまいりました。市役所は4階建てでありましたが、3階まで波が来たとのことで窓ガラスはほとんど割れておりました。ロビーの中に入ってみると天井が抜けて瓦礫が散乱し、どこから入ってきたのかわかりませんが、半分壊れた軽乗用車がひっくり返っておりました。

そんな中ふと目についたものがありました。小さな赤いランドセルでした。思わず子どもの無事を願いました。藤倉さんの話では当日、市役所では幾つか会議があり、市民も多数いたとのことでありました。大きな地震が来た後、津波警報がすぐ出たが、5mぐらいかなと思っていました。消防団の若い人たちが50～60人が水門を閉めに出動していったようであります。そして1人も帰って来なかったとの話を聞いたとき、自分も長い間、坂城町消防団の消防団員をしておった時代があったので思わず涙をしてしまいました。市役所もあつという間に水が押し寄せ、100数十人の人が屋上へ逃げて、かろうじて助かったけれども、津波の波が2波、3波、4波、5波と襲ってくるので、もうこれまでかと覚悟を決めた人も大勢いたようであります。そしてまた、屋上から市内を見ると何人かの人たちが「助けて、助けて」と言いながら波に漂ってきたので、何とか助けようと思ったが、助ける手立てがなくて「頑張れ、頑張れ」と言うだけだったようであります。もちろんみんな知っている人たちだったそうです。そして数分後は波間に消えていってしまったとのことでありました。

最後に復興現場を案内していただきました。大きなグラウンドのようなところに瓦礫の山がたくさんありました。そしてまた車のスクラップも3千台ぐらい山積みになっておったと思います。ここでは多くのダンプカーが出入りをしており、活気づいておりました。海岸では2km先まで土手が築かれ、クレーンが何台も動いており、ダンプカーも多く行き交って、少しずつではありますが、復興されてきていると思えました。

ご案内いただいた藤倉さんは私と同世代であり、気さくな人でありましたので、プライバシーではありますが、藤倉さんの家族の話を知ると、全員無事であったが、おばさんが2人亡くなってしまったと話してくれておりました。また市役所の職員は大勢の市民に逃げるよう町に出て指示を出したり誘導をしていて逃げ遅れた人もたくさん出てしまったようであります。300人の職員のうち約100人が亡くなってしまったと話してくれました。「警報が出てから津波が来るまで45分もあったのに、すぐ逃げればもっと多くの方が助かったのに残念だった」とも言っておりました。最後に遠くに見える奇跡の一本松の話を知りましたが、塩害でもしかしたらだめになるかもしれないと言っておりました。

藤倉さんにはお忙しい折、3時間にもわたりご案内をいただきました。最後に私から坂城町長、そして消防署、役場職員も震災後復興のお手伝いに関わったことをお伝えするとともに、今日の研修の御礼を申し上げて復興現場を後にしてまいりました。今回の研修で日本人として被災された皆様と少しでも絆が深まり、そして、いつまでも忘れることなく共有していかなければいけないと思った次第であります。

それでは質問に入らせていただきます。

1. 少子化対策の根幹について

イ. 子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの来年度の対応は

子宮頸がんワクチンの接種は、町の努力により23年度は750万円を計上して高校1年生から中学3年生の女子に接種をいたしまして、6月補正では650万円を計上し、当然これは議員全員賛成をいたしましたわけではありますが、中学1年生から中学2年生に接種されました。この問題を長年取り組んできた私としては町長の英断には敬意を表するものであります。

しかし、来年度、国の予算がつかなかったらどうするか、ちょっとここが気になるところでございますので、お尋ねをしたいと思います。

私の提案では、公平性を保つために全額町の負担で継続をすべきであると思います。そしてまた、ヒブワクチンも小児用肺炎球菌ワクチンも同様に行っていてほしいと思うものがありますが、その対応もお願いをいたします。これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） それでは中嶋議員の質問にお答えします。

まず、冒頭11月1日、2日にわたりまして大森議員さんと一緒に陸前高田を訪問されたという話を伺いました。私が陸前高田にお邪魔してからもう半年たちます。そのころから大分復旧は進んでいると伺っておりますけれども、これから冬に入って、私が訪問したのは広田小学校、中学校ですね、その下の仮設住宅もお邪魔しました。冬に向かって非常に厳しい状況になるのではないかなと思っております。陸前高田市につきましては、長野県からの支援要請があったということもありまして、こういうご縁ができました。こういう絆ができましたので、復興にはまだまだ長い時間がかかります。十余年は見なければいけないかもしれません。なおかつ陸前高田は20mでしょうか、高台に移るといようなことも計画されているようです。長い時間かかるとお思いますので、引き続き坂城町としても、できる範囲の支援を続けていきたいというふうに思っております。

また岩手県に限りませんが、東北あるいは茨城の方からも坂城町に、累計ですけれども、19名の方がこちらにおいでになっております。既に戻られた方もいらっしゃいますけれども、私は全員にお会いして、少額ですけれども、お見舞いもさせていただきました。坂城町へ来て皆さんほっとされているという状況であります。今後とも引き続き、できる範囲のサ

ポートをしたいというふうに思っております。

さて、ご質問の子宮頸がん、ヒブ、それから小児肺炎球菌の3ワクチンの予防接種につきましては、ご存じのとおり国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により国から補助率2分の1の臨時特例交付金をいただく中で、今年度におきましても昨年度に引き続き全額公費負担で実施しているところでございます。

接種を開始いたしました今年2月以降の3ワクチンの当町の接種状況をお話ししますと、11月末現在で子宮頸がん予防ワクチンの接種率が84.6%、うち高校2年生は91.5%、高校1年生が89.7%となっております。関心の高さは非常に高いということが伺えます。またヒブワクチンの接種率は51.2%、小児肺炎球菌ワクチン接種が55.1%と任意接種としましては非常に高い接種率になっているというふうに考えております。

国の臨時特例交付金につきましては、開始当初から平成22年度と23年度の2年間に限定されており、来年度からは現在の任意接種から定期接種、つまり市町村の責務として実施しなければならない予防接種へ移行し、それと同時に臨時特例交付金もなくなるということになっております。

しかしながら、最近の国政の状況、国の動向を見ますと、この子宮頸がんワクチンなど3ワクチンを定期接種とするための予防接種法改正の動きは現在のところ全くありません。時間的にも来年度から定期接種化をスタートさせるのは難しい情勢ではないかという関係者のお話も伺っております。

この場合に臨時特例交付金が来年度も延長されることも考えられるわけでありましてけれども、町といたしましては、国の動向により臨時特例交付金がつく、つかないにかかわらず、来年度以降もこの3ワクチンにつきましては全額公費負担で実施をしまいたいと考えております。子どもたちの健康、将来にわたっての健康を守るための緊急促進事業としてスタートしたワクチン接種でありますので、今後も継続して接種率の向上に努めてまいりますが、実施にあたりましては今まで同様に接種の実施方法、予防接種の効果、副作用などについても対照的に個別に通知を申し上げ、しっかりとご理解をいただく中で実施をしまいたいと思っております。

本件につきましては中嶋議員の長年のご活動には敬意を表します。来年度予算編成するにあたりまして、国の動向を見極めるという必要はありますけれども、今申し上げたような対応をしたいというふうに考えております。以上でございます。

10番（中嶋君） 町長よりご答弁をいただきました。とてもうれしくなるような答弁でありがたいと思っております。もちろんこれから国の動向を見ていくというのは当然かと思いますが、もし国でそういうことをやらないというような方向づけになったときには町長、町で行うと、すばらしいことを言っていただきまして私は感謝申し上げます。

まして、そこまで言えばあれかもしれませんが、ずっと継続してそういう状況であればやっていただきたいというふうに思います。それでまた町長も今ご努力をされていることをご答弁いただきましたが、私としては、せっかくそういうことで町も子どもの少子化のことを考えて、そういう対応をきちっととっていくという中で広報、それからいろいろな活動の中で、私に言わせれば、せっかくですから100%町民の皆さんに受けていただけるような施策は今後ともきちっとり続けていただければありがたいかなと、そんなことも含めましてひとつよろしく願いをいたします。

2. 通学路の安全確保について

イ. 南条小学校上の歩道整備の対応は

山金井入り口十字路から南条保育園の間わずかな区間ではありますが、5月より工事がストップして約7カ月ぐらいは経過していると思います。対応が私は遅過ぎるのではないかと思います。まして南条保育園の出入り口があり、朝夕の送り迎えの時間帯のときなど朝通勤前の忙しいお母さん方、そして、じいちゃん、ばあちゃんの車で大変混み合っております。そして近所の人のお話では、もう何度か事故も起きているようであります。私も南条保育園へ行くたびに大変気になっていた道路ではあります。特に産業道路に出るときに右側の中之条方面から来る車が見通しが悪いため大変危険な場所であると思っております。完成予定と対応策をお尋ねを申し上げます。

ロ. 産業道路、若草橋と南側に歩道を

さて、皆様も周知のように、議会報告会が去る11月7日、8日、9日と3日間にわたって各公民館で開かれ、町民の皆様より幾つかご提言がなされております。緊急性があるご提言でありましたので、ここに報告いたします。

この問題は議会でも何回か一般質問がされておりますが、地元である南条小学校の元PTA会長の宮下さんより子どもたちの通学路であるのに若草橋南側のわずかの間、歩道が切れており、大変危険なので早急に対応してほしいと懇願をされました。泉区公民館でのお話でありましたので、もちろんそこには泉区の区長、そして町横尾の区長、それから入横尾の区長、3区の区長さんも当然その場におりまして、大至急歩道をつくるように要請、また要望をされました。A01号線は大分工事が進んできてはおりますが、私も地元の皆様が指摘されたとおり一番危険な場所だと思います。事故が起きれば町道でもあるし、大変な事態になってしまうと私は思うものであります。そんなことがないよう、一刻も早く対応ができないかをお尋ねをいたします。

建設課長（荒川君） 私からは南条小学校上の歩道整備の状況は、それから産業道路、若草橋と南側に歩道をについて順次ご答弁申し上げます。

まず南条小学校上の歩道整備の状況についてであります。山金井交差点から大木久保住

宅団地入り口までの産業道路東側の歩道整備、そして産業道路の西側では南条小学校側の土留め構造物と道路側溝、そして歩車道境界ブロックの設置が完了しております。工事の実施にあたりまして、改良により仕上がった歩道部分と、まだ未改良の車道部分との高さに差が生じることから現在、路肩の部分に仮設ガードレールを設置し、車両が歩道に入らないように安全確保を図っているものです。

ご質問の山金井交差点から大木久保住宅団地入り口までの約100m区間の車道改良について、今年度用地補償の進捗を踏まえながら今回、補正の予算により組み替えを計上し、来年3月までの工期の予定で工事発注を計画しております。冬場の工事でご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、産業道路、若草橋と南側に歩道をについてであります。

若草橋南側の歩道が整備されていない区間につきましては、通学路に指定されていることもあり、PTAや地元区から交通安全施設の整備要望を受けております。歩道整備については都市計画決定がされた道路幅員により若草橋から谷川南側交差点までの約100mの区間について次の事業区間として計画しているところであります。この歩道の整備にあたりましては建物補償が必要となり、また橋梁の整備等もかかわってくる中で、当面部分的な対応をいたしまして、路肩が狭くなっている箇所について国の経済対策による補正事業を導入をいたしまして一部路肩拡幅工事を実施をいたしました。また今年度においては、ご案内のとおり南条小学校PTA、地元金井区、教育委員会、そして町の建設課により歩道が未整備の路肩部分にグリーンベルトを設置し、安全対策を図ったところであります。来年度以降、谷川から南側への道路改良を計画するにあたり、事業認可に向けて必要と考えられる協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

10番（中嶋君） 今、課長からご答弁をいただいたわけではありますが、南条小学校の上のところは先ほど申しあげましたように、あまり深くは突っ込みませんが、ただ、長い間私は町民の皆さんに、なぜ、あそこを7カ月、放置しっぱなしであると。しかもあそこは、ご存じのとおり車が多く行き交う場所であります。それがあそこへ仮設のガードレールが両サイドに、またある意味、歩道安全ということは当然でしょうけれども、車道の部分を大分狭くしてしまっているというふうに思っております。私も現場に行ってみてみたのですが、できればもう少し車道側の方へ仮設のガードレールを置くことによって、またそこへ行って1mか1m50cmぐらいは車道の歩幅が広がるようにも思いました。とにかくあそこに行ってみると急に狭くなりますので、特に車が1台通っているときはいいのですが、両方から2台すれ違うようなときにはとても危ないような情景が見受けられました。

先ほど申しあげましたように、あそこは特にあまり運転のうまくない、こういう言い方をするとすぐ差別用語だと言われるのですが、先ほど言いましたように年配のおじいちゃん、

おばあちゃんたちが孫を南条保育園へ連れていくときに、あそこはたくさん使われる場所でもあります。ましてや産業道路でありますから、各会社、工場へ行く人たちも大勢あそこを通るわけです。

ですから、そんなことを踏まえまして、今、課長から3月までにはやるよと言われましたが、私に言わせれば今止まっているんですよ。もっと究極なことを言えば、もう明日から手をつけていただきたいと、こういうことがやはり大事なことだと私は思っております。坂城の町民、そして地域住民を大切にするという行政の立場でありましたら、一応3月というような答弁をいただいておりますけれども、そうは言わず、一日も早くお願いをしておきたいと思っております。それに対してのご答弁はいいです。もう3月という結論が出ていますから。

ただ、私としては今後こういうような事例があったときには7カ月もほったらかしておくというのは、どんな事情があろうともこれはまずいことだと思って、これは町長にもそんなことをお伝えしておきたいと思っております。これはまずい。

若草橋南の歩道の件でございますが、私も実は先だって現場へメジャーを持ちながら行って見てまいりました。今課長からも答弁がありました。グリーンベルトなんて言えば格好がいいかもしれませんが、車道に、これは私、はかってきましたから、幅70cm、長さ70m、緑色のペンキを塗っただけではないでしょうか。それから車道側に10cmほど白くなっていたので縁石かと思ったら、何とこれも白いペンキを塗っただけでありました。やらないよりはいいですが、「これが町の仕事ですか」と地元の人にも私は言われてしまいました。

私がメジャーではかっていたら3人ぐらいの人に声をかけられまして、こんなことを言う方もおられました。「朝の通勤時間に、中嶋議員さん、町長さんも連れて見にきてくれたい。車はスピードを出して通るわ、高校生は自転車に乗っていくわ、バイクは通るわ、中学生や小学生は小さくなって歩いていくで、まずかわいそうだわい。いつか事故でも起こさなけりゃいいがな」と言われました。私はA01号線の区間の中で一番の危険箇所だと改めて感じました。

世の中には最優先でやらなければいけない仕事があることをこの間町長から教わりました。小学校の耐震であります。「今まで30年間何をしておったのか」と言われました。私も全くそのとおりだと思いましたが、危険箇所であるここも優先順位をつければ1番かと思っておりますが、先ほど課長から答弁がございましたが、ここも町長、長い間時間がかかるように私は思われます。この質問は先ほど課長からも答弁があったので、できれば町長にご答弁を願いたいと思っておりますが、よろしく願いをいたします。

町長（山村君） 中嶋議員のおっしゃることはよくわかります。今年度につきましてはスケジュール化されておりますので、一刻も早くということで進めていきたいと思っております。開会のあいさつで申しました、それから国道バイパスの件も触れました。皆さんご存じのよう

に昨日、早朝6時、鼠のところで玉井さんという方、87歳でしょうか、88歳でしょうか、ごみ捨てに行き、その帰りに上田の方から来たトラックにはねられて、数時間後にお亡くなりになりました。あの地区も私がかねがね気にしていたところです。国道を安心して渡れる、あるいは国道を渡らなくても済むような、あるいはごみ捨てについても子どもの集団で登下校すると同じように皆さんとほかに見る人がいる中でやるとか、いろいろな手があるかと思っていますけれども、今、皮肉なことに年末の交通安全運動を今やっているところがございます。道路問題については非常に私も関心を持っております。先ほど課長が申しあげましたように、今年度についてはスケジュールが決まっておりますので、それを粛々と、なるべく早くやるということで実施したいと思っておりますが、来年度の予算を組む中でいろいろご相談しながら優先順位をめりはりをつけて進めていくということを考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

10番（中嶋君） またまた町長にいいご答弁をいただきました。先ほど課長が申したとおり、やはり計画がありますからよくわかるんですが、その中においても町長が言われましたように、めりはりをつけてやっていきたい、また優先順位をきちっと考えてやっていきたい、そしてまた、そんな方向づけでの予算組みのようなことが伝わってまいりました。ぜひひとつ先ほど町長も言われましたように交通事故で亡くなった方がおったようでありまして、特に今の町道であります産業道路で、ましてやかわいい、これからの坂城を背負って立っていく小学生、中学生の子どもたちがあそこで絶対に事故が起きないように、ちょっと話がおかしな言い方ですが、今の時点では祈るしかないと思っています。祈っていたのでは私はいけないと思います。そんなことはすぐ手をつけていただくようにやっていただきたく思います。ただ、町長からはよいご答弁をいただきましたので、ぜひひとつ頑張ってもらいたいと思います。

3. 町を元気に

イ. プレミアム付商品券に町の補助を

去る11月29日、総務産業常任委員会と商工会役員との懇談会、これは伝統ある懇談会でありまして、鈴木会長からも言われました「いろいろな会があるけれども、議会と商工会でこんなに長く続いている懇談会はない」と、そのようにお褒めの言葉をいただきました。その中で役員の方皆さん全員出席の中で我々にいろいろなご提言をいただきました。

その中で特に私が思ったのは、プレミアム付商品券について商業部会より話が出まして、今年の3月には2,400万円分、これは10%のプレミアムをつけて町より100万円の補助をいただき、行ったということでありました。これは町民の皆さんに大分好評でありまして、発売当日に売り切れ、完売をしてしまったということでありまして、商工会、そしてまた町民の皆さんは大いに喜んだというお話をいただきました。それでありまして、とに

かく今、大変疲弊している町、そして町民を元気にするために来年度も補助をし、商工会とタイアップしてプレミアム付商品券の総額をアップいたしまして200万円ぐらいの補助はできないかをお尋ねしたいと思います。

なぜそういうことを言うかといいますと、約100万円の補助でもって2,400万円ぐらいのことができたので、200万円ぐらい町の方で補助を差し上げれば5千万円ぐらいの10%のプレミアム付の商品券ができるのではないかと私は思うものであります。そうすると、商工会、そしてまた町民の皆さん、2倍喜ぶと思いますので、ぜひこれはやっていただきたいと思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

産業振興課長（小奈君） 私の方から3の町を元気に、イのプレミアム付商品券に町の補助をについてご答弁申し上げます。

今年3月の10%特典を付した商品券の発行、また11月には5%特典を付した商品券の発行といずれも好評の中完売になりました。発行にあたっては商工会商業部会を中心に先に行っていた一堂に会してのお客様大感謝祭の代替案として、町商業者として日ごろご愛顧いただくお客様への感謝を表したいと盛り上げられたものでございますが、現在、次の発行等についてはお聞きしていないところでございます。

なお、発行による効果は町内南条の店舗に30%を超える発行券が集まるという偏りはあるものの、加盟している店舗からは実施してよかったとの声が出ているとお聞きしているところです。また加盟店舗には食品関係が多いため、使用範囲が限られることなどの課題も実際に使われている方からお聞きするところでございます。

このような課題に対応し、発行元となる商工会でも加盟店の充実を図るなどイベント的な商品券発行だけでなく、常に使っていただく商品券としての価値創造に努めているところでございます。このような商品券の価値そのものを高める努力を支援することをまず町として第一としまして、プレミアム付商品券の発行については主体となります商工会で具体化のお話が出てきたところで町としての対応を検討していきたいと考えているところでございます。

10番（中嶋君） 今課長からのご説明がございました。よくわかっております。先ほども申し上げましたように、今年の23年3月の発売では、先ほど申し上げたように約2,400万円、10%のプレミアム付商品券。それから先ほど、私、これはあえて言わなかったのですが、これは当然町の補助はしておりませんが、商工会のご努力で5%のプレミアム付の商品券を出したことは私は重々承知しております。ちなみに私も買ってありますから。6万円でした。もっとたくさんと言ったら、そんなにはだめだと、1人6万円だというような規則があるようでありました。ただ、私も心配になりましたので何度かお伺いをしまして「売れ行きはどうか」「売れ行きが悪くて困っちゃったわい」と。「どうしてだい」と言ったら10%のときは、先ほど申し上げましたように1日で完売してとてもよかったんだ

けれども、「5%だとやはり売れ行き悪いわい」と。しかもそのところではイベント的に宝くじのような番号もつけてありまして「期限がある程度あるところで売り切ってしまうなければちょっと困ったことになるんだ」なんていうようなお話がありました。私も大いに近所の皆さん、それから議員の皆さんたちにも「買ってやってくれや、おい」なんていうようなことをあっちこちで話をいたしました。それで最終的なお話では、もちろん商工会のご努力がありまして1カ月かかって完売ということを知っております。

先ほど課長はすぐ完売したようなお話に私はとれたんですが、中身を精査して考えてみれば、すぐ売れたのは坂城町で100万円をお使いになって10%のときはすぐ売れたということは事実であります、その後商工会でやった5%は売れ行きが悪かったという認識をお持ちいただかなければいけないと思っております。本当なんですから。ということは、これだけ坂城町が疲弊しているということなんです。だからこそ私が言いたかったのは、何億円もかかるようなことではいけません。数字的なことではなんです、100万円か200万円ぐらいで町中の人たちが大喜びで1日で売り切ってしまうと。ましてや町長、今回一生懸命いろいろなご努力をなされてセブンイレブン、それからアリオの関係で坂城町へ移動販売と、こんなすばらしいこともやっていただきまして、これは特に、この言葉は町長は嫌いだと言っておりましたが、弱者論はあまり置いておいてもいいとは思いますが、そうは言いましても、逆にそういうところへ行った移動販売の方でもプレミアムなんか売れるような方法をとっていただければ、よけい、ちょっと言葉は悪いですが、買い物弱者のおじいちゃん、おばあちゃんたちもうんと喜ぶと思う私は思います。それこそ若い人が「じいちゃん、ばあちゃん、いいのを買ってきてくれたで。町でまたこんなことやってくれたから10%還元あるプレミアムの券だわい。これも今度は使えるように町と商工会で話をしてもらってやったから今度は移動販売が来たときにこれを使いたい」なんていうようなふうなことになれば、よけい手が届くのかなと、こんなふう思うものであります、私は今年100万円やったから来年は200万円どうだと言っておるんですよ。もう一回課長に、やるのか、やらないのか、ご答弁を願いたいと思います。

産業振興課長（小奈君） ただいまのご質問ですが、今年3月の10%特典、これにつきまして商工会事務局ともいろいろとその後の動き等ご相談しているところでございます。なかなか多大な経費がかかる中、商工会の部分の経費も大きくかかります。そういう中で継続はなかなか困難ではないかなというお話も聞いているところでございます。なかなか市町村で継続して実施しているところはないというお話でございます。そういう中で、まず主体となる商工会で、これについては具体化の中での検討がまず大事かなと考えておるところでございます。

10番（中嶋君） 何か私最近、年のせいか耳が悪くなって、やらないと今聞こえませんでしたけれど

も。そんなご答弁でよろしゅうございますかね。何かそういうふうに私は聞こえちゃったんです。えらい年取ると悪い方へ聞こえるもんで。

私に言わせれば、今申し上げましたように、先ほどから何度も言っていますように、やはり喜んでいただけるようなことを町側としてもやるようなふうなお考えだけでも持っておいていただきたいなというふうに思います。

私が思うのは、それは商工会の努力だって当然のことですよ。おんぶに抱っこのようなことは、そんなことは困りますよ。だけれども、先ほど申し上げましたように、こんなに人気があって1日で完売するようなことをもう少し、この疲弊した時代ですよ、これからまた右肩上がりで景気がよくなっていく時代でしたら、そんなことは私申し上げませんけれども、とにかくこんなような疲弊したような時代ですから、商業部会の皆さんにやはり、商業部会の皆さんの方からこんなようなお話が出た流れもございますので、決して私個人的に一人でもって今ここで力んで物を言っているわけではありませんよ。先ほど申し上げましたように、長年の今の総務産業常任委員会、我々議会と、それから商工会の懇談会の中でそのようなお話が出たので、ここで町の姿勢を私はお尋ねをしておかなければいけないと思ったので一般質問の中へ入れさせていただいたということでもあります。ですから、そのようなことを鑑みて私の言いたいことは、そういう体制をとってもらえるお気持ちがあるのかということによるしゅうございます、そういう気持ちがあるのか、もう1度ご答弁をお願いいたします。

産業振興課長（小奈君） 事業者の、これは事業として考えた場合、主体となる商工会、これと協調し、相談の上取り組む事業と考えているところでございます。そういう中で、まず商工会の方がまず主体でございまして。そういう中での商工会との連絡、相談という形で展開をまた検討していきたいと考えます。

10番（中嶋君） 課長、おっしゃるとおりです。当然この仕事は商工会のやる仕事です。これは当たり前のことです。だから、これ、もし町がやるというお仕事でございましたら、もうすぐ私言いますよ、やれよと。明日からやれと。みんな手を挙げる。そうでなくて商工会のお仕事でありますと。けれども現に坂城町は100万円補助しているじゃないですか。今年度は。こんなにみんなが喜んだことだから私は来年度もどうでしょうかとお尋ね申し上げているんですよ。

商工会の仕事ですよ、これは。今年度100万円出してうんと喜ばれたから、なお町の方で本来言うべきじゃないですか、「継続したらどうでしょうか」と。何か課長のご答弁を伺っていますと、向こうから言ってきたらやってやろうじゃないかというような。何かそういうふうに私、とれちゃうんですよね。だから、そういうことではなくて、やはり商工会に逆に「よかったじゃねえかい。10%のときは一気に売れた。この間の話を聞いたら10月にまたやったときには5%でやったけれども、売れ行きが悪かったじゃねえかい。それじゃまた

来年度もひとつ町の方も考えてみるわい」と、このぐらいのお話があっても私はいいと思ったのですが。これ以上課長と私やっていれば、また町長に「堂々巡りじゃないか」なんて一喝されそうですので、町長にご答弁をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（山村君） 中嶋議員さんのご質問にお答えします。

私、前に申しあげましたけれども、坂城町で一番強い力を入れなければいけないのは商業だと思っています。工業関係の工場260あると言われてはいますが、皆さんといろいろな形でお会いをしてお話をしております。しかしながら、私の努力不足で商業の方々とはあまり接点がないんです。

実は先日のイトーヨーカ堂あるいはセブンイレブンの移動販売を始めるにあたって、前にも申しあげましたけれども、商業部会、今のお話の商業部会で説明させていただいてご了解を得たということなんですけれども、そのときからずっといろいろな機会でも申しあげているんですけれども、今まさに中嶋議員がおっしゃられたような商業の活性化というのはいろいろな知恵を使ってやらなければいけないと思っています。今、小奈課長の答えというのは来年度予算を100万円つけるのを約束しろと言われると今は困るということなんでしょうけれども、一緒に議論してやっていこうということでございます。私もできれば商工会の商業部会の皆さんとじっくり膝を接して話をしたいと思っています。

私の今までのビジネス経験、感覚から申し上げますと、今年100万円町から出したならば来年は0です、本当は。自分でやらなければいけないんです。いろいろな知恵を出して。それを来年200万円にしよう、300万円にしようといったのでは商業自体が僕は壊れると思っています。というような感覚を持っています。今までのビジネス経験で、やはりいろいろな知恵を使って頑張らなければいけない。

この前も移動販売のときにも人が集まり、物が集まってくるんだから、そこがチャンスだととらえるかどうかなんです。来るなというのではなくて。例えばプレミアム券を工夫されて出された。さっきイトーヨーカ堂の移動販売でも使えるようにしたらどうかと言うんですけれども、私はプレミアム券の発想というのは坂城町の中に金を落とすということだと思いますから、イトーヨーカ堂の商品を買うためにやるのも、向こうはノーとは言わないと思いますよ、交渉次第で。でも、ちょっとどうかなという感じがします。それよりも例えば坂城町の中で使える共通カードを発行するとか、共通カードの値付けで10%割引いた形で坂城町のどの店の何を買っても割引になる共通カードをつくと、これはいろいろな自治体、いろいろな都市で工夫してやっていることです。

それから、もっとネットワークを結んでいろいろな町の商店の人が共通のサイトをつくって、どこからでも全国から物を買えるような共通のサイトをつくるか、いろいろな知恵が

あると思います。ぜひともそういうところをいろいろご相談しながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

10番(中嶋君) なかなか町長もやはり、私よく言っておるわけでございますが、民間出身の町長でございます。なかなかいい視点で物をお考えになっているなど。私も安易に言ったつもりではありません。やはりいいことは倍増だという、それこそ大昔の話ですが、池田勇人の倍増論ではありませんが、いいことはどんどん増やせと、こんなような私は発想で物を申し上げたわけでございます。なるほどやはり町長のお考えも私「ああ、そういう考え方もあるのかな」というふうに認識をさせていただきました。

ただ、先ほどちょっとお間違えになってもらうと困るんですが、イトーヨーカ堂で商品券を使うという意味ではなくて、坂城町へ入り込んでいる移動販売者のところのみ使えるようにしていただければありがたいのかなというふうに思ったわけです。もちろんセブンイレブンも含めてですね。もちろん地域のセブンイレブンさんはみんな商品券使えますよ。そうではなくて、移動販売のときのセブンイレブンのそこでも使えるような施策をとっていただければありがたいかなと。

なぜそういうことを言うかといいますと、やはり坂城町ももちろん商工会、こういう言葉もあまりよくないですが、弱小的な商業の皆さん大勢います。そういう皆さんのところを守るという観点もございまして、ただいせやさんも商工会へ入っていますからということで、あそこも全部、いせやじゃなかったか、すみません、ちょっと間違いました、その上の階でした。下はベシアでございました。ベシアでも使えるようになって「あそこでたんと使われちゃうわな」なんていうようなお話もあるようなことは聞いております。でも、そうは言いましても、やはり坂城町、総合的なことを考えれば、そういうところで使いやすくなっているプレミアム券だとは思っております。

それから、これはもしあれでしたら、この場所ですので、せつかくでありますので、住民の皆さん、やはり商工会とうまく手を結べるようなことを町が介入でもして「農協でも使えるようにしてもらえればありがたいな」なんていうことは町民の皆さんからよく聞く言葉です。私は町民の皆さんには「いや、ちょっとこれは商工会の関係と農協だから団体が違うから難しいんじゃないか」ということを申し上げましたら「いや、そのところを町の皆さんにでもお考えいただいて、うまく、三者会談じゃないですが、やって、そこで使われるようにしてもらえれば具合がいいわな」と。そうすると、先ほど課長もおっしゃっていたようにプレミアムがついていない商品券もこれは坂城町中流通しております。それも今の農協が使えればありがたいなということの観点から見た話であります。

時間も大分あれしてきましたので、町長、とにかく町長の先ほども言っていましたけれども、商業部会の皆さんとお話し合いをして、さっきの町長論でよろしゅうございます、100万円

やったよと。この次はみんなで努力してやって、いい方向づけで売り上げが伸びていくようにと、こんなようなお話をまたしていただいて、ちょっと言葉は悪いんですが、ご納得するような方向に持っていただければありがたいのかなと思いました。

でも、そうは言いましても、もう一言言っておきますが、私からの気持ちとしては、もう1回ぐらいはやってみたらどうかなということは私の気持ちとしてはお伝えをしておきたいと思います。200万円に限らず、100万円ぐらいでもよろしゅうございますので、来年度もう1回ぐらいお考えになっていただければありがたいかなということをお願いしておきたいと思います。

さて今年最後の12月議会、一般質問をさせていただきました。町長におかれましては4つの公約のもと、すぐできるもの、長期的にやっていくものと今議会の中で具体的に話が聞けて町長の考え方が大分私は見えてきたように思っております。夢のある話や当然やっていかなければならないような事業など来年も大変多難な年になるかもしれませんが、昔から町と議会は両車輪と言われております。町民益を一番に考えて是々非々の中で頑張っていこうではありませんか。

最後に一句添えます。「スマートにぶどうつぶしてまちおこし」「スマートにワイナリーとまちおこし」こっちの方がいいかな。これで今年最後の私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時51分～再開 午前11時02分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、8番 入日時子さんの質問を許します。

8番（入日さん） 地震や洪水、原発事故など災害が多かった2011年も終わろうとしています。世界人口が70億人を超え、地球への負荷はますます高くなっています。命の源であるこの美しい地球を守るために、私たちは今こそ知恵と力を出し合うべきだと思います。それなのにコップ17で日本政府は京都議定書の延長に反対をしています。目先のことしか考えない、全く恥ずべき行為です。主要排出国のアメリカや中国が排出規制に参加していないことも大いに批判されています。今朝の新聞に中国とインドも各国に批判され、2020年から目標値設定に参加する意向をやっと表明したと載っていました。もっと早い参加を望みたいところです。坂城町でもスマートコミュニティの調査研究が始まります。エネルギーの地産地消ができればすばらしいと思います。

今、日本は金融不安、原発事故による汚染、食料自給、景気の低迷など問題が山積しています。地球温暖化やヘッジファンドなど世界規模で考えなければならない問題も多くあります。そんな中、野田総理はTPP参加を表明しました。与党内でも反対の声が上がっていま

す。塩入議員も質問したように、関税撤廃は醤油や味噌、ケチャップなどの調味料や缶詰製造業、ジュース、ワインなどの飲料業など日本の加工業を壊滅させます。メキシコは関税撤廃で失業者が600万人と予測していましたが、実際には900万人も失業者が増えました。日本もTPPに参加すれば失業者を増やし、景気はますます悪化します。TPP参加は日本経済を破綻させ、人命を脅かし、日本を亡国へと導くものです。全国町村長会でも反対の決議を上げました。世論の力でTPPを阻止する必要があります。

前置きが長くなりましたが、私が今年最後の一般質問のトリとなります。町民が希望を持って新年を迎えられるように、簡潔で実効性のある答弁を期待して質問に入ります。

1. 婦人消防隊について

イ. 婦人消防隊は必要か

坂城町婦人消防隊設置要領では、任務として家庭における火災予防思想の普及徹底、安全な火気取り扱い及び自主防災診断、昼間の火災消火、消防署への早期通報となっています。しかし、今、女性も仕事を持っており、自宅にいるとは限りません。また火を取り扱うのは女性だけではありません。2011年の消防年報によると、坂城町の火災の原因は、たき火が2件、ストーブが2件、電気配線関係が2件となっています。火災予防は全員が注意すべき問題だと思います。料理をするのは女性だから、主に火を使うのは女性だという固定観念にとらわれているのではないのでしょうか。各区には自主防災組織があります。その上さらに婦人消防隊が必要なのか疑問に思います。

出初式にも毎年、地区割で参加が義務づけられています。戸数の少ない区では高齢でも役が回ってきて、やらざるを得ないのが実情です。「1月の寒い中、膝が痛いのに早朝から出初式に出て歩くのがつらい」という声も聞いています。「なぜ婦人消防隊が出初式に出なければならないのか。出る必要はあるのか」と何人もの人に聞かれました。

出初式には出動交付金も支給されます。1人2千円で昨年度は164人分で32万8千円でした。婦人消防隊運営補助金も1年間で1人当たり1,100円支給されます。昨年度は671人分で73万8,100円です。合計106万6,100円になります。町にとって些細なお金かもしれませんが、婦人消防隊をなくし、地域の自主防災組織や備品の整備に使った方が効果があると思います。婦人消防隊の必要性について答弁を求めます。

町長（山村君） 入日議員さんの質問につきまして、全体的な考え方を述べます。

今お話ありましたように、今年は特に3月の日本においての東日本大震災、長野県北部の地震、被災された皆さんが互いに協力し、支え合い、復興に向けた歩みが進められている中で、自分たちの町は自分で守るといった地域ぐるみの防災活動の重要性を改めて認識されているところだと思っております。

坂城町に来ていろいろなことを考えました。例えば男女共同参画という動きがあります。

坂城町は本当に男女共同参画になっているかどうか、いろいろな取り組みをこれからもしなければいけないというふうに思っております。消防についても僕は同じだと思っております。これは男の消防団はあると、それに任せておけばいいという話ではないと思います。確かに地域の地区でのいろいろな消防活動があると思います。婦人消防隊の活躍については、入日議員も今度の震災でいろいろなテレビあるいは新聞でご覧になっていると思います。めざましい活動をしておられるところがいっぱいあります。単に火災だけではなくて日ごろの予防措置といいますか、お年寄りでなかなかお出かけになるのにご不自由な方を婦人消防団の方が日ごろ回ってサポートするというのも、単に火の予防、消防ということではなくて、いろいろな活動をされていると伺っております。

町内におきましても婦人の消防隊の皆さんの日ごろの活動には心から敬意を表します。私も7月に婦人消防隊の皆さんと一緒に避難所設営訓練ハグ（HUG）の研修、トレーニングに参加しました。2時間を超える訓練でしたけれども、皆さんが非常に熱心に取り組まれておりました。避難所設営訓練、これはいわば男どもに任せてもなかなか難しい面がいっぱいあります。それを研修を受けていただくということで、夜の時間でしたけれども、非常に熱心にやっていただきました。

この訓練の中で感じたことは、災害時には特に子育てやお年寄りの介護などを経験されている女性視点での対応が必要な問題が数多く発生するということであります。その解決には女性の方の力が不可欠になることが考えられます。このような経験をされている婦人消防隊の存在に心強さを感じた次第でございます。

そこで隊員の皆さんに一層の活動意識を高めていただくために、これは実施計画の中にも入れているんですけども、来年度にもう少し機動性を重視したユニフォームを各婦人消防隊の方にお渡ししてはどうかということも考えています。何かというと、法被と頭巾で活動されるわけですけども、なかなかあれを日常活動でお使いになるというのは抵抗があるという方がいらっしゃいます。ほかの自治体ではTシャツとジャンパーで後ろにかっこいい標語をつけて日常の活動はそれを着ていただくというようなこともやっておられると聞いております。これは予算のことなので皆さんとまたご相談することになると思いますけれども、来年度にはこのようなユニフォームを婦人消防隊に整備することを考えております。あわせて婦人消防隊のイメージアップを図り、地域における自主防災活動への理解をさらに深めていきたいと考えております。

災害発生時におきましては、特に女性や高齢者、小さなお子さん、妊産婦など災害時の要援護者と言われる方への対応や配慮が不足してしまうことがあります。二次的な被害や負担が声を上げにくい、このような弱い立場の方に集中してしまう危険性があります。そのようなことのないように女性の方々の防災活動への参画というのを幅広い層の支援や理解のもと

推進してまいりたいと思っております。全体として私はこのように考えております。何卒ご理解をいただければと思っております。以上でございます。

住民環境課長（塚田君） 婦人消防隊は必要かについてお答えいたします。

坂城町婦人消防隊は現在、隊員数671名の隊員により町内全27地区に組織され、家庭における火災の未然防止、初期消火による人命、財産の損失防止を初め地区での消火訓練、防災訓練においてもリーダー的役割を果たされるなど地域における防火・防災の推進役として活動をいただいております。

婦人消防隊の活動は、まずご自身の家庭から火災を出さないことといった火災予防思想の徹底でございます。今年度は4月初めに不審火による連続火災が町内にごさいましたが、それ以降大きな火災はなく、特に5月から10月までの半年間は坂城町内の火災発生件数が0件でありました。これも婦人消防隊の皆さんの日ごろからの火災予防への取り組みのおかげと感謝を申し上げます。

災害は地域の高齢化や就業形態の多様化といった生活様式の変化に関係なく発生し、女性の就業率が上がり、社会進出が進んだ今日であっても住民生活の基盤は各家庭にあると考えます。婦人消防隊の皆様には引き続き各家庭における防火・防災を推進いただきますとともに、女性ならではの地域でのネットワークや高い情報コミュニケーション能力を生かし、独り暮らし高齢者世帯などの要援護者の把握や防火指導を行っていただくなど自主防災組織の中で地域全体の防災力の向上にお力添えをいただきますようお願いいたします。

出初式への婦人消防隊の参加についてであります。特に隊列行進などについては近隣の消防関係者初め多くの参加者から他に並びのいない威風堂々としていると絶賛されており、住民の防災に対する意識の高さ、防災活動の裾野の広さを示したものとして高い評価を受けております。

出初式は年頭にあたり防火・防災意識を高め、1年の安心・安全なまちづくりを進める上で非常に重要な行事と考えております。参加については婦人消防隊分隊長さんからのご意見を伺う中で地区当番制を敷き、また行進の距離を短縮するなどの負担軽減に努めておりますが、新年1月15日の実施に向けましても、分隊長会議等でご相談を申し上げながら調整してまいりたいと考えております。婦人消防隊の皆様には地域の防火・防災のため、引き続き一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

8番（入日さん） ただいま町長と担当課長から婦人消防の重要性をるる答弁いただきましたが、女性の方からの声を聞いたところ「火事の通報は女性に限らず誰でもやる」「消防署や消防団がいるので実際の火災にはやることがない」「区の防災組織で婦人消防の役割がはっきりしていない」「婦人消防隊がなぜ出初式に出なければならないのか、出る意味がわからない」「初期消火や消火器の取り扱いが区の防災訓練でやっている。婦人消防と重複するので婦人消防

は必要ない」「婦人消防に使うお金をもっと他に有効に使ってほしい」「勤めている人が多いので昼間の消火活動や通報はできない」「消防団は個人の意思で任意加入だが、婦人消防は輪番制のため高齢になっても役が回ってくる」等の意見が出されました。消火器1基に3人という基準があるため戸数の少ない区は高齢になっても役が回ってくればやらざるを得ないというところがあります。町民の高齢化率が上がる中、この傾向はますます増えていきます。

阪神淡路大震災でも今年の大震災でも近所の人助け合いが力を発揮しました。日ごろの結びつきが重要なポイントとなっています。婦人消防に限定するのではなくて地域の自主防災組織に力を入れるべきだと思います。長野市や上田市の都市部では既に婦人消防隊はありません。坂城町でも中之条の自主防災組織のように消防団OBが頑張るところも出てきました。自分たちの地域は自分たちで守る、婦人もその中で一緒に活動すれば、あえて婦人消防隊をつくる必要はないと思います。

月見区は2年間、区長と話し合う中で来年度から婦人消防隊をなくします。婦人消防隊の役員の方が区長に「婦人消防隊がなくて困ったことがありましたか」と聞いたところ、区長は「困ったことは特にな」と答えました。自主防災組織がしっかりしていれば困ることはないのです。災害が起こったら地域みんなで助け合う、それが人情です。婦人消防があるかではないと思います。既存組織だからなくせないというのではなく、時代に合った柔軟な考え方が必要だと思いますが、再度答弁を求めます。

住民環境課長（塚田君） ただいまのご質問について、るる説明をいたしますと先ほどと同じ答弁になってしまいますのであれですが、まず婦人消防隊が自主防災組織の中で必要でないかという問題でございますが、ほとんどの自主防災組織の中には婦人消防隊が組み入れられております。それはなぜかといいますと、やはり婦人の力というものが各地域では大変大切にされているというふうな認識があるかと思えます。

今お話のありました月見区に関しましては、今まで過去に大きな火災とかそういうものがあつたというふうなことはあまり記憶にないわけですが、それだけ皆さんの防災意識が高いという地区だと思います。そういう場所でありますから、多分婦人消防隊の役目はないのではないかというふうなご意見が出たのではないかというふうに感じます。

3・11の東日本大震災等を見ていただければわかりますように、やはり最後は地元の近所の人たちの力がなければ命は守れないというふうに考えます。そういうようなこともございますし、特に自分の命は自分たちで守る、地域で守る、そういう意識を持っていただきたいということで婦人消防隊の役割というものを地域で考えていただければよろしいかと思えます。

町といたしましては、婦人消防隊については講習会を開くなど、その講習会で学んだことを地域に戻って、それを役立ててほしいということで行っておりますので、何分ご理解のほ

どよろしく願いいたします。以上です。

8番（入日さん） 課長も地域のことは地域で守ると、自主防災組織の中には婦人消防も含まれているんだという話がされましたので、やはり婦人消防隊独自の活動ではなくて、地域の防災組織の中に婦人も一緒に入ってやるということで、婦人消防隊独自につくるという方向づけは考えていかなければならないのではないかと、そのことを申し上げておきます。

2. 保育料について

イ. 階層区分の細分化を

2010年6月議会でも保育料の質問をしました。国の基準額表に準じて実施しており、国の基準額より低く定めているという答弁でした。今年から15歳までの年少扶養控除が廃止されます。16歳から18歳までの扶養控除も63万円から38万円に減額されます。そのため所得が昨年と同じでも所得税が上がる予想されます。所得税が上がると国保税や保育料にも影響します。

保育料の22年度滞納者は20人で、滞納額は188万7,670円でした。滞納者の所得階層はD2が11人、B2が4人、C2が3人、C1、D1が各1人です。今年9月までの滞納者は23人と昨年より増えています。所得階層はD2が16人、D1が4人、B2、C1、D4が各1人です。D2階層の所得税は4万円から17万8千円と幅があります。平成19年度の所得税法の改正に伴い、D1からD4階層については保護者の負担が増えないように町も対応しています。D1からD3階層を細分化し、保育料を安くすれば保護者の負担が減ると思います。それで滞納がなくなれば職員の負担も軽減されます。

現行D1は所得税が4万円未満となっていますが、二分化し、2万円未満と2万円から4万円未満とします。保育料も3歳未満は2万5,500円ですが、2万円未満は2万円に、4万円未満は現行の2万5,500円にします。3歳以上の2万円未満は1万7千円、4万円未満は2万2,900円、D2階層も4万円から10万3千円の階層をつくり、3歳未満は3万1千円、3歳以上は2万4千円にします。D3階層も17万8千円から28万円の階層をつくり、3歳未満は4万3,800円、3歳以上は2万6,700円とします。

そしてB2、C1、C2の階層の見直しも必要だと思います。この表ですが、こちらが現行で赤い字で書いたところが私の考えている私案です。町民税非課税のB2階層までは保育料が無料ですが、同じ非課税でもB2階層だと3歳未満は7,600円、3歳以上は5,100円です。せめて未満児は5千円、3歳児は3千円ぐらいにならないか。町民税非課税のC1世帯だと未満児で1万5,700円、3歳以上は1万3,100円です。障害者や母子家庭にとっては高い保育料です。未満児を1万円に、3歳以上児は7千円にならないか。C2階層の未満児を1万6,500円から1万3千円に、3歳以上児を1万4千円から1万1千円にならないか、お伺いします。

福祉健康課長（塚田君） 保育料について階層区分の細分化をということで、議員さんの具体的な案を示していただきながらご質問をいただいたわけであります。

この関係につきましては、これまでも何度かご質問をいただいております。それと繰り返しになる部分、ちょっと冒頭申し上げてまいりますけれども、当町におきましては、先ほど議員さんもおっしゃってございました、国における保育料の基準額表にあわせまして、現在9階層というところで行っております。以前は12階層でありましたが、前になります、平成14年4月から、これは保育園等運営委員会のご意見をお聞きする中で国にあわせた形で9階層、現行の形に変えてきたという経緯がございます。それ以降、国の税源移譲によりまして所得税法の改正が行われたということに伴いまして、今ご質問の中にありましたが、D1からD4階層までについては所得税額によって保育料を定めております。こちらに影響がないようにというようなことで、この基準額表中の所得税額の改正を行ってきたところであります。

ご質問の中にありました、今年、いわゆる若年層の扶養控除の関係がなくなるというような中で所得税額が自動的に所得が変わらなくても上がってしまうということがありますけれども、それにつきましても影響のないような形で扶養控除があった場合というようなことで所得税額を修正をいたしまして、これまでと変わらない形の運用ということで、そんな対応をしてまいり予定しております。

町の基準額につきましては、国の基準額の85%以下というようなことで、これまでもご説明をしております。現行それを維持しているわけでありましたが、D2階層あるいはD3階層の3歳以上児の保育料につきましては、現行の町の保育料は国の基準の約45%から63%程度というようなことでなっております。

ご質問にありました保育料の滞納の関係のお話でしたが、22年度の決算を見ますと、現年度分保育料滞納者のうち約半数の方がD2階層の方でございます。幅が広いというようなことで実際にはD2階層に該当する児童も全体の半分近くいらっしゃるということですので、そんなことでD2階層の方が多くなっているということでもあります。

滞納の要因につきましてはいろいろさまざまございまして、一概に保育料が高いからということではないのかなというふうに考えております。しかしながら、国基準で言う第5階層、第6階層、町で言うD2階層、D3階層であります、おっしゃるように大変幅が広いということでもあります。他の市町村におきましても細分化をしているところが、自治体が数多くございます。町におきまして基準額表について階層の細分化を進めるということにした場合、先に申し上げましたように、D2階層以上については国基準に対しての一定の減額率ですね、85%以下というふうに設定していますが、D2階層以上については、もっと減額率が高いといえますか、低く保育料が設定されているということもありますので、見直しをしていく

場合には、場合によっては現在の基準額よりも引き上げになってしまう階層も出てくるかもしれないということも考えられるわけであります。

具体的な案をお示しいただいたわけでありますけれども、ご質問いただきましたD2階層、それから所得税非課税でありますB2からC2の階層にとどまらず、階層区分全体のバランスをとっていくということも必要かというふうに存じます。近隣市町村の状況ですとか、そういったことも踏まえながら、また保育園等運営委員会のご意見をお聞きする中で、どんな形が一番ふさわしいのかということをも十分研究検討をしてみたいというふうにご検討しております。以上です。

8番（入日さん） 私、去年の質問したときと課長はかわっても答弁の中身が全然変わっていないという気がするんですけども、先ほど保育料を細分化している市町村もあるということも前回私の質問で言いましたので、それも認めていただきましたけれども、実際に本当に先ほど言いましたように4万円から17万8千円と非常に幅があるんですよ、所得税の。それで一番そこが滞納者も多い。やはりこれだけの幅があれば収入にもかなりの差がある。そういう意味ではD1、D2、D3階層というのはもうちょっと細分化して見直せば滞納者が減るのではないかと。そういう配慮をする必要があるのではないかと。

先ほど減額率が上がる階層も出てくるかもしれませんよという話でしたが、それは工夫次第で、できるだけ上げないようにすることはできるわけですし、やはり各町村がそういう階層区分したり、それから最高額もすごく低く抑えている市町村もあるんですよ。実際に3歳未満児、最高額、坂城町は5万1,800円ですが、2万円から3万円台の町村もあるわけですし、それは少しでも町村に若い人が住んでもらいたいと。それで子育てしやすい環境をつくりたいと、そういう意味で施策的なことでやっているんですけども、そういう坂城町も人口が増えない中で、そういうことも考えていかなければならないのではないかと思います。

それから保育料や国保税は前年度所得によって決まるので失業などによって収入が大幅に減った場合は払いたくても払えない場合が出てきます。そのようなときは保育料の減免条例の第9条の3で「当該年度に災害その他の事情で生計が困難になったとき」という条項に当てはまると思います。以前そういう相談に乗ってやったり、また支払いが困難な家庭には減免申請ができるということも保育士さんの方から教えてやったということもあるのですが、やはりそういうきめ細かな配慮が滞納を減らしていくと。そして滞納整理にかかる職員の労力だとか時間だとか大変なんですよ。やはりそういう職員の仕事の軽減ということも見ていく中では、できるだけ滞納を出さない環境、条件づくりを町が考える必要があるのではないかと思います。そういう意味で再度答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） お答えをさせていただきます。

こんな言い方をして失礼ですが、課長がかわっても立場は変わりませんので、そんなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

D2階層、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、幅が広いというのは事実であります。ですから申し上げたように該当児童も約半数ということになりますので、滞納者の割合も多くなってくるというのは分母が大きいのでということもありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

確かに他の市町村、いろいろ工夫してそれぞれであります。若干他市町村の状況も見ながらちょっと検討はしているところでもありますけれども、おっしゃったように国の基準で言いますと、最高額のところというのは3歳未満につきましては10万4千円という設定です。坂城町においては6万8千円ということで、ここだけ見ると60%ぐらいということになります。これだけ高額な所得税、これは所得税額が国で言うと73万4千円以上という区分がございますので、そんなに数多くはないかというふうに思います。先ほどもいろいろ階層別に議員さんの案を示していただきましたけれども、その辺のことも参考にさせていただきながら、他市町村の状況等も見ながら今後十分検討していきたいというふうに考えております。

減免の条項等も確かにございます。昨年度も20名の滞納者があったということですが、そういった形での減免の対象になるということの方はないというふうに承知をしております。滞納にはさまざまな理由がございまして、担当者の方で粘り強くお話をしながら滞納解消に努めているということでございます。現年分につきましては、子どもさんが実際に保育園に通っているわけでありまして、保護者の方と接触する機会も工夫次第ではとれるのかなというふうに思いますので、その辺は工夫をしながら、できるだけ滞納が発生しないように今後も努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。以上です。

8番（入日さん） 保育料については滞納を出さないように町としても細分化など、よりきめ細かな施策を考えていただきたいと思います。

3. 分館等施設整備事業補助金について

イ. 公民館新築補助金の見直しを

今年は鼠公民館が建て替えを行っております。町から分館施設整備事業補助金3千万円もらっても1件当たりの負担は十数万円になります。年金収入だけのお年寄りにとって大変頭の痛い問題です。地区によっては100軒未満の区もあり、建て替えたくても建設費が集まらないと困っている区もあります。坂城町の高齢化率も県平均より高くなっています。そういう中で公民館は区民の交流の場として大切な役割を担っています。

この間、議会報告会で各地の公民館にお邪魔しました。そこで「耐震診断で建て替える必要があるが、戸数が少なくて区民の負担が多くなるので建て替えできない。一律3千万円で

はなく、戸数の少ない区には上乘せを考えてもらいたい。区によって1軒当たりの負担金が多いところと少ないところがあるのは不公平だ」と言われました。確かに一理あります。町内で一番少ない区は55軒しかありません。公民館も昭和30年代から40年代に建てられたところがまだ多く残っています。公民館が老朽化し、建て替えを希望している区が現在3区あります。建て替えたいが、戸数が少なく、建設費が足りないので諦めている区も3区ほどであると聞いています。各区の公民館は第一次避難所になっていて災害時の拠点です。一律3千万円ではなく、戸数の少ない区は建設費の2分の1とし、限度額を上げる必要があると思います。

また「3千万円の補助金が毎年出せないで、1分館が新築すると3年ほど待たされる。建て替えの計画が進まないで困っている」という声もあります。築40年から50年の公民館は8カ所ほどあります。せめてあと8年ぐらいは公民館建設補助金を毎年予算化し、各区の要望に応えるべきだと思います。以上2点について答弁を求めます。

教育文化課長（柳澤君） 分館等施設整備事業補助金について答弁申し上げます。

各分館におかれましては、この制度の施設整備事業に係る経費10分の5以内、上限3千万円を限度として有効にご活用いただきまして毎年公民館等の施設整備を行っていただいております。平成22年度につきましては6分館、本年度も鼠公民館の新築を初め7分館から補助金交付申請が出されているところでございます。

新築に係る補助金の見直しということでございますが、最近の新築につきましては、平成19年度に大宮区が、本年度は鼠区で現在、新築工事を行っているところでありまして、この12月末に竣工予定でございます。両区ともにおおむねの工事費は6千万円でありまして、その財源につきましては町からの補助金3千万円と区民の皆さんなどからの寄附金や区の積立金を充当しているという状況でございます。

このように公民館の新築となりますと相応の建設費がかかるわけでありまして、地元の負担も応分にあるというような状況でございます。そうした中、建て替えを行った、あるいは建て替えを行っている区におかれましては、老朽化しております集会施設の建て替えについて長期的な視野に立ち、区民総会あるいは建設委員会等で検討を重ねる中で、地域の集会施設は区民のよりどころとして、また生涯学習、健全育成、伝統文化事業など地域でのコミュニティ活動の拠点として必要であるという地域住民の総意により建設に至っているところでございます。町におきましては、建て替え計画を事前にお知らせいただく中で公民館や集会所の建設年度に補助金を予算計上することをこれまでも行ってきたところでございます。

区の事情を配慮した補助という部分のご質問でございましたけれども、区によりまして100戸未満の区あるいは高齢者世帯の比率の高い区もあるということはございますけれども、例えば100戸未満の区について補助率を嵩上げするというような交付要綱の見直しに

つきましては、これまでの経緯などを鑑みますと、現状では厳しい状況と考えておるところでございます。公民館、集会所につきましては、各公民館の公民館活動はもとより区の行事ですとか各種団体の教室、レクリエーション活動などにも幅広くご活用されておりますので、地域住民に親しまれるコミュニティ施設として重要な役割を果たしておるところでございます。これからの高齢化社会の中で、地域コミュニティの拠点施設である公民館、集会所の果たす役割はますます重要となると理解はしておるところであります。バリアフリー化対応や耐震性を備えた公民館、集会所の改修は喫緊の課題であると考えておるところでもございます。

一方、当町における財政運営を考えますと、建て替えとなりますと、その特定財源の確保も当然必要でありますので、毎年1カ所ずつなどというような短期的に集中しての建て替えは難しいところもございます。耐震改修あるいは下水道の接続、バリアフリー対応の工事などについても、現状の補助金交付要綱で対応していくとともに建て替えを検討している地区、建設年度、建築規模等調整連携を図る中で整備事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

8番（入日さん） 先ほど一律3千万円の上限を嵩上げすることは難しいという答弁がありましたが、例えば55軒の区だと6千万円の公民館を建設するとしますと、3千万円を町から補助が出て残りを戸数で割ると1軒当たり約54万円になるんですよ。大体各区の今までの平均的な負担金は大体12万円ぐらいだと思うんですけども、それと比べると4倍になってしまうんですね。そういう点では一律3千万円という上限は一見公平的に見えますけれども、区によって1軒当たりの負担金がそれだけ差が出てしまうというのは不公平ではないかと。同じ町内に住んでいて、こっちの区は十数万円で済んだけれども、うちの区は40万円、50万円ですよとなると、そこに住んでいる区民とすれば何か納得がいかないかと、そういうふうに言われたんですよ。確かにそのとおりだと私も納得したんですけども、例えば町横尾も新築を希望しているんですけども、105軒しかなくて1軒当たりの負担金がかかなり高くなってしまおうと。それで建て替えるかどうか非常に今迷っているという声も聞いています。実際に300軒以上ある区と100軒ぐらいの区では負担金にかなりの差が出てしまうんですね。そういうことを考えると、各区に一律3千万円は公平なんですよというふうに今まで町とすれば思っていたかもしれませんが、そういう戸数の少ない区は区の運営自体も非常に困難になっている状況があります。そういう中ではもうちょっとそういう戸数の少ない区に関しては上乘せを考えてもいいのではないかと。

先ほどもバリアフリー化とか水洗化なども区の分館の補助金の中で対応してもらっていると言いましたが、ちょこちょこ古いところを直すと結構いろいろなお金が出てきてしまうので、古いところは一遍に建て替えてという希望もかなりあるわけです。そういう意味では先ほども19年度に大宮があつて、その後23年度に鼠だと、4年間あいてしまつて毎年3千

万円の予算化は厳しいという答弁でしたが、何十年も予算化をしろというのではなくて、要望がある年に関しては3千万円の予算づけをぜひしてもらいたい。これはやはり何年も待たされたら区民は余計高齢になって、それこそ収入が不安定になっていくばかりなんですよね。そういう意味では、これは町としても区は本当に区の公民館というのは何かあったときの避難場所にもなりますし、いろいろなレクリエーションや何かでお年寄りたちの本当によりどころになっているんですよね。そういう意味では、お年寄りが集まりやすいような洋式の水洗トイレだとかバリアフリー化というのは早急に考えていかなければならないのではないかと思います。再度、今度は町長に答弁をお願いいたします。

町長（山村君） 入日議員からご質問がありましたので、私の考えを述べます。

私は今までの公民館建設、これはおかしいと思っています。今までどおり27区に小さいところをまた建て直す、どんどん建て直す、これでいいのかと僕は基本的に疑問を持っています。町横尾の話を知りました。跡地が今、古田団地ですか、あそこの横につくるというお話も伺いました。あの大きさに本当に皆さん、避難するときの場所になるかどうか。私はそれよりも長期的な視野に立って、これは今勝手に私が思っている私案ですよ、皆さんにご相談しなければいけないのですが、複数区で大きな公民館をつくるということもあり得ないのかというふうに僕は思っています。近いところで。それで使い方に不公平があってはいけないですから、それは運営を考えなければいけないけれども、私は今のまま老朽化したから「はい、ここをつくります、あそこをつくります」というのはおかしいかなと思います。

今、入日議員さんがおっしゃるように鼠は3年間で3万円、約10万円ですね、今言われたように町横尾でやったら50万円かかると。これはおかしいですよ。じゃあ、行政が3千万円の赤字、6千万円払うのかと。僕はちょっと疑問に思っています。

来年度27の区の区長さんがみんなかわって新しい体制になると思います。私は、これは単に公民館の問題ではなくて、町が行政を一部依頼をしている任意団体の区制のあり方というのも含めて大きな立場でいろいろ相談したいと思っております。その中でも公民館建設があると思います。

私は、繰り返しになりますが、今のように、ここが老朽化した、ここが老朽化した、同じような小さいものをつくり続けるのかというのは疑問を持っています。以上でございます。

8番（入日さん） 各近い区で共同でという話もありましたが、実際にそういうあれだと、今、結構いろいろな公民館を使っただけのサークル活動が多いので、どうしてもかち合ったりとか不都合が出てきてしまうんですよね。小さくても自分の区に公民館が欲しいというのは区民の要望なんです。そういう意味では町長が1カ所にまとめて素晴らしいものという、そういう考えもあると思いますが、田舎では、田舎の結びつきというのはやはり重要なものがありまして、それでは納得しないという区民が多いので、ちょっとそういう考えは無理だと思

ますので、ぜひ予算づけの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がないので次の質問に入ります。

4. 循環バスについて

イ. 他市への乗り入れについて

町長は9日の吉川議員の質問に循環バスを上田市まで乗り入れ、上田の病院へ通院する人の利便性を図りたいと答弁されました。車を運転できない人には朗報です。

一方、26年度までに坂城駅にエレベーターを設置し、駅前の活性化を図りたいとも言っています。循環バスが上田まで乗り入れるようになったら、しなの鉄道の利用者は減ると思います。高齢者がバスに切り替えたら1億5千万円もかけてエレベーターを設置する意義があるのか疑問になってきます。病院だけでなく、アリオやイオン等への大型店へも寄ると噂されています。そうなれば町内の小売店は大打撃を受けます。今でも移動販売車が町内を回り、小売店の営業は大変になっています。町長は移動販売車が来る場所で町内業者も営業すればよいと言いましたが、家族だけでやっている小売店がほとんどです。販売車が来る場所に行つて営業できる人手も資金もないのが現状です。

この間、商工会との懇談会で商業部会から移動販売車への批判が出ました。「町長は買い物弱者に配慮したと言うが、我々も営業弱者だ」と言われました。配達をしたり手作りの惣菜をつくったり、地元の人に愛される店になるよう努力をしています。品揃えを増やし、食料品店として再出発した店もあります。町長は資本主義社会だから競争があるのは当然だと言いますが、大手スーパーのマツヤや西友が儲からないと撤退しました。そのとき頑張ってきたのが地元の商店です。その小売店を廃業に追い込むアリオやイオンへの乗り入れはやめるべきです。しなの鉄道や地元のタクシー会社の営業にも影響します。以前も上田駅と上山田への循環バスを運行していましたが、利用者が少なく、廃止した経過があります。循環バスが上田市へ乗り入れるのではなく、利用者にタクシー料金の補助を出す方が経費もかからないと思います。町長にイオンやアリオへの乗り入れを計画しているのか、そのことについて答弁を求めます。

町長（山村君） 今ご指名がありましたので、お答えします。細かくは担当課長からお話しします。

まず私、誠に残念なのは、入日議員は買い物に困っている方、病院に行くのに不便な方、その人のために闘ってこられた方ではないかと僕は思っています。誠に残念です。それからアリオに行くとか、そんなことは何も言っていないんです。それを推測で言われるのは甚だ心外でございます。

あと詳細につきましては担当課長からお答えします。

建設課長（荒川君） 他市への乗り入れでございますけれども、当町の公共交通機関といたしま

して町外のアクセスはしなの鉄道、そしてタクシーといった状況の中で町民の皆さんの移動手段の選択肢としてバス路線を上田市へ乗り入れてまいりたいと。また上田とするのは、先にご答弁でも申し上げてございますけれども、本年6月に締結をいたしました定住自立圏構想、この中で救急総合病院機能とのアクセスを図っていくと、町民の福祉向上ということを一に考えているというものでございます。

具体的に、そうは申しまして現在、北回り、南回り、12便運行しております2台のバスでやっていますが、その中の路線をやり繰りをして試験的に社会実験という中で1便ずつ乗り入れを試行してまいりたい。そういうことで考えております。以上です。

8番（入日さん） 町長の方からイオンやアリオへは考えていないという答弁がありましたので安心しましたが、この間の商工会との話し合いの中でそういうことを言われたと。非常にそうならば私たちが今一生懸命頑張っているのに移動販売車と続けてそういうことをされたのではダブルパンチだと、とてもとてもこれからの商売やっけないという切実な訴えがありました。それでお聞きしたんですが、病院関係だけだということであれば、これは私も納得いたします。

実際に資本主義社会は競争社会であり、弱者は淘汰されます。しかし、強者だけが生き残った資本主義社会は崩壊します。弱者を淘汰するのではなく、ともに生きられる社会にすることが政治の役割でもあり、国家が存在する意義があると思います。

ものづくりとして坂城町は工業に力を入れてきました。商業への支援は少なかったように思います。先ほどの答弁で町長は、一番に力を入れなければならないのは商業だと言われましたので、町長の今後の取り組みに期待をしたいと思います。町内の小売店を大切に、育てることは町民の協力が必要です。町としても啓発活動を行い、にぎわいを取り戻せるようなまちづくりを進めてほしいと思います。そのことを強く要望して私の質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。

ただいまから明日14日までの2日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日14日までの2日間は委員会審査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は12月15日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審査を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時58分)

1 2 月 1 5 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 塩 入 弘 文 君 | 8 番議員 | 入 日 時 子 君 |
| 2 〃 | 吉 川 まゆみ 君 | 9 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 3 〃 | 西 沢 悦 子 君 | 10 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 4 〃 | 塩野入 猛 君 | 11 〃 | 塚 田 忠 君 |
| 5 〃 | 窪 田 英 子 君 | 12 〃 | 池 田 弘 君 |
| 6 〃 | 塚 田 正 平 君 | 13 〃 | 柳 澤 澄 君 |
| 7 〃 | 山 崎 正 志 君 | 14 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 清 子 君 |
| 総 務 課 長 | 田 中 一 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| まちづくり推進室長 | 青 木 昌 也 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 天 田 民 男 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 小 奈 千 秋 君 |
| 建 設 課 長 | 荒 川 正 朋 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 白 井 洋 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 中 村 淳 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 5 5 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 5 6 号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 5 7 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 5 8 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 7 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 8 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 9 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 0 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 発委第 5 号 TPP（環太平洋連携協定）参加への撤回を求める意見書について
- 追加第 2 発委第 6 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について
- 追加第 3 発委第 7 号 生活の安心と福祉向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 8 号 ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求める意見書について
- 追加第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされております。これを許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありましたので、お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたします。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長(宮島君) 各常任委員会に付託いたしました請願及び陳情について、各委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手全員により)採択」

「請願第4号 バイオトイレ設置に関することについて」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手全員により)採択」

「陳情第2号 生活の安心と福祉向上を図る各種基金事業の継続を求めることについて」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手全員により)採択」

「陳情第3号 TPPへの参加反対を求めることについて」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手全員により)採択」

「陳情第4号 ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求めることについて」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手全員により)採択」

議長(宮島君) 日程第2、議案第55号以下日程に掲げた議案につきましては、すべて去る12月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第55号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について」

議長(宮島君) これより質疑に入ります。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第3「議案第56号 坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

議長(宮島君) これより質疑に入ります。

9番(大森君) 税条例の改正についてお尋ねいたします。

これは譲渡所得と配当所得に対する軽減税率を設けて2年間延長するという内容のものであるわけですが、これについて町内の町民の対象者は一体何人いらっしゃるのか。そしてまた、延長する理由は一体何なのか、ご説明願いたいと思います。

収納対策推進幹(春日君) お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、上場株式等の配当・譲渡所得に対する軽減税率の適用

期限の延長ということで、本則では20%、所得税が15%、住民税が5%ということですが、大変厳しい経済状況下ということで株式投資を促進し、日本経済を活性化することを目的として軽減税率の延長が25年の12月31日まで2年間延長されるという案でございます。

町内に該当者がどのくらいいらっしゃるかというようなご質問でございますが、こちらの方につきましては、確定申告をされた方の人数につきましては、庁内で把握しております。

その人数でございますが、上場株式等の譲渡益の確定申告をされた方64名でございます。それから配当の申告をされた方32名いらっしゃいます。それから、それ以外の配当所得につきましては源泉徴収されておるということで、県の方で一括、県の方に源泉徴収されたものが入りまして、町の方へは交付金ということで入ってまいりますので、そちらの方の人数につきましては、こちらの方ではちょっと把握しておりません。以上でございます。

9番（大森君） ただいま確定申告で64人、配当の関係で32名と。もうひとつは、町の税務担当で確認できない方、これは源泉徴収されて町の頭の上を通り過ぎて県に収納されるということなんです、これについてわからないということですから、どのくらいの方がいらっしゃるか、実際にはつかみきれないということだというふうに思います。

それともうひとつ、景気浮揚策というようなお話ですけれども、その辺の景気浮揚策、果たしてその根拠と申しますか、今までやってきて2年間また延長して景気浮揚策を考えていくわけですけれども、この間やって、その根拠みたいなことは政府なり、あるいは町の方ではつかんでいらっしゃるのでしょうか。もし、そういう根拠の資料があればお示し願いたいというふうに思うわけですが、それについてご答弁願います。

収納対策推進幹（春日君） その効果ということでありまして、特に国の方からこれをやったからこれだけ効果があったというような資料は示されておりません。ただ、これをやらなかったら、もっともしかしたら悪くなっていたかもしれないというようなことで、そういう予想というような結果でしかお答えできませんが、以上でございます。

9番（大森君） 最近の厚労省の雇用の点では、非正規労働者がこの5年間で3.5ポイント増えているというふうに発表しております。全労働者の34%で3人に1人だと、こういう公表しております。景気浮揚策で実際にはもっと悪くなっているかもしれないということですが、一方では働く人たちは無権利状態に放り出されているということは現実ではないかというふうに私は感じております。以上このことを指摘して質問を終わります。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

9番（大森君） 私は日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第56号「坂城町税条例等の

一部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

町税条例の改正の主なものは、非営利団体への寄附金の控除額の拡大と株式譲渡益等に係る特例措置の延長であります。特に問題とするのは、東日本大震災の復興財源を国民みんなで負担すべきときに、こともあろうに上場株式等の譲渡所得の10%を軽減税率、内訳は所得税が7%、住民税が3%、これを2年間延長するということでもあります。

本来地方税法の本則では、譲渡所得及び配当所得の20%、内訳は所得税が15%、住民税が5%である、これを10%に引き下げるということを2年間延長し、トータルで5年間の優遇措置を行うことは許されるものではありません。この減税措置は景気浮揚策との説明でありましたが、何らその効果を裏づけるものではありません。震災復興財源の確保と税と社会保障の改革で消費税の増税が行われようとしています。地方税法の追認とはいえ、富裕層には減税、庶民には増税を押しつけることを認めるわけにはまいりません。

以上、議案第56号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」反対の討論といたします。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

議長（宮島君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎日程第4「議案第57号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第58号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第59号 平成23年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

1 番（塩入君） 9 ページの款 3 項 1 目 3 庁用備品の中身というふうにありますけれども、この中身は具体的にどんなことであるかということが 1 点。

それから 2 番目に 10 ページですけれども、款 3 項 1 目 8 ですけれども、地域包括支援センターに関して介護用品購入費の支給ですけれども、具体的に何を対象にして支給されるのか。

ページ 11、款 3 項 2 目 8 の児童館運営費にかかわって樹木手入れとネットフェンスの工事は具体的にどこをやられているのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。以上 3 点お願いします。

福祉健康課長（塚田君） まず 9 ページの関係でございます。

老人福祉費の老人福祉一般経費、庁用備品の 50 万円についてでございます。これにつきましては、町民の方から高齢者福祉のためにというようなことでご寄附をいただきました。特定財源のところでございます。

内容といたしましては、車椅子、それと歩行用の補助車といえますか、そういったものを配置をしていきたいなというふうに考えております。夢の湯で今、貸し出しのために持っていますけれども、非常に重いものが多いというようなことで軽量のものを配置をしたり、公共施設、役場含めて今、不足している部分もございますので、そういったところに配置をしてまいりたいと考えております。

それから 10 ページの目 8 地域包括支援センターの関係でございます。

介護用品購入費の支給ということでございますが、主におむつですね、寝たきりの方のおむつ代について補助をしてございます。当初予算、ちょっと不足をしてきているというような中で今回 75 万円の補正をお願いをしているところであります。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 11 ページの児童館運営費に係る樹木の手入れ、ネットフェンスの部分でございます。

これにつきましては、場所につきましては南条の児童館でございます。9 月に補正予算で樹木の手入れの左岸をお認めをいただきまして手入れを完了したところでございます。手入れを終わったところなんですけれども、南条児童館、敷地が高いところに設置されておりまして、ボール落下防止のためのネットフェンスがヒマラヤスギにくくりつけられていたというような状況でございます。今回そのヒマラヤスギを伐採したことによりまして以前のようなボールなどの落下防止を図るネットフェンスが必要というような状況の中で、ネットフェンスを設置をする工事を予算計上させていただきたいというところでございます。以上です。

1 番（塩入君） わかりました。

2 番（吉川さん） 11 ページの款 3 民生費、目 10 子育て支援センター事業費の節 11 需用費、

子育て支援センター事業修繕料64万円の内容をお願いします。

それから14ページ、款、商工費、目3観光費、節、共済費の緊急雇用町内案内看板設置状況調査の42万5千円の内容をお願いします。

それと17ページ、款8土木費、目4公園管理費の節、工事請負費で遊具整備等工事56万4千円、これはどこの遊具の整備と状況、お願いいたします。

子育て推進室長（天田君） 私からは11ページ、子育て支援センター事業の修繕費につきましてお答え申し上げます。

こちらの方は子育て支援センターのところに設置をしてありますエレベーターの改修でございます。小さなお子さん連れ、またベビーカーでお越しの方々の利便性を図るためのエレベーターが傷んでしまったということでの改修でございます。

産業振興課長（小奈君） 私の方からは14ページ、15ページにかけておりますが、緊急雇用町内案内看板設置状況調査についてお答えいたします。

こちらにつきましては、坂城町外から来られる皆さんから町内の各施設の場所がわかりにくいという声も上がっている中、わかりやすい公共施設の誘導、これに向けて町内に現在設置されている公共施設案内看板の状況を、緊急雇用創出事業を活用して臨時職員1名雇用しまして実施をしていきたいというものでございます。事業費の中身につきましては、そちらにかかります賃金、社会保険料、それと消耗品でございます。

建設課長（荒川君） 私からは17ページ、公園管理一般経費の遊具整備等工事の関係でございますが、これはびんぐしの里公園に設置のFRPの遊具3体、それから文化センター西側、わんぱく広場のバネ式遊具の改修工事でございます。以上です。

2番（吉川さん） 理解いたしました。

3番（西沢さん） 7ページ、款2項1目6企画費の温泉管理事業の中の設計管理委託について、その内容をご説明いただきたいと思っております。

企画調整係長（中村君） 温泉管理事業の設計管理委託でございますけれども、これにつきましては、びんぐし湯さん館等の温泉施設につきまして、平成24年度10周年を迎えるにあたりまして大規模改修を計画してございます。そのための設計管理委託ということでございます。これにつきましては、今年度で設計委託、それから新年度分の債務負担で管理委託ということで実施をしていきたいということでございます。

3番（西沢さん） そうしますと、来年度に予定される事業の大まかな概略と申しますか、期間であるとかリニューアルの内容であるとか、およその予算的なものというのは今わかっているのでしょうか。わかる範囲でお答えをいただきたいと思っております。

企画調整係長（中村君） まず期間ということでございますけれども、来年度早々から7月ぐらいを目処にということで考えてございます。なるべくばら祭りの時期であるとか、そういつ

た時期には休館にならないようにというふうに設定をしていきたいというふうに考えています。

それから内容についてでございますけれども、10年が経過するという中で、やはり水回りの関係ですとか、屋根等修繕の必要な箇所がかなり出てきているという部分もございます。また10周年になりますので、施設の一部模様替えといいますか、そんなようなことも想定をしております。

具体的には大広間を一部椅子等にしていきたいという部分であるとか、玄関周辺、この辺の売店等の拡張、それから厨房の拡張など、また、こういう時期でありますので太陽光発電の設置も検討していきたいというふうに考えてございます。

具体的な大まかな金額でありますけれども、これは湯さん館の改修のための施設整備基金、これがおおむね2億円余でございます。これを活用していくということで計画をしておりますので、上限はその範囲ということになります。よろしく願いいたします。

4番（塩野入君） お願いいたします。まず7ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料に関連してお聞きをいたします。

今、有線放送や「広報さかき」の12月号で「あなたの経験をまちづくり」へという標語で社会人を対象とする平成23年度の町職員の採用試験、受験案内が出されて、来年の1月29日に一次試験がされる予定と、こういうふうになっています。その資格には、おおむね昭和50年以降に生まれた者で大学を卒業の資格を有し、企業等で1年以上の勤務経験のある者と、こういうふうにあるわけです。それで3点お聞きをいたします。

まず1つは、なぜ社会人を対象にしたのか。2つ目は、おおむね昭和50年以降に生まれとありますから、おおむね34歳以降というふうになりますけれども、34歳以下の者という年齢の基準をどういうふうに定めたのか、それをお聞きします。

3点目、企業等で1年以上の勤務経験のある者という条件があります。この条件をお組みになった理由をお聞きをいたします。

続いて、同じく目4会計管理費、それと8ページに項2徴税費、目1賦課徴収費のいずれも節13委託料、どちらもコンビニ収納に係る経費であろうかと思いますが、それぞれが具体的にどういうことをやろうとしているのか、また、この出ました金額算出の内容、それをお聞きをしたいと思います。

続いて、項3目1住民基本台帳費、一番下の方ですが、節13委託料の電算処理業務委託について、これも法改正に伴う住民基本台帳システムの改修委託だと、こういうことでありますが、その改修委託の内容、どうなっていますか、お聞きをいたします。

次に17ページ、款8土木費、項6高速道路対策費、目1高速交通総務費の節19負担金補助及び交付金について、これは町長のあいさつでも説明があり、概要はわかりましたが、

坂城駅エレベーター概略設計の負担金ということではありますが、負担金ですから多分しなの鉄道かどこかで設計するんでしょう。どこでどうするのか、その設計の内容がどういうものかということをお聞きをいたします。

続いて、項7地籍調査費の目1地籍調査事業費、節13委託費ですが、これは震災に伴う座標変換委託などの地籍調査事業と、こういうことではありますが、どんな状況になったのか、調査事業をやるのにどんな状況になって、どのように対処していくのか、これをお聞きをいたします。

それから款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費の18ページから19ページにかけて節13委託料の13005の調査委託と、それから19ページの15工事請負費で坂城小学校の焼却炉撤去等の工事ということのようではありますが、これをあわせて多分同じことで一緒にやるわけですが、これが469万3千円という大きな金額です。調査の委託と工事でどのように進めていくのかをお聞きをいたします。

もうひとつ、同じく19ページですが、13003実施設計委託、これは村上小学校の耐震化に伴う大規模改修の設計委託ではありますが、補正予算586万円、この程度で大規模改修の設計ができるのかどうか。この金額では少し少ないような気がしますが、大丈夫かどうか心配ではありますが、ご説明をいただきたいと思います。以上お願いします。

総務課長（田中君） それでは一般会計の給料の方からご説明を申し上げたいと思います。

職員採用の第一次募集につきましては、6月に広報紙、有線放送で募集をいたしまして、既に第一次試験は終了しております。今回募集につきましては、第二次募集ということで社会人を対象とした募集をしたということでもあります。

ご質問の1点目と3点目についてであります。今回の職員募集につきましては、民間企業等における実務経験を生かしまして即戦力として町の業務に活躍できる意欲あふれる人材を募集したということがあります。

それと2点目のご質問であります。役場の職員は今後、数年間定年退職者が少なく、定年退職者がいない年もある中で、毎年一定数の採用を行って現在の職員の年齢構成の不均等を解消をしていくということで考えております。特に昭和50年以降に生まれた34歳からの職員は特に少ない状況ですので、今回募集をいたしました。以上であります。

会計管理者（中村さん） 会計管理費の電算委託料についてお答えいたします。

この電算委託料につきましてはコンビニ収納システム導入の全体の支援をしていただく費用ということで計上いたしました。

具体的には、町の要望を反映した納税通知書等を設計し、その用紙の校正作業、また様式審査準備作業、修正がなくなった時点で様式審査の依頼、審査用の校正紙の手配、プリンターの設定、バーコード読取テストの準備、業務別の操作研修、それから管理情報設定作業、

印字内容の最終確認、稼働日の立ち会いなどコンビニ収納システム導入に対する全体の管理の費用ということでございます。以上です。

収納対策推進幹（春日君） 私からは8ページの総務費、賦課徴収費の委託費についてお答えいたします。

この委託費につきましては、平成24年度に導入予定でありますコンビニ収納に対応した税関係システム等の委託費用でございます。

主なものは、導入を予定しております普通徴収の住民税、それから固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、4税目と収納業務の計5つの業務についてのシステム改修費、それから管理情報の設定、それから全国14コンビニ本部とのテスト用紙ということで連続用紙が、それからカット用紙、督促状等の用紙の費用でございます。以上でございます。

住民環境課長（塚田君） 私からは款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の電算委託に係る質問についてお答えいたします。

こちらは住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月に交付されまして、それに基づきましてシステムの改修を行うものです。

内容といたしましては、外国人登録制度の廃止と、そういうことに基づきまして外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えまして、外国人住民の利便の推進及び市町村等の行政の合理化を図ることを目的といたしまして、平成24年7月に開始を予定するものでございます。

こちらの電算委託の内容でございますが、大きく分けまして4つの作業段階がございます。

1つといたしまして、外国人データの移行がございます。こちらは法務省から提示されますデータと外国人登録のシステムのデータを突合いたしましてチェックリストを作成するというような作業がございます。こちらで約180万円ほどかかる。

その後今度は住民基本台帳システムの改修がございます。外国人データ移行システムでつくりました仮住民票、これを住民基本台帳の方に突合せするというような作業がございます。このときにいろいろと外国人氏名として併記すると。例えば中国語で書いてあるとか、そういうものについてわかりやすくといいますか、登録を行うというような形がございます。また外国人の生年月日不詳というような問題もございます。こちらについても不詳状態の管理を行うというようなものもございます。一番大きいのは今までの住民基本台帳の様式から外国人のために新たな様式を作成するというような作業もございます。それが大体330万円ほどかかります。

その後今度は関連業務システムの改修がございます。これは固定資産税、個人住民税、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、印鑑登録、年金、学校教育、収納、福祉医療、子ども手当といったものと突合せするというような作業もございまして、こちらについても約

200万円ほどのお金がかかります。これらの作業を行った後、導入切り替えという作業が最後に待っております。これが約100万円ほどかかるというような内容でございます。以上です。

建設課長（荒川君） 私からは、しなの鉄道駅エレベーター設置の関係と地籍調査についてご答弁申し上げます。

まず、駅エレベーター設置工事負担金の関係でございますが、これはお見込みのとおり鉄道事業者しなの鉄道に協定を締結をし、町から負担金を申し上げて設置に向けた概略の設計をお願いをしていくというものでございます。

その内容ですが、まずエレベーター本体、それから改札からエレベーターまでの動線、通路、場合によって改札口の改良等が入ってまいります。これにあわせて鉄道敷内、軌道敷内にあります支障物件等の調査、あわせて平面、縦断、横断、測量作業、それから地質調査を含めた負担金の事業の内容になっております。

これからですけれども、本予算をお認めをいただいた後に、しなの鉄道と協定を締結をし、しなの鉄道において、ただいま申し上げました協定の内容に基づきまして概略設計の作業を進めていただく、そんなことを想定しております。

次に地籍調査の関係でございますけれども、まず、今どんな状況かということでございますが、実はこの3月の東北地方太平洋沖地震の発生に伴って大規模に地殻が変動している、そういったことから、かなりの広範囲にわたりまして地籍調査で行っているもの、認証を取る段階にあるものについては現在、手続を経ないと次の手順に進めない、そんな状況になっています。

具体的には、坂城の場合には網掛公民館西側、網掛3区というふうに申し上げていますが、その箇所と坂城地区では四ツ屋周辺、その2カ所で地籍調査の今、作業を進めています。その中で現地の測量作業が終わり、網掛については、その成果に基づいて、認証と言いますけれども、地籍調査前と調査後の成果について関係者の皆さんにすべての確認作業が完了いたしました。

また加えまして六ヶ郷用水、県道、そういった公共用地につきましても管理者と土地の地籍調査前後の確認が完了しておりまして、直ちに県の方へ認証の手続を行い、調査後の結果でよろしいという承認をいただいて法務局に登記を持ち込む段階に実はあるわけですが、地震の影響によって坂城の測定のデータが公に認められている誤差の範囲内かどうかを検証しなければ次の作業に進めることができない、そんなことから今回、検証測量を実施をしておりますというものでございます。

具体的には、それぞれ細かな数字がございますけれども、地籍調査で網掛、そして四ツ屋の箇所で、それぞれ網掛では720筆、坂城地区では637筆という筆がございますけれど

も、その中の三角点、地形測量の根拠となる図根点、また各筆の境、これを抽出によって一定の割合で検証作業を行って、地震前にはかった数値と現在の数値が誤差の範囲におさまるかどうかというものを確認をして認証作業を進めていく、そんな形になります。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 私からは18ページから19ページにかけましての小学校総務費に関するご質問の部分でございます。

調査委託と、それから校舎等改修工事につきましては、議員さんご質問のございましたとおり、まず、ごみ焼却炉の中で坂城小学校のところから撤去を取りかかっていたいところでございます。

調査につきましては、まず状況把握ということでダイオキシンの濃度を調査する調査経費でございます。それから校舎等の改修工事の中で焼却炉の撤去、処分というような状況ですけども、この部分に関しましては、解体撤去という工事の部分、それから工事中のサンプリングというような部分、それから廃棄物の処理、収集運搬、そして最後に作業後のサンプリングというような状況の中で、おおむね420万円というようなところで予定をしているところでございます。調査の終了後すぐに撤去の業者を定めて進めていきたい考えでございます。

それから19ページでございます。耐震改修の部分の大規模改修に係ります実施設計の費用の予算化でございます。

やや安価ではないかというようなご指摘でございますが、実施設計につきまして、0からの実施設計でありますと、かなり費用のかかるかと思われるんですけども、今回の場合につきましては、耐震診断のデータ等があるというような状況の中で、これらを活用することで、この金額でできるというような状況となっております。以上です。

4番（塩野入君） 最初にまず採用試験の件でありますけれども、これは1年以上即戦力になるというけれども、1年以上で即戦力になるんでしょうかね。10年とか20年とかそういう形の中で役場に入って1年以上という言い方をしているから、1年以上の人が入ったら、その人、即戦力になりますかね。私は、そういうところで1年以上というのはよくわからないんですね。

それから私は一応44歳で課長の職について退職前18年、その直後勤めてはいますがけれども、自分自身が若いということで、それは辛酸をなめていますけれども、全然役場の業務に支障があったなんていうことは恐らくないと思うんですね。当時、右肩上がりの社会情勢でしたから、私らより上の人がない、そこへ私ら団塊の世代が入ってきて、そして今と同じような現状があったんですが、別に今まで支障があったという、そういうことがないような気がするんです。そういうところに見るのであって年齢構成で調べるなんていうのは、ちょっともう少ししっかり検討しなければだめだと思うんですね。せっかく町の門戸を開く前に

入り口でそうやって制限をしちゃうということ自体も私はどうかと思うんですね。やはりそういうことをしっかり見ながらやっていかなければならない。

ただ、そういう中で私らが18年もやっているから次の世代の人たちが上に行けない、そういう支障はあります。ただ、それはこういう試験でやるのではなくて、例えばヤマトホールディング式人事というのがあるんですね。これは何をするかといたら幹部を番号をつけるんですね。そして点数をつけて下の何番かは必ず下がる。だから必ず幹部の職があくわけですね。Jリーグで1部、2部の入れ替えがありますけれども、上のリーグは必ず下がる。2部は必ず上がる、ああいうシステムを取り入れているんです。だから取り入れると、何とんでもあきのポストが必ず出てくる。だから、やれる人ができる。その人事の循環みたいなもの、いわゆる年功序列のトコロテンの打破ができる。こういうこともあるんですから、いろいろなことを考えてやってもらわなければ、私は今だけのやつでは何かちょっと片手落ちかなという気がするんですね。それで、また同じことをこれからもやるんでしょうかね。1年の間に、今回多分1人欠員か何かでおやりになるかと思うんですけれども、そういうのがあるのかどうか、それをちょっとお聞きします。

それから会計管理費のコンビニの関係であります。両方合わせると685万円という大きな金額になります。さらにこれは手数料のときには、そのときそのときで負担もありますので、着実・確実に成果を上げてもらわないとならないわけであります。

ここで補正を組むということは24年度から動き出すことになるんだろうと、このように思いますが、これだけのお金をかけて納税の利便性や、22年度決算では2億5千万円の収入未済額がある、滞納の解消にどうやって行動していくのか。ただコンビニができましたから、どうぞやってくださいよみたいではなく、それをちゃんとしっかり行動、町としてどう攻めていくか、アクションプランみたいなものをつくってしっかりやっていかなければ、685万円の成果が出ないような気がする。その辺どうお考えになっているか。

それから住民基本台帳ですが、これは法改正に伴うシステム改修であります。市町村に一般財源だけで賄うことになっているんですが、特定財源だとか、あるいは交付税など何にもないのか。担当課長として、どうお考えなんでしょうかね。国の法改正の基準ですから、ここへなしなしの坂城町の一般財源だけで、どうなんでしょうかね。やはり一財だけの厳しさというのは町村会なんか通じて国の方へしっかり意思表示しないと市町村へ負担をかけては大変だと思うんですが、その辺どうでしょうかね。ということであります。

それから、今しなの鉄道、協定を締結するということでもあります。これは事業化に向けて具体的に取組んでいくということですが、協定の中身、今現在でどう結ぶのか、具体的な方向に向けて現時点で概略どんな段取りで進めようとしているのか、それをお聞きをいたしたいと思います。

それから地籍調査について、これもすべて一財対応で241万6千円、結構な額。今、地震保険も日の目を見る世の中でありますから、何か特別控除の対象になっているのかどうか、何か特定財源的なものがないのかどうか、その辺もちょっとお聞きをしたいということであります。

それから焼却炉の関係ですが、焼却炉は1基でしょうかね、事前に何社かに見積をとって、その結果でこうなって、なぜ今ここですぐ補正をして、ここでやらなければならないのかどうか、その辺もちょっとお聞きをします。

あと耐震ですが、データの活用があったということでありますが、私も村上小学校のOBでありますから、ひとつしっかりお願いをしたいと、これは回答は要りませんが。以上お願いします。

副町長（宮下君） 最初にご質問のありました即戦力という形で今、社会人募集をさせていただいております。これにつきましては、社会人経験をされた方という形で求めています。

1年以上ということで1年たっていれば即戦力かというお話です。おっしゃるとおり即戦力というのは、うたい文句ということで考えていただきたいなというふうに思います。一次試験の中では新卒者の試験を行っています。その方々の中には当然落ちた方もいらっしゃるわけですが、二次募集をかけるにあたりまして、そういう方にやはり配慮しなければならないという中では今、私どもは即戦力の社会人経験をされた方に入らせていただきたいなということで考えております。

それにつきましては、なぜかという、先ほど総務課長も申しましたが、職員構成の中にはばらつきがございます。そういった中で過去、そういった中では大変大人数のいたところもあります。それが現実です。支障がなかったというふうに先輩の塩野入さんからそういうふうに言われましたが、当時ここにいたのは課長として10年以上経験をしている、いうならば参事、副参事の方がここにずらっと並んでいました。今現状どうかというと、参事は1名です。10年先ここにいる職員で参事として残るとするのは1名いるかいらないか、そういう状況でございます。

また、それにつきましては私たちがどうやって職員を育てていくのかという部分はございます。現実的にこれから将来この町を任せていくにあたっては、凹みのあるところにどうやって入れていくのか、それは新卒ではそこには入っていかないということでもありますので、そこにある程度の緩やかな枠を設けて、この期間の方を採用したいということで申し上げているものでございます。そういったことをご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから先ほどご提案がありました、例えばサッカーのようなJリーグというような形で入れ替え制という形がありました。そういうことも行われていけばそういうこともあるかもしれませんが、私どもとしては、そういったことを見込んだ上での昇格・昇任とい

う形のものを考えてまいりたいというふうに考えております。

状況によりまして、こういった部分での社会人枠という形の中の採用は今後も行われるというふうに考えております。

収納対策推進幹（春日君） それではコンビニ収納導入により、どのように行動していくかということについてお答えいたします。

コンビニ収納が導入されますと、納付できる場所ですとか曜日、時間が格段に広がります。納付機会の増によりまして利便性が図られ、住民サービスの向上が図られる点、それから納付機会の広がりによりまして期限内納付ということで納期限内に納付していただく方が増加されることが予想されます。それによりまして督促状の発送ですとか、そういう事務が軽減されることも見込まれます。また、そういう納付機会の増加によりまして確実に滞納の方も減っていくのではないかとこのように予想をしております。これにつきましては、取り組みの実習にあわせて広報、有線等で大いにPRをしていきたいというふうに考えております。

また滞納の解消に向けましては、よく滞納者の方、忙しくて納めに行っていない、近くに金融機関がない、また金融機関の営業時間内に行っていないというようなことで、言い訳といいますか、おっしゃられますので、そういう方に対して年中無休で、どこのコンビニでも納められますというようなことで納税折衝ができるということで、これは大いな利点でございます。この利点を大いに生かしてこれからの滞納の解消に努めてまいりたいと思います。それにつきましても町の町税等滞納整理計画の中でコンビニ収納を位置づけて対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（宮島君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時14分）

議長（宮島君） 再開いたします。

住民環境課長（塚田君） システム改修に係る費用は一般財源だけかというご質問でございますが、平成21年7月に交付されました法律ですけれども、その後、全国戸籍事務協議会の総会におきまして、ぜひ国の負担でということに要望をいたしました。その結果、交付税による措置を行うと国からの回答をいただいているということでございます。以上です。

建設課長（荒川君） まずエレベーターの関係でございますけれども、しなの鉄道と坂城駅エレベーター新設に伴う概略設計作業ということで協定を締結をし、しなの鉄道において入札の準備を進めて設計作業をまとめていただくと、そんな段取りになろうかと思っております。

続きまして地籍調査の関係であります。県等に検証作業にあたって確認をしてはおりますが、財源のお話は特段ございません。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 坂城小学校の焼却炉の基数でありますけれども、これは1基でございます。

ます。

それから、なぜ本議会での予算計上かという部分でございますが、9月の議会の一般質問でご指摘をいただいた部分がございます。町におきまして、これは一日も早く撤去するという方針を固めたところでございます、まずできる坂城小学校から取り組んでいきたいということでございます。残りの2校につきましては、大規模改修、改築というような中で進めていきたいというふうな考え方を持っているところでございます。以上です。

申し訳ございませんでした。今回の見積りに関しましては廃棄物の処理というような状況の中で、現在のところ1社からの見積りとなっているところでございます。

12番（池田君） 14ページの一番下のところの款3の観光費の中で、説明の中で設置状況の調査というようなことで、たくさんでもないけれども、載っているわけですけれども、どのような調査をするのかということと、それから20ページの款4文化財保護費という中で、説明の中で保存処理委託とありますけれども、これは委託するんだからどこかへ出すんだと思うんですけれども、その説明と、もうひとつその次のページの款10の中の目1、節15体育館等とバリアフリーの改修工事とあるわけですけれども、この3点をお願いしたいと思います。

産業振興課長（小奈君） 私の方から観光案内板の設置につきましての調査事業の中身について申し上げます。

臨時職員の1名の雇用の中で公共施設案内看板、これは観光関係であったり史跡等の案内、町内にあります。また公共施設啓発看板等これらの大きさ、形状等を撮影し、また調査する中でデータベース化を行う、その上で撮影したデータを活用してまた地図上にも設置位置を図示していくという中で今後の展開に向けて基礎データをつくっていききたいというものでございます。

教育文化課長（柳澤君） 私から、まず20ページの文化財保護費の中の保存処理委託という部分でございます。

この部分につきましては、鉄製の文化財の保存という部分で金属なので劣化をしてしまう可能性がありますので、この部分を劣化を防ぐための保存処理を行うというような状況でございます。

それから21ページの体育館等のバリアフリー改修工事でございます。

今回の部分につきましては福祉センター側からの移動を考えたときに、体育館に入りますには東側にありますスロープを利用することになってしまいまして、利便性の向上性があまり図られていないというような状況でございます。西側にも車椅子対応のスロープを設置したいということで、その部分の経費を増額をさせていただきたいというところでございます。以上です。

12番（池田君） 1点だけ再びお願いしたいと思うんですけども、文化財処理委託というところで、この間振興公社の方へちょっと用があって行ったわけですけども、振興公社の方ではちょっと職員がいなくて用が足りなかったんですが、あそこに立派な土器をまとめてきれいにつくってあるんですけども、あれがあのような奥にあれば、せっかく観光資源になるようなものだと思うんですけども、あそこの部分にあったのでは誰も見るあれもわからないし、さっきの14ページの観光のようなところにも大きな看板を立てるとか、あの立派なものをもうちょっとうまいところに持っていくとかというような方法は考えられないかということをお聞きしたいんです。

これはさっきの1日ですか、監査委員さんの方から観光について観光資源の発掘を望みますというような項目もある中で、ああいう立派なものが坂城町にありながら、立派なものの中に今のベシアさんのあそこのところに青木下遺跡というのがあって、あのくらい新聞で報道されて皆さんが見てもらったというような土器も形づくられて本当にきれいになっているんですよ。私もこのごろ初めて見たわけですけども、ああいうものがもうちょっと町の観光資源として出せないかということをお聞きしたいと思うんですけども、どんなものでしょうかね。

教育文化課長（柳澤君） 今の部分に関しましては、文化財センターにあります青木下遺跡の発掘された展示というようなところかと思われるんですけども、展示につきましては見られる方にはお褒めをいただいている部分もございます。

ただ、展示してあるというところをちょっと知られていないという部分はあろうかと思えますので、今後PRも含めて検討していきたいと思えます。

9番（大森君） 3点についてお尋ねいたします。

12ページ、款6項1目3農業振興費の中の説明で010605の地域営農推進費、この30万円のうちデザイン等の委託として10万円が計上されておりますが、どのようなデザインの内容なのかご説明願います。

次に14ページ、款7項1目3観光費、これまでお2人からも質問がありましたが、もう少し中身を具体的に質問いたします。

臨時職員を雇用するというわけですが、どういう方を雇用するのかということが1点、それからその期間はどのぐらいの期間を雇用するのか。やる内容はデータベース化ということでございますけれども、びっくりしましたが、今ごろデータベース化しなければいけないのか。それぞれのところに設置したところは地図上には落とされて職員もわかると思うんですが、これについて今これをやる意義は一体どうなのかについてお尋ねいたします。

最後に15ページ、款8項2目2道路維持費、除雪にかかわる点でございますけれども、これについて建設業者の皆さん、少なくなってきました。廃業されたりしております。

この点で本当に町道、そして生活道路の除雪は可能だというふうに思うわけですが、その点について一部取り残しがあるかどうか、その点についてご説明願います。

産業振興課長（小奈君） まず地域営農推進事業、デザイン等委託について申し上げてまいります。

現在、県で「おいしい信州ふード（風土）」という宣言を行いまして、見える化という中でさまざまな県の把握している地域資源を活用したフード、食品関係の小冊子を発行しております。さらにこの事業を地域化していく中で長野県全市町村に各市町村限定のおいしいものを載せたものを作成し、発信していきたいとの県からの申し出がございます。県の申し出に沿って、今回既にできております県の「おいしい信州ふード（風土）」の中に坂城町のおいしいもの、これを載せて発信していきたいと考え、今回その部分のデザインを予算により委託したいと考えているものでございます。

次に観光費、この中身でございます。観光費の観光看板の設置につきましては、緊急雇用促進事業、こちらの方の活用という中で展開してまいります。要件に沿ってハローワーク等をお願いしながら雇用していきたいと考えているところでございます。43日間の勤務ということで考えております。また本来この案内看板設置につきましては、職員提案に基づきますチャレンジSAKAKI、こちらの中でも課題等提起がされる中で、ぜひこれはわかりやすく、よりよい場所への設置も含めて展開をしていきたいということで今回その部分の基礎調査ということで補正をお願いするものでございます。

建設課長（荒川君） 道路維持一般経費の除雪の関係でございますが、町内34路線、総延長にいたしまして約33kmになりますけれども、町内の、特に今年度におきましては、ぜひ町内でできる業者さんということでお願いをいたしまして、従前の建設業者の皆さんに加えて観光地で建設機械をお持ちの方にも実はご参画をいただいております。また融雪剤の散布につきましても、これは町内の主要幹線でございますけれども、これにつきましても町内2業者の方に2工区に分けて融雪剤散布ということでお願いをし、万全を期してまいりたい、そのように考えております。以上です。

9番（大森君） まずデザインの関係でございますけれども、10万円で全県的においしいものの発信をするということですが、当坂城町では何を売りにしてこれに載せるのか、そして品数として何品載せるのか、これについてご説明願います。

それから観光費の案内板の件ですけれども、ハローワークで募集するということではありますが、ただデータベース化するだけの仕事なんですか。それとも先ほど課長の答弁の中で、これを活用してもっと広い範囲での案内板の設置場所とか、あるいはどういうふうに表示していけばいいのかという、そういうことまで考えているというお話ですが、この臨時職員の方はどこまで担当されるのかをお尋ねいたします。

あるいは資格がある人、例えばパソコンの何級だとか、そういう資格のある人を求めているのかどうか、これについてもご説明願います。

あと除雪の件で住民の皆さんの融雪剤など使ったの協力ということもあるんですが、大雪にならないように期待するしかないかなというふうに思います。以上の点についてご説明願います。

道路維持費については結構でございます。

産業振興課長（小奈君） まずデザイン等委託につきましては、当町は、ねずみ大根、またホワイトアスパラガス、それだけでなく、さまざまな農産物を活用した食品、こういうものが幾つもございます。できるだけ多くのもを取り入れて載せていきたいということで、今後そのデザインの相談をしていきたいと考えております。

また観光案内看板設置状況調査ですが、あくまでも今回の中での補正につきましては、臨時職員1名分の雇用という中で、設置の現在の状況についてカメラで押さえていただく、それをまたカメラで押さえていただく中でデータの方へ落とし込んでいただく、このような作業をやっていただくと考えております。雇用期間についても3月半ばごろまでかと考えております。また、その後は4月以降それを関係課にも打ち合わせさせていただいて案内看板の次の内容等考えていきたいというふうに考えております。

失礼いたしました。当然こういう作業であるというお話をハローワークの方を通じて出させていただきます。そういう中で作業に適する方を雇用していきたいと考えているところでございます。特に資格という形では考えておりません。

11番（塚田君） 13ページの款6の林業総務費の中ですが、臨時職員というのが出ていますが、臨時職員、何をやらせるのか、どこで何をするのか、お答えいただきたいと思います。

その下に庁用備品とありますが、説明の中に、18001、これは多分チェーンソーかと思うんですが、その辺お答えいただきたいと思います。

産業振興課長（小奈君） 林業総務一般経費、こちらにかかります臨時職員、庁用備品いずれも24年4月1日完全施行されます森林法、これに基づきまして、今回、一般質問の中でも若干ございました、森林の整備にかかります中で所有者、所有している方が今どういう状況か、こういう森林簿、こういうものを整備、これを国の方で一括しなさいということで今回2分の1の補助もいただく中で臨時職員を雇用し、さらに庁用備品につきましては、それにかかりますソフト、これが必要なものがございます。そういう中で森林法に基づく森林簿整備という中で展開をしていくものでございます。

失礼いたしました。備品につきましても、それに係るソフト、それに係るパソコン、これらのものでございます。

（進行の声あり）

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第60号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第61号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

3番（西沢さん） 国民健康保険特別会計補正予算についてお尋ねいたします。

歳出のほとんどが療養給付費という内容になっています。今この時点で多額の療養費の補正をもるといことは何かそれに対する理由があったのか。現状の把握をどういうふうにされているか、まずお尋ねいたします。

福祉健康課長（塚田君） お答えを申し上げます。

今回、国保の療養給付費あるいは医療費の補正をお願いをいたしました。現在、国保については世帯数、被保険者数ともに全体とすれば減少傾向であります。退職に該当する方、いわゆる団塊の世代の方が2年間の任意継続を終了して国保に入られてこられるという方が大分増えているという中で、そういった方が場合によって、ある程度時間ができて受診をする機会が増えてきたのかなど、そんなふうなことで見ております。そういった方の受診者数の増加というものがひとつの要因かというふうに思います。

それから、これは年によってということはあるんですけども、前半の中でかなり高額の方が増えていると、前年比増えているという状況であります。例えば心臓のバイパス手術の方が前半の中でお2人ほどいらしたとか、ひとつの例を言えばそんな形ではありますが、かなり高額という部分がありまして今回、高額の療養費についても補正をさせていただきたいということをお願いをしております。通常は最後の3月補正の中で調整ということでありましたけれども、そこまで少しもたない状況が出てきているという中で今回お願いをいたしました。以上です。

3番（西沢さん） 今のお話ですと、高額な部分が増えているというようなことでございました。大きな原因がなくても自然増みたいな形で療養費が増えてくるということは、やはり国民健康保険全体にとっても大きな問題であると思います。これからインフルエンザとかいろいろな流行性のものの流行期を迎えて国全体が流行すると当然坂城町の国保の会計にもすごく大きな影響が及ぶというようなこともございますので、現在何か対策というか、PRというか、そういうことを考えておいでになるか。内容によっては来年の税率なんかにもすぐ響いてく

る内容ですので、何かそんなことを考えておいでになるようでしたらお答えいただきたいと思ひます。

福祉健康課長（塚田君） お答えをいたします。

現在、いわゆる流行性の病気というような中での医療費の増ではないということであります。これからそういう時期ということで心配されるわけでありますけれども、そういったことのために基金があるわけですが、今回基金の取り崩しも一部お願いをして残高についても約1億1千万円ほどというような状況になっております。おっしゃるようこのまま推移していきますと来年の税率はどうなるかと心配になってくるわけでありますけれども、このところ、ちょっと後半に入りまして少し落ち着きを見せているという状況ではございませす。

特別なPRということでは特段この時点では考えてはおりませすけれども、いずれにしても医療費を抑えていくというのが今、国民健康保険の中ではやっつけていかなければいけない一番のことではございませすので、医療に今後とも重点を置きながら進めてまいりたいというふうには考えております。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第62号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第63号 平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（宮島君） 次に追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第5号 TPP（環太平洋連携協定）参加への撤回を求める意見書について」から追加日程第4「発委第8号 ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求める意見書について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたしたいと思ひます。

職員に議案を朗読いたさせませす。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めませす。

初めに10番 中嶋登君。

10番（中嶋君） 発委第5号「TPP（環太平洋連携協定）参加への撤回を求める意見書につ

いて」。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

TPP（環太平洋連携協定）参加への撤回を求める意見書。

野田首相はアジア太平洋経済協力会議（APEC）に臨むにあたり、アメリカとの協議で「主張するものは主張し、守るものは守る」として11月11日、TPP（環太平洋連携協定）の協議参加を表明した。

しかし、TPPは「関税の完全撤廃」「非関税障壁の撤廃」を大前提にしていることから農産物の完全自由化、混合診療の解禁、食品の安全基準の大幅緩和などアメリカの要求を丸飲みせざるを得なくなることは明らかである。

TPPに対し、多くの国民は「食料自給率が39%から13%に低下すれば食料を外国に委ねてしまう」「食の安全が脅かされる」「国民皆保険が崩壊し、安心して医療にかかれなくなる」などと反対している。また各種の世論調査も「政府は十分な説明をしていない」が8割にも達している。

TPPへの参加は国益を損なうばかりか国の将来において取り返しのつかない事態を招く恐れがあり、国民のコンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して強行したことは絶対に許されないものである。

本議会は日本の農業を守り、国民の安全・安心の食料と医療などを維持するため、国がTPP参加交渉を撤回するよう次のとおり要望する。

記

1、「TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入る」とした方針を撤回し、TPP参加に向けた協議を直ちに中止すること。

2、TPPの内容について国民に十分な説明責任を果たすこと。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。私からの趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 続いて趣旨説明を6番 塚田正平君。

6番（塚田君） 私からは発委第6号以下3件の発委がございますが、一括して趣旨説明をいたします。

最初に、発委第6号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。さらに平

成5年度、共済費追加費用については1年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして平成17年度、18年度は約8,500億円が一般財源化された。

しかも平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで平成24年度予算編成においては義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

続いて発委第7号「生活の安心と福祉向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について」。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

生活の安心と福祉向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書。

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきた。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了する。

特に下記に掲げる基金については多くの関係者から事業継続を求める声が上がっている。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金及び基金事業を継続するよう政府に強く求める。

記

- 1、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金。

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続すべきである。

- 2、安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金。

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について、政府は新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

- 3、介護職員処遇改善等臨時特例基金。

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すべきである。

4、障害者自立支援対策臨時特例基金。

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後既存事業の拡充や新たな事業をもり込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

5、地域自殺者対策緊急強化基金。

地域における自殺対策の強化を図るための基金として電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ間なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

次に、発委第8号「ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求める意見書について」。

意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求める意見書。

日本では野生株による急性灰白髄炎（ポリオ）発症例は1980年以降報告がない。しかし、現在年に数人、生ワクチンが原因のポリオ患者が出ている。2010年2月には生ワクチンからの二次感染による患者発生が報じられた。

生ワクチン投与を続ける限り、100万人に2～4人のポリオ患者が発生するとWHOも警告している。また何よりも危険なのは、人体内で変性して強毒化したポリオウイルスから二次感染や三次感染、つまりポリオ再流行を引き起こしかねないことである。国内でも免疫獲得率の低い世代が親になって我が子からの感染が懸念されている。

ポリオワクチンを生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えれば被害は完全に防げる。先進国のほとんどが不活化ワクチンに切り替え、安全性と効果が実証されており、日本は遅れている。

厚生労働省は、この5月26日、不活化ワクチンを早ければ来年度に導入する見通しを示した。このことは大きな前進である。しかし、予防接種制度におけるポリオ不活化ワクチンは来年度を待つことなく早急に導入すること。またポリオ不活化ワクチンの生産体制が整うまで緊急輸入すること。

上記事項を実現することを強く要望する。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

◎追加日程第1「発委第5号 TPP（環太平洋連携協定）参加への撤回を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第7号 生活の安心と福祉向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第8号 ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「閉会中の委員会継続審査の申し出について」

議長（宮島君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定をいたします。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（山村君） 平成23年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

12月1日に開催いたしました今定例会は、本日まで15日間にわたり大変ご熱心にご審議を賜りました。提案いたしました条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、町の公の指

定管理者の指定について、また一般会計及び特別会計補正予算5件すべての議案につきまして原案どおりご決定を賜りました。誠にありがとうございます。

さて、昨日、坂城町第3回松くい虫防除対策会議が開かれ、これからの町の防除対策指針の提言をいただきました。

この提言は、伐倒後放置された被害木、松くい虫被害により保水能力の低減が生じ、土砂災害等の第二次災害の危険性も見逃すことのできない状況が進んでいること、さらに坂城町が空中散布を中止していた3年間、空中散布を行っていた千曲市とその境界を接する自在山、岩井堂山では坂城町側の被害が広がっている状況に鑑み、この提言を委員全員の同意により私宛に提出いただいたものでございます。

また、この提言では、11月25日、長野県の検討部会で最終決定となった空中散布の今後のあり方を踏まえて今後の町の松くい虫防除対策として空中散布の実施を排除せず、その実施にあたっては県の指導を受け、より人体に影響の少ない薬剤、非有機リン系の利用、リスクコミュニケーション等を行い、地域住民の健康に対しての配慮を行うことにしております。

さらに防災面から放置されたままの被害木の除去やチップ材としての再利用についても記載し、防除対策として無人ヘリ散布、地上散布、樹幹注入など複合的に対策を講ずるよう提言されております。

私は、かねてから松くい虫防除対策としては客観的・科学的に、また防災上あるいは健康面に十分配慮した総合的な対策を講じたいと考えております。今回のこの提言を重く受け止めます。来年度以降の坂城町の松くい虫防除対策といたしまして、有人・無人の空中散布を含めた総合的な対策を講じていくことにしたいと思っております。

「先人木を植え、後人その涼を楽しむ」という言葉があります。我が先人が数百年あるいは千年以上の長きにわたって営々と築いてこられたこの郷土、山、川あるいは付随した町の諸産業などを隆々としたものとして後世に受け継がなければならないと思っております。

さて、これから新年度予算の編成期に入ります。今回の議会におきましても種々ご意見を賜りました。厳しい経済環境の中、限られた財政の中でのさらなる事業の重点化、現行事業の徹底した取捨選択を行い、きめ細かくもめりはりのついた予算編成に努めてまいりたいと考えております。

何かと慌ただしい季節でもあります。現在も年末特別警戒期間であり、11日からは警察、安協、交通指導員のご協力でも年末の交通安全運動を展開しております。

なお期間中12日には南条鼠地籍の国道18号線で87歳のご高齢の方が国道を横断中にはねられ、死亡するといった交通死亡事故が発生いたしました。亡くなられた方には心よりご冥福をお祈りいたします。

現在、街頭指導の強化を始めており、今後さらなる交通安全についての啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

26日からは町消防団による歳末特別警戒も実施されます。年の瀬の寒い時期ではありますが、火の取り扱いには十分注意され、またくれぐれも事故に遭わないよう交通安全にもご協力をお願いしたいと考えております。

年末年始にはもりだくさんの行事がございます。議員各位におかれましても健康に十分留意され、よりよき新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮島君） これにて平成23年第4回坂城町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後12時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

TPP(環太平洋連携協定)参加への撤回を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

TPP(環太平洋連携協定)参加への撤回を求める意見書

野田首相は、アジア太平洋経済協力会議(APEC)に臨むにあたり、アメリカとの協議で「主張するものは主張し、守るものは守る」として、11月11日、TPP(環太平洋連携協定)の協議参加を表明した。

しかし、TPPは「関税の完全撤廃」「非関税障壁の撤廃」を大前提にしていることから、農産物の完全自由化、混合診療の解禁、食品の安全基準の大幅緩和などアメリカの要求を丸呑みせざるをえなくなることは明らかである。

TPPに対し、多くの国民は「食料自給率が39%から13%に低下すれば食料を外国に委ねてしまう」「食の安全が脅かされる」「国民皆保険が崩壊し安心して医療にかかれなくなる」などと反対している。また各種の世論調査も「政府は十分な説明をしていない」が8割にも達している。

TPPへの参加は国益を損うばかりか、国の将来において取り返しのつかない事態を招く恐れがあり、国民のコンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して強行したことは絶対に許されないものである。

本議会は、日本の農業を守り国民の安全・安心の食糧と医療などを維持するため、国がTPP参加交渉を撤回するよう次のとおり要望する。

記

- 1 「TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入る」とした方針を撤回し、TPP参加に向けた協議を直ちに中止すること。
 - 2 TPPの内容について国民に十分な説明責任をはたすこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月 日

衆議院議長 横路孝弘

参議院議長 平田健二
内閣総理大臣 野田佳彦
総務大臣 川端達夫 殿
外務大臣 玄葉光一郎
経済産業大臣 牧野幸男

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島祐夫

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして、平成17年度・18年度は約8500億円が一般財源化された。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで、平成24年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月 日

衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 平田健二
内閣総理大臣 野田佳彦
総務大臣 川端達夫 殿

財 務 大 臣 安 住 淳
文 部 科 学 大 臣 中 川 正 春

長野県埴科郡
坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

生活の安心と福祉向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

生活の安心と福祉向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行なわれてきた。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了する。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっている。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金および基金事業を継続するよう、政府に強く求める。

記

1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきである。

2 安心子ども基金、および妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金、および妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

3 介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引上げなどに充てられるよう措置すべきである。

4 障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行なうため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

5 地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月 日

内閣総理大臣	野田佳彦
厚生労働大臣	小宮山洋子
文部科学大臣	中川正春 殿
内閣府特命担当大臣	蓮 舫

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島祐夫

ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等を求める意見書

日本では野生株による急性灰白髄炎（ポリオ）発症例は、1980年以降報告がない。しかし現在年に数人、生ワクチンが原因のポリオ患者が出ている。2010年2月には、生ワクチンからの二次感染による患者発生が報じられた。

生ワクチン投与を続ける限り、100万人に2～4人のポリオ患者が発生するWHOも警告している。また何よりも危険なのは、人体内で変性して強毒化したポリオウィルスから二次感染や三次感染、つまりポリオ再流行を引き起こしかねないことである。国内でも免疫獲得率の低い世代が親になって、わが子からの感染が懸念されている。

ポリオワクチンを生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えれば、被害は完全に防げる。先進国のほとんどが不活化ワクチンに切り替え、安全性と効果が実証されており、日本は遅れている。

厚生労働省はこの5月26日、不活化ワクチンを早ければ来年度に導入する見通しを示した。このことは大きな前進である。しかし、予防接種制度におけるポリオ不活化ワクチンは、来年度を待つことなく早急に導入すること。またポリオ不活化ワクチンの生産体制が整うまで、緊急輸入すること。

上記事項を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月 日

内閣総理大臣 野田 佳彦
厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島 祐夫

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 平成24年度予算編成について イ. 特長と重点施策は	7 番 山崎正志	町 長 教育文化課長 建設課長
2	1. TPP参加で、住民の生活はどう変わるか イ. 自給率10%台で、日本の食料は守れるか ロ. アメリカの対日要求について町はどう考えるか ハ. TPP参加表明は撤回すべきではないか ニ. 自治体として何ができるか 2. 町民が親しむ里山づくりをめざして イ. 里山の現状と課題は ロ. 町民が親しめる里山づくりをどうすすめるか 3. 予防医療を充実させるために イ. 予防医療を中心にすすめる保健師の数の充実を	1 番 塩入弘文	町 長 産業振興課長 教育文化課長 福祉健康課長
3	1. 少子化対策について イ. 町の人口が減っているが対策は ロ. 結婚していない人達への調査と対応は ハ. 共働き世帯のケアは ニ. 子育てで悩んでいる人達のケアは 2. エコ活動について イ. 各家庭での省エネの取組みについて ロ. 役場の省エネは ハ. 公民館、文化センター等の省エネは 3. 買物弱者について イ. 買物が不自由な人への対応は ロ. 町の循環バスについて ハ. 移動車の販売について	5 番 窪田英子	町 長 福祉健康課長 子育て推進室長 住民環境課長 総務課長 教育文化課長 建設課長
4	1. 24年度予算編成について イ. 編成方針は ロ. 実施計画の主要施策は 2. 商業振興について イ. 移動販売について ロ. 商業振興策は	9 番 大森茂彦	町 長 企画政策課長 建設課長 会計管理者 福祉健康課長 総務課長 産業振興課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 健康長寿の町づくりへ イ. がん対策の現状と課題は ロ. 子ども医療費無料化の進捗状況は 2. 在宅福祉サービスの充実を イ. 訪問理美容券について 3. 利用しやすい循環バスについて イ. 循環バスの利用状況は ロ. サービス向上について	2 番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長 建設課長
6	1. 坂城地域防災計画について イ. 応急給水活動の用具の確保 ロ. 給水活動の長期の場合水源確保は ハ. 坂城地域防災計画の見直し 2. さかきバラ公園付近の環境整備について イ. 堤防上に防犯灯の設置を ロ. 野草園を拡大千曲川自然公園に 3. 工事の補償期間について イ. 建設、建築工事の補償期間は	1 1 番 塚田 忠	町 長 住民環境課長 建設課長 企画政策課長
7	1. 学校施設の耐震化について イ. 南条小学校の改築は ロ. 教育環境の質的向上を ハ. 学校施設の防災機能の強化を 2. 森林整備について イ. 町の森林政策 ロ. 森林税について ハ. 松くい虫対策	6 番 塚田正平	町 長 教育文化課長 産業振興課長
8	1. 「緑の山」を守りたい イ. 近隣の市や村との連携は ロ. 松枯れ防止対策の方向は固まったか ハ. 立枯れ、伐倒による災害対策は 2. 土地開発公社の今後について イ. 造成地の最近の動きと見通しは ロ. 残高試算表は作成されているか	1 3 番 柳澤 澄	町 長 産業振興課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 教育環境の整備について イ. 耐震化に伴う小学校の改築・改修について ロ. 児童館について 2. 少子化について イ. 次世代育成支援行動計画について ロ. 不妊治療について	3 番 西沢悦子	町 長 教育文化課長 福祉健康課長
10	1. 平成24年度山村町政の主要施策について イ. 山村町政が際立つ主要施策は ロ. 第5次長期総合計画の取組みは 2. 平成24年度教育行政について イ. 平成24年度主要事業は ロ. 生涯学習や地域芸能などを基盤とする教育、文化の振興	4 番 塩野入 猛	町 長 教 育 長 企画政策課長 教育文化課長
11	1. 少子化対策の根幹について イ. 子宮頸ガンワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの来年度の対応は 2. 通学路の安全確保について イ. 南条小学校上の歩道整備の対応は ロ. 産業道路、若草橋と南側に歩道を 3. 町を元気に イ. プレミアム付商品券に町の補助を	10番 中嶋 登	町 長 建 設 課 長 産業振興課長
12	1. 婦人消防隊について イ. 婦人消防隊は必要か 2. 保育料について イ. 階層区分の細分化を 3. 分館等施設整備事業補助金について イ. 公民館新築補助金の見直しを 4. 循環バスについて イ. 他市への乗入れについて	8 番 入日時子	町 長 住民環境課長 福祉健康課長 教育文化課長 建 設 課 長